

山梨県強靱化計画（素案）

平成27年 月

山梨県

この素案における各種数値は、現時点のものであり、今後変動することがあります。

目次

はじめに	1
第1章 計画の策定趣旨、位置付け	2
1 計画の策定趣旨	
2 計画の位置付け	
3 基本計画との関係	
第2章 基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 事前に備えるべき目標	
3 取組方針	
第3章 脆弱性評価	6
1 脆弱性評価の方法	
2 想定するリスク	
3 起きてはならない最悪の事態	
4 施策分野	
5 脆弱性評価の結果	
第4章 山梨県強靱化の推進方針	17
1 起きてはならない最悪の事態ごとの主な施策（推進方針の項目）	
2 施策分野ごとの施策（推進方針の項目）	
第5章 施策の重点化	42
1 特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定	
2 施策の重点化	
第6章 計画の推進と見直し	52
1 計画の進捗管理と見直し	
2 計画の推進期間	
3 他の計画等を見直し	
（別紙1）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	53
（別紙2）施策分野ごとの脆弱性評価結果	129
（別紙3）起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針	163
（別紙4）施策分野ごとの推進方針	227

はじめに

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。こうした中、国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、施策を推進するための枠組みが整備された。

県においても、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震、富士山火山噴火、豪雨・豪雪等の大規模自然災害に対する備えが課題となっている。このため、国の動きに合わせ、強靱化への取り組みを進めることとし、災害に強く安心して暮らすことができる県土づくりを目指した、山梨県強靱化計画を策定するものである。

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定されるとともに、国土強靱化に係る他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が定められた。

この基本法に基づき、県では、いかなる自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するための「山梨県強靱化計画」を策定することとした。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、本県の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものである。

3 基本計画との関係

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされている。また、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」においては、地域強靱化計画の目標は、原則として、基本計画における目標に即して設定するものとされていることから、計画策定に当たってはこうしたことに留意した。

第2章 基本的な考え方

次のとおり「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「取組方針」を設定する。

1 基本目標

本県における強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり設定する。

いかなる自然災害が発生しようとも、

人命の保護が最大限図られること

社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

本県における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

制御不能な二次災害を発生させない

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 取組方針

本県における強靱化を推進する上での取組方針を次のとおり設定する。

(1) 基本方針

- ・ 本県の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討すること
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと
- ・ 地域活性化等にもつながり、本県の持続的成長の促進に寄与する取り組みであること

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ・ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。また、公共施設やインフラ整備等においては、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮すること

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 県民需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ること
- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものであること
- ・ 財政が逼迫する中、国の施策、民間資金の積極的な活用を図ること

(4) 個々の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること

- ・ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ・ 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮すること

(5) 国、市町村、民間事業者等との連携・協働

- ・ 地域強靱化を効果的に進めるため、国、市町村との相互連携による情報共有の確保、適切な役割分担に努めるとともに、市町村地域計画の策定・実施の支援、促進を図ること
- ・ 地方公共団体や個々の企業における事業継続確保に向けた取り組みが促進するよう留意すること、また、災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、広く連携を促進すること
- ・ 計画の内容が広く県民、民間事業者、市町村に正しく理解され、適切に実行されるよう周知に努めること

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の方法

本県の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本県が直面するおそれがある大規模自然災害に対し、現行の取り組みのどこに問題があるのか脆弱性の評価を行う。

脆弱性評価は、基本計画の策定に際し、国が定めた大規模自然災害等に対する脆弱性評価の指針に基づき実施した。

【脆弱性評価、推進方針の検討の流れ】

想定するリスクの特定

施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために行っている現行の取り組みを分析・評価

推進方針の検討

脆弱性評価の結果に基づき、今後必要となる施策とその推進方針を検討

(起きてはならない最悪の事態ごと、施策分野ごとに整理)

2 想定するリスク

(1) 本県の特徴

ア 地形

県のほぼ中央部には、甲府盆地が位置し、海拔は平均 285m である。

甲府盆地を除くと平地はきわめて少なく、県土の約 8 割が山地であり、盆地の周囲は関東山地、南アルプス、御坂山地、富士山、八ヶ岳、奥秩父連峰に囲まれている。

周囲の山岳に源を発する諸河川は急勾配で、主要河川に到達するまでの距離は短く、出水期には山地に豪雨が集中するため、下流地域に大きな被害をもたらしている。

1 級河川 3 水系 601 河川

富士川水系(笛吹川、釜無川等 駿河湾に注ぐ)

多摩川水系(丹波川、小菅川等 東京湾に注ぐ)

相模川水系(桂川、道志川等 相模湾に注ぐ)
2 級河川 9 河川 総延長 2,095.6 km

イ 地 質

本県の地質は

- ・中生代白亜紀から新生代古第三紀四万十帯
- ・新生代新第三紀西八代層群、甲府花こう岩体等
- ・第四紀半固結～未固結堆積物、火山噴出物等 で構成されている。

四万十帯は、甲府盆地周辺の山岳に露出し、泥岩や石灰岩等からなり、付加体を形成している。最近 100 万年以降隆起と削剥が活発になっており、山地崩壊が起こりやすい。

西八代層群等は海底火山噴出物と海底堆積物からなり、変質しており、断層も多くあり地すべりが発生しやすい。また、甲府花こう岩体は風化が深部に及びやすく深層崩壊、崖崩れが起こりやすい。

第四紀層は甲府盆地周辺丘陵を構成する半固結層や甲府盆地を埋める未固結のレキ層や砂層等からなる。甲府盆地の未固結層は液状化を起こしやすい。また、富士川・桂川沿岸にも段丘を作る未固結なレキ層等が露出する。火山としては、黒富士・茅ヶ岳、南八ヶ岳、富士山があり、富士山は活火山として分類されており、噴火の可能性が指摘されている。

ウ 気 象

本県の気候は、気温の日変化が大きく、甲府盆地等では夏の暑さと冬の冷え込みがともに厳しい、降水量は盆地で少なく山地等で多い、風が弱い、空気が乾燥するなど、内陸気候の特性を示す。

気温は盆地や富士川流域南部で高く、富士五湖地方や八ヶ岳山麓等の高冷地といわれる地域で低い。降水量は盆地から八ヶ岳山麓にかけて少なく、年間 1,000mm から 1,200mm であるが、富士五湖地方や富士川流域南部等は多雨地域で、盆地の 2 倍以上にあたる 2,400mm に達するところがある。風は県内全般に弱いですが、寒候期に冬型の気圧配置となると、盆地や八ヶ岳山麓では強い

北西の季節風が吹く。盆地を中心に日照時間が多く、全国的にみても多照地域となっており、また、冬から春にかけて空気が乾燥する。

気象災害は、台風によるものが最も多く、次いでひょう害、凍霜害、低気圧と前線によるものの順になっている。

エ 人口

本県の総人口は、第二次世界大戦中に急増した後、1955（昭和30）年から1973（昭和48）年のいわゆる高度経済成長期は減少傾向であった。これは、雇用機会を求め、県外への人口流出が主な要因と考えられる。

その後、1970（昭和45）年頃から2000（平成12）年頃まで人口増加が続き、ピーク時（2000（平成12）年9月）には、89万人台まで達した。

これは、本県において、1970年～1980年代に大規模工業団地が整備され、1982（昭和57）年に中央自動車道が全線開通したことにより製造業を中心に雇用環境が向上したことが主な要因と思われる。

2000年代からは、少子化の進行や経済のグローバル化など社会情勢の変化による転出超過を背景に人口は減少に転じ、2015（平成27）年10月現在で834,065人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現状のままで推移した場合、2040（平成52）年の総人口は約666,000人になると推計されており、2015（平成27）年と比較して約2割減少すると見込まれる。

このため、本県では人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり持続的に展開する社会を実現するために、東京圏に隣接し、豊かな自然環境を有する本県の優位性や、2027年（平成39年）に開業するリニア中央新幹線等の整備効果を十分に生かし、地域の活力を維持・向上させていく取り組みを展開していく。

オ 産業

本県の産業構造は、昭和40年代前半頃までは農林業が中心であった。特に農業は、昭和30年代までは東京等の大市場に接しながらも交通の便が悪く、また平地の少なさなどから養蚕が中心であった。しかし、1958（昭和33）年、国

道 20 号に笹子トンネル（新笹子隧道）が開通したことを契機に、桑畑からブドウなどの果樹への転換が急速に進み、果樹王国やまなしが築かれることにつながった。本県の工業は、全国的にも有名なジュエリー、ワイン、織物、印章、和紙をはじめとして、本県の風土に根ざしたさまざまな地場産業があるが、1982（昭和 57）年に中央自動車道が全線開通すると、大手を含めた企業立地が進み、それ以降、機械電子産業を中心としたものづくり産業が急速に発展した。

また、本県においても年々サービス産業化が進展しており、商業や観光関連産業等の対個人サービス業等の拡大によって、平成に入ると就業者の半数以上が第 3 次産業で占められるようになった。

カ 交通

本県は東西に横断する中央自動車道及び JR 中央線によって、東京神奈川方面並びに長野県南部を經由して中京圏にアクセスできる。特に中央自動車道の利用により、首都高速の入口である高井戸インターチェンジ（以下「IC」という。）まで、甲府南 IC からおよそ 80 分、県境の上野原 IC からは 40 分弱の時間距離にある。

しかし、中央自動車道上野原 IC 以東については、都心から放射状に伸びた高速道路ネットワークの中で唯一 6 車線化されておらず、ここで発生する慢性的渋滞が、首都圏全域に経済的及び時間的な影響を与えている。

また、2027（平成 39）年のリニア中央新幹線の開業が、国内外との交流の拡大や新たな産業の創出につながることを期待されている。

(2) リスクの特定

基本計画と同様、大規模自然災害を対象とし、特定する自然災害は、地震（南海トラフ地震、首都直下地震等）、富士山火山噴火、豪雨・豪雪とする。

ア 地震（南海トラフ地震、首都直下地震等）

(ア) 南海トラフ地震（うち、東海地震）については、発生の切迫性が指摘されており、県内ほぼ全域の25市町村が、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある防災対策推進地域に指定されている。

(参考: 25市町村の内訳)

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町

(イ) 首都直下地震については、発生の切迫性が指摘されており、東部を中心とした14市町村が、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある緊急対策区域に指定されている。

(参考: 14市町村の内訳)

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、同郡丹波山村

(ウ) 活断層による地震（釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曽根丘陵断層地震、糸魚川 - 静岡構造線地震）については、発生した場合本県に及ぼす影響が大きいと予想される。

災害履歴（明治以降の主な災害）

1891(明治24).12.24 山梨・静岡県境を震央とする地震(M6.5)、北都留郡で地割れ数ヶ所、家・土蔵の壁落ち、落石あり

1918(大正7).6.26 神奈川県西部を震央とする地震(M6.3)、谷村町(現都留市)で石垣崩壊、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鯉沢町(現富士川町)でも、土蔵壁脱落等7~8ヶ所

1923(大正12).9.1 関東大地震(M7.9 甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3ヶ所

- 1924(大正 13). 1.15 丹沢地震(M7.3 甲府震度 6)、県東部で負傷者 30 人、家屋全壊 10 棟、半壊 87 棟、破損 439 棟、水道破損 60 ケ所
- 1944(昭和 19).12.7 東南海地震(M7.9)、甲府市付近で負傷者 2 人、家屋全壊 26 棟、半壊 8 棟、屋根瓦落下 29 ケ所等(山梨日日新聞)
- 1983(昭和 58) . 8 . 8 山梨県東部を震央とする地震(M6.0)、県東部を中心に 19 市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者 5 人、住家半壊 1 棟、一部破損 278 棟、田 147 ケ所、農林業用施設 55 ケ所、道路 21 ケ所、商工被害 78 件、停電全世界帯の 66%等、被害総額 3 億 5 千万円
- 2011(平成 23).3.11 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)(M9.0) 県内最大震度は 5 強(中央市成島、忍野村忍草)を観測。軽傷 2 名、住家の一部損壊 4 棟、断水 4,780 戸、停電 14 万 5 千戸
- 2011(平成 23).3.15 静岡県東部を震央とする地震(M6.4) 県内最大震度は 5 強(忍野村、山中湖村、富士河口湖町)を観測

イ 富士山火山噴火

(ア) 気象庁の定義による活火山とは、概ね過去 1 万年以内に噴火した証拠がある、又は、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、110 の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山も、1707 年に噴火記録(宝永噴火)があるので、活火山である。

富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周辺には多数の県民・観光客等が生活又は来訪しているため、大規模な噴火の場合、影響は広範囲に及び、中小規模の噴火でも影響を被ることが予想される。

(イ) 火山現象としては溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火災泥流、噴石、降灰、降灰後の降雨による土石流が想定されている。また、影響予想範囲は、富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町と広範囲にわたり、降灰後の降雨による土石流が予想される降灰後危険予想範囲市町村には、甲府市など 8 市町村が含まれている。更には過去の歴史を遡ると、降灰については本県のみならず、静岡県及び首都圏への影響が予想される。

また、富士山は、火山噴火予知連絡会によって、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な 50 の火山に選定されている。

災害履歴

- 781 (天応 1). 7. 6 富士山が噴火し、麓に降った灰で木の葉が枯れる(続日本紀)
800 (延暦 19). 3.14 富士山が噴火する (日本紀略)
802 (延暦 21). 1. 8 富士山の噴火が甲斐・駿河両国より報告(日本紀略)
864 (貞観 6). 5 ~ 富士山大噴火、溶岩流が本栖湖を埋める(日本三代実録)
937 (承平 7).11) 富士山が噴火し溶岩が湖に流れ込んだことを甲斐国が報告する(日本紀略)
1032 (長元 5).12.16 富士山が噴火する(日本紀略)
1083 (永保 3). 2.28 富士山の火山活動が記録される(扶桑略記)
1707 (宝永 4).11.23 未明から富士山大噴火、宝永山が出現する(宝永大噴火)。11月23日より12月8日まで、富士山が焼け出し近国に灰や砂を降らし厚さ丈余となる、あるいは7尺8尺、灰が降る国は日中も暮れのごとし(塩山向嶽禅庵小年代記)

ウ 豪雨・豪雪

- (ア) 本県は周囲を3千メートル級の峰々に囲まれ、急峻な地形を有しており、本県の災害の歴史を見ていくと、台風等の豪雨による河川の氾濫、土砂災害等により大きな被害を被っていることがわかる。
- (イ) 豪雪災害については、平成26年2月の豪雪で、物流ルートが寸断され、陸の孤島となり物資の不足をきたすなど、本県の脆弱性を痛感したところである。

災害履歴 (明治以降の主な災害)

- 1898(明治 31).9.6 ~ 8 県下大水害 死者 150 人
1907(明治 40).8.22 ~ 29 県下大水害 死者 233 人、家屋全壊・流出 5,767 戸
1910(明治 43).8.2 ~ 17 県下一面大洪水 死者 24 人
1912(大正 1).9.22 ~ 23 台風 死者 54 人、家屋全壊 2,601 戸
1922(大正 11).8.23 ~ 26 台風 死者 55 人
1934(昭和 9).9.18 ~ 21 室戸台風 死者 13 人、全壊・流失家屋 507 戸
1935(昭和 10).9.21 ~ 26 前線と台風 死者 39 人
1936(昭和 11).9.26 ~ 27 前線と低気圧 死者 22 人
1945(昭和 20).10.3 ~ 11 前線と台風 死者・行方不明 36 人、全壊・半壊家屋 256 戸
1959(昭和 34).8.14 台風 7 号 死者 90 人
1959(昭和 34). 9.26 台風 15 号 (伊勢湾台風) 死者 15 人

- 1966(昭和 41). 9.25 台風 26 号 死者 175 人
- 1982(昭和 57).8.1～3 台風 10 号 死者 7 人
- 1991(平成 3).8.20～21 台風 12 号等 死者・行方不明 8 人
- 1998(平成 10).1.8～16 県下に 3 回にわたり大雪、14 日～16 日にかけての積雪が、甲府で 49cm、山中湖で 120cm などを記録、死者 3 人
- 2014(平成 26).2.13～15 観測史上最大の降雪、最深積雪甲府 114cm、河口湖 143cm、死者 5 人、家屋全壊 13 棟（消防庁調べ）

エ その他

また、こうした大規模な自然災害は、同時発生などにより複合災害になることも想定しなければならない。

3 起きてはならない最悪の事態

強靱化計画の策定に当たっては、地域を強靱化していく上で目標を明確にしていく必要がある。このため、脆弱性の評価に当たっては、第 2 章で設定した基本目標及び事前に備えるべき目標に、起きてはならない最悪の事態（以下「最悪の事態」という。）を想定した上で行うこととし、基本計画に揚げられている 45 の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本県の地域特性等を踏まえ、30 の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

下段 事態の補足説明

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(30 事態)	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 ・地震による建物被害の多くは地震動そのものに伴うものであるが、甲府盆地南部等では液状化による建物被害も発生する可能性がある。
		1-2	公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災
		1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 ・本県は周囲を急峻な山地に囲まれ、河川が急勾配で流速が早いため、地震と豪雨による洪水により、堤防の決壊や越水による浸水被害が発生する可能性がある。 ・甲府盆地の人口密集地等で、大規模な洪水が発生した場合には、市町村を越えた広域的な避難を要する事態となる。
		1-4	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、交通ネットワークの機能停止、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態 ・突発的噴火が起きた場合、火口周辺で噴石、火砕流等に対し一時避難所が確保できない多数の死傷者が発生する事態となる。 ・一度に多くの火口や長い割れ目火口が出現し、溶岩流が流下した場合には、

			富士山周辺市町村の数万人の住民が避難を要する事態となる。
		1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態 ・豪雨が地震前にあった場合や地震と重なった場合には斜面崩壊が発生しやすく、地震後に豪雨となった場合には、地盤の緩みにより崩壊が発生しやすく、被害が拡大する可能性がある。 ・富士山周辺市町村では、雪代を想定する必要がある。 ・県内には、集落背後に急峻な山地が存在する土砂災害警戒区域が約 7,000 箇所、山地災害危険地区が約 3,500 箇所存在する。
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態 ・本県は周囲を急峻な山地に囲まれ、県土の約 8 割が山地であるため、山間部における道路の寸断・途絶が懸念される。
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 ・県内は山間地が多く、地震による斜面崩壊等により道路が通行不能となり、交通機能支障が長期化する可能性がある。
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足（2-6 の滞留者を除く） ・H26 年 8 月の観光入込客数は 477 万人余で、1 日平均・15 万人余の観光客が本県に滞在
		2-6	富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態 ・富士山五合目には、シーズン中(7 月～8 月)には 1 日最大約 6,200 人の登山者、1 日平均約 1 万 6 千人の観光客が訪れている。 ・富士山五合目には、水道がなく水・食料等の物資はすべて麓から運搬しているため、備蓄は極めて少ない。 ・夏でも夜間の最低気温が 10 度程度まで下がるため、また、山頂では 0 度を下回ることもあるため、体調の維持ができない人の発生も想定される。
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発
		3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	基幹的交通ネットワーク(中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道)の機能停止又は県外との交通の遮断
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LP ガス等サプライチェーンの機能の停止

	動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-2	長期にわたる上水道等の供給停止や污水处理施設の機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの分断
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 ・県内全域に農業用ため池が 124 箇所、多目的ダム 6 箇所などが存在する。
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、基本計画の施策分野を参考に、次のとおり個別施策分野として 8 分野、横断的分野として 3 分野を設定した。

(個別施策分野)

行政機能 / 警察・消防

住宅・都市

保健医療・福祉

産業(産業構造・金融・エネルギー)

情報通信

交通・物流

農林水産

国土保全(国土保全・環境・土地利用(国土利用))

(横断的分野)

リスクコミュニケーション

老朽化対策

研究開発

5 脆弱性評価の結果

(1) 脆弱性評価の実施手順

30の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行の取り組みを抽出し、現行の取り組みで対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。更に、分野ごとの取り組み状況が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

なお、各取り組みの進捗状況を把握するため、分析・評価にはできる限り指標を活用した。

また、県内の国関係機関の取り組みも併せて評価を実施した。

(2) 脆弱性評価の結果

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおりである。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2のとおりである。

なお、現行の取り組みのうち、継続実施していく必要がある施策については、今後、限られた財源等の中で、より効果的、効率的に強靱化を推進していくために、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせなど様々な工夫が必要である。

第4章 山梨県強靱化の推進方針

第3章における脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本県の強靱化に向けて取り組むべき、起きてはならない最悪の事態ごと、施策分野ごとの施策の概要は次のとおりである。

なお、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針については別紙3、施策分野ごとの推進方針については別紙4のとおりである。

1 起きてはならない最悪の事態ごとの主な施策（推進方針の項目）

起きてはならない最悪の事態ごとの主な施策は次のとおりである。

1-1) 市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

大規模建築物、インフラ等の耐震対策及び長寿命化の促進、災害に強いまちづくり等を推進する。

住民参加型の防災訓練等の各種訓練などを通して地域防災力の強化を図るとともに、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化等により防災体制の強化を図る。

県防災体制の充実・強化

- ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

地域防災力の強化

- ・住民参加型の県地震防災訓練の実施
- ・公立小中学校及び県立高等学校における避難所運営体制の整備の推進・促進

建築物等の耐震対策の推進

- ・木造住宅等の耐震化の促進
- ・避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

災害に強いまちづくりの推進

- ・災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施
- ・「市町村防災都市づくり計画」策定に対する指導・助言の推進
- ・電線類の地中化の推進

インフラ等の長寿命化、耐震化

- ・県営住宅の長寿命化の推進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
- ・橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進

1-2) 公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災

県庁舎、公的施設、大規模建築物、インフラ等の耐震対策及び長寿命化の促進、災害に強いまちづくり等を推進する。

住民参加型の防災訓練等の各種訓練などを通して地域防災力の強化及び防災体制の強化を図る。

災害時要援護者の避難受け入れ体制の整備等を促進するとともに、障害者に対する情報支援体制の構築を図る。

県防災体制の充実・強化

- ・大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

地域防災力の強化

- ・住民参加型の県地震防災訓練の実施
- ・県立文化施設等における防災対策の推進

県庁舎等の耐震化

インフラ等の長寿命化、耐震化

- ・都市公園施設の長寿命化の推進
- ・県営住宅の長寿命化の推進

建築物等の耐震対策の推進

- ・私立学校の耐震化の促進
- ・避難路確保のための建築物等の耐震化の促進
- ・公立小中学校・県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進
- ・有形文化財（建造物）の耐震対策の推進
- ・社会福祉施設（高齢者施設）の耐震化の促進
- ・病院の耐震化の促進

災害に強いまちづくりの推進

- ・都市公園の防災活動拠点機能の強化
- ・災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施

災害時要援護者等の支援体制の充実

- ・災害時要援護者等の避難場所としての社会福祉施設（高齢者施設・児童福祉施設・障害者福祉施設）の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討
- ・災害時の介護支援者の確保推進
- ・障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築
- ・障害者に対する情報支援体制の構築

通信機能の強化

- ・警察署等の通信付帯施設の老朽化対策の検討

1-3) 豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

河川整備、河川管理施設及びダムの長寿命化等の治水対策、農地の浸水対策とともに、洪水時の広域避難体制の支援・水防訓練等を推進する。

災害時要援護者避難対策、災害時応急対策実施のための関係団体との連絡体制等の推進とともに、土地利用と一体となった減災対策や水防用資材の更新・備蓄を実施する。

地域防災力の強化

- ・広域避難計画の改訂及び訓練の実施
- ・市町村の避難勧告・指示判断マニュアルの策定支援

福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・要援護者支援マニュアル等の作成

農地の保全等による災害対策の推進

- ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備

災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

洪水被害等を防止する治水対策の推進

- ・河川管理施設及びダム の長寿命化の推進
- ・洪水被害を防止する河川整備の推進
- ・雨水貯留浸透施設の整備の推進

水防対策の推進

- ・洪水ハザードマップの周知
- ・水防訓練の実施
- ・水防用資材の備蓄の推進

1-4) 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、交通ネットワークの機能停止、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

富士山火山広域避難計画の改定、避難訓練の継続実施のほか、噴火発生前の監視・予測から噴火発生時の広域避難や情報収集、噴火発生後の降灰対策まで、総合的に富士山火山防災対策を促進するとともに、国直轄事業の実施、実践的な支援体制構築等について国に要望を行う。

地域防災力の強化

- ・広域応援協定の具体的運用体制の整備

富士山火山防災の推進

- ・富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）
- ・避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進
- ・富士山火山噴火緊急減災対策の推進

通信機能の強化

- ・Free Wi-Fi スポット整備の促進

防災・災害情報提供体制の整備

- ・外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

被害情報の収集体制の確立

- ・被災状況等の効果的情報収集体制の確立

災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進

- ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
- ・スマートICの整備促進
- ・県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

降灰対策の推進

- ・富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり

土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の着実な推進

富士山の噴火予測手法の確立等

- ・富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進
- ・富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等
- ・富士山の火山ハザードマップの整備等

富士山火山監視体制の整備

- ・富士山監視体制の整備の推進

1-5) 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

治山施設や砂防施設整備等の土砂災害対策を進めるとともに、農地の保全等による災害対策や森林の公益的機能の維持・増進を推進する。

災害発生時の初動対応訓練、応急業務の協力体制の推進等による防災体制の強化を図る。

農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるような耕作放棄地対策、緑化工法等の試験研究、深層崩壊対策の検討等を行う。

県防災体制の充実・強化

- ・大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

森林の公益的機能の維持・増進

土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の着実な推進
- ・老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化
- ・砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- ・深層崩壊対策の検討

ニホンジカの食害等の調査研究

農地の保全等による災害対策の推進

- ・老朽化した農業用ため池の整備
- ・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備

農業・農村の多面的機能の維持・増進

- ・耕作放棄地解消対策

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

県民への正確な情報提供体制や被害情報収集体制の構築、通信機能の強化等を行うとともに、様々な事態を想定した訓練等により地域防災力の強化を図る。

県庁の災害対応力の強化

- ・公用車両の災害対応機能の強化

地域防災力の強化

- ・様々な事態を想定した図上訓練等の実施
- ・市町村の避難勧告・指示判断マニュアルの策定支援

通信機能の強化

- ・公衆無線LAN環境の整備促進
- ・Free Wi-Fi スポット整備の促進
- ・被害情報の収集・伝達体制の確立のための防災行政無線等の整備
- ・消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進

防災・災害情報提供体制の整備

- ・被災者支援情報提供体制の整備
- ・災害時広報（活動）マニュアルの運用
- ・外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備
- ・外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

被害情報の収集体制の確立

- ・総合的な防災情報システムの構築・運用
- ・ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立
- ・高所監視カメラ・テレビ会議システム等を活用し被害状況を迅速に把握する体制の確立
- ・被災状況等の効果的情報収集体制の確立

2-1) 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態

土砂災害対策施設整備、インフラ等の長寿命化、耐震化、農地の保全対策等を推進するとともに、災害時に備えた道路ネットワークの整備を図る。

生活必需物資の調達、燃料サプライチェーン維持、応急対策業務実施等のための各関係事業者との協定締結を推進するとともに、発災後の道路機能を迅速に回復させるための道の駅等の防災機能の拡充を推進する。

県と市町村が連携した備蓄資機材の確保、避難所等の食料・防災資機材の確保、医薬品の確保等の対策などを実施する。

地域防災力の強化

- ・県の備蓄資機材の確保
- ・耐震性貯水槽の整備の促進

交通規制及び交通安全対策の実施等

- ・緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施

インフラ等の長寿命化、耐震化

- ・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進
- ・下水道施設の長寿命化の推進
- ・下水道施設の耐震化の推進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
- ・橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）

社会福祉施設の防災資機材等の整備

- ・社会福祉施設(高齢者施設・児童福祉施設・障害者福祉施設)における防災資機材等の整備促進

災害時保健医療体制の整備

- ・医薬品等の備蓄・供給体制の整備

緊急物資・燃料の確保

- ・緊急物資の調達（調達の協定）
- ・災害に強い物流システムの構築
- ・災害時における燃料確保の推進
- ・緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備等）

災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- ・道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施

道の駅等への防災施設の整備

- ・道の駅等の防災機能の拡充

災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進

- ・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）
- ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
- ・基幹農道の整備
- ・大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

- ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
- ・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
- ・スマートＩＣの整備促進
- ・県外とを結ぶ高速道路等の整備促進
- ・道路防災危険箇所等の解消
- 道路除排雪計画の運用等
- ・山梨県道路除排雪計画の推進
- 農地の保全等による災害対策の推進
- ・老朽化した農業用ため池の整備
- ・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備
- 農産物等供給体制の整備
- ・精米の供給体制整備に向けての検討
- 土砂災害対策の推進
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- ・砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

治山施設や砂防施設整備等の土砂災害対策、公益的機能が発揮される森林の整備・保全、農地の保全対策等を推進するとともに、道路整備、インフラ等の耐震化・長寿命化などにより災害時に備えた道路ネットワークの整備を図る。

生活必需物資の調達等のための各関係事業者との協定締結を推進するとともに、発災後の道路機能を迅速に回復させるための道の駅等の防災機能の拡充を推進する。

緊急物資・燃料の確保

- ・緊急物資の調達（調達の協定）
- ・緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備等）

道の駅等への防災施設の整備

- ・道の駅等の防災機能の拡充

災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進

- ・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）
- ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
- ・基幹農道の整備

- ・大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
- ・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備

- ・県外とを結ぶ高速道路等の整備促進
- ・道路防災危険箇所等の解消

インフラ等の長寿命化、耐震化

- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
- ・橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

道路除排雪計画の運用等

- ・山梨県道路除排雪計画の推進

森林の公益的機能の維持・増進

土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の着実な推進
- ・老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- ・砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

農地の保全等による災害対策の推進

- ・ 老朽化した農業用ため池の整備
- ・ 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

消防防災航空隊の機能強化や教育訓練の充実、DMAT（災害派遣医療チーム）やSCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の機能強化、ドクターヘリの運用強化等により救助・救急活動体制、医療・救護活動体制の充実強化を図る。

他自治体との連携推進及び合同訓練の実施、市町村におけるヘリポートの確保・整備、災害装備資機材の整備、災害拠点病院のライフライン確保体制の整備、災害時保健医療体制の整備、病院の耐震化等による地域防災力の強化及び防災体制の強化を図る。

県防災体制の充実・強化

- ・ 他自治体との連携推進
- ・ 災害装備資機材の整備の推進

地域防災力の強化

- ・ 市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進
- ・ 防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施

消防防災航空隊の機能強化

- ・ 消防防災航空隊の機能強化
- ・ 消防防災航空基地機能の強化

消防・救急・救助体制の強化

- ・ 救急救命士の養成・確保の推進
- ・ 救急搬送体制の充実強化
- ・ 消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進
- ・ 消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施

災害に強いまちづくりの推進

- ・ 都市公園の防災活動拠点機能の強化

福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・ 避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

災害時応急対策の推進

- ・ 災害時における医療救護の協力体制の構築の推進

災害時医療救護体制の充実

- ・ 広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施
- ・ 医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化）
- ・ ドクターヘリの効果的運用
- ・ ドクターヘリの離着陸場の整備
- ・ 近隣県の病院への重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の機能強化）
- ・ 災害拠点病院におけるライフライン確保体制整備の促進

災害時保健医療体制の整備

- ・ 病院救護マニュアルの作成・活用の推進
- ・ 透析患者の支援体制の整備

建築物等の耐震対策の推進

- ・ 病院の耐震化の促進

通信機能の強化

- ・ 災害時の災害拠点病院等における通信機能の強化

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

自立・分散型エネルギーシステムの導入等を図る。

自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進

2-5) 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足(2-6の滞留者を除く)

帰宅困難者・滞留者対策の推進、福祉避難所等の運営体制の充実等を図る。

帰宅困難者対策等の推進

- ・帰宅困難者等の搬送体制の構築
- ・県庁本庁舎内の避難者の対応検討
- ・帰宅困難者対策の推進
- ・公営住宅や職員宿舎の空室の情報提供

福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

滞留旅客対策等の推進

- ・観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進

2-6) 富士山火山噴火、地震に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態

富士山五合目以上の観光客等の滞留者対策など、富士山火山防災対策を推進するとともに、富士山火山噴火対策の国直轄事業の実施等について国に要望を行う。

富士山火山防災の推進

- ・避難・輸送の支援協定の締結(富士山火山防災)の推進
- ・富士山火山噴火緊急減災対策の推進

地域防災力の強化

- ・登山者等の安全確保のための登山者数の実態把握の推進

防災・災害情報提供体制の整備

- ・外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

富士山観光客等避難対策の推進

- ・富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進

富士山の噴火予測手法の確立等

- ・富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進

富士山火山監視体制の整備

- ・富士山監視体制の整備の推進

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

災害時の保健指導體制の整備、防疫体制の構築、家畜伝染病対策等の推進などを図る。

災害時保健医療体制の整備

- ・ 災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の作成
- ・ 防疫用消毒剤等の確保体制の構築
- ・ 放射線の影響に関する相談体制の整備

災害時応急対策の推進

- ・ 環境悪化を防ぐための応急対策の推進

3-1) 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発

災害対策用交通安全施設等の整備による交通安全対策を推進する。

交通規制及び交通安全対策の実施等

- ・ 災害対策用交通安全施設等の整備の推進

3-2) 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全

県庁舎施設の耐震化等の対策や災害対策本部・初動体制等の強化、業務継続・早期復旧のための体制整備等を行い県庁の災害対応力の強化を図るとともに、被災市町村への職員の派遣体制の確立等により地域防災力の強化を図る。また、防災拠点等の非常用電源の確保をするため、自立・分散型電源等の導入を図る。

県庁の災害対応力の強化

- ・ 合同庁舎等の地下タンクの満量化、県庁構内地下タンクの満量化
- ・ 地震発生時等の業務継続体制の確立・検証
- ・ 災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化
- ・ 各種システムの緊急時運用体制の確立
- ・ 主要データ、プログラムの東海地震対策強化地域外への保管
- ・ 行政データ、プログラム等のバックアップ機能強化への支援

県防災体制の充実・強化

- ・ 災害時における知事への連絡体制の強化
- ・ 勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化
- ・ 非常参集体制の確立
- ・ 災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し
- ・ 災害対応に関する職員研修の充実・強化
- ・ 地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し
- ・ 県議会における非常参集体制の強化
- ・ 山梨県警察災害警備本部の整備推進

地域防災力の強化

- ・ 現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立
- ・ 市町村の災害対応力の強化支援

自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・ 防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進

県庁舎等の耐震化

道の駅等への防災施設の整備

- ・ 道の駅等の防災機能の拡充

道路除排雪計画の運用等

- ・ 山梨県道路除排雪計画の推進

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

大災害発災後のインフラ復旧のため、電気、ガス、電話等関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備、防災訓練の実施等に取り組む。

発災後のインフラ復旧対策の推進

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

大災害発災後のインフラ復旧のため、電気、ガス、電話等関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備、防災訓練の実施等に取り組む。

発災後のインフラ復旧対策の推進

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産

県内中小企業のBCPの認知率・策定率向上のための取り組み、災害復旧融資制度の拡充の検討、耐震化融資制度の普及啓発の改善等を進める。

中小企業に対する災害時支援制度の充実等

- ・ 中小企業の災害時事業継続計画作成の支援
- ・ 中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討
- ・ 災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知
- ・ 中小企業者に対する災害時融資制度の充実
- ・ 中小企業者向け融資及び金融相談窓口の啓発

農産物等供給体制の確立

- ・ 飼料供給体制の確立に向けての検討

地域活性化との連携

- ・ 本社機能移転等の推進

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

大災害発災後のインフラ復旧のため、電気、ガス、上下水道、電話等関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備、防災訓練の実施等に取り組む。

小水力発電施設の開発を進め、電力供給量を増加するとともに、蓄電システムの実証試験のために建設した太陽光発電所を用いて、蓄電システムの検討・研究を進める。また、天然ガスを利用した熱電併給のコージェネレーションシステムの導入、スマート工業団地の整備等を目指していく。

発災後のインフラ復旧対策の推進

自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・自立型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進
- ・小水力発電の推進
- ・水力発電の推進

5-3) 基幹的交通ネットワーク(中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道)の機能停止又は県外との交通の遮断

砂防施設整備等の土砂災害対策、橋梁・トンネル等の耐震化・長寿命化、災害時に備えた道路ネットワークの整備、リニア中央新幹線の整備等により災害に強い交通網の整備を図るとともに、緊急物資・燃料の確保、発災後のインフラ復旧対策等を推進する。

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等との連携により、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を実施する。

交通規制及び交通安全対策の実施等

- ・交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立

緊急物資・燃料の確保

- ・災害時における燃料確保の推進

リニア中央新幹線の整備

鉄道輸送の安全確保の促進

発災後のインフラ復旧対策の推進

災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進

- ・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）
- ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
- ・大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
- ・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備

・スマートＩＣの整備促進

・県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

インフラ等の長寿命化、耐震化

・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

・橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

道路除排雪計画の運用等

- ・山梨県道路除排雪計画の推進

土砂災害対策の推進

- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
 - ・砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施
- #### 地域活性化との連携
- ・「リニア環境未来都市」の整備

5-4) 食料等の安定供給の停滞

耕作放棄地対策や農業生産基盤の整備等により生産性の向上等を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能を維持・増進する。

農地の保全等による災害対策の推進

- ・用排水施設の整備
- #### 農業・農村の多面的機能の維持・増進
- ・耕作放棄地解消対策
 - ・農地の整備（生産基盤の整備）

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス等サプライチェーンの機能の停止

自立・分散型エネルギーシステムの導入等により災害に強い分散型エネルギー社会の構築を推進するとともに、発災後のインフラ復旧対策の推進等を図る。

発災後のインフラ復旧対策の推進

自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・家庭における省エネルギーの推進
- ・省エネ県民運動の推進
- ・木質バイオマスの利活用の推進
- ・木質燃料の品質等に関する課題の解決
- ・やまなしエネルギービジョン（仮称）の策定
- ・自立型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進
- ・最先端の高効率発電システムの誘致
- ・燃料電池自動車の普及促進
- ・小水力発電の推進
- ・再生可能エネルギーの安定利用の推進

通信機能の強化

- ・警察署等の災害時電源確保対策の検討

6-2) 長期にわたる上水道等の供給停止や污水处理施設の機能停止

水道施設の耐震化、応急給水資機材の整備等を促進するとともに、円滑な給水応援要請・活動実施のため関係機関との連携、調整等を図る。

下水道施設の耐震化・長寿命化、BCP訓練、災害対策マニュアルの見直し等を実施するとともに、応急復旧業務実施のための連絡体制構築等を実施する。

災害時応急対策の推進

- ・流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し
- ・災害時における下水道応急復旧体制の強化
- インフラ等の長寿命化、耐震化
- ・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進
- ・下水道施設の長寿命化の推進
- ・下水道施設の耐震化の推進
- ・県営石和温泉給湯施設の耐震化の推進
- 農地の保全等による災害対策の推進
- ・農業集落排水施設の老朽化対策

6-3) 地域交通ネットワークの分断

道路整備、橋梁・トンネル等の耐震化・長寿命化などにより災害時に備えた道路ネットワークの整備を図るとともに、災害時の応急対策業務体制の整備、道の駅等の防災機能の拡充、道路除排雪計画の運用等を推進する。

災害時の適切な交通規制実施のための交通規制計画の運用・適宜見直しとともに、緊急輸送道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練等を実施する。

交通規制及び交通安全対策の実施等

- ・緊急通行車両と一般通行車両との選別、確認手続きによる交通規制の実施、東海地震等に備えた交通規制計画の策定と適宜見直しの実施

災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- ・道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施

社会資本整備重点計画の策定

道の駅等への防災施設の整備

- ・道の駅等の防災機能の拡充

災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進

- ・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）
- ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
- ・基幹農道の整備
- ・大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
- ・大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
- ・スマートＩＣの整備促進
- ・県外とを結ぶ高速道路等の整備促進
- ・道路防災危険箇所等の解消
- ・都市計画道路（街路）の整備

インフラ等の長寿命化、耐震化

- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
- ・橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

道路除排雪計画の運用等

- ・山梨県道路除排雪計画の推進

7-1) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

避難路沿道建築物の耐震化を促進するとともに、被災建物等の危険度判定士の養成・確保等を図る。

建築物等の耐震対策の推進

- ・ 避難路確保のための建築物等の耐震化の促進
- ・ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

7-2) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

ため池の整備、農村資源の保全管理等による災害対策を推進する。

農地の保全等による災害対策の推進

- ・ 農村資源の保全管理活動
- ・ 老朽化した農業用ため池の整備

災害時応急対策の推進

- ・ 地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用
- ・ 災害時における緊急対処法マニュアルの更新

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出

放射性物質等の検査体制の整備、原子力災害対策の推進等を図る。

放射性物質等の検査体制の整備

- ・ 農畜産物の放射性物質等検査体制の整備
- ・ 大気中の放射線測定体制の整備

原子力災害対策の推進

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

治山事業とともに、農村資源の保全管理等の災害対策、森林の公益的機能の維持・増進、地域活性化との連携等を進める。

自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・ 木質バイオマスの利活用の推進
- ・ 建築材や木質バイオマス等の研究

森林の公益的機能の維持・増進

二ホンジカの食害等の調査研究

農地の保全等による災害対策の推進

- ・ 農村資源の保全管理活動

農産物の生産技術の普及等

- ・ 県産農産物の生産技術対策の普及徹底
- ・ 農業者に対する経営再建資金制度の周知

地域活性化との連携

- ・ C L T工法等新技術の導入
- ・ 県産材需要拡大の推進

- ・植物工場などの農村高齢者就業機会の確保
- ・6次産業化支援体制の充実
- ・就農促進体制の強化
- ・企業の農業参入の促進
- ・オリジナル花きの開発・産地化と販路拡大の推進
- ・就農定着支援の充実
- ・農山村と連携した企業の農園づくりの促進

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理体制の整備等を進める。

災害廃棄物処理体制の整備

- ・災害廃棄物の処理体制の整備
- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

8-2) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域人材の育成、NPO、ボランティア団体等との連携などにより地域防災力の強化を図るとともに、消防・救急・救助体制の強化、避難所等の運営体制の充実、地域活性化との連携等を図る。

地域防災力の強化

- ・地域防災力の強化を支える人材の育成
- ・自主防災組織の防災資機材の整備促進
- ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進
- ・避難対策指針や避難生活計画書の作成促進
- ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施
- ・防災士の養成

消防・救急・救助体制の強化

- ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進
- ・消防団の救助資機材等の整備促進

福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施
- ・女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進
- ・災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施
- ・ボランティアコーディネーター養成等の促進
- ・ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

建設産業を担う人材の確保等

- ・建設産業を担う人材の確保・育成の推進

地域活性化との連携

- ・政府関係機関の地方移転の推進
- ・県内への移住の促進
- ・老人クラブの活動への支援
- ・サテライトオフィスの整備促進
- ・「買援隊」の支援

2 施策分野ごとの施策（推進方針の項目）

（1）個別施策分野

30の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を施策分野ごとに整理した。

行政機能/警察・消防

県庁の災害対応力の強化

- ・合同庁舎等の地下タンクの満量化、県庁構内地下タンクの満量化
- ・公用車両の災害対応機能の強化
- ・地震発生時等の業務継続体制の確立・検証
- ・災害時における燃料確保の推進
- ・災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化

県防災体制の充実・強化

- ・災害時における知事への連絡体制の強化
- ・勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化
- ・非常参集体制の確立
- ・災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し
- ・災害対応に関する職員研修の充実・強化
- ・地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し
- ・他自治体との連携推進
- ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
- ・県議会における非常参集体制の強化
- ・山梨県警察災害警備本部の整備推進
- ・災害装備資機材の整備の推進
- ・大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

地域防災力の強化

- ・様々な事態を想定した図上訓練等の実施
- ・住民参加型の県地震防災訓練の実施
- ・現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立
- ・市町村の避難勧告・指示判断マニュアルの策定支援
- ・地域防災力を支える人材の育成
- ・自主防災組織の防災資機材の整備促進
- ・災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進
- ・市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進
- ・避難対策指針や避難生活計画書の作成促進
- ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施
- ・県の備蓄資機材の確保
- ・市町村の災害対応力の強化支援
- ・防災士の養成
- ・防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施
- ・広域応援協定の具体的運用体制の整備
- ・登山者等の安全確保のための登山者数の実態把握の推進

富士山火山防災の推進

- ・富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施
- ・避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進

消防防災航空隊の機能強化

- ・消防防災航空隊の機能強化
- ・消防防災航空基地機能の強化

消防・救急・救助体制の強化

- ・救急救命士の養成・確保の推進
- ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進
- ・消防団の救助資機材等の整備促進
- ・救急搬送体制の充実強化
- ・消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進
- ・消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施

交通規制及び交通安全対策の実施等

- ・交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立
- ・緊急通行車両と一般通行車両との選別、確認手続きによる交通規制の実施、東海地震等に備えた交通規制計画の策定と適宜見直しの実施
- ・災害対策用交通安全施設等の整備の推進
- ・緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施

県庁舎等の耐震化

地域活性化との連携

- ・政府関係機関の地方移転の推進

住宅・都市

地域防災力の強化

- ・耐震性貯水槽の整備の促進
- ・公立小中学校及び県立高等学校における避難所運営体制の整備の推進・促進
- ・県立文化施設等における防災対策の推進

帰宅困難者対策等の推進

- ・帰宅困難者等の搬送体制の構築
- ・県庁本庁舎内の避難者の対応検討
- ・帰宅困難者対策の推進
- ・公営住宅や職員宿舍の空室の情報提供

自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・家庭における省エネルギーの推進
- ・防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進
- ・省エネ県民運動の推進

災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- ・流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し
- ・災害時における下水道応急復旧体制の強化
- ・災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進

インフラ等の長寿命化、耐震化

- ・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進
- ・都市公園施設の長寿命化の推進
- ・下水道施設の耐震化の推進
- ・下水道施設の長寿命化の推進
- ・県営住宅の長寿命化の推進

災害に強いまちづくりの推進

- ・都市公園の防災活動拠点機能の強化
- ・「市町村防災都市づくり計画」策定に対する指導・助言の推進
- ・災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施

建築物等の耐震対策の推進

- ・私立学校の耐震化の促進
- ・木造住宅等の耐震化の促進
- ・避難路確保のための建築物等の耐震化の促進
- ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施
- ・公立小中学校・県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進
- ・有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

地域活性化との連携

- ・サテライトオフィスの整備促進
- ・県内への移住の促進
- ・「買援隊」の支援

保健福祉・医療

福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施
- ・女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進
- ・要援護者支援マニュアル等の作成
- ・災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施
- ・ボランティアコーディネーター養成等の促進
- ・ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
- ・被災地・避難所におけるペット等動物の保護管理体制の整備
- ・避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）

災害時応急対策の推進

- ・災害時における医療救護の協力体制の構築の推進

社会福祉施設の防災資機材等の整備

- ・社会福祉施設（高齢者施設・児童福祉施設・障害者福祉施設）における防災資機材等の整備促進

災害時要援護者等の支援体制の充実

- ・災害時要援護者等の避難場所としての社会福祉施設（高齢者施設・児童福祉施設・障害者福祉施設）の利用の促進及び高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討

- ・災害時の介護支援者の確保推進
- ・障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築
- ・障害者に対する情報支援体制の構築

災害時医療救護体制の充実

- ・広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施
- ・医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化）
- ・ドクターヘリの効果的運用
- ・ドクターヘリの離着陸場の整備
- ・近隣県の病院への重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の機能強化）
- ・災害拠点病院におけるライフライン確保体制整備の促進

災害時保健医療体制の整備

- ・病院救護マニュアルの作成・活用の推進
- ・災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の作成
- ・医薬品等の備蓄・供給体制の整備
- ・防疫用消毒剤等の確保体制の構築
- ・透析患者の支援体制の整備
- ・放射線の影響に関する相談体制の整備

建築物等の耐震対策の推進

- ・社会福祉施設（高齢者施設）の耐震化の促進
- ・病院の耐震化の促進

地域活性化との連携

- ・老人クラブの活動への支援

産業

発災後のインフラ復旧対策の推進

自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・木質バイオマスの利活用の推進
- ・木質燃料の品質等に関する課題の解決
- ・やまなしエネルギービジョン（仮称）の策定
- ・自立型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進
- ・最先端の高効率発電システムの誘致
- ・燃料電池自動車の普及促進
- ・小水力発電の推進
- ・再生可能エネルギーの安定利用の推進
- ・水力発電の推進

中小企業に対する災害時支援制度の充実等

- ・中小企業の災害時事業継続計画作成の支援
- ・中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討
- ・災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知
- ・中小企業者に対する災害時融資制度の充実
- ・中小企業者向け融資及び金融相談窓口の啓発

滞留旅客対策等の推進

- ・観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進
- 通信機能の強化
- ・Free Wi-Fi スポット整備の促進
- 防災・災害情報提供体制の整備
- ・外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備
- 富士山観光客等避難対策の推進
- ・富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進
- インフラ等の長寿命化、耐震化
- ・県営石和温泉給湯施設の耐震化の推進
- 建設産業を担う人材の確保等
- ・建設産業を担う人材の確保・育成の推進
- 地域活性化との連携
- ・C L T 工法等新技術の導入
- ・県産材需要拡大の推進
- ・本社機能移転等の推進

情報通信

- 防災・災害情報提供体制の整備
- ・被災者支援情報提供体制の整備
- ・災害時広報（活動）マニュアルの運用
- ・外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備
- ・外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備
- 県庁の災害対応力の強化
- ・各種システムの緊急時運用体制の確立
- ・主要データ、プログラムの東海地震対策強化地域外への保管
- ・行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化への支援
- 発災後のインフラ復旧対策の推進
- 被害情報の収集体制の確立
- ・総合的な防災情報システムの構築・運用
- ・ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立
- ・高所監視カメラ・テレビ会議システム等を活用し被害状況を迅速に把握する体制の確立
- ・被災状況等の効果的情報収集体制の確立
- 通信機能の強化
- ・公衆無線LAN環境の整備促進
- ・被害情報の収集・伝達体制の確立のための防災行政無線等の整備
- ・消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進
- ・災害時の災害拠点病院等における通信機能の強化
- ・Free Wi-Fi スポット整備の促進
- ・警察署等の通信付帯施設の老朽化対策の検討
- ・警察署等の災害時電源確保対策の検討

交通・物流

緊急物資・燃料の確保

- ・ 緊急物資の調達（調達の協定）
- ・ 災害に強い物流システムの構築
- ・ 災害時における燃料確保の推進
- ・ 緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備等）

リニア中央新幹線の整備

鉄道輸送の安全確保の促進

発災後のインフラ復旧対策の推進

災害時応急対策の推進

- ・ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- ・ 道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施

社会資本整備重点計画の策定

建設産業を担う人材の確保等

- ・ 建設産業を担う人材の確保・育成の推進

災害に強いまちづくりの推進

- ・ 電線類の地中化の推進

道の駅等への防災施設の整備

- ・ 道の駅等の防災機能の拡充

災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進

- ・ 林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
- ・ 基幹農道の整備
- ・ 大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・ 富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
- ・ 大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
- ・ スマートＩＣの整備促進
- ・ 県外とを結ぶ高速道路等の整備促進
- ・ 道路防災危険箇所等の解消
- ・ 都市計画道路（街路）の整備

インフラ等の長寿命化、耐震化

- ・ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
- ・ 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

降灰対策の推進

- ・ 富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり

道路除排雪計画の運用等

- ・ 山梨県道路除排雪計画の推進

地域活性化との連携

- ・ 「リニア環境未来都市」の整備

農林水産

森林の公益的機能の維持・増進

自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・木質バイオマスの利活用の推進
- ・建築材や木質バイオマス等の研究

災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- ・環境悪化を防ぐための応急対策の推進

土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の着実な推進

二ホンジカの食害等の調査研究

農地の保全等による災害対策の推進

- ・農村資源の保安全管理活動
- ・老朽化した農業用ため池の整備
- ・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備
- ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
- ・農業集落排水施設の老朽化対策

農産物の生産技術の普及等

- ・県産農産物の生産技術対策の普及徹底
- ・農業者に対する経営再建資金制度の周知

放射性物質等の検査体制の整備

- ・農畜産物の放射性物質等検査体制の整備

農産物等供給体制の整備

- ・飼料供給体制の確立に向けての検討
- ・精米の供給体制整備に向けての検討

災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進

- ・基幹農道の整備

農業・農村の多面的機能の維持・増進

- ・耕作放棄地解消対策
- ・農地の整備（生産基盤の整備）

地域活性化との連携

- ・C L T 工法等新技術の導入
- ・県産材需要拡大の推進
- ・植物工場などの農村高齢者就業機会の確保
- ・6次産業化支援体制の充実
- ・オリジナル花きの開発・産地化と販路拡大の推進
- ・就農促進体制の強化
- ・就農定着支援の充実
- ・企業の農業参入の促進
- ・農山村と連携した企業の農園づくりの促進

国土保全

原子力災害対策の促進

森林の公益的機能の維持・増進

災害廃棄物処理体制の整備

- ・災害廃棄物処理体制の整備
- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時応急対策の推進

- ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- ・地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用
- ・災害時における緊急対処法マニュアルの更新
- ・災害時における下水道応急復旧体制の強化

社会資本整備重点計画の策定

土砂災害対策の推進

- ・治山事業による土砂災害対策の着実な推進並びに老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化
- ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- ・砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施
- ・深層崩壊対策の検討

二ホンジカの食害等の調査研究

農地の保全等による災害対策の推進

- ・老朽化した農業用ため池の整備
- ・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備
- ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

洪水被害等を防止する治水対策の推進

- ・河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進
- ・洪水被害を防止する河川整備の推進
- ・雨水貯留浸透施設の整備の推進

農業・農村の多面的機能の維持・増進

- ・耕作放棄地解消対策
- ・農地の整備（生産基盤の整備）

水防対策の推進

- ・洪水ハザードマップの周知
- ・水防訓練の実施
- ・水防用資材の備蓄の推進

放射性物質等の検査体制の整備

- ・大気中の放射線測定体制の整備

インフラ等の長寿命化、耐震化

- ・下水道施設の長寿命化の推進
- ・下水道施設の耐震化の推進

富士山の噴火予測手法の確立等

- ・富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進
- ・富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等
- ・富士山の火山ハザードマップの整備等

富士山火山監視体制の整備

- ・富士山監視体制の整備の推進

富士山火山防災の推進

- ・富士山火山噴火緊急減災対策の推進

(2) 横断的分野

() リスクコミュニケーション

地域の防災に関する人材育成及び学校における防災教育等を推進するとともに、NPO 等との連携、災害時の相談支援体制の充実、防災情報等の普及啓発の充実を図る。

災害時相談支援体制の充実

- ・大規模災害時における法律、税務及び行政書士業務相談に関する協定
- ・被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口設置に伴う生活相談マニュアルの見直し
- ・県、市町村及び消費生活相談員による災害時の消費生活相談窓口の強化
- ・災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応
- ・被災者の生活再建支援の充実
- ・災害時におけるDV等被害者生活相談の周知
- ・災害時の心のケア研修の実施

人材育成等による地域防災力の強化

- ・防災対策に関する意識啓発及び人材の育成
- ・富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等
- ・地域防災力を支える人材の育成
- ・効果的な防災教育のための情報共有、連携等の促進
- ・県民の防災意識の啓発・高揚
- ・家庭や事業所等における備蓄充実の促進
- ・防災士の養成
- ・外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備
- ・土砂災害防災訓練の実施
- ・警戒宣言発令時における自動車の不使用・自粛に関する県民への広報等の実施
- ・住民の防災意識の醸成の推進

学校における防災教育等の推進

- ・砂防移動教室や河川出前講座など防災教育の実施
- ・公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）における防災対策、児童生徒に対する防災教育及び安全確保対策の推進・促進
- ・公立小中学校及び県立学校の教職員のカウンセリング知識の向上

NPO等との連携・協働の促進

ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知

- ・富士山の火山ハザードマップの整備等
- ・液状化の危険度情報の提供
- ・ため池ハザードマップの周知、情報連絡体制等の整備
- ・洪水ハザードマップの周知
- ・河川情報システムの運用
- ・富士山火山ガイドマップ・土砂災害ハザードマップの周知
- ・土砂災害等情報システムの構築・運用
- ・土砂災害警戒区域等の指定及び周知

()老朽化対策

公共施設等の総合的・計画的な管理の推進のための計画を策定するとともに、各種公共施設等の老朽化対策を推進する。

公共施設等の総合的・計画的な管理の推進

- ・公共施設等総合管理計画の策定
- ・社会資本整備重点計画の策定

鉄道設備の老朽化対策の促進

上下水道施設の老朽化対策の推進・促進

- ・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進
- ・下水道施設の長寿命化の推進

道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進

- ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
- ・基幹農道の整備
- ・緊急輸送道路及び生活道路における老朽化対策
- ・橋梁・トンネル等の長寿命化の推進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

農業用施設等の老朽化対策の推進

- ・農村資源の保全管理活動
- ・老朽化した農業用ため池の整備
- ・農業用施設の老朽化対策（土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備）
- ・農業集落排水施設の老朽化対策
- ・農地の整備（生産基盤の整備）

河川管理施設、ダム及び土砂災害対策施設の老朽化対策の推進

- ・老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化
- ・河川管理施設及びダムの長寿命化の推進
- ・砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

都市公園施設の老朽化対策の推進

- ・都市公園施設の長寿命化の推進
- ・都市公園の防災活動拠点機能の強化

県営住宅の老朽化対策の推進

- ・県営住宅の長寿命化の推進

()研究開発

防災や地域の強靱化に資する研究開発を進める。

富士山の噴火予測手法の確立等

二ホンジカの食害等の調査研究

木質バイオマス等の研究

第5章 施策の重点化

1 特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定

限られた資源、財源で県土の強靱化を進めるためには、施策の優先度の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

このため、8の「事前に備えるべき目標」に係る30の「起きてはならない最悪の事態」の中から、人命の保護、どの災害でも起こりうる共通性・広汎性、本県の地域特性等の観点により、特に回避すべき15の「起きてはならない最悪の事態」を選定した。

特に回避すべき起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		特に回避すべき起きてはならない最悪の事態(15 事態)	
1	人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災
		1-3	豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、交通ネットワークの機能停止、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
		2-6	富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-3	基幹的交通ネットワーク(中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道)の機能停止又は県外との交通の遮断
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガス等サプライチェーンの機能の停止
		6-3	地域交通ネットワークの分断

2 施策の重点化

1 の特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」に対応する施策の中から、脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を回避するために効果が大きい施策又は緊急性が高い施策、影響が広範囲にわたる施策、災害時だけでなく平時の活用度が高い施策等を優先度の高い施策として選定し、本計画において特定したリスク(大規模自然災害)ごとの対策として整理した。

なお、施策の重点化については、毎年度の計画の進捗管理を踏まえ、適宜見直しを実施する。

(1) 地震

ア 耐震化等の対策

1-1市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災

建築物の地震に対する安全性向上のため県庁舎、学校等の公的施設、大規模建築物、避難路沿道建築物、住宅等の耐震対策の促進を図るとともに、インフラ等の耐震化・長寿命化、電線類の地中化、土地区画整理事業の実施等を通して災害に強い地域づくりを推進する。

また、住民参加型の防災訓練等の各種訓練を通して県民の防災意識や災害対応力の向上を図るとともに、市町村が災害に強いまちづくりを目的とした防災都市づくり計画の策定への指導・助言を推進する。

(ア) 建築物等の耐震対策の推進

- ・ 私立学校・公立小中学校・県立学校の校舎等の耐震対策の推進・促進
- ・ 木造住宅等の耐震化の促進
- ・ 避難路確保のための建築物等の耐震化の促進
- ・ 病院の耐震化の促進
- ・ 社会福祉施設（高齢者施設）の耐震化の促進

(イ) 県庁舎等の耐震化

(ウ) 災害に強いまちづくりの推進

- ・ 都市公園の防災拠点機能の強化
- ・ 災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施
- ・ 「市町村防災都市づくり計画」策定に対する指導・助言の推進
- ・ 電線類の地中化の推進

(エ) インフラ等の長寿命化、耐震化

- ・ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
- ・ 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進
- ・ 都市公園施設の長寿命化の推進
- ・ 県営住宅の長寿命化の推進

(オ) 地域防災力の強化

- ・ 住民参加型の県地震防災訓練の実施

イ 土砂災害等による陸の孤島化対策

- 1-5大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
- 2-1交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態
- 2-2多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
- 5-3基幹的交通ネットワーク(中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道)の機能停止又は県外との交通の遮断

土砂災害から県民の生命・財産を守る治山施設や砂防施設等の整備を進めるとともに、公益的機能が発揮される森林の整備・保全、農地の保全対策等を推進する。避難路・緊急輸送道路・代替輸送路となる道路・農道・林道の整備、インフラ等の耐震化・長寿命化、スマートＩＣの整備、高規格道路の整備、リニア中央新幹線等の整備により災害に強い交通網の整備を図る。

また、発災時の生活必需物資の調達、燃料サプライチェーン維持のための各関係事業者との協定締結を推進するとともに、発災後の道路機能を迅速に回復させるための道の駅等の防災拠点化やインフラ復旧のための体制整備を推進する。

(ア) 土砂災害対策の推進

- ・ 治山事業による土砂災害対策の着実な推進
- ・ 老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化
- ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- ・ 砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

(イ) 森林の公益的機能の維持・増進

(ウ) 農地の保全等による災害対策の推進

- ・ 老朽化した農業用ため池の整備
- ・ 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備

(エ) 緊急物資・燃料の確保

- ・ 緊急物資の調達（調達の協定）
- ・ 緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備等）
- ・ 災害時における燃料確保の推進

(オ) 道の駅等への防災施設の整備

- ・ 道の駅等の防災機能の拡充

(カ) 災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進

- ・ 県外とを結ぶ高速道路等の整備促進
- ・ スマートＩＣの整備促進
- ・ 大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・ 富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
- ・ 大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
- ・ 基幹農道の整備
- ・ 林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）並びに

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

- ・道路防災危険箇所等の解消

(キ) インフラ等の長寿命化、耐震化

- ・水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進
- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
- ・橋梁・トンネル等の長寿命化の推進
- ・下水道施設の長寿命化の推進
- ・下水道施設の耐震化の推進

(ク) 発災後のインフラ復旧対策の推進

(ケ) リニア中央新幹線の整備

(コ) 鉄道輸送の安全確保の促進

(2) 富士山火山噴火

ア 富士山火山噴火対策

1-4富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、交通ネットワークの機能停止、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
2-6富士山火山噴火、地震に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態

富士山火山広域避難計画を改訂し、噴火を想定した訓練を継続して実施するとともに、突発的な噴火への対応も含め、噴火監視体制、情報提供体制及び通信機能の強化、観光客等の滞留者対策、広域避難、噴火対策砂防事業促進、道路降灰対策等についての検討、富士北麓地域から他圏域への避難路となる道路網の整備等、総合的に富士山火山防災対策を推進する。また、国直轄事業の実施、実践的な支援体制構築等について国に要望を行う。

(ア) 噴火観測及び監視

- a 富士山の噴火予測手法の確立等
 - ・富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進
- b 富士山火山監視体制の整備
 - ・富士山監視体制の整備の推進

(イ) 住民等の避難対策

- a 富士山火山防災の推進
 - ・富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施
 - ・避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進
 - ・富士山火山噴火緊急減災対策の推進
- b 通信機能の強化
 - ・Free Wi-Fiスポット整備の促進

- c 災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進
 - ・県外とを結ぶ高速道路等の整備促進
 - ・スマートＩＣの整備促進
 - ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
- d 降灰対策の整備
 - ・富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり

(ウ) 観光客・登山者等の避難対策

- a 富士山観光客等避難対策の推進
 - ・富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進
- b 防災・災害情報提供体制の整備
 - ・外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

(3) 豪雨・豪雪

ア 水害対策

1-3豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

県民の生命・財産を守るための河川整備、河川管理施設及びダム の長寿命化とともに、洪水時の広域避難体制の支援・水防訓練等を推進する。また、浸水に伴う市町村域を越えた避難や減災方法等について検討を行う。

(ア) 地域防災力の強化

- ・広域避難計画の策定及び訓練の実施
- ・市町村の避難勧告・指示判断マニュアルの策定支援

(イ) 洪水被害等を防止する治水対策の推進

- ・河川管理施設及びダム の長寿命化の推進
- ・洪水被害を防止する河川整備の推進

(ウ) 水防対策の推進

- ・洪水ハザードマップの周知（広域的な浸水への対応の検討）
- ・水防訓練の実施

(エ) 農地の保全等による災害対策の推進

- ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

イ 土砂災害等による陸の孤島化対策

1-5 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、天然ダム の発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
 2-1交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態
 2-2多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
 5-3基幹的交通ネットワーク(中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道)の機能停止又は県外との交通の遮断

土砂災害から県民の生命・財産を守る治山施設や砂防施設等の整備を進めるとともに、公益的機能が発揮される森林の整備・保全、農地の保全対策等を推進する。避難路・緊急輸送道路・代替輸送路となる道路・農道・林道の整備、インフラ等の耐震化・長寿命化、スマートＩＣの整備、高規格道路の整備、リニア中央新幹線等の整備により災害に強い交通網の整備を図る。

また、発災時の生活必需物資の調達、燃料サプライチェーン維持のための各関係事業者との協定締結を推進するとともに、発災後の道路機能を迅速に回復させるための道の駅の防災拠点化やインフラ復旧のための体制整備等を推進する。

(1) イ 土砂災害等による陸の孤島化対策に次の施策を追加

(コ) 道路除排雪計画の運用等

- ・山梨県道路除排雪計画の推進

(4) すべての災害に関連する事項

ア 情報収集・発信体制の強化

1-6情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

県民への正確な情報提供体制の構築、被災情報の迅速な収集・共有のためのシステム整備等の被害情報収集体制の構築、通信機能の強化を行う。また、外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備や、災害時の活用が期待できるFree Wi-Fiスポット整備等の通信網の整備を促進する。

(ア) 県庁の災害対応力の強化

- ・被災者支援情報提供体制の整備

(イ) 被害情報の収集体制の確立

- ・総合的な防災情報システムの構築・運用
- ・ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立
- ・被災状況等の効果的情報収集体制の確立

(ウ) 通信機能の強化

- ・公衆無線LAN環境の整備促進
- ・消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進
- ・Free Wi-Fiスポット整備の促進

(エ) 防災・災害情報提供体制の整備

- ・外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備
- ・外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

イ 救助・救急活動体制、医療・救護活動体制の充実強化

2-3警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

消防防災航空隊の機能強化や教育訓練の充実、DMAT（災害派遣医療チーム）やSCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の機能強化及びドクターヘリの運用強化等により救助・救急活動体制、医療・救護活動体制の充実強化を図る。

（ア）消防防災航空隊の機能強化

- ・消防防災航空隊の機能強化
- ・消防防災航空隊基地機能の強化

（イ）消防・救急・救助体制の強化

- ・救急搬送体制の充実強化
- ・消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進

（ウ）災害時医療救護体制の充実

- ・医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化）
- ・ドクターヘリの効果的運用
- ・ドクターヘリの離着陸場の整備
- ・近隣県の病院への重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の機能強化）

ウ 県庁等行政機関の維持

3-2交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全

県庁舎施設の耐震化等の対策や災害対策本部・初動体制等の強化、業務継続・早期復旧のための体制整備等を行い県庁の災害対応力の強化を図るとともに、被災市町村の対応が困難な場合に県職員が応急復旧や物資の供給等の事務処置を代行できる体制の整備等により地域防災力の強化を図る。また、防災拠点等の非常用電源の確保をするため、自立・分散型電源等の導入を図る。

（ア）県庁の災害対応力の強化

- ・地震発生時等の業務継続体制の確立・検証
- ・災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化
- ・各種システムの緊急時運用体制の確立
- ・主要データ、プログラムの東海地震対策強化地域外への保管

（イ）県防災体制の充実・強化

- ・非常参集体制の確立
- ・災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し
- ・県警察災害警備本部の整備推進

(ウ) 地域防災力の強化

- ・ 現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立

(エ) 県庁舎等の耐震化

(オ) 自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・ 防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進

エ 食料の安定供給

5-4食料等の安定供給の停滞

食料の安定供給のため、耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道や農業水利施設等を抱える地域の生産基盤を整備して生産性の向上、農家経営の安定化を図り、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する。

(ア) 農業・農村の多面的機能の維持・増進

- ・ 耕作放棄地解消対策
- ・ 農地の整備（生産基盤の整備）

オ 自立・分散型エネルギーシステムの導入等

6-1電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガス等サプライチェーンの機能の停止

県内経済の活性化や、安全・安心な地域づくりを推進するため、太陽光や小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーに加え、水素等の新エネルギーや燃料電池、天然ガスを活用した熱電併給のコージェネレーションシステム等をバランス良く導入し、エネルギー供給力を充実させ、災害に強く平常時の省エネ等にも貢献できる、分散型エネルギー社会の構築を推進する。

(ア) 発災後のインフラ復旧対策の推進

(イ) 自立・分散型エネルギーシステムの導入等

- ・ 家庭における省エネルギーの推進
- ・ 木質バイオマスの利活用の推進
- ・ やまなしエネルギービジョン（仮称）の策定
- ・ 自立型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進
- ・ 最先端の高効率発電システムの誘致
- ・ 燃料電池自動車の普及促進
- ・ 小水力発電の推進

カ 地域交通ネットワークの維持

6-3地域交通ネットワークの分断

避難路・緊急輸送道路・代替輸送路となる幹線道路・農道・林道等の整備やスマートＩＣの整備、橋梁・トンネル等の耐震化・長寿命化などにより災害時に備えた道路ネットワークの整備を図る。

また、災害時の応急対策業務体制を整備するとともに、道路機能を迅速に回復させるため、道の駅等の防災機能の拡充等を推進する。

(ア) 災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進

- ・ 県外とを結ぶ高速道路等の整備促進
- ・ スマートＩＣの整備促進
- ・ 大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・ 富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
- ・ 都市計画道路（街路）の整備
- ・ 大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備
- ・ 基幹農道の整備
- ・ 林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
- ・ 道路防災危険箇所等の解消

(イ) インフラ等の長寿命化、耐震化

- ・ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
- ・ 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

(ウ) 災害時応急対策の推進

- ・ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- ・ 道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施

(エ) 道の駅等への防災施設の整備

- ・ 道の駅等の防災機能の拡充

(オ) 道路除排雪計画の運用等

- ・ 山梨県道路除排雪計画の推進

キ 防災教育・普及啓発の推進

防災教育・普及啓発(リスクコミュニケーション分野)

地域の防災に関する人材育成、ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知、学校における防災教育等を通して災害に対する意識啓発や災害対応力の向上を図る。

また、防災教育関連事業の一層の充実を図るため、関係各課等の情報共有や相互連携を推進する。

(ア) 人材育成等による地域防災力の強化

- ・ 防災対策に関する意識啓発及び人材の育成
- ・ 富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等
- ・ 地域防災力を支える人材の育成
- ・ 効果的な防災教育のための情報共有、連携等の促進

(イ) 学校における防災教育等の推進

- ・ 砂防移動教室や河川出前講座など防災教育の実施
- ・ 公立小中学校及び県立学校における防災対策、児童生徒に対する防災教育及び安全確保対策の推進・促進

(ウ) ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知

- ・ 富士山の火山ハザードマップの整備等
- ・ 液状化の危険度情報の提供
- ・ 洪水ハザードマップ、富士山火山ガイドマップ、土砂災害ハザードマップの周知

ク 老朽化対策の推進

老朽化対策(老朽化対策分野)

これから更新時期を迎える老朽施設が増加することを見据え、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する計画を策定するとともに、個別の長寿命化計画等に基づき計画的な公共施設等(建築物・インフラ)の老朽化対策を推進する。

(ア) 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進

(イ) 公共施設等の老朽化対策の推進

第6章 計画の推進と見直し

1 計画の進捗管理と見直し

施策の進捗状況の把握等を行うためのアクションプランを策定した上で、計画の進捗管理及び見直しを適切に行うための体制を整備し、PDCAサイクルを繰り返し行い、改善を重ねていく。

推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、重要業績指標等の具体的な数値指標をできる限り設定する。

2 計画の推進期間

本計画は、他の計画の指針という性格や中長期的な推進方針を明らかにしていることから、平成27年度から平成31年度までの5年を推進期間とする。

ただし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うこととする。

(軽微な計画の変更等については、毎年度のアクションプランによる施策の進捗状況確認の中で対応する。)

3 他の計画等の見直し

本計画は、山梨県の強靱化の観点から、県における強靱化計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

（別紙1）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

- ・太文字は重点化施策であることを示す。
>
- ・太文字・印は、最も施策効果が発揮できる事態であることを示す。
- ・再掲であっても、重点化施策及び印の施策については内容を記載する。

1．大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

（1 - 1）市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【行政機能／警察・消防】

災害時における燃料確保の推進

平成24年3月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐れがある。

このため、救援・救助活動等を間断なく実施するため、平成26年11月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図っている。引き続き、燃料の備蓄を促進するとともに、今後は石油連盟との重要施設の情報共有について検討する必要がある。（防災危機管理課）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化する必要がある。（防災危機管理課）

災害装備資機材の整備の推進

災害対応力強化のため、災害時の救出及び救助活動並びに同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を継続実施してきているが、引き続き必要な資機材を検討し整備を進める必要がある。（警察本部）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、発災時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、初動対応について随時見直しを行ってきており、一定の成果を上げている。

引き続き、迅速的確な初動対応の見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る必要がある。（警察本部）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施

広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、図上訓練等を実施し、災害への対応力の充実を図っている。防災体制の見直しに伴い、県職員や関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練の実施とともに、その内容を強化する必要がある。（防災危機管理課）

住民参加型の県地震防災訓練の実施

県民の防災意識の高揚を図るため、県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、市町村におけるヘリポートの確保・整備を促進しており、小瀬スポーツ公園第一駐車場など県内80箇所をヘリコプター用飛行場外離着陸場として確保している。各市町村には、できるだけ地域の避難場所とは別の場所での適地を要請しており、引き続き消防本部と連携を図りながら、適地調査を含めた技術支援を行い、市町村におけるヘリポートの確保・整備を図る必要がある。（防災危機管理課）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施

大規模地震等が発生した場合、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動し、消火、救助及び救急活動を一層効果的に行うことができるよう、地震防災訓練（上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等）において、自衛隊ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機等による他県との合同訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っているが、情報の共有や指揮命令等に課題も生じている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）

平成24年6月8日に、火山専門家、山梨県、静岡県、神奈川県、国、富士山周辺市町村及び防災関係

機関による富士山火山の火山防災協議会である「富士山火山防災対策協議会」を設置し、平成 27 年 3 月 16 日に同協議会において、「富士山火山広域避難計画」(対策編)を策定した。

また、平成 24 年度から、富士山火山噴火を想定した総合図上訓練を実施しており、平成 26 年 10 月 19 日には、富士山火山防災対策協議会構成機関等による「富士山火山三県合同防災訓練 2014」を実施した。今後は、富士山火山広域避難計画を基に市町村が実施する詳細な避難対応や対策を記載した「市町村避難計画」の策定を進めるとともに、より実行性のある広域避難計画になるよう改訂をしていく必要がある。

更に、御嶽山の噴火を踏まえた突発的な噴火への対応や、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う必要がある。

(防災危機管理課)

消防防災航空隊の機能強化

消防防災航空隊の効果的な部隊運用等を行うため、ヘリコプターの位置情報をリアルタイムに把握できる消防防災ヘリコプター動態管理システムを平成 25 年 3 月に導入し運用を行っている。

また、消防防災航空隊の機能を強化するため、任期を満了した航空隊員を退任後 1 年間「支援航空隊員」と位置付けて定期的な訓練を実施し、航空隊経験者による支援体制を強化するとともに、消火活動の際に使用するバケット等の整備を行っている。引き続き、多数のヘリコプターの運用が想定される大規模災害において威力を発揮できるようシステムを運用管理するとともに、航空機による消防防災活動の対応力を向上させるため、航空隊経験者による支援体制の強化を図るなど、消防防災航空隊の機能強化を行う必要がある。(防災危機管理課)

消防防災航空基地機能の強化

消防防災航空基地機能の強化を図るため、防災航空基地整備に向けて関係機関と協議を継続している。大規模災害時における広域航空応援隊等の受け入れのための防災航空基地整備に向けて、関係機関と協議を継続する必要がある。(防災危機管理課)

救急救命士の養成・確保の推進

救急搬送に迅速・適切に対応するため、救急救命士の養成・確保を進めている。引き続き、災害時の救急搬送体制の強化を図るため、救急救命士の養成・確保を進める必要がある。(消防保安室)

消防団の救助資機材等の整備促進

災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、各市町村の消防団の救助用資機材等の充実に関する働きかけを行っている。国の示す消防団の装備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き各市町村へ働きかけを行う必要がある。(消防保安室)

救急搬送体制の充実強化

救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進している。引き続き、救急搬送体制の充実強化を図るため、救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進する必要がある。(消防保安室)

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進

消防職員及び消防団員の育成のため、各種知識及び使命感に燃えた強固な精神力と共同精神の涵養を図るための教育を実施し、地域の災害対応力の充実が図られているが、複雑、多様化する災害や火災等への消防職員及び消防団員の対応能力の向上を図るため、消防学校の建設工事(H25～H27)に併せ教育機材、教育訓練施設等の整備を行っている。今後は、消防学校に整備された教育訓練施設を活用した新カリキュラムに基づく訓練マニュアルの作成・検証を行い、消防職員に対する実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る必要がある。(消防保安室、消防学校)

消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施

消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図り、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止対応等を行っている。引き続き、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止等のため、消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図る必要がある。(消防保安室)

【住宅・都市】

公立小中学校及び県立高等学校における避難所運営体制の整備の推進・促進

県立高等学校及び公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、学校が避難所となった場合の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を、市町村と連携して進めるように各種研修会で呼びかけているが、避難所運営マニュアルを作成している学校は、避難所指定されている県立学校では 23 校中 22 校(95.7%)であるが、小・中学校では 249 校中 199 校(79.9%)にとどまり、また、小・中学校では備蓄品の整備ができていない学校も多いため、引き続き指導を行う必要がある。(義務教育課、高校教育課)

木造住宅等の耐震化の促進

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図ってきており、平成 26 年度末の

住宅の耐震化率は82.7%と、一定の成果はあるものの、耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあり、引き続き木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。（建築住宅課）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び市町村が指定する避難路沿道にある耐震診断が義務となる建築物の診断費用への補助を実施しており、一定の成果があるが、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。

今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。（建築住宅課）

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、（一社）山梨県建築士会と被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定を締結するとともに、判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を実施し、判定士の登録及び技能の向上を図ってきており、各判定士の養成達成率は100%以上（平成26年度末）となっているが、判定士の安定した人員確保や技能の向上のため、引き続き養成講習等を実施する必要がある。（都市計画課、建築住宅課）

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施

災害に強い市街地の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、一定の成果があった。しかし、依然として密集した市街地や低未利用地が多く存在していることから、災害に強い良好で健全な市街地環境を形成するため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（都市計画課）

「市町村防災都市づくり計画」策定に対する指導・助言の推進

各市町村が大規模災害に備え、減災にむけた「災害に強いまちづくり」と被災後の速やかな復興を図る「復興まちづくり」を進めるため、平成26年6月に「災害に強いまちづくりガイドライン」を改訂し、平成27年3月には、「都市復興ガイドライン」を策定したが、市町村は防災・復興まちづくり計画の取り組みに慎重な状況にあるため、引き続き、市町村に対し指導・助言を行っていく必要がある。（都市計画課）

県営住宅の長寿命化の推進

県営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」（H21～H32）に基づき、更新時期を経過した住宅の建替や、定期的な点検に基づく外壁劣化等に対する修繕を進めてきており、これまでに千塚北団地他5団地の建替や、計画的な外壁改修工事や屋上防水改修工事を行うなど、一定の成果があるが、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、引き続き計画に基づき建替及び改善事業を実施する必要がある。（建築住宅課）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進

災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、（一社）プレハブ建設協会と応急仮設住宅の建設についての協定を締結し、また、（公社）山梨県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会山梨支部と借上げ型応急仮設住宅の提供についての協定を締結し、対応マニュアルを整備するなど一定の成果を上げているが、定期的な訓練を実施する必要がある。

また、今後は、借上げ型応急仮設住宅の提供体制の整備や県境を越えた広域連携体制について検討する必要がある。（建築住宅課）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成

災害時の要援護者支援対策推進のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまでに要援護者支援マニュアルを作成（平成25年度）し、市町村社会福祉協議会に配付するなど、一定の成果を上げている。

今後は、福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの適切な運用や適宜の見直しなどが必要である。（福祉保健総務課）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施

災害時の医療救護対応能力の強化を図るため、大規模災害時医療救護マニュアルに基づき、各保健所と管内医療機関等が連携して情報伝達訓練を実施しており、一定の成果は上がっているが、引き続き参加団体や訓練内容を拡大しながら継続する必要がある。（医務課）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化）

災害から人命の保護を図るための救助・救急体制の不足に対処するため、DMAT（災害派遣医療チーム）の整備を進めてきており、すべての災害拠点病院にDMATを整備するとともに、災害拠点病院等と協定を締結し、DMATを迅速に派遣できるよう環境の整備を行っている。今後は、必要な資機材の整備の充実や訓練等の実施を含めたDMAT機能を強化する必要がある。（医務課）

ドクターヘリの効果的運用

救命率の向上を図るため、平成15年4月から本県の富士・東部地域を対象に神奈川県ドクターヘリ（基地病院：東海大学医学部付属病院（神奈川県伊勢原市））の共同運航を開始し、平成24年4月から山梨県立中央病院を基地病院として、本県全域を対象に山梨県ドクターヘリの運用を開始している。

また、平成 26 年 7 月に神奈川県と静岡県とドクターヘリの広域連携に係る協定を締結し、広域的な救急医療の充実を図ったところであり、引き続きドクターヘリを活用した専門医による治療と医療機関への患者搬送、自県ドクターヘリや隣接県ドクターヘリを活用した県域外医療機関への患者搬送等により救命率の向上を図るとともに、今後は給油燃料の安定確保を図る必要がある。（医務課）

ドクターヘリの離着陸場の整備

ドクターヘリの運用開始に伴いドクターヘリの離着陸場の整備を図ってきている。ドクターヘリが離着陸できるランデブーポイント数は、平成 24 年 4 月の山梨県ドクターヘリ運用開始時の 335 箇所から平成 27 年 7 月末現在の 405 箇所と増加しているが、多くが土のグラウンド等であり、ヘリの離着陸にあたり埃がたないようするため、患者搬送のための救急隊とは別に、散水のための支援隊の出動と散水のための時間が必要となることから、今後は、専用の場外離着陸場やアスファルト舗装や芝生化されたランデブーポイントの整備拡充について検討する必要がある。（医務課）

近隣県の病院への重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の機能強化）

広域的な重症患者搬送体制の確保のため、SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）におけるテント設営や保管資材確認を目的とした実地研修及び資機材の整備を行ってきており一定の成果を上げている。

今後は、資機材の整備等、SCUの機能強化を図るとともに、SCUを使用したトリアージ（患者の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決める）及び広域搬送訓練も併せて実施する必要がある。（医務課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

大規模地震発生に備え、工場や店舗等の耐震化を促す必要があり、そのための融資について、ホームページ等での普及啓発に努めている。しかし、融資実績は伸び悩んでいることから、普及啓発の改善を行う必要がある。（商業振興金融課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用

被害情報の収集については、電話、FAXを中心に実施しているところであるが、県が市町村から被害情報等の収集を行う際に、災害対策本部統括部と各部署が重複して同一の情報を収集するなど、非効率な状況を回避するため、県、市町村、防災関係機関等で収集情報を共有・提供するためのITを活用した「総合防災情報システム」を構築する必要がある。

現在、防災体制の見直しに伴い、Lアラート利用と併せて、「総合防災情報システム」の整備を進めている。（防災危機管理課）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立

被災情報収集体制の整備及びヘリコプターテレビ伝送システムによる被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛星携帯電話及び災害時優先電話の配備拡大を図るとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を実施してきているが、より効果的な情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について検討するとともに、「はやて」を活用した訓練等を継続して実施する必要がある。（警察本部）

公衆無線LAN環境の整備促進

観光部が民間企業と協働し実施している“やまなし Free Wi-Fi プロジェクト”により、主要観光地等の店舗等への公衆無線LANの整備が進んでいる一方、防災拠点等の県有施設では整備が進んでいない状況にある。災害時等を想定し、県内のどこからでも、誰もが無線LAN（Wi-Fi）にアクセスできるようにするため、防災拠点等の県有施設へのアクセスポイントの整備を図る必要がある。（情報政策課）

Free Wi-Fi スポット整備の促進

外国人旅行者等の本県への誘客の促進を目的として、無料で利用できるWi-Fiスポットの整備を促進するため、民間企業（NTT東日本山梨支店等）と協働した、“やまなし Free Wi-Fi プロジェクト”を推進している。Wi-Fiスポットは、災害時の通信インフラとしての活用など防災・災害対策としても有益であるため、このプロジェクトにより観光・防災対策などの充実を図る必要がある。（観光振興課）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能 / 警察・消防）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進

鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に補助しているが、地域鉄道の維持はもとより、今後は大規模自然災害を踏まえ、必要に応じた設備の整備も想定されるため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（交通政策課）

電線類の地中化の推進

魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、電線類の

地中化を、市街地を中心に進めてきている。

県管理道路における平成26年度までの4年間の整備目標延長である26.4kmに対し、28.0km(約106%)を整備済みであり、一定の成果があるが、未整備箇所も残っており、引き続き電線類の地中化を推進する必要がある。(道路整備課、道路管理課、都市計画課)

国管理道路においては、第6期無電柱化推進計画における整備合意延長27.4kmに対し、5.9km(約22%)を整備済みであり、整備中の21.5kmについては、引き続き電線類の地中化を推進する必要がある。

(甲府河川国道事務所(国))

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、橋梁の耐震補強を進めてきており、計画対象橋梁554橋に対して、耐震化率は約79%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。(道路管理課)

災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。(甲府河川国道事務所(国))

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。

また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、定期点検や必要な補修を実施してきているが、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、維持管理計画の策定を進める必要がある。(道路管理課)

本年度に改正された道路施設(橋梁、トンネル他)の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。(甲府河川国道事務所(国))

(重要業績指標)

【防災危機管理課】県地震防災訓練参加機関・団体数：51団体(H26) 60団体(H31)

【道路管理課】緊急輸送道路における15m以上の橋梁と跨線橋・跨道橋の耐震化率：検討中(H26)
100%(H31)(検討中)

【道路管理課】橋梁の長寿命化：0%(H26) 検討中(H31)(検討中)

【建築住宅課】長寿命化計画に基づく県営住宅7団地の建替・全面的改善実施割合：35.3%(H26) 73.4%(H31)

【建築住宅課】住宅の耐震化率：82.7%(H26) 88.8%(H31)

【義務教育課】小中学校の避難所運営マニュアル策定校数(割合)：199校(79.9%)(H26)
249校(100%)(H32)

【高校教育課】県立高等学校の避難所運営マニュアル策定校数(割合)：22高校(95.7%)(H26)
23高校(100%)(H27)

（1 - 2）公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：1 - 1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（再掲：1 - 1）

大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、発災時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、初動対応について随時見直しを行ってきており、一定の成果を上げている。

引き続き、迅速的確な初動対応の見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る必要がある。（警察本部）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：1 - 1）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

県民の防災意識の高揚を図るため、県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（再掲：1 - 1）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（再掲：1 - 1）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）

消防防災航空隊の機能強化（再掲：1 - 1）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

救急救命士の養成・確保の推進（再掲：1 - 1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（再掲：1 - 1）

県庁舎等の耐震化の推進

建築物の地震に対する安全性の向上を図り今後予想される地震災害に対して県民の生命・財産を守ることを目的とする「山梨県耐震改修促進計画」に基づき、耐震性のない県有建物の耐震改修及び解体等を実施し、耐震化を図ってきた。達成率は89.1%（平成26年度）となり成果を得ている。引き続き、耐震化を促進する必要がある。（管財課、営繕課）

【住宅・都市】

都市公園施設の長寿命化の推進

これまで、平成22年度から都市公園内の大規模集客施設及び橋梁のうち旧耐震基準のものの耐震化を行ってきており、耐震化率は100%（平成24年度末）である。

また、都市公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、平成26年度中に県営9公園（小瀬スポーツ公園、曽根丘陵公園、御勅使南公園、緑が丘スポーツ公園、笛吹川フルーツ公園、舞鶴城公園、富士川クラフトパーク、富士北麓公園及び桂川ウェルネスパーク）について、「山梨県公園施設長寿命化計画」の策定を行なった。今後は、計画に基づいた施設の長寿命化を図る必要がある。

（都市計画課）

県営住宅の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

県営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「山梨県県営住宅等長寿命化計画」（H21～H32）に基づき、更新時期を経過した住宅の建替や、定期的な点検に基づく外壁劣化等に対する修繕を進めてきており、これまでに千塚北団地他5団地の建替や、計画的な外壁改修工事や屋上防水改修工事を行うなど、一定の成果があるが、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、引き続き計画に基づき建替及び改善事業を実施する必要がある。（建築住宅課）

公立小中学校及び県立高等学校における避難所運営体制の整備の推進・促進（再掲：1 - 1）

県立文化施設等における防災対策の推進

県立文化施設等（美術館、博物館、考古博物館、文学館、図書館、科学館）の来館者を災害時に安全に避難させるため、年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施しており、職員の意識や技術の向上と維持に努めている。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。

（学術文化財課、社会教育課）

私立学校の耐震化の促進

私立学校耐震診断実施事業費補助金により、私立学校の耐震診断を促進し（平成 24 年度～平成 26 年度）、安心こども基金耐震化支援事業費補助金（幼稚園を対象：平成 24 年度～平成 27 年度）や私立学校施設整備費補助金（文科省事業）を活用し、私立学校の耐震化を推進している。この結果、私立学校の平成 26 年度末における耐震化率は 85.7%となった。

しかしながら、耐震化が未実施の施設があることから、更なる学校施設の安全確保を図るため、各種補助事業の活用を働きかけるなど、引き続き耐震化を促進する必要がある。（私学文書課）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び市町村が指定する避難路沿道にある耐震診断が義務となる建築物の診断費用への補助を実施しており、一定の成果があるが、全対象建築物の診断実施を目指して、補助事業を継続する必要がある。

今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。（建築住宅課）

公立小中学校・県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進

平成 26 年度末までに、県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎の耐震化率は 97.7%（308 棟中 301 棟）、公立小中学校施設の耐震化率は 99.2%（1,028 棟中 1,020 棟）に達しているが、学校施設の安全確保及び避難所としても利用されることから、更なる耐震化の促進を図る必要がある。

また、屋内運動場及び武道場の吊り天井等落下防止対策については、構造体の耐震化と比べ遅れているため、緊急性を持って取り組む必要がある。（学校施設課）

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策のため、解体修理工事補助に併せて耐震対策のための構造補強工事等に対しても助成を実施し、平成 8 年度から平成 26 年度までに 11 棟の耐震対策を終了している。

国・県指定の有形文化財（建造物）の解体修理工事は、長期間（約 100 年から 300 年ごとに実施）かつ多額の費用がかかるが、それに併せて、今後とも耐震対策を計画的かつ着実に実施する必要がある。（学術文化財課）

都市公園の防災活動拠点機能の強化

「東海地震応急対策活動要項」に基づき、防災活動拠点に指定された都市公園の整備を図るため、平成 20 年度から、災害時の防災活動拠点となる都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曽根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑ヶ丘スポーツ公園）において施設整備、改修、バリアフリー化等、防災活動拠点としての整備を実施している。今回の整備計画における達成率は平成 26 年度に 100%となり、一定の成果を得ているが、今後は、建築年度が古い施設の老朽化にあわせ、引き続き防災活動拠点としての整備を実施する必要がある。また、市町村管理の公園についても整備を指導する必要がある。（都市計画課）

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（再掲：1 - 1）

災害に強い市街地の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、一定の成果があった。しかし、依然として密集した市街地や低未利用地が多く存在していることから、災害に強い良好で健全な市街地環境を形成するため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（都市計画課）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（再掲：1 - 1）**【保健医療・福祉】****災害時要援護者等の避難場所としての社会福祉施設（高齢者施設）の利用の促進**

高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するため、市町村と施設で協定を締結するよう助言してきており、各市町村で協定締結が進められている。

引き続き、在宅の要援護者が高齢者施設を利用する体制の構築を進める必要がある。（長寿社会課）

高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討

高齢者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入所者を受け入れるための体制整備について、日頃から施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、協力を依頼している。

引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要がある。（長寿社会課）

災害時の介護支援者の確保推進

災害時に必要な介護支援者を確保するため、介護職員初任者研修の実施事業者の指定を進めてきており、介護職員養成の機会増を図っている。

災害の発生に備え、引き続き、介護支援者の確保を進める必要がある。（長寿社会課）

災害時要援護者等の避難場所としての社会福祉施設（児童福祉施設）の利用の促進

災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用するため、保育所、認定こども園、児童養護施設等の本来機能を著しく低下させない範囲で市町村に助言することとしているが、施設の規模や市町村防災計画における位置付け等、市町村における対応にばらつきがあるのが現状である。引き続き、相談があった場合は、個々の状況に応じた助言を行う必要がある。（子育て支援課）

災害時要援護者等の避難場所としての社会福祉施設（障害者福祉施設）の利用の促進

被災障害者のための福祉避難所として、障害者福祉施設を活用するため、各市町村と施設側との協定締結数の拡大に努めてきたが（平成 23 年 12 月：14 施設→平成 27 年 1 月：182 施設）、地域偏在が見られることから、今後は、地域的なバランスにも配慮しながら、拡大に向けて取り組む必要がある。

また、広域的な視点から、災害時に被災障害者 30 人程度を収容可能な防災拠点スペースを県内 4 福祉圏域に 1 箇所ずつ確保することを目標に、助成制度により民間事業者による整備を促してきており、平成 26 年度までに国中地域に 3 箇所確保した。平成 27 年度に富士・東部福祉圏域に 1 箇所整備を行い、県内 4 箇所となる予定である。（障害福祉課）

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築

災害時の障害者福祉施設間における被災障害者の受入れ等の協力体制を構築するため、山梨県自立支援協議会において事務処理フロー等の検討を行ってきた。今後は、事務処理フロー（案）をもとに、情報伝達、被災障害者の移送、受入れ後の施設（避難所）における支援等が円滑に実施できるよう体制を構築する必要がある。（障害福祉課）

障害者に対する情報支援体制の構築

被災時における聴覚障害者への情報支援について、平成 25 年度に手話ボランティアの派遣マニュアル（素案）を策定したが、今後は、災害時における対応を各市町村と具体的に検討を行う必要がある。

また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討する必要がある。（障害福祉課）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化）（再掲：1 - 1）

ドクターヘリの効果的運用（再掲：1 - 1）

ドクターヘリの離着陸場の整備（再掲：1 - 1）

近隣県の病院への重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の機能強化）（再掲：1 - 1）

病院救護マニュアルの作成・活用の推進

災害時の対応能力の強化を図るため、各病院に救護マニュアルの作成を指導したところであり、一定の成果があるが、今後は、平成 26 年 2 月の雪害を受けてのマニュアル改正や県が主体となって実施する訓練に、医療機関の参加を促す必要がある。（医務課）

医薬品等の備蓄・供給体制の整備

医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、山梨県医薬品卸協同組合と協定及び保管管理委託を締結し、医療救護活動に必要なと思われる医薬品等の備蓄を行っており、毎年度、備蓄品目の見直しを行ってきている。

また、備蓄の委託先の建物の耐震性能の確認を行うなど、医薬品等の安全な保管に努めている。

なお、平成 26 年度には、（一社）日本産業・医療ガス協会と、平成 27 年度には山梨県医療機器販売業協会と、それぞれ協定を締結し、災害時の医療ガス・医療機器等の円滑な供給体制の構築を図った。

引き続き、備蓄品目の見直しや検討を行っていくとともに、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策を検討する必要がある。（衛生薬務課）

社会福祉施設（高齢者施設）の耐震化の促進

これまで、高齢者施設等の耐震化の促進を図ってきており、耐震化率は現在 91% に達している。耐震診断又は耐震改修の済んでいない施設数は市町村建築物が 9 棟、民間建築物が 7 棟であり、民間建築物については老人福祉施設等施設整備費補助金により改築等を進めている。

引き続き、民間高齢者施設等に対し補助を行うことにより、民間建築物の改築等を進め耐震化率の向上を図る必要がある。（長寿社会課）

病院の耐震化の促進

これまで、災害拠点病院の耐震化を図ってきたが、平成 26 年度までにすべての災害拠点病院で耐震化が完了するなど、一定の成果を上げている。耐震化が未実施の病院もあることから、引き続き、耐震化を促進する必要があるが、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいため、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。（医務課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（再掲：1 - 1）

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進（再掲：1 - 1）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：1 - 1）

警察署等の通信付帯施設の老朽化対策の検討

これまでの警察署通信施設点検等の結果、無線通信空中線（アンテナ）を支持する組立鋼板柱の経年劣化が判明しており、災害時の倒壊等を防止するため、今後は、劣化状態を精査したうえで改修・更新等の計画を策定し、計画的に改修等の検討を行う必要がある。（警察本部）

（重要業績指標）

【管財課、営繕課】県庁舎施設の耐震化施設数（割合）：164 施設（89.1%）(H26) 184 施設（100%）(H27)

【防災危機管理課】県地震防災訓練参加機関・団体数：51 団体（H26） 60 団体（H31）

【長寿社会課】高齢者施設等の耐震化率：91%（H26） 95%（H30）

【障害福祉課】福祉避難所協定締結施設数：182 施設（H26） 193 施設（H31）

【医務課】県内病院（60 病院）の耐震化完了施設数（耐震化率）：57 病院（95%）(H26) 60 病院（100%）(H31)

【私学文書課】私立学校の耐震化率：85.7%（H26） 88%（H28） 95%（H32）

【建築住宅課】長寿命化計画に基づく県営住宅7団地の建替・全面的改善実施割合：35.3%（H26） 73.4%（H31）

【学校施設課】県立学校の耐震化実施建物数（割合）：301 棟（97.7%）(H26) 308 棟（100%）(H27)

【学校施設課】県立学校の吊り天井等の耐震対策実施棟数（割合）：3 棟（7%）(H26) 43 棟（100%）(H28)

【学校施設課】公立小中学校の耐震化実施建物数（割合）：1,020 棟（99.2%）(H26) 1,028 棟（100%）(H27)

【学校施設課】公立小中学校体育館等の吊り天井等の耐震対策実施棟数（割合）：9 棟（23.1%）(H26)
39 棟（100%）(H27)

【学術文化財課】国・県指定有形文化財（建物）171 棟の耐震対策実施棟数（割合）：

11 棟（6.4%）(H26) 22 棟（12.9%）(H31)

（1 - 3）豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：1 - 1）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）

地震、水害に伴う市町村域を越えた広域村避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う必要がある。（防災危機管理課）

市町村の避難勧告・指示判断マニュアルの策定支援

国において、平成17年3月に取りまとめられた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に代わり、平成26年4月には、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が作成された。本ガイドラインに基づき、「避難勧告等の判断・伝達基準」の作成や見直しを行う市町村に対し、随時、助言・技術的支援を行っている。「避難勧告等の判断・伝達基準」について、より実効性のある基準とするため、引き続き市町村に対し、助言・技術的支援を行う必要がある。県内の市町村における発令基準の策定済みの状況（平成26年11月1日現在）は、土砂災害69.2%、水害66.7%である。

（防災危機管理課）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

消防団の救助資機材等の整備促進（再掲：1 - 1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（再掲：1 - 1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（再掲：1 - 1）

公立小中学校及び県立高等学校における避難所運営体制の整備の推進・促進（再掲：1 - 1）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成（再掲：1 - 1）

災害時の要援護者支援対策推進のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまでに要援護者支援マニュアルを作成（平成25年度）し、市町村社会福祉協議会に配付するなど、一定の成果を上げている。

今後は、福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの適切な運用や適宜の見直しなどが必要である。（福祉保健総務課）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

ドクターヘリの効果的運用（再掲：1 - 1）

病院救護マニュアルの作成・活用の推進（再掲：1 - 2）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立

災害発生時の、映像による被害状況等の情報収集体制の確立において、消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムは欠かすことのできない手段である。映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等を活用し被害状況を迅速に把握する体制の確立

災害発生時に、現地の被害状況を迅速に収集する体制の確立に、各合同庁舎に設置した高所カメラの映像や、テレビ会議システムは欠かすことのできない手段である。引き続き、災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、各合同庁舎に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：1 - 1）

公衆無線LAN環境の整備促進（再掲：1 - 1）

被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備

災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、県、市町村、消防本部、防災関係機関に設置されている防災行政無線の維持管理や設備の更新を行うとともに、災害時における活動拠点となる都市公園等に防災行政無線を増設するなど通信機能の強化を図っている。引き続き、安定した通信確保を図るため、施設の維持管理と整備を行う必要がある。（防災危機管理課）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：1 - 1）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）

社会資本整備重点計画の策定

限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「社会資本整備重点計画」を策定（第一次：H16～H19、第二次：H20～H26）し、同計画に基づき整備を推進してきている。第二次計画期間の満了に伴い、新たな課題等に対応した第三次計画を策定する必要がある。（県土整備総務課）

【農林水産】

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、たん水防除事業等により、排水機場等の排水施設の整備を進めてきた。今後は、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済み施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会と協定を締結し、協定に基づき台風時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

社会資本整備重点計画の策定（再掲：交通・物流）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削、河道拡幅や築堤等の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場や伏越水門等の排水施設の長寿命化と整備を推進している。

県内6多目的ダムにおいても、ダム及びダム周辺施設等の改良・長寿命化、維持・管理等を実施しており、多目的ダムの洪水調節機能により概ね80年に一度の豪雨に対し、洪水調節が可能となっている。また、多目的ダムには供用開始後100年間の堆砂を想定した堆砂容量が確保されており、ダム上流部における大規模土砂災害に対しても抑止効果を持っている。

引き続き、これらの取り組みを推進する必要がある。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

洪水被害を防止する河川整備の推進

県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、鎌田川や濁川等において、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を実施しているが、未整備の箇所も多く、引き続き河川改修を実施する必要がある。

今後も、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所等重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入、既存施設の有効利用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。

（治水課、甲府河川国道事務所（国））

雨水貯留浸透施設の整備の推進

流域の市街化が進んだ地域では、水田や農地が減少し、地表がアスファルトやコンクリートなどに覆われ、流域の保水・遊水機能が低下し、雨の多くは地中にしみこまず、川や水路に短時間で流れ込むようになり、浸水被害の危険性が増大する傾向となっている。

このため、雨水を一時的に貯め込んだり、地中に浸透させたりする貯留浸透施設の整備により、一定の成果を上げているが、引き続き整備を推進し、洪水被害を軽減する対策が必要である。（治水課）

洪水ハザードマップの周知

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、市町村に対し洪水ハザードマップの作成を支援し、平成 25

年度までに対象となる13市町すべてでハザードマップの作成が完了しており成果を上げているが、「洪水ハザードマップ作成の手引き」及びその基となる「浸水想定区域図作成マニュアル」が改訂されたところ。引き続き、洪水ハザードマップの周知により避難体制の支援を行うとともに、今後は、改訂マニュアルを踏まえた浸水想定区域の見直しについて検討を行う必要がある。

また、ハザードマップで想定している広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら検討を行う必要がある。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

水防訓練の実施

水害から住民の生命と財産を守るため、毎年度、水防訓練を実施しており、洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚に一定の成果を上げているが、災害対応経験のない水防団員が多いことから、引き続き水防訓練を実施し水防技術の向上・継承等を図る必要がある。

（治水課、甲府河川国道事務所（国））

水防用資材の備蓄の推進

水害から住民の生命を守るため、水防用資材を備蓄し、災害が発生した場合に迅速な応急工事等への使用など、一定の成果を上げているが、災害の規模によっては充分とは言えないことから、引き続き資材の定期的な更新及び増強を実施する必要がある。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

（重要業績指標）

【防災危機管理課】「避難勧告等の判断・伝達基準」を作成した市町村数：

水害 4、土砂災害 10（H26） 水害 13、土砂災害 26（H31）

【治水課】河川整備計画における県管理河川の整備率：50.6%（H26） 58.7%（H31）

（1 - 4）富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、居住地の消失、交通ネットワークの機能停止、観光業の衰退、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

災害時における燃料確保の推進（再掲：1 - 1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：1 - 1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（再掲：1 - 1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：1 - 1）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（再掲：1 - 1）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（再掲：1 - 1）

広域応援協定の具体的運用体制の整備

緊急消防援助隊の応援・受援計画における運用の実効性を高めるため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を1都9県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県）により実施するとともに、必要な計画の見直しを行っている。引き続き、計画運用の実効性を高めるため、合同訓練を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う必要がある。（消防保安室）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）

平成24年6月8日に、火山専門家、山梨県、静岡県、神奈川県、国、富士山周辺市町村及び防災関係機関による富士山火山の火山防災協議会である「富士山火山防災対策協議会」を設置し、平成27年3月16日に同協議会において、「富士山火山広域避難計画」（対策編）を策定した。

また、平成24年度から、富士山火山噴火を想定した総合図上訓練を実施しており、平成26年10月19日には、富士山火山防災対策協議会構成機関等による「富士山火山三県合同防災訓練2014」を実施した。今後は、富士山火山広域避難計画を基に市町村が実施する詳細な避難対応や対策を記載した「市町村避難計画」の策定を進めるとともに、より実行性のある広域避難計画になるよう改訂をしていく必要がある。

更に、御嶽山の噴火を踏まえた突発的な噴火への対応や、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う必要がある。

（防災危機管理課）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進

富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた広域避難が想定されるため、図上訓練を実施し避難計画を検証しているが、対応力の強化に向けて民間団体との避難・輸送の支援協定を検討する必要がある。（防災危機管理課）

消防防災航空隊の機能強化（再掲：1 - 1）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

救急救命士の養成・確保の推進（再掲：1 - 1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、関係団体に対する広報や（一財）山梨県消防協会が実施する消防団員確保対策事業に対し支援を行うとともに各市町村で策定した「消防団活性化総合計画」の見直し等の働きかけを行っている。地域の消防力の強化のため、引き続き、消防団員の確保対策及び消防団の活性化に取り組む必要がある。（消防保安室）

消防団の救助資機材等の整備促進（再掲：1 - 1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（再掲：1 - 1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 3）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（再掲：1 - 1）

公立小中学校及び県立高等学校における避難所運営体制の整備の推進・促進（再掲：1 - 1）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成（再掲：1 - 1）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化）（再掲：1 - 1）

ドクターヘリの効果的運用（再掲：1 - 1）

ドクターヘリの離着陸場の整備（再掲：1 - 1）

近隣県の病院への重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の機能強化）（再掲：1 - 1）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：1 - 1）

外国人旅行者等の本県への誘客の促進を目的として、無料で利用できる Wi-Fi スポットの整備を促進するため、民間企業（NTT 東日本山梨支店等）と協働した、「やまなし Free Wi-Fi プロジェクト」を推進している。Wi-Fi スポットは、災害時の通信インフラとしての活用など防災・災害対策としても有益であるため、このプロジェクトにより観光・防災対策などの充実を図る必要がある。（観光振興課）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

○ 外国人旅行者の本県への誘客促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供するための、外国人旅行者個人のスマートフォンやタブレットで利用できる、観光・防災情報提供アプリケーションを作製している。完成後は、このアプリケーションの活用により、外国人観光客に対する防災対策の充実を図る必要がある。（観光振興課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：1 - 3）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等を活用し被害状況を迅速に把握する体制の確立（再掲：1 - 3）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：1 - 1）

被災情報収集体制の整備及びヘリコプターテレビ伝送システムによる被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛星携帯電話及び災害時優先電話の配備拡大を図るとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を実施してきているが、より効果的な情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について検討するとともに、「はやて」を活用した訓練等を継続して実施する必要がある。（警察本部）

公衆無線 LAN 環境の整備促進（再掲：1 - 1）

被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（再掲：1 - 3）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：産業）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能 / 警察・消防）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市）（再掲：農林水産）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

富士山周辺 7 市町村内の老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化のため、補修が必要な橋梁 19 箇所のうち、平成 26 年度までに 6 箇所が完了している。引き続き、補修を進め、機能強化に努める必要がある。（治山林道課）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備

地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきているが、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築などを推進していく必要がある。

（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

スマートICの整備促進

災害に強い道路網の構築を図るうえで、既存の高速道路へのスマートICの整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなどから、引き続きスマートICの整備を促進する必要がある。（高速道路推進課）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口現状を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり

これまで県管理道路において火山噴火に伴う除灰作業を行った経験がなく、現状では、降灰に対応できる経験や技術を持ち得ていない。今後は、予想される富士山噴火時の降灰から、避難路や輸送路を確保するため、道路の除灰に関する計画の検討を進め、除灰できる体制づくりを行う必要がある。（道路管理課）

【農林水産】**災害時における応急対策業務の協力体制の推進**

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、山梨県治山林道協会と協定を締結し、協定に基づき、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施するための体制づくりをしてきており、一定の成果を上げているが、災害に備え、引き続き協定を随時更新する必要がある。（治山林道課）

森林の公益的機能の維持・増進

水源地域緊急整備事業、保安林改良事業及び保安林保育事業の実施により、これまでに 85,453ha の保安林を整備し、公益的機能が適切に発揮され、一定の成果を得ているが、災害に備え、更に平成 31 までに 2,110ha の整備を行う必要がある。（治山林道課）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

富士山火山噴火で想定される土砂災害等の防災対策については、国土交通省（中部地方整備局）及び山梨・静岡の両県において、より具体的な取り組みについて現在検討が進められているが、膨大な費用と高度な技術的知見を必要とするため、国が主体的に実施する必要がある。（治山林道課）

農村資源の保全管理活動

減災・防災に繋がる農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定に基づく農業生産活動等を支援する中山間地域等直接支払制度（平成 12 年度から）に取り組むとともに、農地周りの農業用施設の維持管理を支援する農地維持・資源向上活動支援事業（平成 19 年度から）に取り組んできた。

両施策ともに、大規模災害時の応急措置に繋がる重要な地域ぐるみの共同活動として地域に定着が図られてきているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあるので、共同活動を継続するためには今後も支援が必要である。（農村振興課）

老朽化した農業用ため池の整備

ため池等整備事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。

また、受益面積が 2ha 以上の農業用ため池 118 箇所について、一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果等を踏まえ、より詳細な調査及び対策工事を実施する必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、ハザードマップの作成等による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備等のソフト対策を検討する必要がある。（耕地課）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで必要性や緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定化を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。（耕地課、関東農政局（国））

県産農産物の生産技術対策の普及徹底

農業気象災害の対応は、これまで事前・事後対策の作成をはじめ、発生状況調査、被災後の技術対策の徹底等を実施しており、被害を最小限にとどめるなど、成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き事前対策の周知による予防策の徹底や事後対策の迅速かつ的確な実施に努める必要がある。

（農業技術課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：農林水産）（再掲：住宅・都市）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施してきている。現在までに、土砂災害警戒区域 7,089 箇所のうち、砂防えん堤については 26%、急傾斜地崩壊対策事業については 9%、地すべり対策事業については 10%の箇所に着手しており、土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、着手率はいまだ低い状況であるため、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（砂防課）

南アルプスを水源とする釜無川流域、早川流域については、糸魚川静岡構造線が縦断するなど脆弱な地質が分布し、急峻な地形・急流河川であるため土砂流出が激しく根幹的な対策が必要なことから、昭和 35 年度より直轄砂防事業を実施している。土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（富士川砂防事務所（国））

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

山梨県は古より土砂災害が多く、明治 14 年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保をする必要が生じており、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備（再掲：農林水産）

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進

「富士山の火山活動に関連する地下水変動観測と火山噴出物の特性に関する研究」を平成 22 年度～平成 25 年度に実施し、この中で火山地質学的研究として、火山噴出物の特性について研究してきた。この研究過程において、火山防災教育や情報発信システムの改善にも取り組み、火山防災情報表示システムの設置や富士山火山防災対策協議会構成機関（平成 24 年 6 月）として火山防災対策への貢献等の成果を得ることができた。

平成 26 年度から「富士山火山防災のための火山学的研究」を実施しているが、この研究の内容は、富士山の過去の噴火の歴史に関する研究と火山観測結果に基づき、噴火シナリオを構築し、このシナリオに基づいて、溶岩流・火砕流及び降灰の噴火シミュレーションを行い、噴火予測手法の開発・確立を目指すものである。引き続き、富士山の噴火災害を軽減するため、この研究により噴火予測手法の開発・確立の取り組みを推進する必要がある。（富士山科学研究所）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等

「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成 26 年度から実施）の成果を基に、富士山学等をはじめとした火山防災教育、火山防災研修や火山災害の軽減のための国際ワークショップ等の開催に平成 15 年度以降取り組んでおり、一定の成果を上げているが、世界文化遺産登録を機会に更なる火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりに取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

富士山の火山ハザードマップの整備等

「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成 26 年度から実施）等の富士山の過去の噴火の歴史に関する最新の研究から、富士山の噴火は多様であり事前に火口も特定できないことが分かってきた。富士山の噴火災害を軽減するため、噴火に際して即時に対応できる火山ハザードマップ（リアルタイムハザードマップ）を整備し、やハザードマップを使いこなすスキルを取得するための防災教育に取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

富士山監視体制の整備の推進

富士山がひとたび噴火した場合には、山麓を中心に甚大な被害が発生するとともに、首都圏にも及ぶ広範囲なものになると想定されている。

このため、火山噴火の前兆現象を早期に特定し、噴火前避難体制の強化及び緊急減災対策へ迅速に移行し被害を出来る限り軽減するため、「富士山火山噴火減災対策砂防計画」に基づき、平成 15 年度より、国や富士山北麓市町村と情報共有を図るための光ファイバー網の整備と昼夜にわたり監視可能な高感度カメラ 4 基を河口湖、山中湖、西湖及び本栖湖にそれぞれ設置している。現在、富士砂防事務所及び関係市町村との映像配信による情報共有化が図られている。引き続き、富士山の監視システムにおける既設機器の改修及び火山監視機器の整備を計画し、また、山梨県が有する監視映像の情報提供を国や関係機関へ拡大させ、情報の共有化を行い、富士山監視体制の強化を図る必要がある。（砂防課）

富士山火山噴火緊急減災対策の推進

現在、富士山火山噴火に伴い発生する土砂災害からインフラ・ライフライン等の被害を軽減するととも

に広域避難を支援するための砂防部局が担うべき対策を示す「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を富士砂防事務所、静岡県及び山梨県により進めている。

更に、規模が大きく県域を越えて広範囲にわたる富士山火山噴火対策には、技術力と機動力を備えた国が主体となり、富士山全域を一体的に整備すべきであり、静岡県側が直轄砂防事業により平常時から安全度を高める取り組みが進められているのと同様に、山梨県側の直轄化等による一層の国の体制強化が重要である。このため、平成 27 年 1 月に富士北麓地域 7 市町村（富士吉田市、西柱町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町）の首長及び議会議長により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会の設立を受け、今後は、計画の早期策定、山梨県側の国直轄化、計画に基づく事業実施、実践的な支援体制の構築等について、国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要がある。（砂防課、富士砂防事務所（国））

（重要業績指標）

【観光振興課】Free Wi-Fi スポット：1,818 箇所（H26） 2,500 箇所（H30）

【観光振興課】観光・防災情報提供アプリケーション：設計完了（H26） 構築完了（H27）

（1 - 5）大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、居住地の消失、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：1 - 1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（再掲：1 - 1）

大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、発災時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、初動対応について随時見直しを行ってきており、一定の成果を上げている。

引き続き、迅速的確な初動対応の見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る必要がある。（警察本部）

市町村の避難勧告・指示判断マニュアルの策定支援（再掲：1 - 3）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（再掲：1 - 1）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（再掲：1 - 1）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（再掲：1 - 4）

消防防災航空隊の機能強化（再掲：1 - 1）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

救急救命士の養成・確保の推進（再掲：1 - 1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（再掲：1 - 4）

消防団の救助資機材等の整備促進（再掲：1 - 1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（再掲：1 - 1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（再掲：1 - 1）

公立小中学校及び県立高等学校における避難所運営体制の整備の推進・促進（再掲：1 - 1）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成（再掲：1 - 1）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化）（再掲：1 - 1）

ドクターヘリの効果的運用（再掲：1 - 1）

ドクターヘリの離着陸場の整備（再掲：1 - 1）

近隣県の病院への重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の機能強化）（再掲：1 - 1）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：1 - 3）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等を活用し被害状況を迅速に把握する体制の確立（再掲：1 - 3）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：1 - 1）

公衆無線LAN環境の整備促進（再掲：1 - 1）

被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（再掲：1 - 3）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：1 - 1）

【交通・物流】

社会資本整備重点計画の策定（再掲：1 - 3）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進

森林の公益的機能を高度に発揮させるため、県民参加の森林づくり推進事業を平成 24 年度から実施し、森林の機能について県民の理解を深める活動を行ってきた。各イベントの参加者も多く、一定の普及啓発が図られている。引き続き、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林環境総務課）

平成 19 年度に創設した、官民による組織「やまなし森づくりコミッション」により、活動する森林や指導事業体とのマッチング等を行い、企業・団体への森づくり活動のサポートを行ってきた。また、平成 24 年度から地域の民間団体が行う森林整備活動に対し助成を行ってきた。様々な主体により森林を育成する意識が徐々に広まっており、一定の成果が得られている。引き続き、企業の CSR 活動や地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（みどり自然課）

本県の県土面積の 78%を占める森林を健全な状態に管理し、公益的機能の高度発揮につなげるため、植栽・保育・間伐等の作業を、年間 6,000ha を目標（松くい虫被害対策の一部を除く）に実施する計画を進めており、平成 26 年度は目標の約 8 割の 4,685ha 実施した。今後も計画的に事業を進め、森林病虫害の駆除、火災防止活動等と併せて効果的に実施して目標を達成する必要がある。（森林整備課、県有林課）

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：1 - 4）

水源地域緊急整備事業、保安林改良事業及び保安林保育事業の実施により、これまでに 85,453ha の保安林を整備し、公益的機能が適切に発揮され、一定の成果を得ているが、災害に備え、更に平成 31 までに 2,110ha の整備を行う必要がある。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

治山事業を明治 44 年度から実施し、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数が 463（H25 年度末）と一定の成果を得ている。

引き続き、昭和町を除く 26 市町村において、周辺の森林の山地災害防止機能が確保される集落の増加と山地災害危険地区の見直し及び未着手解消を推進する。（治山林道課）

葦崎市湯沢地区と南アルプス市野呂川地区には大規模な荒廃地が存在し、緊急に対応を要することから、国直轄治山事業を取り入れて整備を行っている。今後も引き続き国との調整を行い、事業を継続する必要がある。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

二ホンジカの捕獲技術改良及び針葉樹人工林の針広混交林への転換技術開発

二ホンジカの食害による森林の荒廃を防止するため、狩猟の省力化・効率化を検討し、地域条件に応じて改良した手法を現場で試行している。今後も更なる改良を加え、個体数管理に寄与する必要がある。

また、森林の公益的機能の向上のため、二ホンジカによる食害を回避しながら針広混交化を進め、食害を受けにくい施業方法等の調査を行っている。今後も更なる試験・調査を進め、成果の普及に努める必要がある。（森林総合研究所）

治山林道事業における生物多様性に配慮した緑化工指針の作成

治山・林道事業箇所の早期緑化を図るため、生態系への影響を考慮し、在来種を用いた緑化工法を検討し、現場での試験施工を行ってきた。今後、その結果をとりまとめ、生物多様性に配慮した新たな緑化工指針を作成する必要がある。（森林総合研究所）

森林環境税モニタリング調査

森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐために、森林環境税を財源の一部とした森林整備が行われている。これらの事業の効果を検証するため、H25 年度からモニタリング調査を行っている。今後も調査を継続させ、調査結果や事業効果の公表を行う必要がある。（森林総合研究所）

農村資源の保全管理活動（再掲：1 - 4）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：1 - 4）

ため池等整備事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。

また、受益面積が 2ha 以上の農業用ため池 118 箇所について、一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果等を踏まえ、より詳細な調査及び対策工事を実施する必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、ハザードマップの作成等による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備等のソフト対策を検討する必要がある。（耕地課）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 4）、用排水施設の整備（再掲：1 - 4）

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで必要性や緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定化を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。（耕地課、関東農政局（国））

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 3）

県産農産物の生産技術対策の普及徹底（再掲：1 - 4）

耕作放棄地解消対策

農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす耕作放棄地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで県内で耕作放棄地 1,241ha を解消するなど一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（農村振興課、耕地課）

農地の整備（生産基盤の整備）

本県農業の振興を図るために、畑地帯総合整備事業や中山間地域総合整備事業等によりほ場や農道、用排水路等の生産基盤を総合的に整備して、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上等を図ってきた。

一方で、農業生産基盤が整備され生産活動が持続されることで、農業・農村が有する洪水防止や土砂崩壊防止等の多面的機能が発揮され県土の保全に大きな役割を果たしている。未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道や農業水利施設等を抱える地域において、引き続き生産基盤の総合的な強化を図り、生産性の向上、農家経営の安定化を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 4）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、山梨県治山林道協会と協定を締結し、協定に基づき、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施するための体制づくりをしてきており、一定の成果を上げているが、災害に備え、引き続き協定を随時更新する必要がある。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 3）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速度道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会と協定を締結し、協定に基づき台風時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

社会資本整備重点計画の策定（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化

治山事業を明治 44 年度から実施し、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数が 463（H25 年度末）と一定の成果を得ている。しかし、土砂災害防止機能を発揮している既存治山施設について、引き続き「山梨県治山施設保全計画」に基づき施設の長寿命化を図り、適正な維持・管理を行う必要がある。（治山林道課）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施してきている。現在までに、土砂災害警戒区域 7,089 箇所のうち、砂防えん堤については 26%、急傾斜地崩壊対策事業については 9%、地すべり対策事業については 10% の箇所に着手しており、土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、着手率はいまだ低い状況であるため、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（砂防課）

南アルプスを水源とする釜無川流域、早川流域については、糸魚川静岡構造線が縦断するなど脆弱な地質が分布し、急峻な地形・急流河川であるため土砂流出が激しく根幹的な対策が必要なことから、昭和 35 年度より直轄砂防事業を実施している。土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（富士川砂防事務所（国））

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

山梨県は古より土砂災害が多く、明治14年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保をする必要が生じており、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

深層崩壊対策の検討

国において平成22年度に公表された「深層崩壊推定頻度マップ」を基に、深層崩壊の発生のおそれがある溪流レベルの評価を実施しているが、深層崩壊は規模が大きく、現在は発生メカニズム等が未解明であるため、発災後の対応を迅速に行うことが必要である。（砂防課）

情報の共有と連携体制構築のための富士川流域砂防連絡会（国、山梨県、長野県、関係市町村）を設立（H24.12）し、訓練を実施するとともに、深層崩壊の調査を実施しているが、引き続き訓練、調査等を進める必要がある。（富士川砂防事務所（国））

ニホンジカの捕獲技術改良及び針葉樹人工林の針広混交林への転換技術開発（再掲：農林水産）

富士スバルライン沿線緑化試験

富士スバルライン開通後の昭和43年から調査を継続しており、植生回復や森林再生についてのデータを集積・整理している。近年は、ニホンジカの影響が顕在化しつつあるため、今後もモニタリングを継続する必要がある。（森林総合研究所）

森林環境税モニタリング調査（再掲：農林水産）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

耕作放棄地解消対策（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進

「富士山の火山活動に関連する地下水変動観測と火山噴出物の特性に関する研究」を平成22年度～平成25年度に実施し、この中で火山地質学的研究として、雪代被害について研究してきた。この研究過程において、火山活動観測（地震観測）から、雪代の発生箇所及び時間を明らかにするように解析を行うとともに、雪代発生の気象メカニズムについて成果を得ることができた。

平成27年度からは富士山を始めとした山梨県下の山岳地帯における雪崩研究を行う。

この研究は、雪崩の発生のメカニズムの解明とその観測を手助けするための計器の開発を目的としており、本研究における機器開発の成果については、降雨型火山泥流、融雪型火山泥流、斜面崩壊、火山体崩壊等の火山における現象に対し応用することが可能であるため、実施する必要がある。（富士山科学研究所）

【重要業績指標】

【森林整備課、県有林課】森林整備の実施面積：4,685ha/年（H26） 6,000 ha/年（H31）

【治山林道課】山地災害危険箇所事業着手（対策箇所）数：2,247箇所（H26） 2,322箇所（H31）

【治山林道課】治山施設補修済み箇所数：22箇所（H26） 104箇所（H31）

【治山林道課】保安林整備事業等の実施面積：85,453ha（H26） 87,563ha（H31）

【耕地課】一斉点検で詳細調査が必要とされたため池の耐震調査実施率：0%（H25） 100%（H28）

【砂防課】優先箇所における砂防関係施設の整備対策箇所数：16箇所（H26） 40箇所（H31）

（1 - 6）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察消防】

公用車両の災害対応機能の強化

情報収集等のため、公用車を被災地等で使用する場合に備えて応急対応用資機材（パンク修理用具、予備燃料携行タンク）や携帯型カーナビゲーションを整備している。引き続き、被災地等で使用する場合に備え、応急対応用資機材の整備を進める必要がある。（管財課）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：1 - 1）

広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、図上訓練等を実施し、災害への対応力の充実を図っている。防災体制の見直しに伴い、県職員や関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練の実施とともに、その内容を強化する必要がある。（防災危機管理課）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

市町村の避難勧告・指示判断マニュアルの策定支援（再掲：1 - 3）

国において、平成17年3月に取りまとめられた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に代わり、平成26年4月には、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が作成された。本ガイドラインに基づき、「避難勧告等の判断・伝達基準」の作成や見直しを行う市町村に対し、随時、助言・技術的支援を行っている。「避難勧告等の判断・伝達基準」について、より実効性のある基準とするため、引き続き市町村に対し、助言・技術的支援を行う必要がある。県内の市町村における発令基準の策定済みの状況（平成26年11月1日現在）は、土砂災害69.2%、水害66.7%である。（防災危機管理課）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）

消防防災航空隊の機能強化（再掲：1 - 1）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

災害対策用交通安全施設等の整備の推進

発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電時に信号機が滅灯しないよう年間10~20箇所、緊急輸送路に指定されている箇所に交通信号機電源附加装置の整備を行ってきている。

引き続き、信号機の滅灯による避難の遅れや交通事故の発生を回避するため、整備を促進し、災害時の交通の安全と円滑化を図る必要がある。（警察本部）

【住宅・都市】

家庭における省エネルギーの推進

エネルギーの地産地消を図るため、平成21年度から住宅用太陽光発電設備等への補助事業の実施など普及を図ってきており、全国でも高い普及率となっている。

平成26年度からは、太陽光発電、燃料電池及び蓄電池のうち1種以上と家庭用エネルギー管理システム（HEMS）の設置に対して補助を行い、自家発電設備等とHEMSを備えた住宅の普及を図ってきた。太陽光発電と併せて蓄電池や燃料電池を導入することは、電力系統の負担も抑えられ、非常用電源としても有効である。こうした節電、省エネルギーを進めるための取り組みとしても、引き続き太陽光発電及び蓄電池（又は家庭用燃料電池）を設置する自家消費型の発電設備の導入を促進するとともに、高断熱建材の使用など省エネ性能に優れた住宅等への対策についても進める必要がある。（エネルギー局）

【保健医療・福祉】

社会福祉施設（高齢者施設）における防災資機材等の整備促進

高齢者施設の防災資機材等の整備のため、各施設の実地指導において施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導しているが、引き続き、防災資機材等の整備を促進する必要がある。（長寿社会課）

社会福祉施設（児童福祉施設）における防災資機材等の整備促進

児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）の防災資機材等の整備のため、各施設の整備状況の確認と必要な整備を促す指導を実施してきている。

保育所、認定こども園の通所施設は、保護者による児童の引き取りまでの間、児童を保護する必要があるが、概ね1日程度の食料・飲料水と備蓄があれば、当面对応できると考えられる。

児童養護施設等の入所施設は、食料・飲料水の備蓄を通常の食材の確保と一体的に行っており、各施設の状況に応じた必要量を、非常食も含めて備蓄している。

引き続き、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材等の整備を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確認する必要がある。（子育て支援課）

社会福祉施設（障害者福祉施設）における防災資機材等の整備促進

これまで、指定障害者福祉施設に対する実地指導（毎年度、約 50 箇所を実施）の中で、防災資機材（ラジオ等）等の整備状況の確認及び整備促進の指導を行ってきており、一定の成果を得ている。

引き続き、障害者福祉施設に対する実地指導等の中で、防災資機材等の整備状況を確認するとともに、不足する資機材等については整備を促す指導を行う必要がある。（障害福祉課）

障害者に対する情報支援体制の構築（再掲：1 - 2）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：1 - 1）

外国人旅行者等の本県への誘客の促進を目的として、無料で利用できる Wi-Fi スポットの整備を促進するため、民間企業（NTT 東日本山梨支店等）と協働した、「やまなし Free Wi-Fi プロジェクト」を推進している。Wi-Fi スポットは、災害時の通信インフラとしての活用など防災・災害対策としても有益であるため、このプロジェクトにより観光・防災対策などの充実を図る必要がある。（観光振興課）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：1 - 4）

外国人旅行者の本県への誘客促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供するための、外国人旅行者個人のスマートフォンやタブレットで利用できる、観光・防災情報提供アプリケーションを作製している。完成後は、このアプリケーションの活用により、外国人観光客に対する防災対策の充実を図る必要がある。（観光振興課）

【情報通信】

被災者支援情報提供体制の整備

災害時は、各報道機関との放送（報道）協定に基づく放送（報道）の要請を行い、テレビ・ラジオ・新聞紙面を活用した適時適切な情報提供を行う必要がある。また、多様な情報提供手段を確保するため、平成 23 年度に公式ツイッター、平成 24 年度にスマートフォン向けホームページ及び公式フェイスブックを開設したが、これらを活用した情報提供を行う必要がある。

やまなし創造提案便（県民からの意見や要望に対して、1 週間以内に回答を行う制度）やホームページからのお問い合わせなどについては、即時性を求める内容の投稿もあるため、迅速な対応が求められる。近年の県政クイックアンサーの 1 件あたり平均回答日数は 3.5 日程度と制度開始当初より短縮化されているが、引き続き迅速な対応に努める必要がある。（広聴広報課）

災害時広報（活動）マニュアルの運用

県民への災害情報の迅速かつ確実な提供体制の確保のため、平成 25 年度に災害時広報活動マニュアルを改訂したところであるが、引き続きマニュアルを随時点検し、必要に応じ見直す必要がある。（広聴広報課）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

外国人住民の防災意識を高めるため、外国人向けの災害ガイドブック（7カ国語）を平成 23 年度に作成し、各市町村、関係機関等に配布するとともに、ホームページで公開している。外国人住民は社会的な出入りがあることから、外国人住民の防災意識を高めるため、災害ガイドブックの配布や県ホームページでの公開を毎年継続して実施する必要がある。（国際交流課）

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

被害情報の収集については、電話、FAX を中心に実施しているところであるが、県が市町村から被害情報等の収集を行う際に、災害対策本部統括部と各部局が重複して同一の情報を収集するなど、非効率な状況を回避するため、県、市町村、防災関係機関等で収集情報を共有・提供するための IT を活用した「総合防災情報システム」を構築する必要がある。

現在、防災体制の見直しに伴い、アラート利用と併せて、「総合防災情報システム」の整備を進めている。（防災危機管理課）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：1 - 3）

災害発生時の、映像による被害状況等の情報収集体制の確立において、消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムは欠かすことのできない手段である。映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等を活用し被害状況を迅速に把握する体制の確立（再掲：1 - 3）

災害発生時に、現地の被害状況を迅速に収集する体制の確立に、各合同庁舎に設置した高所カメラの映像や、テレビ会議システムは欠かすことのできない手段である。引き続き、災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、各合同庁舎に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：1 - 1）

被災情報収集体制の整備及びヘリコプターテレビ伝送システムによる被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛星携帯電話及び災害時優先電話の配備拡大を図るとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を実施してきているが、より効果的な情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について検討するとともに、「はやて」を活用した訓練等を継続して実施する必要がある。（警察本部）

公衆無線 LAN 環境の整備促進（再掲：1 - 1）

観光部が民間企業と協働し実施している“やまなし Free Wi-Fi プロジェクト”により、主要観光地等の店舗等への公衆無線 LAN の整備が進んでいる一方、防災拠点等の県有施設では整備が進んでいない状況にある。災害時等を想定し、県内のどこからでも、誰もが無線 LAN (Wi-Fi) にアクセスできるようにするため、防災拠点等の県有施設へのアクセスポイントの整備を図る必要がある。（情報政策課）

被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（再掲：1 - 3）

災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、県、市町村、消防本部、防災関係機関に設置されている防災行政無線の維持管理や設備の更新を行うとともに、災害時における活動拠点となる都市公園等に防災行政無線を増設するなど通信機能の強化を図っている。引き続き、安定した通信確保を図るため、施設の維持管理と整備を行う必要がある。（防災危機管理課）

消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進

平成 28 年 5 月を期限とする市町村の消防救急無線のデジタル化を進めるとともに、併せて広域化・共同化を働きかけている。引き続き、広域的な機動性の確保とともに、災害に強い情報通信体制の整備を進めていくため、消防救急無線のデジタル化を進め、併せて広域化・共同化の働きかけを行う必要がある。（消防保安室）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：産業）**【農林水産】**

農村資源の保全管理活動（再掲：1 - 4）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】防災情報システムの導入：検討開始（H26） 整備完了（H28）

【防災危機管理課】「避難勧告等の判断・伝達基準」を作成した市町村数：

水害 4、土砂災害 10（H26） 水害 13、土砂災害 26（H31）

【消防保安室】消防救急無線をデジタル化した消防本部数：7 消防本部（H26） 10 消防本部（H27）

【消防保安室】消防救急デジタル無線を広域化・共同化した消防本部数：0 消防本部（H26） 3 消防本部（H27）

【観光振興課】Free Wi-Fi スポット：1,818 箇所（H26） 2,500 箇所（H30）

【観光振興課】観光・防災情報提供アプリケーション：設計完了（H26） 構築完了（H27）

2．大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

（2 - 1）交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

災害時における燃料確保の推進（再掲：1 - 1）

平成 24 年 3 月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐れがある。

このため、救援・救助活動等を中断なく実施するため、平成 26 年 11 月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図っている。引き続き、燃料の備蓄を促進するとともに、今後は石油連盟との重要施設の情報共有について検討する必要がある。（防災危機管理課）

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立

現地対策本部の円滑な県職員派遣体制を確立するため、地震防災訓練などにおいて職員派遣体制を検証しており実効性が図られている。

防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村の対応が困難となった場合は、当該市町村に土地勘を有する県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する必要がある。（防災危機管理課）

自主防災組織の防災資機材の整備促進

地域の防災力を高めるため、自主防災組織に対して、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っている。引き続き、地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図るが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する必要がある。（防災危機管理課）

県の備蓄資機材の確保

東海地震の被害想定に対応できるような備蓄体制を確保するため、市町村の備蓄を補完する県備蓄資機材について、被害想定を基にブルーシート、毛布、簡易トイレ等を整備し、各地域県民センター等に備蓄している。引き続き、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、備蓄資機材の確保を図る必要がある。（防災危機管理課）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（再掲：1 - 4）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施

災害時の緊急輸送道路の確保のため、広域緊急援助隊（交通部隊）の訓練の際に、緊急輸送道路確保等の訓練を実施してきている。引き続き、大規模災害に備えるため、関係警察本部において緊急輸送道路の指定を検討するとともに、緊急輸送道路確保等の訓練を実施する必要がある。（警察本部）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（再掲：1 - 4）

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進

消防防災施設の整備を促進するため、市町村が行う耐震性貯水槽、備蓄倉庫及び防火水槽の整備に対し助成した。今後は市町村への消防防災施設の有効活用について、助言等を行う必要がある。（防災危機管理課）

災害時における下水道応急復旧体制の強化

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立のため、（公社）日本下水道管路管理業協会と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧対策等を実施してきている。幸いに大きな災害がなく応急復旧実績はないが、いつ起きてもおかしくない大規模地震後の下水道機能の早期復旧には、引き続き協定の随時更新を実施する必要がある。（下水道室）

水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、平成 25 年度の石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率は 65.7%、基幹管路の耐震適合率は 30.4%（平成 25 年度末）となっている。

また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。

引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。

また、各水道事業者の飲料水の必要数等を調整し、応急給水を円滑に実施するため、平成 18 年 3 月、サントリー（株）と「大規模災害発生時における飲料水の運搬協力に関する協定」を締結した。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関

係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る必要がある。（衛生薬務課）

下水道施設の長寿命化の推進

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づく長寿命化計画を策定し、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要がある。（下水道室）

下水道施設の耐震化の推進

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化を図るとともに、BCP訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。

下水道施設の耐震化率は、4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）において処理場施設で70%、中継ポンプ場で90%、管渠については62%である（平成26年度末）が、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図る必要がある。

（下水道室）

都市公園の防災活動拠点機能の強化（再掲：1 - 2）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、市町村が指定する避難路沿道にある耐震診断が義務となる建築物の診断費用への補助を実施しており、一定の成果があるが、全対象建築物の診断実施を目指し、補助事業を継続する必要がある。

今後は、耐震診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。（建築住宅課）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成（再掲：1 - 1）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村社会福祉協議会を対象に災害ボランティアセンター設置・運営の研修及び実動訓練を実施し、一定の成果を上げている。

今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）

避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）

平成25年度に「災害時の特定給食施設等のための標準マニュアル」を作成し、各特定給食施設に備蓄の必要性の理解を求め災害対応マニュアル作成について指導してきた。特定給食施設（学校は除く）582施設のうち90.2%の施設については備蓄を行っている。また、特定給食施設巡回指導時に、マニュアルの有無を確認し、マニュアルのない施設については、作成にむけた指導を実施したところであるが、備蓄やマニュアルの整備が行われていない施設があり、更なる啓発が必要である。

また、今後は、市町村の要援護者への食事の提供体制の構築について検討する必要がある。（健康増進課）

災害時における医療救護の協力体制の構築の推進

災害時の医療救護協力体制の構築のため、山梨県医師会、山梨県歯科医師会、山梨県看護協会、山梨県薬剤師会及び山梨県整骨師会と災害時の避難所等への医療従事者等の派遣について協定を締結している。引き続き、必要に応じた協定内容の見直しを行う必要がある。（医務課、衛生薬務課）

社会福祉施設（高齢者施設）における防災資機材等の整備促進（再掲：1 - 6）

高齢者施設の防災資機材等の整備のため、各施設の実地指導において施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導しているが、引き続き、防災資機材等の整備を促進する必要がある。（長寿社会課）

社会福祉施設（児童福祉施設）における防災資機材等の整備促進（再掲：1 - 6）

児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）の防災資機材等の整備のため、各施設の整備状況の確認と必要な整備を促す指導を実施してきている。

保育所、認定こども園の通所施設は、保護者による児童の引き取りまでの間、児童を保護する必要があるが、概ね1日程度の食料・飲料水と備蓄があれば、当面对応できると考えられる。

児童養護施設等の入所施設は、食料・飲料水の備蓄を通常の食材の確保と一体的に行っており、各施設の状況に応じた必要量を、非常食も含めて備蓄している。

引き続き、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材等の整備を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確認する必要がある。（子育て支援課）

社会福祉施設（障害者福祉施設）における防災資機材等の整備促進（再掲：1 - 6）

これまで、指定障害者福祉施設に対する実地指導（毎年度、約50箇所を実施）の中で、防災資機材（ラジオ等）等の整備状況の確認及び整備促進の指導を行ってきており、一定の成果を得ている。

引き続き、障害者福祉施設に対する実地指導等の中で、防災資機材等の整備状況を確認するとともに、不足する資機材等については整備を促す指導を行う必要がある。（障害福祉課）

医薬品等の備蓄・供給体制の整備（再掲：1 - 2）

医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、山梨県医薬品卸協同組合と協定及び保管管理委託を締結し、医療救護活動に必要なと思われる医薬品等の備蓄を行っており、毎年度、備蓄品目の見直しを行っている。

また、備蓄の委託先の建物の耐震性能の確認を行うなど、医薬品等の安全な保管に努めている。

なお、平成 26 年度には、（一社）日本産業・医療ガス協会と、平成 27 年度には山梨県医療機器販売業協会と、それぞれ協定を締結し、災害時の医療ガス・医療機器等の円滑な供給体制の構築を図った。

引き続き、備蓄品目の見直しや検討を行っていくとともに、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策を検討する必要がある。（衛生業務課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：1 - 1）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の強化

災害時、回線の混雑や切断に左右されない通信手段を確保するため、医療機関に対し衛星携帯電話を整備してきており、災害拠点病院、透析医学会各医療機関等の 67 施設に整備するなど、一定の成果を上げている。

今後は、引き続き衛星携帯電話の整備及び E M I S（広域災害救急医療情報システム）への加入を促進し、災害時の情報収集、共有及び情報提供に必要な通信基盤を確保する必要がある。（医務課）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）

災害時の物資調達については、平成 9 年度に県内の消費生活協同組合（地域）と物資調達に係る基本協定を締結し、毎年、物資保有数量の報告を受ける中で、緊急時における一定量の物資の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き緊急時における物資調達に向けた取り組みを行う必要がある。（消費生活安全課）

災害に強い物流システムの構築

災害に強い物流システムを構築するため、国、関係自治体、有識者、物流事業者等で構成する協議会を設置するとともに、広域物資拠点施設の選定、通信設備等の整備を行い、また、山梨県トラック協会及び山梨県倉庫協会等と協定を締結し、物資の荷役・配送作業に係る体制を整備してきている。今後は、関係機関と協議し、救援物資の受け入れ方法、手段等について検討する必要がある。（防災危機管理課）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能 / 警察・消防）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）

災害発生時に生活必需物資（食料品、飲料水及び日用品）を調達するために、小売業者 18 社（県内 10 社及び県外 8 社）と協定を締結し、年 1 回、連絡責任者及び物資保有数量の確認を行うとともに、協定を締結していない小売業者に対し、協定締結を働きかけている。

必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図るため、協定締結企業者と協定内容の見直しを行うとともに、県外からの救援物資の受け入れ等について、物流事業者のノウハウを活用した体制整備に向けて関係者と検討を行う必要がある。

また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、引き続き「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しを行う必要がある。（商業振興金融課）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：1 - 1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 4）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、山梨県治山林道協会と協定を締結し、協定に基づき、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施するための体制づくりをしてきており、一定の成果を上げているが、災害に備え、引き続き協定を随時更新する必要がある。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 3）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会と協定を締結し、協定に基づき台風時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施

地震災害行動マニュアルに基づき、災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するための防災訓

練を実施してきており、一定の成果があるが、有事に備えた適切な運用ができるように、引き続き防災訓練を実施していく必要がある。（県土整備総務課、道路管理課）

電線類の地中化の推進（再掲：1 - 1）

道の駅等の防災機能の拡充

これまで防災備蓄倉庫等の整備を通して県管理道路等の防災力の強化について努めてきたところであるが、平成26年の異常降雪被害の経験から、豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の強化が必要である。（防災危機管理課、道路管理課）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

林道のうち、国道・県道を連絡し、災害時の代替輸送路の対象となる路線の計画延長は288.5kmであり、このうち266.5kmが平成26年度までに完了した。また、災害時に孤立集落の解消に資する路線の計画延長は130.0kmであり、このうち124.9kmが平成26年度までに完了した。いずれも有事の際には一定の効果が見込まれるが、引き続き計画量全体の整備に向け、事業を実施する必要がある。（治山林道課）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化として、平成24年度から改良事業を実施し、補修が必要な橋梁・トンネル209箇所のうち、48箇所が平成26年度までに完了した。災害発生時の避難路としての利用が見込まれ、有事の際に万全を期すため、引き続き事業を実施する必要がある。（治山林道課）

基幹農道の整備

農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上を図るため、広域営農団地農道整備事業等により基幹農道の整備を進めており、「集出荷施設や受益地内の集落等へのアクセス向上率」は平成26年度末までに53%となっている。今後も、整備を継続して進めるとともに、供用している基幹農道のうち、重要性の高い橋梁43橋と隧道3箇所の一斉点検を行っており、その結果を踏まえ、長寿命化・耐震化対策を進める必要がある。（耕地課）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

災害発生時の広域的な避難路や緊急輸送路の確保として、幹線道路等の整備を推進しているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築を推進していく必要がある。（道路整備課、高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（再掲：1 - 4）

地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきているが、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築などを推進していく必要がある。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備

生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保に繋がることとなるが、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き生活道路の整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築などを推進していく必要がある。（道路整備課）

スマートICの整備促進（再掲：1 - 4）

災害に強い道路網の構築を図るうえで、既存の高速道路へのスマートICの整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなどから、引き続きスマートICの整備を促進する必要がある。（高速道路推進課）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（再掲：1 - 4）

県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口現状を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

道路防災危険箇所等の解消

道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、法面対策工等の防災対策を実施してきており、全要対策箇所の約7%の対策が完了しているが、未対策箇所も多く、引き続き危険箇所の解消を図る必要がある。（道路管理課）

自然災害の危険防止に配慮し、要対策とされている箇所に対して、重点的に対策を行っている。また、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止め

を行う事前通行規制区間が山梨県には6箇所あるが、そのうち4箇所と、1箇所の一部区間の防災対策が完了し、規制解除へ向けた手続きを進めている。（甲府河川国道事務所（国））

都市計画道路（街路）の整備

災害に強い街路網を構築するため、行政、医療、教育、文化施設等の都市機能が集積する拠点市街地内及び拠点間を結ぶ街路整備を実施してきた。整備完了箇所では、交通の円滑化、歩行者安全性の向上及び駅・病院等都市施設へのアクセス性が向上するなど、一定の成果は得られている。しかし、未だ整備すべき未整備箇所も多いことから、引き続き事業を実施する必要がある。（都市計画課）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、橋梁の耐震補強を進めてきており、計画対象橋梁554橋に対して、耐震化率は約79%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）

災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」やト「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。

また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、定期点検や必要な補修を実施してきているが、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、維持管理計画の策定を進める必要がある。（道路管理課）

本年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進

これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成26年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）

他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【農林水産】

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：1 - 4）

ため池等整備事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。

また、受益面積が2ha以上の農業用ため池118箇所について、一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果等を踏まえ、より詳細な調査及び対策工事を実施する必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、ハザードマップの作成等による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備等のソフト対策を検討する必要がある。（耕地課）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 4）

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで必要性や緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定化を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。（耕地課）

精米の供給体制整備に向けての検討

災害救助米は玄米で供給されるため、災害時に対応できるよう白米（精米）での供給を農林水産省に要望し、「精米備蓄実証事業」が実施されているが、災害救助米をより円滑に調達し供給するため、精米の供給体制整備に向けた検討を進める必要がある。（花き農水産課）

基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施してきている。現在までに、土砂災害警戒区域7,089箇所のうち、砂防えん堤については26%、急傾斜地崩壊対策事業については9%、地すべり対策事業については10%の箇所に着手しており、土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、着手率はいまだ低い状況であるため、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（砂防課）

南アルプスを水源とする釜無川流域、早川流域については、糸魚川静岡構造線が縦断するなど脆弱な地質が分布し、急峻な地形・急流河川であるため土砂流出が激しく根幹的な対策が必要なことから、昭和35年度より直轄砂防事業を実施している。土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（富士川砂防事務所（国））

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

山梨県は古より土砂災害が多く、明治14年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保をする必要が生じており、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）

災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：住宅・都市）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

（重要業績指標）

【健康増進課】特定給食施設の備蓄実施率：91.9%（H26） 100%（H28）

【治山林道課】代替輸送路開設・改築路線：266.5km（H26） 288.5km（H35）

【治山林道課】孤立集落解消路線：124.9km（H26） 130.0km（H32）

【治山林道課】橋梁・トンネル補修実施箇所数：48箇所（H26） 209箇所（H36）

【耕地課】一斉点検で詳細調査が必要とされたため池の耐震調査実施率：0%（H25） 100%（H28）

【耕地課】集出荷施設や受益地内の集落等へのアクセス向上率：53%（H26） 60%（H31）

【道路管理課】防災施設が強化された「道の駅」の数：（検討中）

【道路管理課】道路防災危険箇所の対策箇所数：（検討中）

【道路管理課】緊急輸送道路における15m以上の橋梁と跨線橋・跨道橋の耐震化率：検討中（H26）

100%（H31）（検討中）

【道路管理課】橋梁の長寿命化：0%（H26） 検討中（H31）（検討中）

【砂防課】優先箇所における砂防関係施設の整備対策箇所数：16箇所（H26） 40箇所（H31）

【下水道室】下水道管路とマンホール接続部の可とう化率：62.4%（H26） 79.3%（H31）

（2 - 2）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

非常参集体制の確立

大規模地震等が発生した際の初動体制を確保するため、初動体制職員を任命するとともに、大規模地震発生時に初動体制職員の携帯電話に自動呼び出しを行うシステムを運用し、非常参集訓練を実施している。

また、確実な初動体制を確保するため、勤務時間外（夜間、週休日及び休日）に職員が宿日直を行い、24時間即応体制に対応するとともに、本部長等の登庁方法、連絡体制や不在時の取扱いについて検証し、発災時に知事・本部員が在京している場合のヘリコプターによる帰庁のため、平成23年度から航空会社との協定を締結しており、一定の初動体制の充実が図られている。

引き続き、様々な災害に対応し、地震以外の災害においても確実な初動体制を確保するため、研修及び訓練を強化するとともに課題を整理する必要がある。（防災危機管理課）

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（再掲：2 - 1）

自主防災組織の防災資機材の整備促進（再掲：2 - 1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（再掲：1 - 1）

県の備蓄資機材の確保（再掲：2 - 1）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（再掲：1 - 4）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

【住宅・都市】

帰宅困難者等の搬送体制の構築

鉄道事業者への早期の復旧要請や道路管理者等への緊急輸送道路の確保要請を迅速かつ適切に行うとともに、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民を迅速かつ適切に輸送するため、山梨交通(株)、富士急行(株)及び(一社)山梨県タクシー協会等と定期的に協議を行い、意識共有と連絡体制の確立を図っている。

引き続き、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制の充実を図るため、継続的な意識共有と連絡体制を確保する必要がある。（交通政策課）

耐震性貯水槽の整備の促進（再掲：2 - 1）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成（再掲：1 - 1）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（再掲：2 - 1）

避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）（再掲：2 - 1）

災害時における医療救護の協力体制の構築の推進（再掲：2 - 1）

社会福祉施設（高齢者施設）における防災資機材等の整備促進（再掲：1 - 6）

社会福祉施設（児童福祉施設）における防災資機材等の整備促進（再掲：1 - 6）

社会福祉施設（障害者福祉施設）における防災資機材等の整備促進（再掲：1 - 6）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の強化（再掲：2 - 1）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）（再掲：2 - 1）

災害時の物資調達については、平成9年度に県内の消費生活協同組合（地域）と物資調達に係る基本協定を締結し、毎年、物資保有数量の報告を受ける中で、緊急時における一定量の物資の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き緊急時における物資調達に向けた取り組みを行う必要がある。（消費生活安全課）

災害に強い物流システムの構築（再掲：2 - 1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）（再掲：2 - 1）

災害発生時に生活必需物資（食料品、飲料水及び日用品）を調達するために、小売業者 18 社（県内 10 社及び県外 8 社）と協定を締結し、年 1 回、連絡責任者及び物資保有数量の確認を行うとともに、協定を締結していない小売業者に対し、協定締結を働きかけている。

必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図るため、協定締結企業者と協定内容の見直しを行うとともに、県外からの救援物資の受け入れ等について、物流事業者のノウハウを活用した体制整備に向けて関係者と検討を行う必要がある。

また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、引き続き「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しを行う必要がある。（商業振興金融課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 4 治山林道課）（再掲：1 - 3 県土整備総務課）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

道の駅等の防災機能の拡充（再掲：2 - 1）

これまで防災備蓄倉庫等の整備を通じて県管理道路等の防災力の強化について努めてきたところであるが、平成 26 年の異常降雪被害の経験から、豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の強化が必要である。（防災危機管理課、道路管理課）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）（再掲：2 - 1）

林道のうち、国道・県道を連絡し、災害時の代替輸送路の対象となる路線の計画延長は 288.5km であり、このうち 266.5km が平成 26 年度までに完了した。また、災害時に孤立集落の解消に資する路線の計画延長は 130.0km であり、このうち 124.9km が平成 26 年度までに完了した。いずれも有事の際には一定の効果が見込まれるが、引き続き計画量全体の整備に向け、事業を実施する必要がある。（治山林道課）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：2 - 1）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化として、平成 24 年度から改良事業を実施し、補修が必要な橋梁・トンネル 209 箇所のうち、48 箇所が平成 26 年度までに完了した。災害発生時の避難路としての利用が見込まれ、有事の際に万全を期すため、引き続き事業を実施する必要がある。（治山林道課）

基幹農道の整備（再掲：2 - 1）

農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上を図るため、広域営農団地農道整備事業等により基幹農道の整備を進めており、「集出荷施設や受益地内の集落等へのアクセス向上率」は平成 26 年度末までに 53%となっている。今後も、整備を継続して進めるとともに、供用している基幹農道のうち、重要性の高い橋梁 43 橋と隧道 3 箇所の一点検を行っており、その結果を踏まえ、長寿命化・耐震化対策を進める必要がある。（耕地課）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：2 - 1）

災害発生時の広域的な避難路や緊急輸送路の確保として、幹線道路等の整備を推進しているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築を推進していく必要がある。（道路整備課、高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（再掲：1 - 4）

地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきているが、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築などを推進していく必要がある。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備（再掲：2 - 1）

生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保に繋がることとなるが、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き生活道路の整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築などを推進していく必要がある。（道路整備課）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（再掲：1 - 4）

県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口現状を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を

図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

道路防災危険箇所等の解消（再掲：2 - 1）

道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、法面対策工等の防災対策を実施してきており、全要対策箇所の約 7%の対策が完了しているが、未対策箇所も多く、引き続き危険箇所の解消を図る必要がある。（道路管理課）

自然災害の危険防止に配慮し、要対策とされている箇所に対して、重点的に対策を行っている。また、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間が山梨県には 6 箇所あるが、そのうち 4 箇所と、1 箇所の一部区間の防災対策が完了し、規制解除へ向けた手続きを進めている。（甲府河川国道事務所（国））

都市計画道路（街路）の整備（再掲：2 - 1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、橋梁の耐震補強を進めてきており、計画対象橋梁 554 橋に対して、耐震化率は約 79%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）

災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。

また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、定期点検や必要な補修を実施してきているが、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、維持管理計画の策定を進める必要がある。（道路管理課）

本年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成 26 年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）

他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：1 - 4）

水源地域緊急整備事業、保安林改良事業及び保安林保育事業の実施により、これまでに 85,453ha の保安林を整備し、公益的機能等が適切に発揮され、一定の成果を得ているが、災害に備え、更に平成 31 までに 2,110ha の整備を行う必要がある。（治山林道課）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：1 - 4）

ため池等整備事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。

また、受益面積が 2ha 以上の農業用ため池 118 箇所について、一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果等を踏まえ、より詳細な調査及び対策工事を実施する必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、ハザードマップの作成等による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備等のソフト対策を検討する必要がある。（耕地課）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 4）

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで必要性や緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定化を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。（耕地課）

精米の供給体制整備に向けての検討（再掲：2 - 1）

基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：1 - 5）

治山事業を明治 44 年度から実施し、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数が 463（H25 年度末）と一定の成果を得ている。

引き続き、昭和町を除く 26 市町村において、周辺の森林の山地災害防止機能が確保される集落の増加と山地災害危険地区の見直し及び未着手解消を推進する。（治山林道課）

韮崎市湯沢地区と南アルプス市野呂川地区には大規模な荒廃地が存在し、緊急に対応を要することから、

国直轄治山事業を取り入れて整備を行っている。今後も引き続き国との調整を行い、事業を継続する必要がある。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（再掲：1 - 5）

治山事業を明治44年度から実施し、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数が463（H25年度末）と一定の成果を得ている。しかし、土砂災害防止機能を発揮している既存治山施設について、引き続き「山梨県治山施設保全計画」に基づき施設の長寿命化を図り、適正な維持・管理を行う必要がある。（治山林道課）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施してきている。現在までに、土砂災害警戒区域7,089箇所のうち、砂防えん堤については26%、急傾斜地崩壊対策事業については9%、地すべり対策事業については10%の箇所に着手しており、土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、着手率はいまだ低い状況であるため、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（砂防課）

南アルプスを水源とする釜無川流域、早川流域については、糸魚川静岡構造線が縦断するなど脆弱な地質が分布し、急峻な地形・急流河川であるため土砂流出が激しく根幹的な対策が必要ことから、昭和35年度より直轄砂防事業を実施している。土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（富士川砂防事務所（国））

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

山梨県は古より土砂災害が多く、明治14年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長年にわたりその機能及び性能を維持・確保をする必要が生じており、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

（重要業績指標）

【治山林道課】山地災害危険箇所事業着手（対策箇所）数：2,247箇所（H26） 2,322箇所（H31）

【治山林道課】治山施設補修済み箇所数：22箇所（H26） 104箇所（H31）

【治山林道課】保安林整備事業等の実施面積：85,453ha（H26） 87,563ha（H31）

【治山林道課】代替輸送路開設・改築路線：266.5km（H26） 288.5km（H35）

【治山林道課】孤立集落解消路線：124.9km（H26） 130.0km（H32）

【治山林道課】橋梁・トンネル補修実施箇所数：48箇所（H26） 209箇所（H36）

【耕地課】一斉点検で詳細調査が必要とされたため池の耐震調査実施率：0%（H25） 100%（H28）

【耕地課】集出荷施設や受益地内の集落等へのアクセス向上率：53%（H26） 60%（H31）

【道路管理課】防災施設が強化された「道の駅」の数：（検討中）

【道路管理課】道路防災危険箇所の対策箇所数：（検討中）

【道路管理課】緊急輸送道路における15m以上の橋梁と跨線橋・跨道橋の耐震化率：検討中（H26）

100%（H31）（検討中）

【道路管理課】橋梁の長寿命化：0%（H26） 検討中（H31）（検討中）

【砂防課】優先箇所における砂防関係施設の整備対策箇所数：16箇所（H26） 40箇所（H31）

（2 - 3）警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

他自治体との連携推進

関東地方知事会や全国知事会の相互応援協定については、本県も構成員として連絡会議に参加し、災害時の連携に即応できる体制の構築に努めている。

平成 27 年 8 月には、大規模災害時に同時被災の可能性が低い中央日本四県（新潟、長野、静岡、山梨）で相互応援協定を締結している。

また、富士山火山噴火を想定した、本県・静岡県・神奈川県合同の実働訓練を平成 26 年 10 月に実施するなど、大規模災害を想定した関係自治体との合同訓練を実施することにより、相互連携による災害対応力の充実強化を図っている。

引き続き、本県に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、他自治体との連携強化を推進する必要がある。（防災危機管理課）

災害装備資機材の整備の推進（再掲：1 - 1）

災害対応力強化のため、災害時の救出及び救助活動並びに同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を継続実施してきているが、引き続き必要な資機材を検討し整備を進める必要がある。（警察本部）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（再掲：1 - 1）

自主防災組織の防災資機材の整備促進（再掲：2 - 1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（再掲：1 - 1）

大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、市町村におけるヘリポートの確保・整備を促進しており、小瀬スポーツ公園第一駐車場など県内 80 箇所をヘリコプター用飛行場外離着陸場として確保している。各市町村には、できるだけ地域の避難場所とは別の場所での適地を要請しており、引き続き消防本部と連携を図りながら、適地調査を含めた技術支援を行い、市町村におけるヘリポートの確保・整備を図る必要がある。（防災危機管理課）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（再掲：1 - 1）

大規模地震等が発生した場合、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動し、消火、救助及び救急活動を一層効果的に行うことができるよう、地震防災訓練（上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等）において、自衛隊ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機等による他県との合同訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っているが、情報の共有や指揮命令等に課題も生じている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（再掲：1 - 4）

消防防災航空隊の機能強化（再掲：1 - 1）

消防防災航空隊の効果的な部隊運用等を行うため、ヘリコプターの位置情報をリアルタイムに把握できる消防防災ヘリコプター動態管理システムを平成 25 年 3 月に導入し運用を行っている。

また、消防防災航空隊の機能を強化するため、任期を満了した航空隊員を退任後 1 年間「支援航空隊員」と位置付けて定期的な訓練を実施し、航空隊経験者による支援体制を強化するとともに、消火活動の際に使用するバケット等の整備を行っている。引き続き、多数のヘリコプターの運用が想定される大規模災害において威力を発揮できるようなシステムを運用管理するとともに、航空機による消防防災活動の対応力を向上させるため、航空隊経験者による支援体制の強化を図るなど、消防防災航空隊の機能強化を行う必要がある。（防災危機管理課）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

消防防災航空基地機能の強化を図るため、防災航空基地整備に向けて関係機関と協議を継続している。大規模災害時における広域航空応援隊等の受け入れのための防災航空基地整備に向けて、関係機関と協議を継続する必要がある。（防災危機管理課）

救急救命士の養成・確保の推進（再掲：1 - 1）

救急搬送に迅速・適切に対応するため、救急救命士の養成・確保を進めている。引き続き、災害時の救急搬送体制の強化を図るため、救急救命士の養成・確保を進める必要がある。（消防保安室）

消防団の救助資機材等の整備促進（再掲：1 - 1）

救急搬送体制の充実強化（再掲：1 - 1）

救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進している。引き続き、救急搬送体制の充実強化を図るため、救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を

促進する必要がある。（消防保安室）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（再掲：1 - 1）

消防職員及び消防団員の育成のため、各種知識及び使命感に燃えた強固な精神力と共同精神の涵養を図るための教育を実施し、地域の災害対応力の充実が図られているが、複雑、多様化する災害や火災等への消防職員及び消防団員の対応能力の向上を図るため、消防学校の建設工事（H25～H27）に併せ教育機材、教育訓練施設等の整備を行ってきている。今後は、消防学校に整備された教育訓練施設を活用した新カリキュラムに基づく訓練マニュアルの作成・検証を行い、消防職員に対する実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る必要がある。（消防保安室、消防学校）

消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施（再掲：1 - 1）

消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図り、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止対応等を行っている。引き続き、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止等のため、消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図る必要がある。（消防保安室）

災害対策用交通安全施設等の整備の推進（再掲：1 - 6）

【住宅・都市】

都市公園の防災活動拠点機能の強化（再掲：1 - 2）

「東海地震緊急対策活動要項」に基づき、防災活動拠点に指定された都市公園の整備を図るため、平成20年度から、災害時の防災活動拠点となる都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曽根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑ヶ丘スポーツ公園）において施設整備、改修、バリアフリー化等、防災活動拠点としての整備を実施している。今回の整備計画における達成率は平成26年度に100%となり、一定の成果を得ているが、今後は、建築年度が古い施設の老朽化にあわせ、引き続き防災活動拠点としての整備を実施する必要がある。また、市町村管理の公園についても整備を指導する必要がある。（都市計画課）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

【保健医療・福祉】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

災害時において要援護者の円滑な避難を行うため、市町村に対し、避難行動要支援者名簿の作成支援を実施するとともに、災害時要援護者対策として、地震防災訓練などを通じて市町村による要援護者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促しており、市町村も作成に取り組んでいる。

引き続き、避難行動要支援者名簿等の作成支援、地震防災訓練等を通じて、市町村による要配慮者に配慮した避難所の設置、運営訓練の実施等を促す必要がある。（防災危機管理課）

災害時における医療救護の協力体制の構築の推進（再掲：2 - 1）

災害時の医療救護協力体制の構築のため、山梨県医師会、山梨県歯科医師会、山梨県看護協会、山梨県薬剤師会及び山梨県整骨師会と災害時の避難所等への医療従事者等の派遣について協定を締結している。引き続き、必要に応じた協定内容の見直しを行う必要がある。（医務課、衛生薬務課）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

災害時の医療救護対応能力の強化を図るため、大規模災害時医療救護マニュアルに基づき、各保健所と管内医療機関等が連携して情報伝達訓練を実施しており、一定の成果は上がっているが、引き続き参加団体や訓練内容を拡大しながら継続する必要がある。（医務課）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化）（再掲：1 - 1）

災害から人命の保護を図るための救助・救急体制の不足に対処するため、DMAT（災害派遣医療チーム）の整備を進めてきており、すべての災害拠点病院にDMATを整備するとともに、災害拠点病院等と協定を締結し、DMATを迅速に派遣できるよう環境の整備を行っている。

今後は、必要な資機材の整備の充実や訓練等の実施を含めたDMAT機能を強化する必要がある。（医務課）

ドクターヘリの効果的運用（再掲：1 - 1）

救命率の向上を図るため、平成15年4月から本県の富士・東部地域を対象に神奈川県ドクターヘリ（基地病院：東海大学医学部附属病院（神奈川県伊勢原市））の共同運航を開始し、平成24年4月から山梨県立中央病院を基地病院として、本県全域を対象に山梨県ドクターヘリの運用を開始している。

また、平成26年7月に神奈川県と静岡県とドクターヘリの広域連携に係る協定を締結し、広域的な救急医療の充実を図ったところであり、引き続きドクターヘリを活用した専門医による治療と医療機関への患者搬送、自県ドクターヘリや隣接県ドクターヘリを活用した県域外医療機関への患者搬送等により救命率の向上を図るとともに、今後は給油燃料の安定確保を図る必要がある。（医務課）

ドクターヘリの離着陸場の整備（再掲：1 - 1）

ドクターヘリの運用開始に伴いドクターヘリの離着陸場の整備を図ってきている。ドクターヘリが離着陸できるランデブーポイント数は、平成24年4月の山梨県ドクターヘリ運用開始時の335箇所から平成27年7月末現在の405箇所と増加しているが、多くが土のグラウンド等であり、ヘリの離着陸にあたり埃がたたないようにするため、患者搬送のための救急隊とは別に、散水のための支援隊の出動と散水のための時間が必要となることから、今後は、専用の場外離着陸場やアスファルト舗装や芝生化されたランデブーポイントの整備拡充について検討する必要がある。（医務課）

近隣県の病院への重症患者搬送体制の確保(SCU(広域医療搬送拠点臨時医療施設)の機能強化)(再掲：1-1)

広域的な重症患者搬送体制の確保のため、SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）におけるテント設営や保管資材確認を目的とした実地研修及び資機材の整備を行ってきており一定の成果を上げている。

今後は、資機材の整備等、SCUの機能強化を図るとともに、SCUを使用したトリアージ（患者の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決める）及び広域搬送訓練も併せて実施する必要がある。（医務課）

災害拠点病院におけるライフライン確保体制整備の促進

災害拠点病院におけるライフライン確保体制の整備のため、災害拠点病院に対して通常時の6割程度の発電容量を持つ（災害拠点病院の指定要件）自家発電装置の整備を進めてきている。

現在9災害拠点病院中7病院で要件を満たす発電装置を整備済である。残りの2病院は、発電機は整備済であるものの、発電容量が通常時の3割程度と低水準のため、引き続き災害拠点病院の指定要件の充足に向け、整備を推進する必要がある。（医務課）

病院救護マニュアルの作成・活用の推進（再掲：1 - 2）

災害時の対応能力の強化を図るため、各病院に救護マニュアルの作成を指導したところであり、一定の成果があるが、今後は、平成26年2月の雪害を受けてのマニュアル改正や県が主体となって実施する訓練に、医療機関の参加を促す必要がある。（医務課）

透析患者の支援体制の整備

災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、平成23年度から県内人工透析医療機関の同意を得た透析実施患者情報を患者の居住地別に作成し、市町村等の関係機関と共有する体制を構築しているが、情報は県内透析医療機関かつ同意を得られた患者に限られており、県内の人工透析患者全数ではないため、全数を把握する必要がある。

また、災害発生時には、透析医会を中心に透析医療体制の維持を図るよう仕組みづくりをしているところであるが、現状では被害状況によって患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みや避難所で透析を実施する仕組みはないため、庁内、市町村、医療機関等と連携して検討する必要がある。（健康増進課）

放射線の影響に関する相談体制の整備

東日本大震災に伴い福島原子力発電所の事故が発生したことにより、健康相談に対応するため、これまでに、健康相談マニュアルを作成し、相談窓口を開設しており、必要に応じて、スクリーニング検査も実施するなど、体制の強化を図ってきたところであるが、引き続き実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する必要がある。（健康増進課）

病院の耐震化の促進（再掲：1 - 2）

これまで、災害拠点病院の耐震化を図ってきたが、平成26年度までにすべての災害拠点病院で耐震化が完了するなど、一定の成果を上げている。耐震化が未実施の病院もあることから、引き続き、耐震化を促進する必要があるが、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいため、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。（医務課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：1 - 1）

消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進（再掲：1 - 6）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の強化（再掲：2 - 1）

災害時、回線の混雑や切断に左右されない通信手段を確保するため、医療機関に対し衛星携帯電話を整備してきており、災害拠点病院、透析医会会員各医療機関等の67施設に整備するなど、一定の成果を上げている。

今後は、引き続き衛星携帯電話の整備及びE M I S（広域災害救急医療情報システム）への加入を促進し、災害時の情報収集、共有及び情報提供に必要な通信基盤を確保する必要がある。（医務課）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：1 - 1）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

道の駅等の防災機能の拡充（再掲：2 - 1）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：2 - 1）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（再掲：1 - 4）

大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備（再掲：2 - 1）

道路防災危険箇所等の解消（再掲：2 - 1）

都市計画道路（街路）の整備（再掲：2 - 1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】避難行動要支援者名簿（個別）を作成した市町村数：11市町村（H26） 27市町村（H31）

【防災危機管理課】支援航空隊員の訓練実施：延べ4回（H26） 毎年度延べ20回以上

【消防保安室】養成・確保した救急救命士数：227人（H26） 277人（H31）

【消防保安室】消防設備士義務講習の実施：286人（H26） 280人（H31）

【消防保安室】危険物取扱者保安講習の実施：1,101人（H26） 1,130人（H31）

【医務課】県内病院（60病院）の耐震化完了施設数（耐震化率）：57病院（95%）（H26） 60病院（100%）（H31）

【医務課】都道府県災害医療コーディネーター研修受講者数（延べ人数）：4人（H26） 20人（H31）

【医務課】散水不要なランデブーポイント整備箇所数：174箇所（H26） 190箇所（H31）

【医務課】災害拠点病院（9病院）の指定要件（3日分の食料、水、衣料品及び災害時の電力の確保）を維持している病院数：9病院（100%）（H26） 毎年度100%を維持

【健康増進課】要援護者台帳の整備市町村数（延べ数）：2市町村（H26） 27市町村（H29）

（2 - 4）救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

自主防災組織の防災資機材の整備促進（再掲：2 - 1）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（再掲：2 - 1）

【住宅・都市】

防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進

防災拠点等の非常用電源の確保等のため、これまで県有施設において太陽光発電設備を設置してきた。

また、平成26年度から再生可能エネルギー等導入推進基金事業を実施しており、通常時の省エネ対策と非常用電源確保のため、防災拠点となる県有施設4施設、市町村等施設27施設、民間施設2施設に、太陽光発電設備とともに蓄電池等を整備している。

引き続き、災害時に有効な自立・分散型電源の導入を推進していく必要がある。（エネルギー局）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

【保健医療・福祉】

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

災害拠点病院におけるライフライン確保体制整備の促進（再掲：2 - 3）

透析患者の支援体制の整備（再掲：2 - 3）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

自立型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進

東日本震災後、過度に集中型電源に依存しない災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築や、エネルギー利用の効率化により温室効果ガスの排出抑制を図ることが求められている。

このことから、本県を通るパイプラインを活用した高効率で省エネ性能が高く、出力が安定している熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを推進していく必要がある。

（エネルギー局、産業集積課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（再掲：2 - 1）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

（重要業績指標）

（2 - 5）想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足（2 - 6の滞留者を除く）

（太文字・ 印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（再掲：2 - 1）

県の備蓄資機材の確保（再掲：2 - 1）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（再掲：2 - 1）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（再掲：1 - 4）

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進（再掲：2 - 1）

帰宅困難者等の搬送体制の構築（再掲：2 - 2）

鉄道事業者への早期の復旧要請や道路管理者等への緊急輸送道路の確保要請を迅速かつ適切に行うとともに、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民を迅速かつ適切に輸送するため、山梨交通(株)、富士急行(株)及び(一社)山梨県タクシー協会等と定期的に協議を行い、意識共有と連絡体制の確立を図っている。

引き続き、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制の充実を図るため、継続的な意識共有と連絡体制を確保する必要がある。(交通政策課)

県庁本庁舎内の避難者の対応検討

災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、県庁本庁舎等の開放の方針を作成し、また、防災新館1階での一時的な避難者への対応方法を決定した。災害に備え、県庁本庁舎等の開放の方針を適切に運用する必要がある。(管財課)

帰宅困難者対策の推進

帰宅困難者の一時避難のため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の計11社と協定の締結を実施し、市町村へも帰宅困難者対策にかかる周知、普及を行ってきた。引き続き公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等を検討し、協定締結を進める必要がある。(防災危機管理課)

公営住宅や職員宿舍の空室の情報提供

災害時に被災者に対して公営住宅や職員宿舍の空室の提供を行うため、入居マニュアルの整備・運用を実施してきた。引き続き、マニュアルの整備・運用を実施する必要がある。(管財課、建築住宅課、企業局総務課、福利給与課)

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成（再掲：1 - 1）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（再掲：2 - 1）

被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

被災動物の救護体制が不十分であることから、「災害時におけるペットの対応方針」を検討するとともに、市町村等の担当者の研修会を開催することとした。

引き続き、被災動物の救護体制の相互連携を図る必要がある。(衛生薬務課)

避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）(再掲：2 - 1)

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進

現状の帰宅困難者対策は、特に対象を絞っておらず、一時的避難を想定したものであるため、特に観光客のみを想定した対策は取られていない。観光客は、通常の県内在住の帰宅困難者と同様に避難場所、水及び食料の提供は市町村が主体となって行うことを市町村担当課長会議等で確認している。このため、市町村の災害対策において、帰宅困難者に観光客も含まれることについて引き続き理解と協力を求める必要がある。

また、地理情報の少ない観光客に係る災害対応については、県ホームページや観光案内でも情報提供していく仕組みを検討する必要がある。

なお、団体客の場合は、旅館ホテル等での一時避難や旅行会社による帰宅用のバス借り上げ等の手配などが行われている例がある。(観光企画・ブランド推進課)

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：1 - 1）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：1 - 4）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：産業）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）（再掲：2 - 1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）
（再掲：2 - 1）

【農林水産】

精米の供給体制整備に向けての検討（再掲：2 - 1）

（重要業績指標）

（2 - 6）富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山が不可能となり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

登山者等の安全確保のための登山者数の実態把握の推進

登山届等による登山者数の実態把握は、災害時等における迅速的確な捜索救助活動、避難誘導等のため必要不可欠であるが、現状は登山届等の提出が十分に周知されているとは言えない状況である。今後は、「コンパス（登山届等システム）」への登録・計画書の提出等について周知徹底する必要がある。

（観光資源課・警察本部）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（再掲：1 - 4）

富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた広域避難が想定されるため、図上訓練を実施し避難計画を検証しているが、対応力の強化に向けて民間団体との避難・輸送の支援協定を検討する必要がある。（防災危機管理課）

【住宅・都市】

帰宅困難者等の搬送体制の構築（再掲2 - 2）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：1 - 1）

外国人旅行者等の本県への誘客の促進を目的として、無料で利用できるWi-Fiスポットの整備を促進するため、民間企業（NTT東日本山梨支店等）と協働した、「やまなしFree Wi-Fiプロジェクト」を推進している。Wi-Fiスポットは、災害時の通信インフラとしての活用など防災・災害対策としても有益であるため、このプロジェクトにより観光・防災対策などの充実を図る必要がある。（観光振興課）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：1 - 4）

外国人旅行者の本県への誘客促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供するための、外国人旅行者個人のスマートフォンやタブレットで利用できる、観光・防災情報提供アプリケーションを作製している。完成後は、このアプリケーションの活用により、外国人観光客に対する防災対策の充実を図る必要がある。（観光振興課）

富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進

富士山五合目以上の区域においては、過去の地震発生の際に、スバルラインの橋桁のずれによる一時的な通行不能状態が生じたが、速やかに復旧できたことから観光客への影響は生じなかった。

しかし、復旧に数日間を要する事態が発生した場合には、多数の滞留者が発生するため、滞留者への水・食料や一時避難場所の提供及び速やかに麓まで避難（下山）させる方法を検討する必要がある。

更に、御嶽山の災害に鑑み、富士山の噴火に備えるためのヘルメットや防塵マスク等の配備、来訪者への注意喚起や迅速な避難のための火山情報の提供方法も検討する必要がある。

（防災危機管理課、富士山保全推進課、治山林道課、観光資源課、道路管理課、警察本部）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：1 - 1）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：産業）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）（再掲：2 - 1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）（再掲：2 - 1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 4 治山林道課）（再掲：1 - 3 県土整備総務課）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（再掲：1 - 4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進（再掲：1 - 4）

「富士山の火山活動に関連する地下水変動観測と火山噴出物の特性に関する研究」を平成22年度～平成25年度に実施し、この中で火山地質学的研究として、富士山での地震被害や地盤災害について研究してきた。この研究過程において、一定の成果を得ることができた。

平成 26 年度から「富士山火山防災のための火山学的研究」を実施しているが、この研究の内容は、富士山の過去の噴火の歴史に関する研究と火山観測結果に基づき、噴火シナリオを構築し、このシナリオに基づいて、溶岩流・火砕流及び降灰の噴火シミュレーションを行い、噴火予測手法の開発・確立を目指すものである。引き続き、富士山の噴火災害を軽減するため、この研究により噴火予測手法の開発・確立の取り組みを推進する必要がある。（富士山科学研究所）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（再掲：1 - 4）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：1 - 4）

富士山監視体制の整備の推進（再掲：1 - 4）

富士山がひとたび噴火した場合には、山麓を中心に甚大な被害が発生するとともに、首都圏にも及ぶ広範囲なものになると想定されている。

このため、火山噴火の前兆現象を早期に特定し、噴火前避難体制の強化及び緊急減災対策へ迅速に移行し被害を出来る限り軽減するため、「富士山火山噴火減災対策砂防計画」に基づき、平成 15 年度より、国や富士山北麓市町村と情報共有を図るための光ファイバー網の整備と昼夜にわたり監視可能な高感度カメラ 4 基を河口湖、山中湖、西湖及び本栖湖にそれぞれ設置している。現在、富士砂防事務所及び関係市町村との映像配信による情報共有化が図られている。引き続き、富士山の監視システムにおける既設機器の改修及び火山監視機器の整備を計画し、また、山梨県が有する監視映像の情報提供を国や関係機関へ拡大させ、情報の共有化を行い、富士山監視体制の強化を図る必要がある。（砂防課）

富士山火山噴火緊急減災対策の推進（再掲：1 - 4）

現在、富士山火山噴火に伴い発生する土砂災害からインフラ・ライフライン等の被害を軽減するとともに広域避難を支援するための砂防部局が担うべき対策を示す「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を富士砂防事務所、静岡県及び山梨県により進めている。

更に、規模が大きく県域を越えて広範囲にわたる富士山火山噴火対策には、技術力と機動力を備えた国が主体となり、富士山全域を一体的に整備すべきであり、静岡県側が直轄砂防事業により平常時から安全度を高める取り組みが進められているのと同様に、山梨県側の直轄化等による一層の国の体制強化が重要である。このため、平成 27 年 1 月に富士北麓地域 7 市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町）の首長及び議会議長により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会の設立を受け、今後は、計画の早期策定、山梨県側の国直轄化、計画に基づく事業実施、実践的な支援体制の構築等について、国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要がある。（砂防課、富士砂防事務所（国））

（重要業績指標）

【観光振興課】Free Wi-Fi スポット：1,818 箇所（H26） 2,500 箇所（H30）

【観光振興課】観光・防災情報提供アプリケーション：設計完了（H26） 構築完了（H27）

（2 - 7）被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【住宅・都市】

流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や、災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化とともに、BCP訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。

引き続き、BCP訓練を実施していくが、訓練時での課題や問題点をマニュアルに適切に反映していく必要がある。今後においてもマニュアルの検証を行うとともに、検証結果に基づいたマニュアルの見直しを必要に応じて行う必要がある。（下水道室）

災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：2 - 1）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：2 - 1）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：2 - 1）

【保健医療・福祉】

災害時における医療救護の協力体制の構築の推進（再掲：2 - 1）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

病院救護マニュアルの作成・活用の推進（再掲：1 - 2）

災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の作成

災害時の健康相談や健康指導などの保健師活動の基本的内容を基準化するため、災害時における保健師活動マニュアルを平成16年3月に作成し、平成25年11月に改正を行った。

また、県内保健師を対象に研修会で改正したマニュアルの周知及び活用を図っており、マニュアルの周知については成果があるが、引き続きマニュアルを活用した取り組み等の活用実態を把握し、マニュアルの評価を行うとともに、平常時から災害時を想定した準備をしておく必要性の周知を図る必要がある。（医務課）

防疫用消毒剤等の確保体制の構築

衛生害虫駆除を迅速に実施できる体制の確保を目的として、平成25年4月に山梨県ペストコントロール協会と「大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定」を締結した。

協定により他の都道府県のペストコントロール協会の協力を得て県内の防疫業務を実施できる体制が担保されており、有事の際は、専門性を生かした効果的・効率的な消毒作業（害虫駆除作業）が期待できる。

今後は、協会との円滑な連絡体制の整備を行いながら、新たな協定先の選定の必要性について検討を行う必要がある。（健康増進課）

放射線の影響に関する相談体制の整備（再掲：2 - 3）

東日本大震災に伴い福島原子力発電所の事故が発生したことにより、健康相談に対応するため、これまでに、健康相談マニュアルを作成し、相談窓口を開設しており、必要に応じて、スクリーニング検査も実施するなど、体制の強化を図ってきたところであるが、引き続き実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する必要がある。（健康増進課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の強化（再掲：2 - 1）

【農林水産】

環境悪化を防ぐための応急対策の推進

家畜排せつ物法施行（平成11年11月1日）後、毎年度、畜産農家巡回を通じて、家畜排せつ物の管理の適正化に努めるよう指導してきており、管理基準対象農家は100%対応済みである。家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫が、万が一本県において発生した場合、迅速かつ円滑に防疫活動が実施できるよう平成16年度から、家畜保健衛生所ごとに両疾病に関する防疫演習を実施してきている。

引き続き、畜産農家巡回等を通じて「家畜排せつ物法」と「飼養衛生管理基準」遵守について指導するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫に関する防疫演習」を実施することによって、衛生環境の悪化防止に取り組んでいく必要がある。

なお、平成24年3月23日に（一社）山梨県建設業協会と処分家畜等の埋却作業を迅速かつ的確に実施することを目的とした「家畜伝染病における防疫対策業務に係る協定書」を締結した。（畜産課）

農業集落排水施設の老朽化対策

農業集落排水事業を昭和 59 年度から実施し、44 箇所を整備を行い、農業集落の集落環境の向上を図ってきた。平成 25 年度に整備目標 100%を達成し、一定の成果を得ているが、経年的な老朽化等により施設の機能低下が見られる施設については、耐震化も見据えた機能診断調査を行い、必要な対策を実施する必要がある。（耕地課）

【国土保全】

災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

（重要業績指標）

3．大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

（3 - 1）広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、（一社）日本自動車連盟（JAF）及び（一社）山梨県警備業協会と協定を締結しており、各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携の強化を図ってきている。

今後も有事の際の事業者等との支援・協力体制の確保を図るため、引き続き各種防災訓練等を実施し、事業者との連携を強化する必要がある。（警察本部）

災害対策用交通安全施設等の整備の推進（再掲：1 - 6）

発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電時に信号機が滅灯しないよう年間10~20箇所、緊急輸送路に指定されている箇所に交通信号機電源附加装置の整備を行ってきている。

引き続き、信号機の滅灯による避難の遅れや交通事故の発生を回避するため、整備を促進し、災害時の交通の安全と円滑化を図る必要がある。（警察本部）

（重要業績指標）

（3 - 2）交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による県内行政機関の長期にわたる機能不全

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

非常用発電機用燃料タンクの満量化

合同庁舎等への電力会社からの電力供給の停止に対しては、非常用発電機を設置し対応している。電力供給の停止が長期化する恐れがあり、また、石油サプライチェーンの機能の停止も想定されるので、非常用発電機用の燃料タンクをできるだけ満量にしておくことをこれまで実施してきたことにより、停電時には、最長の稼働時間を確保し、一定の成果を得ている。引き続き、燃料タンクの満量化を実施する必要がある。（各地域県民センター）

県庁構内地下タンクの満量化

災害時における燃料を確保するため、各庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量確保している。引き続き、災害時の行政機能を維持するため、各庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量確保する必要がある。（管財課）

地震発生時等の業務継続体制の確立・検証

県自身が被災した場合でも非常時優先業務を適切に遂行するため平成 24 年度に業務継続計画を策定し、継続的に検証を行っている。震度 6 弱以上の地震等が発生した際には、全ての職員が登庁することとしているが、災害時における業務継続のため、地震災害時の登庁可能職員数を確保するとともに計画についても継続的に検証する必要がある。（防災危機管理課）

東八合庁 地下タンクの満量化

合同庁舎等への電力会社からの電力供給の停止に対しては、非常用発電機を設置し対応している。電力供給の停止が長期化する恐れがあり、また、石油サプライチェーンの機能の停止も想定されるため、非常用発電機用の燃料タンクをできるだけ満量にしておくことにより、停電時には、最長の稼働時間を確保してきた。引き続き、燃料タンクの満量化を実施する必要がある。（総合県税事務所）

森林総合研究所 非常用タンクの満量化

災害時における燃料を確保するため、森林総合研究所の非常用発電機の地下タンクに燃料を常時一定量確保している。引き続き、災害時の行政機能を維持するため、地下タンクに燃料を常時一定量確保する必要がある。（森林総合研究所）

災害時における燃料確保の推進（再掲：1 - 1）

災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化

災害等により財務会計システムや物品調達管理システムが使用不能となった場合に備え、会計事務や調達事務が支障なく円滑に行われるよう「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」を策定し、財務審査幹会議を通じて内容の確認、周知を行うとともに、関係機関（山梨中央銀行）と内容の確認と見直しについて協議した。引き続き、システム障害時の会計事務処理の実効性を担保するため、周知、訓練等を行う必要がある。（管理課）

災害時における知事への連絡体制の強化

災害発生時に、正確かつ速やかに知事へ災害状況を報告するため、平成 23 年度に大画面の携帯情報端末を導入した。随行秘書が、常時大画面の携帯情報端末を持ち歩き、日頃から資料等の送受信に利用することにより、端末の操作に慣れるよう取り組んでいる。

また、通信インフラが寸断した場合の連絡手段の確保のため、防災無線電話を導入し、知事自宅、秘書課長自宅、秘書課総務栄典担当課長補佐自宅、秘書課執務室内に設置し、毎年度、情報伝達訓練を行っている。引き続き、情報伝達訓練等により災害時において、知事が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制を整えておく必要がある。（秘書課）

勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化

大規模災害に備え、引き続き職員が発災時に勤務所属に登庁できない場合を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員を登録し、業務を明確化する。（各地域県民センター）

非常参集体制の確立（再掲：2 - 2）

大規模地震等が発生した際の初動体制を確保するため、初動体制職員を任命するとともに、大規模地震発生時に初動体制職員の携帯電話に自動呼び出しを行うシステムを運用し、非常参集訓練を実施している。

また、確実な初動体制を確保するため、勤務時間外（夜間、週休日及び休日）に職員が宿日直を行い、24 時間即応体制に対応するとともに、本部長等の登庁方法、連絡体制や不在時の取扱いについて検証し、発災時に知事・本部長が在京している場合のヘリコプターによる帰庁のため、平成 23 年度から航空会社との協定を締結しており、一定の初動体制の充実が図られている。

引き続き、様々な災害に対応し、地震以外の災害においても確実な初動体制を確保するため、研修及び訓練を強化するとともに課題を整理する必要がある。（防災危機管理課）

災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

平成 26 年 2 月の豪雪災害への対応等を踏まえ、雪害対策の強化とともに災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部を設置するなどの県の防災組織体制の強化等を図った。災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等の検証・見直しを行う必要がある。（防災危機管理課）

災害対応に関する職員研修の充実・強化

全所属を対象に職員災害ハンドブックを用いた防災研修を必須化するとともに、災害発生時に迅速かつ的確な初動対応や応急対応が図れるよう、幹部職員の危機管理研修を実施しており、一定の災害対応力が維持されている。今後は、防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施するとともに、災害対策本部統括部活動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し

地方連絡本部（地域県民センター）については、各出先事務所の役割等を整理し、その連絡体制を見直すとともに、規程、マニュアルを整備し、現状において関係出先機関、各市町村との連携は図られているが、災害時における情報収集等における効率化を図る必要がある。（防災危機管理課）

県議会における非常参集体制の強化（連絡手段、連絡体制の整備）

東海地震に関連する情報の発表時を含め災害応急対策時における配備組織、配備基準、業務概要等の配備計画の策定や緊急連絡網を整備し、年度当初における全体会議において説明会を行い議会事務局職員への周知を行っている。引き続き、非常参集体制の実効性を確保するため、緊急連絡網の確認等を行っていく必要がある。（議会事務局）

山梨県警察災害警備本部の整備推進

山梨県警察災害警備本部の整備推進のため、平成 23 年の東日本大震災以降の「災害時における危機管理体制の再点検及び再構築」を進めるとともに、平成 25 年 4 月には、「山梨県警察本部災害警備計画」の全面改正を行い、平成 25 年 10 月に災害警備本部施設を整備するなど、災害警備本部体制の整備を進めてきている。

今後は同警備本部のシステムの整備と同警備本部が使用不能となった際の代替施設の検討を進め、災害警備本部の最良の体制の確立を図る必要がある。（警察本部）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：1 - 1）

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（再掲：2 - 1）

現地対策本部の円滑な県職員派遣体制を確立するため、地震防災訓練などにおいて職員派遣体制を検証しており実効性が図られている。

防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村の対応が困難となった場合は、当該市町村に土地勘を有する県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する必要がある。（防災危機管理課）

市町村の災害対応力の強化支援

市町村の災害対応力の強化を図るため、市町村の災害対応力診断を行い、支援プログラムの作成や図上訓練の実施支援を行っており、災害対応力の充実に貢献している。引き続き、市町村の災害対応力の強化を図るため、助言や技術的支援を行う必要がある。（防災危機管理課）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）

県庁舎等の耐震化の推進（再掲：1 - 2）

建築物の地震に対する安全性の向上を図り今後予想される地震災害に対して県民の生命・財産を守ることを目的とする「山梨県耐震改修促進計画」に基づき、耐震性のない県有建物の耐震改修及び解体等を実施し、耐震化を図ってきた。達成率は 89.1%（平成 26 年度）となり成果を得ている。引き続き、耐震化を促進する必要がある。（管財課、営繕課）

【住宅・都市】

防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進（再掲：2 - 4）

防災拠点等の非常用電源の確保等のため、これまで県有施設において太陽光発電設備を設置してきた。

また、平成 26 年度から再生可能エネルギー等導入推進基金事業を実施しており、通常時の省エネ対策と非常用電源確保のため、防災拠点となる県有施設 4 施設、市町村等施設 27 施設、民間施設 2 施設に、太陽光発電設備とともに蓄電池等を整備している。

引き続き、災害時に有効な自立・分散型電源の導入を推進していく必要がある。（エネルギー局）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

【情報通信】

各種システムの緊急時運用体制の確立

情報政策課所管の情報システム等の緊急時運用体制については、平成 21 年度に策定した「震災時における主要な情報システム等の業務継続計画」を適切に運用し、主要情報システムの早期復旧を行うこととしており、継続的に見直しを行っているが、併せて各事業課が所管する情報システム向けのガイドラインの作成を行う必要がある。（情報政策課）

主要データ、プログラムの東海地震対策強化地域外への保管

各種情報システムのデータ保全については、主要データ等の東海地震対策強化地域外への外部保管事業を実施しているが、現状では月 1 回の外部保管のため、データの破壊・消失時には、最大で 1 カ月前の状態にしか復旧できない事態が発生するので対策が必要である。（情報政策課）

行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化への支援

各市町村においても、行政データ・プログラム等保全のためのバックアップをそれぞれで実施しているが、県としても県内市町村の情報担当課が集まる機会を捉え、バックアップについての注意喚起を図っている。行政データ・プログラム等保全のため、引き続き市町村に対し注意喚起を図る必要がある。（情報政策課）

被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備（再掲：1 - 3）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能 / 警察・消防）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：1 - 1）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

電線類の地中化の推進（再掲：1 - 1）

道の駅等の防災機能の拡充（再掲：2 - 1）

これまで防災備蓄倉庫等の整備を通じて県管理道路等の防災力の強化について努めてきたところであるが、平成 26 年の異常降雪被害の経験から、豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の強化が必要である。（防災危機管理課、道路管理課）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：2 - 1）

道路防災危険箇所等の解消（再掲：2 - 1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成 26 年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）
他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

富士山監視体制の整備の推進（再掲：1 - 4）

（重要業績指標）

【管財課・営繕課】県有建物の耐震化率：89.1%（H25） 100%（H27）

【道路管理課】防災施設が強化された「道の駅」の数：（検討中）

４．大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

<p>（４ - １）電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p>	
<p>（太文字・ 印は最も施策効果が発揮できる事態）</p>	
<p>【行政機能 / 警察・消防】 非常用発電機用燃料タンクの満量化（再掲：３ - ２）</p> <p>県庁構内地下タンクの満量化（再掲：３ - ２）</p> <p>東八合庁 地下タンクの満量化（再掲：３ - ２）</p> <p>森林総合研究所 非常用タンクの満量化（再掲：３ - ２）</p>	
<p>【情報通信】 各種システムの緊急時運用体制の確立</p> <p>電力供給が停止した場合、非常用発電機により情報システムの稼働継続は可能だが、停電が長期にわたる場合、稼働継続は困難となる。主要情報システムの緊急時の運用は「震災時における主要な情報システム等の業務継続計画」により対応するが、情報システムの復旧には電力供給が不可欠である。情報通信基盤については、万一の切断等に備えるため、回線の冗長化の一層の促進等を行う必要がある。また、平成 24 年度に、（一社）山梨県情報通信業協会と「災害時における資機材提供等の協力に関する協定」を締結し、光ファイバ網及び庁内ネットワーク等の早期復旧のために必要な資機材の提供等の支援を受けることとした。（情報政策課）</p> <p>発災後のインフラ復旧対策の推進</p> <p>防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）</p> <p>主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、NTT東日本（株）山梨支店、（株）NTTドコモ山梨支店等</p> <p>総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：１ - １）</p> <p>被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：１ - １）</p> <p>警察署等の災害時電源確保対策の検討</p> <p>停電時の電源の確保のため、各警察署等に自家用発動発電装置を設置しており、一定の間の電源確保の体制は整備されている。</p> <p>しかしながら、燃料容量には限りがあり、長期にわたる停電が発生し、燃料の補給が困難となった場合には、発動発電機が停止して通信施設の電源供給が絶たれてしまうおそれがあることから、今後は、外部から発電装置を持ち込めるような設備の整備の検討を行う必要がある。（警察本部）</p>	
<p>【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：１ - ４）</p> <p>砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：１ - ４）</p> <p>河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（再掲：１ - ３）</p> <p>洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：１ - ３）</p>	
<p>（重要業績指標） 【防災危機管理課】防災情報システムの導入：検討開始（H26） 整備完了（未定）</p>	

（４ - ２）テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（太文字・ 印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：１ - １）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：１ - １）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：１ - ４）

【情報通信】

被災者支援情報提供体制の整備（再掲：１ - ６）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

発災後のインフラ復旧対策の推進

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）
 主要関係機関 日本放送協会甲府放送局、（株）山梨放送、（株）テレビ山梨、（株）エフエム富士等

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：１ - １）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：１ - １）

公衆無線LAN環境の整備促進（再掲：１ - １）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：産業）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】防災情報システムの導入：検討開始（H26） 整備完了（未定）

【観光振興課】Free Wi-Fi スポット：1,818箇所（H26） 2,500箇所（H30）

【観光振興課】観光・防災情報提供アプリケーション：設計完了（H26） 構築完了（H27）

５．大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

（５ - １）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産

（太文字・ 印は最も施策効果が発揮できる事態）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：１ - １）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

中小企業の災害時事業継続計画作成の支援

県内の商工団体にBCP普及員を配置し、中小企業のBCPの実情等について情報収集を行いBCPの策定を促進してきたため、BCP認知率は88.1%となり全国平均（83.6%）を上回る認知率となった。

しかし、BCP策定率は27.0%と低く、認知率との乖離が大きいため、認知率100%とともに策定率の向上を目指し、商工団体を通じて中小・小規模企業へのアプローチを行う必要がある。（産業政策課）

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（再掲：１ - １）

大規模地震発生に備え、工場や店舗等の耐震化を促す必要があり、そのための融資について、ホームページ等での普及啓発に努めている。しかし、融資実績は伸び悩んでいることから、普及啓発の改善を行う必要がある。（商業振興金融課）

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

災害発生時の中小企業の資金繰りや復旧に向けた融資に関する相談に対応する特別相談窓口における金融機関との連携のあり方について検討を行っているが、相談が集中することが想定されることから、対応する人数を含めた体制の拡充のため、引き続き検討する必要がある。また、災害発生時には情報伝達手段に障害が生じる恐れがあることから、多様な伝達手段を準備する必要がある。（商業振興金融課）

中小企業者に対する災害時融資制度の充実

災害復旧融資については、現行の制度では、国の災害認定を待たなければならないことから、災害発生後直ちに利用できる融資制度の創設が求められている。（商業振興金融課）

中小企業者向け融資及び金融相談窓口の啓発

中小企業者向け融資や金融相談窓口については、ホームページ等を活用して普及啓発に努めている。しかし、融資実績は伸び悩んでいることから、普及啓発の改善を行う必要がある。（商業振興金融課）

本社機能移転等の推進

東京など人口が集中している大都市から新たな人の流れを生み出し、本県での雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進する必要がある。（産業集積課）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（再掲：２ - １）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：２ - １）

基幹農道の整備（再掲：２ - １）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：１ - １）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：１ - ４）

【農林水産】

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：１ - ４）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：１ - ４）

飼料供給体制の確立に向けての検討

県外からの「飼料」の供給体制整備に向けた具体的な検討や取り組みを、これまで行ってきていない。このため、今後は、関係府省庁や近隣都県及び民間も含めて幅広く連携し、有事の際の県外からの「飼料」の供給体制整備に向けた検討を行う必要がある。（畜産課）

基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：１ - ４）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲： 1 - 4 ）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

河川管理施設及びダムの高寿命化の推進（再掲： 1 - 3 ）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲： 1 - 3 ）

（重要業績指標）

【産業政策課】BCP認知度 88.1%（H25） 100%（H28）

（5 - 2）社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

災害時における燃料確保の推進（再掲：1 - 1）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（再掲：1 - 4）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

発災後のインフラ復旧対策の推進

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）
 主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、東京ガス山梨(株)、(一社)山梨県トラック協会等

やまなしエネルギービジョン（仮称）の策定

太陽光発電の普及が急速に進んだことによる課題への対応や国土強靱化基本計画の策定、2030年の国のエネルギーミックス（電源構成）・温室効果ガス削減目標の策定など、エネルギーを取り巻く環境が大きく変化しており、今後は、天然ガス、水素・燃料電池など、多様なクリーンエネルギー等をバランス良く取り入れながら、県内経済の活性化に資するエネルギー供給力の充実・強化を図るとともに、省エネルギー対策を更に推進し、環境負荷が少なく、災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築を目指す必要がある。

このため、これまで掲げてきた太陽光の大幅増を主体とする「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」の電源構成や推進方策を見直し、2030年を目途に本県のエネルギー政策の方向性を示すため、新たなエネルギービジョンを策定する必要がある。（エネルギー局）

自立型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進（再掲：2 - 4）

東日本震災後、過度に集中型電源に依存しない災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築や、エネルギー利用の効率化により温室効果ガスの排出抑制を図ることが求められている。

このことから、本県を通るパイプラインを活用した高効率で省エネ性能が高く、出力が安定している熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを推進していく必要がある。（エネルギー局、産業集積課）

最先端の高効率発電システムの誘致

国においては、エネルギー資源の保全や温室効果ガスの排出抑制などのため、高効率な発電システムの開発と早期の普及を推進している。

このことから、県土強靱化と省エネにも資する自立・分散型エネルギー社会の構築を推進するため、実証機の開発など技術開発が進む、燃料電池とガスタービンを組み合わせた複合発電システム（SOFC ハイブリッド機）と、更に蒸気タービンを組み合わせた、より高効率な発電システム（トリプルコンバインド機）等の誘致を推進する必要がある。（エネルギー局）

小水力発電の推進

グリーンイノベーションの推進に加え、東日本大震災以降の電力不足解消やエネルギー地産地消を図るため、今後10年間で新たに10地点程度の小水力発電施設を迅速に開発する「やまなし小水力ファスト10」を平成25年度からスタートさせており、今後、平成34年度までに合計10地点の完成を目標に事業を推進し、電力供給量を増加する必要がある。（電気課）

水力発電の推進

電力の安定供給のため、県営水力発電所による水力発電を推進し、供給電力の増加を図るとともに、発電施設の健全性を確保するため、発電所において緊急を要する補修等については直ちに対応することとし、その他の補修等は長期改修計画により行っている。引き続き、発電施設の健全性を確保し、電力の安定供給を図るため、適時適切な補修等を実施する必要がある。（電気課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（再掲：2 - 1）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能 / 警察・消防）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】
土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

（重要業績指標）

【エネルギー局、産業集積課】スマート化された工業団地数：0 団地（H26） 1 団地（H28）

【電気課】「やまなし小水力ファスト10」に基づく小水力発電施設の整備地点数（累計）：
0 地点（H26） 6 地点（H31）

【電気課】水力発電による供給電力量（kWh）：469,706,441（H26） 470,000,000（H31）

（5 - 3）基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

災害時における燃料確保の推進（再掲：1 - 1）

平成24年3月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐れがある。

このため、救援・救助活動を中断なく実施するため、平成26年11月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図っている。引き続き、燃料の備蓄を促進するとともに、今後は石油連盟との重要施設の情報共有について検討する必要がある。（防災危機管理課）

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立（再掲：3 - 1）

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、（一社）日本自動車連盟（JAF）及び（一社）山梨県警備業協会と協定を締結しており、各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携の強化を図ってきている。

今後も有事の際の事業者等との支援・協力体制の確保を図るため、引き続き各種防災訓練等を実施し、事業者との連携を強化する必要がある。（警察本部）

緊急通行車両と一般通行車両との選別、確認手続きによる交通規制の実施

東海地震等に備えた交通規制計画の策定と適宜見直しの実施

大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、これまで交通規制計画を策定してきた。適切な運用を図るため、各種防災訓練時に緊急輸送道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練を行うとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を実施してきている。引き続き、訓練等を実施するとともに、計画を適宜見直す必要がある。（警察本部）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（再掲：2 - 1）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（再掲：1 - 1）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（再掲：2 - 1）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能 / 警察・消防）

リニア中央新幹線の早期実現

災害時のJR中央線の補完・代替公共交通機関として利用できるリニア中央新幹線の早期実現のため、関係団体との調整・機運熟成を図っている。

現在予定されている2027年の営業運転開始に向けて、今後も関係団体・沿線住民等と調整のうえ、整備促進・機運熟成を図る必要がある。（リニア推進課）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：1 - 1）

鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に補助しているが、地域鉄道の維持はもとより、今後は大規模自然災害を踏まえ、必要に応じた設備の整備も想定されるため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（交通政策課）

発災後のインフラ復旧対策の推進

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）

主要関係機関 東日本旅客鉄道（株）甲府地区センター、東海旅客鉄道（株）静岡支社、
中日本高速道路（株）八王子支社、日本通運（株）山梨支店、山梨交通（株）、
富士急行（株）（一社）山梨県トラック協会等

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

電線類の地中化の推進（再掲：1 - 1）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

隣県と接続する林道は、長野県と接続する南アルプス線（南アルプス市）、川上牧丘線（山梨市）及び

静岡県と接続する井川雨畑線（早川町）豊岡梅ヶ島線・湯之奥猪之頭線（身延町）の5路線あり、これらの路線では、狭隘箇所等の改良工事を104.1kmの区間で実施する計画で、平成26年度までに100.4kmが完了している。

更に、隣県と接続する林道のうち老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化として平成24年度から橋梁補修工事を実施しており、補修を要する橋梁85箇所のうち、平成26年度までに13箇所が完了している。災害発生時には隣県への連絡道路として活用が期待されるが、今後は特に橋梁補修工事を重点的に行う必要がある。（治山林道課）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：2 - 1）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化として、平成24年度から改良事業を実施し、補修が必要な橋梁・トンネル209箇所のうち、48箇所が平成26年度までに完了した。災害発生時の避難路としての利用が見込まれ、有事の際に万全を期すため、引き続き事業を実施する必要がある。（治山林道課）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：2 - 1）

災害発生時の広域的な避難路や緊急輸送路の確保として、幹線道路等の整備を推進しているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築を推進していく必要がある。（道路整備課、高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（再掲：1 - 4）

地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきているが、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築などを推進していく必要がある。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備（再掲：2 - 1）

生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保に繋がることとなるが、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き生活道路の整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築などを推進していく必要がある。（道路整備課）

スマートICの整備促進（再掲：1 - 4）

災害に強い道路網の構築を図るうえで、既存の高速道路へのスマートICの整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなどから、引き続きスマートICの整備を促進する必要がある。（高速道路推進課）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（再掲：1 - 4）

県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口現状を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

都市計画道路（街路）の整備（再掲：2 - 1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、橋梁の耐震補強を進めてきており、計画対象橋梁554橋に対して、耐震化率は約79%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）

災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。

また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、定期点検や必要な補修を実施してきているが、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、維持管理計画の策定を進める必要がある。（道路管理課）

本年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成26年の異常降雪被害の

経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）
他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

「リニア環境未来都市」の整備

本県の新たな玄関口となるリニア駅周辺への「リニア環境未来都市」の整備に向けた取り組みを進めるに当たり、大規模自然災害時における、エネルギー供給や交通結節機能の確保について検討していく必要がある。（リニア推進課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施してきている。現在までに、土砂災害警戒区域 7,089 箇所のうち、砂防えん堤については 26%、急傾斜地崩壊対策事業については 9%、地すべり対策事業については 10%の箇所に着手しており、土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、着手率はいまだ低い状況であるため、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（砂防課）

南アルプスを水源とする釜無川流域、早川流域については、糸魚川静岡構造線が縦断するなど脆弱な地質が分布し、急峻な地形・急流河川であるため土砂流出が激しく根幹的な対策が必要なことから、昭和 35 年度より直轄砂防事業を実施している。土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（富士川砂防事務所（国））

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

山梨県は古より土砂災害が多く、明治 14 年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保をする必要が生じており、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

（重要業績指標）

【治山林道課】隣県と接続する林道における改良工事：100.4km（H26） 104.1km（H29）

【治山林道課】隣県と接続する林道における橋梁補修：13 箇所（H26） 85 箇所（H30）

【治山林道課】橋梁・トンネル補修実施箇所数：48 箇所（H26） 209 箇所（H36）

【道路管理課】緊急輸送道路における 15m 以上の橋梁と跨線橋・跨道橋の耐震化率：検討中（H26）
100%（H31）（検討中）

【道路管理課】橋梁の長寿命化：0%（H26） 検討中（H31）（検討中）

【砂防課】優先箇所における砂防関係施設の整備対策箇所数：16 箇所（H26） 40 箇所（H31）

（5 - 4）食料等の安定供給の停滞

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（再掲：2 - 1）

基幹農道の整備（再掲：2 - 1）

【農林水産】

農村資源の保全管理活動（再掲：1 - 4）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：1 - 4）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 4）

用排水施設の整備（再掲：1 - 4）

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで必要性や緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定化を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。（耕地課、関東農政局（国））

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 3）

県産農産物の生産技術対策の普及徹底（再掲：1 - 4）

基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

耕作放棄地解消対策（再掲：1 - 5）

農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす耕作放棄地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで県内で耕作放棄地 1,241ha を解消するなど一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（農村振興課、耕地課）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：1 - 5）

本県農業の振興を図るために、畑地帯総合整備事業や中山間地域総合整備事業等によりほ場や農道、用排水路等の生産基盤を総合的に整備して、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上等を図ってきた。一方で、農業生産基盤が整備され生産活動が持続されることで、農業・農村が有する洪水防止や土砂崩壊防止等の多面的機能が発揮され県土の保全に大きな役割を果たしている。未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道や農業水利施設等を抱える地域において、引き続き生産基盤の総合的な強化を図り、生産性の向上、農家経営の安定化を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

用排水施設の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

耕作放棄地解消対策（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

【重要業績指標】

【農村振興課】多面的機能支払交付金による取り組み面積：6,814ha（H26） 8,000ha（H31）

【農村振興課】中山間地域等直接支払制度に係る協定面積：4,099ha（H26） 4,100ha（H31）

【農村振興課・耕地課】耕作放棄地解消面積：1,411ha（H26） 3,000ha（H35）

【耕地課】果樹産地等における基盤整備面積：3,948ha（H26） 4,400ha（H31）

6．大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

（6 - 1）電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガス等サプライチェーンの機能の停止

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能／警察・消防】

災害時における燃料確保の推進（再掲：1 - 1）

【住宅・都市】

家庭における省エネルギーの推進（再掲：1 - 6）

エネルギーの地産地消を図るため、平成 21 年度から住宅用太陽光発電設備等への補助事業の実施など普及拡大を図ってきており、全国でも高い普及率となっている。

平成 26 年度からは、太陽光発電、燃料電池及び蓄電池のうち 1 種以上と家庭用エネルギー管理システム（HEMS）の設置に対して補助を行い、自家発電設備等と HEMS を備えた住宅の普及を図ってきた。太陽光発電と併せて蓄電池や燃料電池を導入することは、電力システムの負担も抑えられ、非常用電源としても有効である。こうした節電、省エネルギーを進めるための取り組みとしても、引き続き太陽光発電及び蓄電池（又は家庭用燃料電池）を設置する自家消費型の発電設備の導入を促進するとともに、高断熱建材の使用など省エネ性能に優れた住宅等への対策についても進める必要がある。（エネルギー局）

省エネ県民運動の推進

エネルギー使用量の削減やエネルギー使用時間の平準化を図るため、家庭エコ診断の普及、省エネ法に基づくトップランナー基準機器の導入・普及等を進めてきており、引き続き推進する必要がある。

（エネルギー局）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

発災後のインフラ復旧対策の推進

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）
主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、東京ガス山梨(株)等

木質バイオマスの利活用の推進

木質バイオマスの利用促進は、平成 25 年度に見直した「山梨県木質バイオマス推進計画」に基づいて、木質バイオマス利用施設等の整備への助成や設備導入に係る普及啓発活動等を実施してきた。

木質バイオマスのエネルギー利用量は平成 33 年度に 67,000m³/年を目指しているが、平成 24 年度は 22,000m³/年に留まっている。このため、森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する必要がある。（林業振興課）

木質燃料の品質等に関する課題の解決

外部にエネルギー源を大きく依存しているため、大規模災害等により交通遮断が生じると熱源の入手が著しく困難な状況に陥る危険性がある。このため、地域資源である木質バイオマスを容易に熱源利用できる体制の検討を行ってきた。今後、更なる普及啓発に努め、早期に体制を確立させる必要がある。

（森林総合研究所）

やまなしエネルギービジョン（仮称）の策定（再掲：5 - 2）

太陽光発電の普及が急速に進んだことによる課題への対応や国土強靱化基本計画の策定、2030 年の国のエネルギーミックス（電源構成）・温室効果ガス削減目標の策定など、エネルギーを取り巻く環境が大きく変化しており、今後は、天然ガス、水素・燃料電池など、多様なクリーンエネルギー等をバランス良く取り入れながら、県内経済の活性化に資するエネルギー供給力の充実・強化を図るとともに、省エネルギー対策を更に推進し、環境負荷が少なく、災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築を目指す必要がある。

このため、これまで掲げてきた太陽光の大幅増を主体とする「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」の電源構成や推進方策を見直し、2030 年を目途に本県のエネルギー政策の方向性を示すため、新たなエネルギービジョンを策定する必要がある。（エネルギー局）

自立型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進（再掲：2 - 4）

東日本震災後、過度に集中型電源に依存しない災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築や、エネルギー利用の効率化により温室効果ガスの排出抑制を図ることが求められている。

このことから、本県を通るパイプラインを活用した高効率で省エネ性能が高く、出力が安定している熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを推進していく必要がある。

（エネルギー局、産業集積課）

最先端の高効率発電システムの誘致（再掲：5 - 2）

国においては、エネルギー資源の保全や温室効果ガスの排出抑制などのため、高効率な発電システムの開発と早期の普及を推進している。

このことから、県土強靱化と省エネにも資する自立・分散型エネルギー社会の構築を推進するため、実証機の開発など技術開発が進む、燃料電池とガスタービンを組み合わせた複合発電システム（SOFC ハイブリッド機）と、更に蒸気タービンを組み合わせた、より高効率な発電システム（トリプルコンバインド機）等の誘致を推進する必要がある。（エネルギー局）

燃料電池自動車の普及促進

県では、山梨大学の燃料電池技術が活用された FCV（燃料電池自動車）等の普及を促進させることで、地球温暖化防止に寄与する社会づくりを推進するとともに、関連産業の集積・育成を図るため、平成 26 年 7 月に策定した燃料電池自動車普及促進計画に基づき、各種施策を展開しているところであるが、FCV は、災害時に電力供給ネットワークが停止した際の代替電源として活用が可能であることから、その普及を着実に促進する必要がある。（成長産業創造課）

小水力発電の推進（再掲：5 - 2）

グリーンイノベーションの推進に加え、東日本大震災以降の電力不足解消やエネルギー地産地消を図るため、今後 10 年間で新たに 10 地点程度の小水力発電施設を迅速に開発する「やまなし小水力ファスト 10」を平成 25 年度からスタートさせており、今後、平成 34 年度までに合計 10 地点の完成を目標に事業を推進し、電力供給量を増加する必要がある。（電気課）

再生可能エネルギーの安定利用の推進

グリーンイノベーションの推進に加え、東日本大震災以降の電力不足解消やエネルギー地産地消を図るため、再生可能エネルギーの拡大に必要な蓄電技術として短周期の蓄電技術である「次世代フライホイール蓄電システム」の開発を進めており、実証試験のための太陽光発電所を建設したほか、蓄電システムの仕様の検討・研究を実施している。再生可能エネルギーの安定利用推進に向け、引き続き蓄電システムの研究・開発を進める必要がある。（電気課）

水力発電の推進（再掲：5 - 2）**【情報通信】****警察署等の災害時電源確保対策の検討（再掲：4 - 1）**

停電時の電源の確保のため、各警察署等に自家用発動発電装置を設置しており、一定の間の電源確保の体制は整備されている。

しかしながら、燃料容量には限りがあり、長期にわたる停電が発生し、燃料の補給が困難となった場合には、発動発電機が停止して通信施設の電源供給が絶たれてしまうおそれがあることから、今後は、外部から発電装置を持ち込めるような設備の整備の検討を行う必要がある。（警察本部）

【交通・物流】**災害に強い物流システムの構築（再掲：2 - 1）****災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能 / 警察・消防）****【農林水産】****木質バイオマスの利活用の推進（再掲：産業）****木質燃料の品質等に関する課題の解決（再掲：産業）****（重要業績指標）**

【林業振興課】木質バイオマスのエネルギー利用量：22,000m³/年（H24） 67,000m³/年（H33）

【成長産業創造課】FCV（燃料電池自動車）等導入台数

FCV：0台（H26） 800台（H37）

FCバス：0台（H26） 10台（H37）

【エネルギー局】住宅用太陽光発電（10kW未満）の導出力数：89,000kW（H26） 131,000kW（H31）

【エネルギー局、産業集積課】スマート化された工業団地数：0団地（H26） 1団地（H28）

【エネルギー局】天然ガスコージェネレーションシステムの発電容量：8,000kW（H26） 14,000kW（H31）

【エネルギー局】家庭の契約口数あたり電力消費量：3,200kWh（H25） 2,700kWh（H31）

【電気課】「やまなし小水力ファスト 10」に基づく小水力発電施設の整備地点数（累計）：

0地点（H26） 6地点（H31）

【電気課】次世代フライホイール等の蓄電技術の普及（kWh）：0（H26） 500（H31）

（6 - 2）長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【住宅・都市】

流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し（再掲：2 - 7）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や、災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化とともに、BCP訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。

引き続き、BCP訓練を実施していくが、訓練時での課題や問題点をマニュアルに適切に反映していく必要がある。今後においてもマニュアルの検証を行うとともに、検証結果に基づいたマニュアルの見直しを必要に応じて行う必要がある。（下水道室）

災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：2 - 1）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立のため、（公社）日本下水道管路管理業協会と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧対策等を実施してきた。幸いに大きな災害がなく応急復旧実績はないが、いつ起きてもおかしくない大規模地震後の下水道機能の早期復旧には、引き続き協定の随時更新を実施する必要がある。（下水道室）

水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進（再掲：2 - 1）

各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、平成25年度の石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率は65.7%、基幹管路の耐震適合率は30.4%（平成25年度末）となっている。

また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。

引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。

また、各水道事業者の飲料水の必要数等を調整し、応急給水を円滑に実施するため、平成18年3月、サントリー（株）と「大規模災害発生時における飲料水の運搬協力に関する協定」を締結した。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る必要がある。（衛生業務課）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：2 - 1）

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づく長寿命化計画を策定し、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要がある。（下水道室）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：2 - 1）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化を図るとともに、BCP訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。

下水道施設の耐震化率は、4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）において処理場施設で70%、中継ポンプ場で90%、管渠については62%である（平成26年度末）が、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図る必要がある。

（下水道室）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

県営石和温泉給湯施設の耐震化の推進

大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがないように、県営石和温泉給湯施設の耐震性等を向上させるため、平成25年度から3カ年の継続費を設定し温泉施設を改修している。引き続き、温泉供給が長期にわたり停止することがないように、温泉施設の改修を行う必要がある。

（企業局総務課）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（再掲：2 - 1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）（再掲：2 - 1）

【農林水産】

農業集落排水施設の老朽化対策（再掲：2 - 7）

農業集落排水事業を昭和59年度から実施し、44箇所の整備を行い、農業集落の集落環境の向上を図ってきた。平成25年度に整備目標100%を達成し、一定の成果を得ているが、経年的な老朽化等により施設の機能低下が見られる施設については、耐震化も見据えた機能診断調査を行い、必要な対策を実施する必要がある。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進 (再掲：住宅・都市)

下水道施設の耐震化の推進 (再掲：住宅・都市)

(重要業績指標)

【衛生業務課】水道施設の耐震化整備率：65.7% (H25) 79% (H31)

【耕地課】農業集落排水施設機能診断調査の実施率：70% (H26) 100% (H31)

【下水道室】下水道管路とマンホール接続部の可とう化率：62.4% (H26) 79.3% (H31)

【企業局総務課】温泉供給量：794,000m³ (H26) 799,000m³ (H31)

（6 - 3）地域交通ネットワークの分断

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

緊急通行車両と一般通行車両との選別、確認手続きによる交通規制の実施（再掲：5 - 3）

東海地震等に備えた交通規制計画の策定と適宜見直しの実施（再掲：5 - 3）

大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、これまで交通規制計画を策定してきた。適切な運用を図るため、各種防災訓練時に緊急輸送道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練を行うとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を実施してきている。引き続き、訓練等を実施するとともに、計画を適宜見直す必要がある。（警察本部）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（再掲：2 - 1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 3）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会と協定を締結し、協定に基づき台風時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：1 - 1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 4）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、山梨県治山林道協会と協定を締結し、協定に基づき、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施するための体制づくりをしてきており、一定の成果を上げているが、災害に備え、引き続き協定を随時更新する必要がある。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

地震災害行動マニュアルに基づき、災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するための防災訓練を実施してきており、一定の成果があるが、有事に備えた適切な運用ができるように、引き続き防災訓練を実施していく必要がある。（県土整備総務課、道路管理課）

社会資本整備重点計画の策定

限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「社会資本整備重点計画」を策定（第一次：H16～H19、第二次：H20～H26）し、同計画に基づき整備を推進してきている。第二次計画期間の満了に伴い、新たな課題等に対応した第三次計画を策定する必要がある。（県土整備総務課）

電線類の地中化の推進（再掲：1 - 1）

道の駅等の防災機能の拡充（再掲：2 - 1）

これまで防災備蓄倉庫等の整備を通じて県管理道路等の防災力の強化について努めてきたところであるが、平成26年の異常降雪被害の経験から、豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の強化が必要である。（防災危機管理課、道路管理課）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）（再掲：2 - 1）

林道のうち、国道・県道を連絡し、災害時の代替輸送路の対象となる路線の計画延長は288.5kmであり、このうち266.5kmが平成26年度までに完了した。また、災害時に孤立集落の解消に資する路線の計画延長は130.0kmであり、このうち124.9kmが平成26年度までに完了した。いずれも有事の際には一定の効果が見込まれるが、引き続き計画量全体の整備に向け、事業を実施する必要がある。（治山林道課）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：2 - 1）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化として、平成24年度から改良事業を実施し、補修が必要な

橋梁・トンネル 209 箇所のうち、48 箇所が平成 26 年度までに完了した。災害発生時の避難路としての利用が見込まれ、有事の際に万全を期すため、引き続き事業を実施する必要がある。（治山林道課）

基幹農道の整備（再掲：2 - 1）

農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上を図るため、広域営農団地農道整備事業等により基幹農道の整備を進めており、「集出荷施設や受益地内の集落等へのアクセス向上率」は平成 26 年度末までに 53%となっている。今後も、整備を継続して進めるとともに、供用している基幹農道のうち、重要性の高い橋梁 43 橋と隧道 3 箇所の一斉点検を行っており、その結果を踏まえ、長寿命化・耐震化対策を進める必要がある。（耕地課）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：2 - 1）

災害発生時の広域的な避難路や緊急輸送路の確保として、幹線道路等の整備を推進しているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築を推進していく必要がある。（道路整備課、高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（再掲：1 - 4）

地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきているが、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築などを推進していく必要がある。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備（再掲：2 - 1）

生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保に繋がることとなるが、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き生活道路の整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築などを推進していく必要がある。（道路整備課）

スマートICの整備促進（再掲：1 - 4）

災害に強い道路網の構築を図るうえで、既存の高速道路へのスマートICの整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなどから、引き続きスマートICの整備を促進する必要がある。（高速道路推進課）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（再掲：1 - 4）

県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口現状を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

道路防災危険箇所等の解消（再掲：2 - 1）

道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、法面対策工等の防災対策を実施してきており、主要対策箇所の約 7%の対策が完了しているが、未対策箇所も多く、引き続き危険箇所の解消を図る必要がある。（道路管理課）

自然災害の危険防止に配慮し、要対策とされている箇所に対して、重点的に対策を行っている。また、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間が山梨県には 6 箇所あるが、そのうち 4 箇所と、1 箇所の一部区間の防災対策が完了し、規制解除へ向けた手続きを進めている。（甲府河川国道事務所（国））

都市計画道路（街路）の整備（再掲：2 - 1）

災害に強い街路網を構築するため、行政、医療、教育、文化施設等の都市機能が集積する拠点市街地内及び拠点間を結ぶ街路整備を実施してきた。整備完了箇所では、交通の円滑化、歩行者安全性の向上及び駅・病院等都市施設へのアクセス性が向上するなど、一定の成果は得られている。しかし、未だ整備すべき未整備箇所も多いことから、引き続き事業を実施する必要がある。（都市計画課）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、橋梁の耐震補強を進めてきており、計画対象橋梁 554 橋に対して、耐震化率は約 79%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）

災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県ト

ンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。

また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、定期点検や必要な補修を実施してきているが、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、維持管理計画の策定を進める必要がある。（道路管理課）

本年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成 26 年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）

他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【農林水産】

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：1 - 4）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 4）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 3）

基幹農道の整備（再掲：交通物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）（再掲：住宅・都市）

社会資本整備重点計画の策定（再掲：交通・物流）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

（重要業績指標）

【治山林道課】代替輸送路開設・改築路線：266.5km（H26） 288.5km（H35）

【治山林道課】孤立集落解消路線：124.9km（H26） 130.0km（H32）

【治山林道課】橋梁・トンネル補修実施箇所数：48 箇所（H26） 209 箇所（H36）

【耕地課】集出荷施設や受益地内の集落等へのアクセス向上率：53%（H26） 60%（H31）

【道路管理課】防災施設が強化された「道の駅」の数：（検討中）

【道路管理課】道路防災危険箇所の対策箇所数：（検討中）

【道路管理課】緊急輸送道路における 15m 以上の橋梁と跨線橋・跨道橋の耐震化率：検討中（H26）

100%（H31）（検討中）

【道路管理課】橋梁の長寿命化：0%（H26） 検討中（H31）（検討中）

7. 制御不能な二次災害を発生させない

（7 - 1）沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
	（太文字・ 印は最も施策効果が発揮できる事態）
<p>【行政機能 / 警察・消防】 災害時における燃料確保の推進（再掲：1 - 1）</p> <p>災害装備資機材の整備の推進（再掲：1 - 1）</p> <p>様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：1 - 1）</p> <p>住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：1 - 1）</p> <p>富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）</p> <p>災害対策用交通安全施設等の整備の推進（再掲：1 - 6）</p>	
<p>【住宅・都市】 災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 3）</p> <p>災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（再掲：1 - 1）</p> <p>「市町村防災都市づくり計画」策定に対する指導・助言の推進（再掲：1 - 1）</p> <p>避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1） 地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、市町村が指定する避難路沿道にある耐震診断が義務となる建築物の診断費用への補助を実施しており、一定の成果があるが、全対象建築物の診断実施を目指し、補助事業を継続する必要がある。 今後は、耐震診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。（建築住宅課）</p> <p>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施（再掲：1 - 1） 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、（一社）山梨県建築士会と被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定を締結するとともに、判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を実施し、判定士の登録及び技能の向上を図ってきており、各判定士の養成達成率は100%以上（平成26年度末）となっているが、判定士の安定した人員確保や技能の向上のため、引き続き養成講習等を実施する必要がある。（都市計画課、建築住宅課）</p>	
<p>【産業（産業構造・金融・エネルギー）】 中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（再掲：1 - 1）</p>	
<p>【情報通信】 総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）</p> <p>被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：1 - 1）</p>	
<p>【交通・物流】 災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能 / 警察・消防）</p> <p>災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市）</p>	
（重要業績指標）	

（7 - 2）ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（太文字・ 印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：1 - 1）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（再掲：1 - 4）

【農林水産】

農村資源の保全管理活動（再掲：1 - 4）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：1 - 4）

ため池等整備事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。
 また、受益面積が2ha以上の農業用ため池118箇所について、一斉点検及び耐震調査を実施しており、
 今後は、調査結果等を踏まえ、より詳細な調査及び対策工事を実施する必要がある。
 更に、これらのハード対策と併せて、ハザードマップの作成等による地域防災体制の構築や施設を適切
 に保全していくための管理体制の整備等のソフト対策を検討する必要がある。（耕地課）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 4）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 3）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用

地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、河川・砂防管理者対応マニュアルを作成し、円滑な運用
 を図ってきているが、対応経験のない職員が増えていることから、引き続き円滑な運用とマニュアルの随
 時見直しを実施する必要がある。（治水課、砂防課）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新

災害拡大や2次災害の防止を図るため、道路、河川及び砂防施設における緊急対処法マニュアルを策定
 し、毎年、緊急対処訓練を実施しており、一定の成果を上げているが、より実践的な対処が求められるこ
 とから、引き続き緊急対処法について検証を行う必要がある。（道路管理課、治水課、砂防課）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

水防訓練の実施（再掲：1 - 3）

【重要業績指標】

【耕地課】一斉点検で詳細調査が必要とされたため池の耐震調査実施率：0%（H25） 100%（H28）

（ 7 - 3 ）有害物質の大規模拡散・流出

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【農林水産】

農畜産物の放射性物質等検査体制の整備

放射性物質検査を平成 23 年度以降、毎年、検査を実施しており、本県農産物の安全・安心の担保を確保している。平成 25 年度から本県産農産物は国の検査指定を除外されたが、JA 等と連携し自発的に検査を実施しており、大規模自然災害に備え、これまでに構築した検査体制をより充実させる必要がある。

（農業技術課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

原子力災害対策の促進

原子力災害対応力の強化のため、原子力防災研修会の開催、原子力防災訓練への職員派遣などにより防災関係機関（職員）の資質の向上を図るとともに、原子力防災パンフレットなどにより住民等へ原子力災害に関する知識の普及と啓発を行っている。引き続き、原子力災害対応力の強化のため、原子力防災訓練等へ職員派遣し防災関係機関（職員）の資質の向上等を図る必要がある。（防災危機管理課）

大気中の放射線測定体制の整備

大気中の放射線測定体制については、現在、県内 5 箇所に設置してあるモニタリングポストによる空間線量率の 24 時間監視及び県内 4 地点でのサーベイメーターによる空間放射線量率監視（月 1 回）を実施している。また、空間放射線量率以外の試料（大気浮遊じん、降下物、降水）についての測定も実施しており、原発事故等が発生した場合、国からの指示によりモニタリングを強化することとされているため、迅速かつ継続的に測定できるよう備える必要がある。（大気水質保全課）

（重要業績指標）

（7 - 4）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

木質バイオマスの利活用の推進

森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する必要がある。（林業振興課）

木質燃料の品質等に関する課題の解決（再掲：6 - 1）

CLT工法等新技術の導入（再掲：農林水産）

県産材の更なる需要拡大に向けて、国が普及に取り組んでいるCLT工法等の新たな技術を導入することにより、これまで木材の使用が制限されていた中高層建築物への建材としての活用を図っていく必要がある。（林業振興課）

県産材需要拡大の推進（再掲：農林水産）

平成23年3月に県が策定した「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共施設の木造・木質化について、庁内に「県産材利用推進対策部局連絡会議」を設置し、県産材利用の働きかけとともに、木造公共施設等への支援を実施してきた。公共建築物の木造・木質化を進めることで県産材のPRに努めているが、県全体では一部の施設に限られていることから、更に公共建築物の木造・木質化を進めていく必要がある。（林業振興課）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 4）

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：1 - 5）

森林の公益的機能を高度に発揮させるため、県民参加の森林づくり推進事業を平成24年度から実施し、森林の機能について県民の理解を深める活動を行ってきた。各イベントの参加者も多く、一定の普及啓発が図られている。引き続き、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林環境総務課）

平成19年度に創設した、官民による組織「やまなし森づくりコミッション」により、活動する森林や指導事業体とのマッチング等を行い、企業・団体への森づくり活動のサポートを行ってきた。また、平成24年度から地域の民間団体が行う森林整備活動に対し助成を行ってきた。様々な主体により森林を育成する意識が徐々に広まっており、一定の成果が得られている。引き続き、企業のCSR活動や地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（みどり自然課）

本県の県土面積の78%を占める森林を健全な状態に管理し、公益的機能の高度発揮につなげるため、植栽・保育・間伐等の作業を、年間6,000haを目標（松くい虫被害対策の一部を除く）に実施する計画で進めており、平成26年度は目標の約8割の4,685ha実施した。今後も計画的に事業を進め、森林病虫害の駆除、火災防止活動等と併せて効果的に実施して目標を達成する必要がある。（森林整備課、県有林課）

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：1 - 4）

水源地域緊急整備事業、保安林改良事業及び保安林保育事業の実施により、これまでに85,453haの保安林を整備し、公益的機能が適切に発揮され、一定の成果を得ているが、災害に備え、更に平成31までに2,110haの整備を行う必要がある。（治山林道課）

木質バイオマスの利活用の推進（再掲：産業）

県産スギ材から製造したCLTラミナの材質特性の解明及び県産スギ厚板を利用した実用性に優れた矧ぎ合せ材料の製造

（県産スギ材から製造したCLTラミナの材質特性の解明）

欧州でCLTが中層規模のホテルや共同住宅等の壁や床などに使用されている。日本においても平成25年12月20日に「直交集成板の日本農林規格」が制定され、利用拡大が見込まれるため、県産材の有効活用のために性能データを調査する必要がある。

（県産スギ厚板を利用した実用性に優れた矧ぎ合せ材料の製造）

間伐の促進の観点から、蓄積量が増加しているスギ中目丸太の利用増進、及び利用方法の充実が求められているため、デザインが単調で断熱性が低いという従来の矧ぎ合せ材料の欠点を改善することが必要とされている。（森林総合研究所）

木質燃料の品質等に関する課題の解決（再掲：産業）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：1 - 5）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（再掲 1 - 5）

ニホンジカの捕獲技術改良及び針葉樹人工林の針広混交林への転換技術開発（再掲 1 - 5）

ニホンジカの食害による森林の荒廃を防止するため、狩猟の省力化・効率化を検討し、地域条件に応じて改良した手法を現場で試行している。今後も更なる改良を加え、個体数管理に寄与する必要がある。

また、森林の公益的機能の向上のため、ニホンジカによる食害を回避しながら針広混交化を進め、食害を受けにくい施業方法等の調査を行っている。今後も更なる試験・調査を進め、成果の普及に努める必要がある。（森林総合研究所）

治山林道事業における生物多様性に配慮した緑化工指針の作成（再掲 1 - 5）

森林環境税モニタリング調査（再掲：1 - 5）

森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐために、森林環境税を財源の一部とした森林整備が行われている。これらの事業の効果を検証するため、H25年度からモニタリング調査を行っている。今後も調査を継続させ、調査結果や事業効果の公表を行う必要がある。（森林総合研究所）

農村資源の保全管理活動（再掲：1 - 4）

減災・防災に繋がる農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定に基づく農業生産活動等を支援する中山間地域等直接支払制度（平成12年度から）に取り組むとともに、農地周りの農業用施設の維持管理を支援する農地維持・資源向上活動支援事業（平成19年度から）に取り組んできた。

両施策ともに、大規模災害時の応急措置に繋がる重要な地域ぐるみの共同活動として地域に定着が図られてきているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあるので、共同活動を継続するためには今後も支援が必要である。（農村振興課）

県産農産物の生産技術対策の普及徹底（再掲：1 - 4）

農業気象災害の対応は、これまで事前・事後対策の作成をはじめ、発生状況調査、被災後の技術対策の徹底等を実施しており、被害を最小限にとどめるなど、成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き事前対策の周知による予防策の徹底や事後対策の迅速かつ的確な実施に努める必要がある。

（農業技術課）

農業者に対する経営再建資金制度の周知

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建支援として、農業災害対策資金利子補給補助を行ってきており、一定の成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き制度を維持する必要がある。（農業技術課）

CLT工法等新技術の導入（再掲：産業）

県産材需要拡大の推進（再掲：産業）

植物工場などの農村高齢者就業機会の確保

野菜の大規模生産施設は、地域農業の生産性の向上を図るとともに、周年的に地域雇用を創出できる場として農村地域の活性化に繋がることが期待されている。

また、施設栽培の野菜類は、労働環境面からも身体への負担が少なく、高齢者の就業の場としても活用が可能であるため、引き続き、施設野菜の栽培に取り組もうとする参入企業等を支援し、野菜の大規模生産施設整備を促進する必要がある。（果樹食品流通課）

6次産業化支援体制の充実

農林漁業者の所得や地域雇用を増大し地域活力の向上を図るため、農産物等の地域資源を活用した6次産業化に取り組もうとする農業者等を支援し、6次産業化の取り組みを拡大する必要がある。

（果樹食品流通課）

オリジナル花きの開発・産地化と販路拡大の推進

東京近郊の園芸店に設置した県産花きコーナーは、県産花きのPRと消費拡大に寄与し、県産花きのアンテナショップ的役割を果たした。また、花の需要期に、販売店等が一堂に集結する2大消費地での市場商談会の開催等を通して生産者の販路が拡大し、年々受注金額が増加している。

本県の花き産地の維持強化と花き文化の振興を推進するため、引き続き市場商談会への出展や現地商談会の開催により、産地と販売店等との繋がりの強化を図り、県産花きの販路拡大を推進する必要がある。（花き農水産課）

就農促進体制の強化

山梨県就農支援センターに2名の就農支援マネージャーを配置して就農相談を行い、新規就農者の確保・育成を図っている。このため、同センターが県内外からの就農希望者の総合窓口として機能し、近年の新規就農者数が着実に伸びている。より一層の農業の担い手を確保・育成するため、就農支援センターを活

用した就農促進体制を強化する必要がある。（担い手対策室）

就農定着支援の充実

就農前後の一定期間の所得を確保する、国の青年就農給付金の活用とともに、県独自のアグリマスターによる就農定着支援制度等により、新規就農者が近年、着実に増加している。新規就農者の増加は地域の活性化に繋がるため、青年就農給付金の活用やアグリマスターによる技術習得等の就農者支援の拡充を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する必要がある。（担い手対策室）

企業の農業参入の促進

毎年、10社程度の企業の農業参入の実績がある。近年の傾向としては、県外の資本力が大きい企業が大規模な経営を目指し参入する事例もあり、耕作放棄地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化に大きな成果が得られている。引き続き、企業訪問や参入セミナーなどにより、本県の優位性をPRし、企業の農業参入を促進する必要がある。（担い手対策室）

農山村と連携した企業の農園づくりの促進

農業従事者の高齢化により農村機能が低下している一方で、社会貢献や社員研修、福利厚生活動の場として農業や農村の活用に関心を持つ企業が増加している。これまでに企業訪問や企業と農山村のマッチングを行い、47社の企業の農園が開設され、高齢者の活躍の場となっている。引き続き、高齢者に活躍の場を提供するため、企業の農園づくりを促進する必要がある。（担い手対策室）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（再掲1 - 5）

ニホンジカの捕獲技術改良及び針葉樹人工林の針広混交林への転換技術開発（再掲：農林水産）

富士スバルライン沿線緑化試験（再掲1 - 5）

森林環境税モニタリング調査（再掲：農林水産）

（重要業績指標）

- 【みどり自然課】企業・団体の年間森づくり活動箇所数：66箇所（H26） 75箇所（H30）
- 【林業振興課】木質バイオマスのエネルギー利用量：22,000m³/年（H24） 67,000m³/年（H33）
- 【林業振興課】木材生産量（千m³/年）：156（H26） 335（H36）
- 【森林整備課、県有林課】森林整備の実施面積：4,685ha/年（H26） 6,000ha/年（H31）
- 【治山林道課】保安林整備事業等の実施面積：85,453ha（H26） 87,563ha（H31）
- 【農村振興課】多面的機能支払交付金による取り組み面積：6,814ha（H26） 8,000ha（H31）
- 【農村振興課】中山間地域等直接支払制度に係る協定面積：4,099ha（H26） 4,100ha（H31）
- 【果樹食品流通課】6次産業化サポートセンターによる支援件数：毎年度10件程度
- 【担い手対策室】年間新規就農者数：274人（H26） 340人（H31）

8．大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

<p>(8 - 1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p style="text-align: right;">(太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態)</p> <p>【行政機能 / 警察・消防】 富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）(再掲：1 - 1)</p> <p>【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】 災害廃棄物の処理体制の整備 災害により発生した廃棄物の処理主体は市町村であるため、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要な事項を平常時に計画としてとりまとめ、災害時に被害を可能な限り最小限にとどめ、できる限り早期に回復させるため、各市町村において、災害廃棄物処理計画を作成し、適正かつ迅速に処理が行えるよう備えておく必要があり、県では平成 17 年度に指針を策定し、市町村の計画策定を促し、達成率 100%（平成 25 年末）と一定の成果を得ている。 しかしながら、東日本大震災後の輪番停電（計画停電）時における絶対的な電力供給不足が生じた場合の一般廃棄物処理施設の対応については、計画に反映されている市町村が、平成 25 年度で 11%に留まっているため、追加を働きかける必要がある。（環境整備課）</p> <p>災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等） 地震等大規模災害が発生した場合の災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分の協力に関し、山梨県産業廃棄物協会と協定を締結。また、応急復旧活動の阻害となる障害物の除去等の協力に関し、山梨県カーリサイクル協同組合と協定を締結するなど体制づくりを強化してきており、一定の成果を上げているが、必要に応じて協定を更新する必要がある。（環境整備課）</p>
<p>(重要業績指標)</p> <p>【環境整備課】災害廃棄物処理計画の策定率（電力供給不足が生じた場合の対応の追加） 3 市町村 (11%) (H25) 27 市町村 (100%) (H31)</p>

（8 - 2）復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

地域防災力の強化を支える人材の育成

自主防災組織を育成するため、県及び防災安全センター等で自主防災組織に対する研修会や訓練を定期的実施するとともに、自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座を開催し、女性の参加について市町村に要請している。また、自助力の向上を図るため、毎年、一般県民を対象とした防災講座、講演会等を実施している。

これらの研修、訓練等は本県の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意識啓発に繋がっており、継続する必要がある。また、今後は地域防災リーダー等の活用方策について検討する必要がある。（防災危機管理課）

自主防災組織の防災資機材の整備促進（再掲：2 - 1）

地域の防災力を高めるため、自主防災組織に対して、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っている。引き続き、地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図るが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する必要がある。（防災危機管理課）

災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進

大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施しており、連携・協働体制の充実に向け一定の役割を果たしている。引き続き、大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する必要がある。（防災危機管理課）

避難対策指針や避難生活計画書の作成促進

市町村に対する避難対策指針の作成を支援するとともに、自主防災組織による避難所運営に向けた取り組みを推進するため、市町村に対し避難生活計画書の作成等を要請しており、全市町村で避難対策指針及び避難生活計画書が作成され、地域の災害対応力の充実に一定の成果があった。引き続き、市町村の適切な避難対策の実施を図るため、国の運用指針などを周知するとともに、適切な取り組みが行われていくよう支援する必要がある。（防災危機管理課）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

県地震防災訓練の場において、市町村（避難所管理者）と地域住民（自主防災組織）のほか地域社会福祉協議会、自衛隊などの協力を得て、総合的な避難所の運営・生活訓練を実施している。実際に災害時に避難所を利用する区民が避難所を立ち上げ、管理者・自主防災組織・市が主体となった運営会議のもと、避難所を運営する総合的な訓練を行うなど、災害対応力の充実に一定の効果がある。引き続き、地域の災害対応力の充実ため、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

市町村の災害対応力の強化支援（再掲：3 - 2）

防災士の養成

防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災力の向上を図るため、平成24年度から3年間の防災士養成事業費補助金を設け市町村への補助を行った。また、市町村からの受託により防災士養成講座を開催し、平成26年度には66人が受講しており、地域の防災力の充実に一定の効果があった。引き続き、地域における防災力の向上を図るため、防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する必要がある。（防災危機管理課）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（再掲：1 - 4）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

救急救命士の養成・確保の推進（再掲：1 - 1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（再掲：1 - 4）

消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、関係団体に対する広報や（一財）山梨県消防協会が実施する消防団員確保対策事業に対し支援を行うとともに各市町村で策定した「消防団活性化総合計画」の見直し等の働きかけを行っている。地域の消防力の強化のため、引き続き、消防団員の確保対策及び消防団の活性化に取り組む必要がある。（消防保安室）

消防団の救助資機材等の整備促進（再掲：1 - 1）

災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、各市町村の消防団の救助用資機材等の充実に関する働きかけを行っている。国の示す消防団の装備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き各市町村へ働きかけを行う必要がある。（消防保安室）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（再掲：1 - 1）

政府関係機関の地方移転の推進

県内における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的として、本県の地域資源や産業事情を踏まえ、政府関係機関の地方移転を行う必要がある。（知事政策局）

【住宅・都市】

サテライトオフィスの整備促進

東日本大震災以降、都心部への一極集中のリスク回避のため、IT企業等を中心に地方でのサテライトオフィス需要が増大している。サテライトオフィスは、継続的に周辺に多くの二地域居住・移住者が見込めるため、県がモデル事業として整備を進める必要がある。（人口問題対策室）

県内への移住の促進

現在、18市町村が空き家バンクを運営し、非常に移住希望者のニーズが高く5割近い成約率があるが、新規の空き家バンクの登録は少ない状況となっている。移住希望者を取り逃がさないため、空き家ストックを早急に増加させるとともに、マッチングを多頻度で行う必要がある。（人口問題対策室）

「買援隊」の支援

地域の商店街が買い物弱者対策として「買援隊」活動を行うことにより、地域コミュニティとしての役割を果たすことが、災害時の連携体制や要援護者の把握など、地域防災力の向上に繋がるため、市町村を通じて商店街の「買援隊」としての実施体制を整える必要がある。（商業振興金融課）

【保健医療・福祉】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（再掲：2 - 3）

災害時において要援護者の円滑な避難を行うため、市町村に対し、避難行動要支援者名簿の作成支援を実施するとともに、災害時要援護者対策として、地震防災訓練などを通じて市町村による要援護者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促しており、市町村も作成に取り組んでいる。

引き続き、避難行動要支援者名簿等の作成支援、地震防災訓練等を通じて、市町村による要配慮者に配慮した避難所の設置、運営訓練の実施等を促す必要がある。（防災危機管理課）

女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進

災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、地震防災訓練において、福祉避難所を開設するとともに、避難所内でも授乳室などの設置訓練を実施し、女性や子育て家庭、要配慮者による避難所運営の認知度を高めてきているが、十分とは言えない。このため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者の避難所運営への参加について、啓発や周知を行う必要がある。（防災危機管理課）

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施

災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村及び各市町村社会福祉協議会を対象に福祉避難所設置・運営訓練を実施し、一定の成果を上げている。

今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）

ボランティアコーディネーター養成等の促進

市町村社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーター等の資質向上のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、研修会を開催し、ボランティアのマッチング技術の向上等について一定の成果を上げている。

今後も継続的な研修会の実施や、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高揚を図る必要がある。（福祉保健総務課）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（再掲：2 - 1）

災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村社会福祉協議会を対象に災害ボランティアセンター設置・運営の研修及び実動訓練を実施し、一定の成果を上げている。

今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）

老人クラブの活動への支援

高齢社会における生きがいづくり、健康づくりに重要な役割を担う老人クラブの活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するも

のであることから、引き続き支援を行う必要がある。（長寿社会課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

建設産業を担う人材の確保・育成の推進

建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、このままていくと若年技能労働者の減少に歯止めがかからず、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼす恐れがある。このため、若年技能労働者の定着を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。（建設業対策室）

【交通・物流】

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

建設産業を担う人材の確保・育成の推進（再掲：産業）

【農林水産】

農村資源の保全管理活動（再掲1 - 4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）（再掲8 - 1）

（重要業績指標）

【知事政策局】空き家バンクを活用した移住世帯数（累計）：300世帯（H31）

【防災危機管理課】避難行動要支援者名簿（個別）を作成した市町村数：11市町村（H26） 27市町村（H31）

【防災危機管理課】地域防災リーダー養成講座受講者数：661人、累計3,206人（H26） 毎年度150人

【消防保安室】消防団員数：15,127人（H26） 16,239人（H31）

【商業振興金融課】買援隊支援事業実施市町村数：27市町村（H31）

【農村振興課】多面的機能支払交付金による取り組み面積：6,814ha（H26） 8,000ha（H31）

【農村振興課】中山間地域等直接支払制度に係る協定面積：4,099ha（H26） 4,100ha（H31）

（別紙 2）施策分野ごとの脆弱性評価結果

1. 個別施策分野

行政機能／警察・消防

【県庁の災害対応力の強化】

合同庁舎等への電力会社からの電力供給の停止に対しては、非常用発電機を設置し対応している。電力供給の停止が長期化する恐れがあり、また、石油サプライチェーンの機能の停止も想定されるため、非常用発電機用の燃料タンクをできるだけ満量にしておくことにより、停電時には、最長の稼働時間を確保してきた。引き続き、燃料タンクの満量化を実施する必要がある。

（各地域県民センター、総合県税事務所、森林総合研究所）

災害時における燃料を確保するため、各庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量確保している。引き続き、災害時の行政機能を維持するため、各庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量確保する必要がある。

（管財課）

情報収集等のため、公用車を被災地等で使用する場合に備えて応急対応用資機材（パンク修理用具、予備燃料携行タンク）や携帯型カーナビゲーションを整備している。引き続き、被災地等で使用する場合に備え、応急対応用資機材の整備を進める必要がある。（管財課）

県自身が被災した場合でも非常時優先業務を適切に遂行するため平成 24 年度に業務継続計画を策定し、継続的に検証を行っている。震度 6 弱以上の地震等が発生した際には、全ての職員が登庁することとしているが、災害時における業務継続のため、地震災害時の登庁可能職員数を確保するとともに計画についても継続的に検証する必要がある。（防災危機管理課）

平成 24 年 3 月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐れがある。

このため、救援・救助活動等を中断なく実施するため、平成 26 年 11 月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図っている。引き続き、燃料の備蓄を促進するとともに、今後は石油連盟との重要施設の情報共有について検討する必要がある。（防災危機管理課）

災害等により財務会計システムや物品調達管理システムが使用不能となった場合に備え、会計事務や調達事務が支障なく円滑に行われるよう「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」を策定し、財務審査幹会議を通じて内容の確認、周知を行うとともに、関係機関（山梨中央銀行）と内容の確認と見直しについて協議した。引き続き、システム障害時の会計事務処理の実効性を担保するため、周知、訓練等を行う必要がある。（管理課）

【県防災体制の充実・強化】

災害発生時に、正確かつ速やかに知事へ災害状況を報告するため、平成 23 年度に大画面の携帯情報端末を導入した。随行秘書が、常時大画面の携帯情報端末を持ち歩き、日頃から資料等の送受信に利用することにより、端末の操作に慣れるよう取り組んでいる。

また、通信インフラが寸断した場合の連絡手段の確保のため、防災無線電話を導入し、知事自宅、秘書課長自宅、秘書課総務栄典担当課長補佐自宅、秘書課執務室内に設置し、毎年度、情報伝達訓練を行っている。引き続き、情報伝達訓練等により災害時において、知事が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制を整えておく必要がある。（秘書課）

大規模災害に備え、引き続き職員が発災時に勤務所属に登庁できない場合を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員を登録し、業務を明確化する必要がある。

（各地域県民センター）

大規模地震等が発生した際の初動体制を確保するため、初動体制職員を任命するとともに、大規模地震発生時に初動体制職員の携帯電話に自動呼び出しを行うシステムを運用し、非常参集訓練を実施している。

また、確実な初動体制を確保するため、勤務時間外（夜間、週休日及び休日）に職員が宿日直を行い、24 時間即応体制に対応するとともに、本部長等の登庁方法、連絡体制や不在時の取扱いについて検証し、発災時に知事・本部長が在京している場合のヘリコプターによる帰庁のため、平成 23 年度から航空会社との協定を締結しており、一定の初動体制の充実が図られている。

引き続き、様々な災害に対応し、地震以外の災害においても確実な初動体制を確保するため、研修及び訓練を強化するとともに課題を整理する必要がある。（防災危機管理課）

平成 26 年 2 月の豪雪災害への対応等を踏まえ、雪害対策の強化とともに災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部を設置するなどの県の防災組織体制の強化等を図った。災害時の

対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等の検証・見直しを行う必要がある。（防災危機管理課）

全所属を対象に職員災害ハンドブックを用いた防災研修を必須化するとともに、災害発生時に迅速かつ的確な初動対応や応急対応が図れるよう、幹部職員の危機管理研修を実施しており、一定の災害対応力が維持されている。今後は、防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施するとともに、災害対策本部統括部活動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

地方連絡本部（地域県民センター）については、各出先事務所の役割等を整理し、その連絡体制を見直すとともに、規程、マニュアルを整備し、現状において関係出先機関、各市町村との連携は図られているが、災害時における情報収集等における効率化を図る必要がある。（防災危機管理課）

関東地方知事会や全国知事会の相互応援協定については、本県も構成員として連絡会議に参加し、災害時の連携に即応できる体制の構築に努めている。

平成 27 年 8 月には、大規模災害時に同時被災の可能性が低い中央日本四県（新潟、長野、静岡、山梨）で相互応援協定を締結している。

また、富士山火山噴火を想定した、本県・静岡県・神奈川県合同の実働訓練を平成 26 年 10 月に実施するなど、大規模災害を想定した関係自治体との合同訓練を実施することにより、相互連携による災害対応力の充実強化を図っている。

引き続き、本県に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、他自治体との連携強化を推進する必要がある。（防災危機管理課）

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化する必要がある。（防災危機管理課）

東海地震に関連する情報の発表時を含め災害応急対策時における配備組織、配備基準、業務概要等の配備計画の策定や緊急連絡網を整備し、年度当初における全体会議において説明会を行い議会事務局職員への周知を行っている。引き続き、非常参集体制の実効性を確保するため、緊急連絡網の確認等を行う必要がある。（議会事務局）

山梨県警察災害警備本部の整備推進のため、平成 23 年の東日本大震災以降の「災害時における危機管理体制の再点検及び再構築」を進めるとともに、平成 25 年 4 月には、「山梨県警察本部災害警備計画」の全面改正を行い、平成 25 年 10 月に災害警備本部施設を整備するなど、災害警備本部体制の整備を進めてきている。

今後は同警備本部のシステムの整備と同警備本部が使用不能となった際の代替施設の検討を進め、災害警備本部の最良の体制の確立を図る必要がある。（警察本部）

災害対応力強化のため、災害時の救出及び救助活動並びに同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を継続実施してきているが、引き続き必要な資機材を検討し整備を進める必要がある。（警察本部）

大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、発災時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、初動対応について随時見直しを行ってきており、一定の成果を上げている。

引き続き、迅速的確な初動対応の見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る必要がある。（警察本部）

【地域防災力の強化】

広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、図上訓練等を実施し、災害への対応力の充実を図っている。防災体制の見直しに伴い、県職員や関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練の実施とともに、その内容を強化する必要がある。（防災危機管理課）

県民の防災意識の高揚を図るため、県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

現地対策本部の円滑な県職員派遣体制を確立するため、地震防災訓練などにおいて職員派遣体制を検証しており実効性が図られている。

防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村の対応が困難となった場合は、当該市町村に土地勘を有する県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する必要がある。（防災危機管理課）

国において、平成 17 年 3 月に取りまとめられた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に代わり、平成 26 年 4 月には、新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が作成された。本ガイドラインに基づき、「避難勧告等の判断・伝達基準」の作成や見直しを行う市町村に対し、随時、助言・技術的支援を行っている。「避難勧告等の判断・伝達基準」について、より実効性のある基準と

するため、引き続き市町村に対し、助言・技術的支援を行う必要がある。県内の市町村における発令基準の策定済みの状況（平成 26 年 11 月 1 日現在）は、土砂災害 69.2%、水害 66.7 %である。
（防災危機管理課）

自主防災組織を育成するため、県及び防災安全センター等で自主防災組織に対する研修会や訓練を定期的実施するとともに、自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座を開催し、女性の参加について市町村に要請している。また、自助力の向上を図るため、毎年、一般県民を対象とした防災講座、講演会等を実施している。

これらの研修、訓練等は本県の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意識啓発に繋がっており、継続する必要がある。また、今後は地域防災リーダー等の活用方策について検討する必要がある。（防災危機管理課）

地域の防災力を高めるため、自主防災組織に対して、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っている。引き続き、地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図るが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する必要がある。
（防災危機管理課）

大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施しており、連携・協働体制の充実に向け一定の役割を果たしている。引き続き、大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する必要がある。（防災危機管理課）

大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、市町村におけるヘリポートの確保・整備を促進しており、小瀬スポーツ公園第一駐車場など県内 80 箇所をヘリコプター用飛行場外離着陸場として確保している。各市町村には、できるだけ地域の避難場所とは別の場所での適地を要請しており、引き続き消防本部と連携を図りながら、適地調査を含めた技術支援を行い、市町村におけるヘリポートの確保・整備を図る必要がある。（防災危機管理課）

市町村に対する避難対策指針の作成を支援するとともに、自主防災組織による避難所運営に向けた取り組みを推進するため、市町村に対し避難生活計画書の作成等を要請しており、全市町村で避難対策指針及び避難生活計画書が作成され、地域の災害対応力の充実に一定の成果があった。引き続き、市町村の適切な避難対策の実施を図るため、国の運用指針などを周知するとともに、適切な取り組みが行われていくよう支援する必要がある。（防災危機管理課）

県地震防災訓練の場において、市町村（避難所管理者）と地域住民（自主防災組織）のほか地域社会福祉協議会、自衛隊などの協力を得て、総合的な避難所の運営・生活訓練を実施している。実際に災害時に避難所を利用する区民が避難所を立ち上げ、管理者・自主防災組織・市が主体となった運営会議のもと、避難所を運営する総合的な訓練を行うなど、災害対応力の充実に一定の効果がある。引き続き、地域の災害対応力の充実ため、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する必要がある。
（防災危機管理課）

東海地震の被害想定に対応できるような備蓄体制を確保するため、市町村の備蓄を補完する県備蓄資機材について、被害想定を基にブルーシート、毛布、簡易トイレ等を整備し、各地域県民センター等に備蓄している。引き続き、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、備蓄資機材の確保を図る必要がある。（防災危機管理課）

市町村の災害対応力の強化を図るため、市町村の災害対応力診断を行い、支援プログラムの作成や図上訓練の実施支援を行っており、災害対応力の充実に貢献している。引き続き、市町村の災害対応力の強化を図るため、助言や技術的支援を行う必要がある。（防災危機管理課）

防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災力の向上を図るため、平成 24 年度から 3 年間の防災土養成事業費補助金を設け市町村への補助を行った。また、市町村からの受託により防災土養成講座を開催し、平成 26 年度には 66 人が受講しており、地域の防災力の充実に一定の効果があった。引き続き、地域における防災力の向上を図るため、防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災土養成講座を開催する必要がある。（防災危機管理課）

大規模地震等が発生した場合、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動し、消火、救助及び救急活動を一層効果的に行うことができるよう、地震防災訓練（上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等）において、自衛隊ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機等による他県との合同訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っているが、情報の共有や指揮命令等に課題も生じている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

緊急消防援助隊の応援・受援計画における運用の実効性を高めるため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を 1 都 9 県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県）により実施するとともに、必要な計画の見直しを行っている。引き続き、計画運用の実効性を高めるため、合同訓練を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う必要がある。（消防保安室）

登山届等による登山者数の実態把握は、災害時における迅速的確な搜索救助活動、避難誘導等のため必要不可欠であるが、現状は登山届等の提出が十分に周知されているとは言えない状況である。今後は、「コンパス（登山届等システム）」への登録・計画書の提出等について周知徹底する必要がある。（観光資源課・警察本部）

【富士山火山防災の推進】

平成 24 年 6 月 8 日に、火山専門家、山梨県、静岡県、神奈川県、国、富士山周辺市町村及び防災関係機関による富士山火山の火山防災協議会である「富士山火山防災対策協議会」を設置し、平成 27 年 3 月 16 日に同協議会において、「富士山火山広域避難計画」（対策編）を策定した。

また、平成 24 年度から、富士山火山噴火を想定した総合図上訓練を実施しており、平成 26 年 10 月 19 日には、富士山火山防災対策協議会構成機関等による「富士山火山三県合同防災訓練 2014」を実施した。今後は、富士山火山広域避難計画を基に市町村が実施する詳細な避難対応や対策を記載した「市町村避難計画」の策定を進めるとともに、より実行性のある広域避難計画になるよう改訂をしていく必要がある。

更に、御嶽山の噴火を踏まえた突発的な噴火への対応や、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う必要がある。

（防災危機管理課）

富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた広域避難が想定されるため、図上訓練を実施し避難計画を検証しているが、対応力の強化に向けて民間団体との避難・輸送の支援協定を検討する必要がある。

（防災危機管理課）

【消防防災航空隊の機能強化】

消防防災航空隊の効果的な部隊運用等を行うため、ヘリコプターの位置情報をリアルタイムに把握できる消防防災ヘリコプター動態管理システムを平成 25 年 3 月に導入し運用を行っている。

また、消防防災航空隊の機能を強化するため、任期を満了した航空隊員を退任後 1 年間「支援航空隊員」と位置付けて定期的な訓練を実施し、航空隊経験者による支援体制を強化するとともに、消火活動の際に使用するバケット等の整備を行っている。引き続き、多数のヘリコプターの運用が想定される大規模災害において威力を発揮できるようシステムを運用管理するとともに、航空機による消防防災活動の対応力を向上させるため、航空隊経験者による支援体制の強化を図るなど、消防防災航空隊の機能強化を行う必要がある。（防災危機管理課）

消防防災航空基地機能の強化を図るため、防災航空基地整備に向けて関係機関と協議を継続している。大規模災害時における広域航空応援隊等の受け入れのための防災航空基地整備に向けて、関係機関と協議を継続する必要がある。（防災危機管理課）

【消防・救急・救助体制の強化】

救急搬送に迅速・適切に対応するため、救急救命士の養成・確保を進めている。引き続き、災害時の救急搬送体制の強化を図るため、救急救命士の養成・確保を進める必要がある。（消防保安室）

消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、関係団体に対する広報や（一財）山梨県消防協会が実施する消防団員確保対策事業に対し支援を行うとともに各市町村で策定した「消防団活性化総合計画」の見直し等の働きかけを行っている。地域の消防力の強化のため、引き続き、消防団員の確保対策及び消防団の活性化に取り組む必要がある。（消防保安室）

災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、各市町村の消防団の救助用資機材等の充実に関する働きかけを行っている。国の示す消防団の装備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き各市町村へ働きかけを行う必要がある。（消防保安室）

救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進している。引き続き、救急搬送体制の充実強化を図るため、救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進する必要がある。（消防保安室）

消防職員及び消防団員の育成のため、各種知識及び使命感に燃えた強固な精神力と共同精神の涵養を図るための教育を実施し、地域の災害対応力の充実が図られているが、複雑、多様化する災害や火災等への消防職員及び消防団員の対応能力の向上を図るため、消防学校の建設工事（H25～H27）に併せ教育機材、教育訓練施設等の整備を行っている。今後は、消防学校に整備された教育訓練施設を活用した新カリキュラムに基づく訓練マニュアルの作成・検証を行い、消防職員に対する実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る必要がある。（消防保安室、消防学校）

消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図り、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止対応等を行っている。引き続き、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止等のため、消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図る必要がある。（消防保安室）

【交通規制及び交通安全対策の実施等】

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、（一社）日本自動車連盟（ＪＡＦ）及び（一社）山梨県警備業協会と協定を締結しており、各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携の強化を図ってきている。

今後も有事の際の事業者等との支援・協力体制の確保を図るため、引き続き各種防災訓練等を実施し、事業者との連携を強化する必要がある。（警察本部）

大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、これまで交通規制計画を策定してきた。適切な運用を図るため、各種防災訓練時に緊急輸送道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練を行うとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を実施してきている。引き続き、訓練等を実施するとともに、計画を適宜見直す必要がある。（警察本部）

発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れの回避及び交通事故や交通渋滞の防止のため、停電時に信号機が滅灯しないよう年間 10~20 箇所、緊急輸送路に指定されている箇所に交通信号機電源附加装置の整備を行ってきている。

引き続き、信号機の滅灯による避難の遅れ、交通事故の発生及び深刻な交通渋滞を回避するため、整備を促進し、災害時の交通の安全と円滑化を図る必要がある。（警察本部）

災害時の緊急輸送道路の確保のため、広域緊急援助隊（交通部隊）の訓練の際に、緊急輸送道路確保等の訓練を実施してきている。引き続き、大規模災害に備えるため、関係警察本部において緊急輸送道路の指定を検討するとともに、緊急輸送道路確保等の訓練を実施する必要がある。（警察本部）

【県庁舎等の耐震化】

建築物の地震に対する安全性の向上を図り今後予想される地震災害に対して県民の生命・財産を守ることを目的とする「山梨県耐震改修促進計画」に基づき、耐震性のない県有建物の耐震改修及び解体等を実施し、耐震化を図ってきた。達成率は 89.1%（平成 26 年度）となり成果を得ている。引き続き、耐震化を促進する必要がある。（管財課、営繕課）

【地域活性化との連携】

県内における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的として、本県の地域資源や産業事情を踏まえ、政府関係機関の地方移転を行う必要がある。（知事政策局）

住宅・都市

【地域防災力の強化】

消防防災施設の整備を促進するため、市町村が行う耐震性貯水槽、備蓄倉庫及び防火水槽の整備に対し助成した。今後は市町村への消防防災施設の有効活用について、助言等を行う必要がある。
（防災危機管理課）

県立高等学校及び公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、学校が避難所となった場合の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を、市町村と連携して進めるように各種研修会で呼びかけているが、避難所運営マニュアルを作成している学校は、避難所指定されている県立学校では23校中22校（95.7%）であるが、小・中学校では249校中199校（79.9%）にとどまり、また、小・中学校では備蓄品の整備ができていない学校も多いため、引き続き指導を行う必要がある。（義務教育課、高校教育課）

県立文化施設等（美術館、博物館、考古博物館、文学館、図書館、科学館）の来館者を災害時に安全に避難させるため、年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施しており、職員の意識や技術の向上と維持に努めている。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。
（学術文化財課、社会教育課）

【帰宅困難者対策等の推進】

鉄道事業者への早期の復旧要請や道路管理者等への緊急輸送道路の確保要請を迅速かつ適切に行うとともに、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民を迅速かつ適切に輸送するため、山梨交通(株)、富士急行(株)及び(一社)山梨県タクシー協会等と定期的に協議を行い、意識共有と連絡体制の確立を図っている。

引き続き、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制の充実を図るため、継続的な意識共有と連絡体制を確保する必要がある。（交通政策課）

災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、県庁本庁舎等の開放の方針を作成し、また、防災新館1階での一時的な避難者への対応方法を決定した。災害に備え、県庁本庁舎等の開放の方針を適切に運用する必要がある。（管財課）

帰宅困難者の一時避難のため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の計11社と協定の締結を実施し、市町村へも帰宅困難者対策にかかる周知、普及を行ってきた。引き続き公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等を検討し、協定締結を進める必要がある。
（防災危機管理課）

災害時に被災者に対して公営住宅や職員宿舍の空室の提供を行うため、入居マニュアルの整備・運用を実施してきた。引き続き、マニュアルの整備・運用を実施する必要がある。
（管財課、建築住宅課、企業局総務課、福利給与課）

【地域の自立・分散型エネルギー導入対策の推進等】

エネルギーの地産地消を図るため、平成21年度から住宅用太陽光発電設備等への補助事業の実施など普及拡大を図ってきており、全国でも高い普及率となっている。

平成26年度からは、太陽光発電、燃料電池及び蓄電池のうち1種以上と家庭用エネルギー管理システム（HEMS）の設置に対して補助を行い、自家発電設備等とHEMSを備えた住宅の普及を図ってきた。太陽光発電と併せて蓄電池や燃料電池を導入することは、電力システムの負担も抑えられ、非常用電源としても有効である。こうした節電、省エネルギーを進めるための取り組みとしても、引き続き太陽光発電及び蓄電池（又は家庭用燃料電池）を設置する自家消費型の発電設備の導入を促進するとともに、高断熱建材の使用など省エネ性能に優れた住宅等への対策についても進める必要がある。（エネルギー局）

防災拠点等の非常用電源の確保等のため、これまで県有施設において太陽光発電設備を設置してきた。また、平成26年度から再生可能エネルギー等導入推進基金事業を実施しており、通常時の省エネ対策と非常用電源確保のため、防災拠点となる県有施設4施設、市町村等施設27施設、民間施設2施設に、太陽光発電設備とともに蓄電池等を整備している。

引き続き、災害時に有効な自立・分散型電源の導入を推進していく必要がある。（エネルギー局）

エネルギー使用量の削減やエネルギー使用時間の平準化を図るため、家庭エコ診断の普及、省エネ法に基づくトップランナー基準機器の導入・普及等を進めてきており、引き続き推進する必要がある。
（エネルギー局）

【災害時応急対策の推進】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路(株)八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタント協会と協定を締結し、協定に基づき台風時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や、災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化とともに、BCP訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。

引き続き、BCP訓練を実施していくが、訓練時での課題や問題点をマニュアルに適切に反映していく必要がある。今後においてもマニュアルの検証を行うとともに、検証結果に基づいたマニュアルの見直しを必要に応じて行う必要がある。（下水道室）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立のため、（公社）日本下水道管路管理業協会と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧対策等を実施してきた。幸いに大きな災害がなく応急復旧実績はないが、いつ起きてもおかしくない大規模地震後の下水道機能の早期復旧には、引き続き協定の随時更新を実施する必要がある。（下水道室）

災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、（一社）プレハブ建設協会と応急仮設住宅の建設についての協定を締結し、また、（公社）山梨県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会山梨支部と借上げ型応急仮設住宅の提供についての協定を締結し、対応マニュアルを整備するなど一定の成果を上げているが、定期的な訓練を実施する必要がある。

また、今後は、借上げ型応急仮設住宅の提供体制の整備や県境を越えた広域連携体制について検討する必要がある。（建築住宅課）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、平成25年度の石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率は65.7%、基幹管路の耐震適合率は30.4%（平成25年度末）となっている。

また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。

引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。

また、各水道事業者の飲料水の必要数等を調整し、応急給水を円滑に実施するため、平成18年3月、サントリー（株）と「大規模災害発生時における飲料水の運搬協力に関する協定」を締結した。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る必要がある。（衛生薬務課）

これまで、平成22年度から都市公園内の大規模集客施設及び橋梁のうち旧耐震基準のものの耐震化を行ってきており、耐震化率は100%（平成24年度末）である。

また、都市公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、平成26年度中に県営9公園（小瀬スポーツ公園、曽根丘陵公園、御勅使南公園、緑が丘スポーツ公園、笛吹川フルーツ公園、舞鶴城公園、富士川クラフトパーク、富士北麓公園及び桂川ウェルネスパーク）について、「山梨県公園施設長寿命化計画」の策定を行なった。今後は、計画に基づいた施設の長寿命化を図る必要がある。（都市計画課）

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づく長寿命化計画を策定し、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要がある。（下水道室）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化を図るとともに、BCP訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。

下水道施設の耐震化率は、4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）において処理場施設で70%、中継ポンプ場で90%、管渠については62%である（平成26年度末）が、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図る必要がある。（下水道室）

県営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」（H21～H32）に基づき、更新時期を経過した住宅の建替や、定期的な点検に基づく外壁劣化等に対する修繕を進めてきており、これまでに干塚北団地他5団地の建替や、計画的な外壁改修工事や屋上防水改修工事を行うなど、一定の成果があるが、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、引き続き計画に基づき建替及び改善事業を実施する必要がある。（建築住宅課）

【災害に強いまちづくりの推進】

「東海地震応急対策活動要項」に基づき、防災活動拠点に指定された都市公園の整備を図るため、平成20年度から、災害時の防災活動拠点となる都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曽根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑ヶ丘スポーツ公園）において施設整備、改修、バリアフリー化等、防災活動拠点としての整備を実施している。今回の整備計画における達成率は平成26年度に100%となり、一定の成果を得ているが、今後は、建築年度が古い施設の老朽化にあわせ、引き続き防災活動拠点としての整備を実施する必要がある。また、市町村管理の公園についても整備を指導する必要がある。（都市計画課）

各市町村が大規模災害に備え、減災にむけた「災害に強いまちづくり」と被災後の速やかな復興を図る

「復興まちづくり」を進めるため、平成 26 年 6 月に「災害に強いまちづくりガイドライン」を改訂し、平成 27 年 3 月には、「都市復興ガイドライン」を策定したが、市町村は防災・復興まちづくり計画の取り組みに慎重な状況にあるため、引き続き、市町村に対し指導・助言を行っていく必要がある。（都市計画課）

災害に強い市街地の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、一定の成果があった。しかし、依然として密集した市街地や低未利用地が多く存在していることから、災害に強い良好で健全な市街地環境を形成するため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（都市計画課）

【建築物等の耐震対策の推進】

私立学校耐震診断実施事業費補助金により、私立学校の耐震診断を促進し（平成 24 年度～平成 26 年度）、安心子ども基金耐震化支援事業費補助金（幼稚園を対象：平成 24 年度～平成 27 年度）や私立学校施設整備費補助金（文科省事業）を活用し、私立学校の耐震化を推進している。この結果、私立学校の平成 26 年度末における耐震化率は 85.7%となった。

しかしながら、耐震化が未実施の施設があることから、更なる学校施設の安全確保を図るため、各種補助事業の活用を働きかけるなど、引き続き耐震化を促進する必要がある。（私学文書課）

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図ってきており、平成 26 年度末の住宅の耐震化率は 82.7%と、一定の成果はあるものの、耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあり、引き続き木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。（建築住宅課）

地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び市町村が指定する避難路沿道にある耐震診断が義務となる建築物の診断費用への補助を実施しており、一定の成果があるが、全対象建築物の診断を目指して、補助事業を継続する必要がある。

今後は、診断が義務となる建築物について、期限までの診断結果の報告を求め、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。（建築住宅課）

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、（一社）山梨県建築士会と被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定を締結するとともに、判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を実施し、判定士の登録及び技能の向上を図ってきており、各判定士の養成達成率は 100%以上（平成 26 年度末）となっているが、判定士の安定した人員確保や技能の向上のため、引き続き養成講習等を実施する必要がある。（都市計画課、建築住宅課）

平成 26 年度末までに、県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎の耐震化率は 97.7%（308 棟中 301 棟）公立小中学校施設の耐震化率は 99.2%（1,028 棟中 1,020 棟）に達しているが、学校施設の安全確保及び避難所としても利用されることから、更なる耐震化の促進を図る必要がある。

また、屋内運動場及び武道場の吊り天井等落下防止対策については、構造体の耐震化と比べ遅れているため、緊急性を持って取り組む必要がある。（学校施設課）

国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策のため、解体修理工事補助に併せて耐震対策のための構造補強工事等に対しても助成を実施し、平成 8 年度から平成 26 年度までに 11 棟の耐震対策を終了している。国・県指定の有形文化財（建造物）の解体修理工事は、長期間（約 100 年から 300 年ごとに実施）かつ多額の費用がかかるが、それに併せて、今後とも耐震対策を計画的かつ着実に実施する必要がある。（学術文化財課）

【地域活性化との連携】

東日本大震災以降、都心部への一極集中のリスク回避のため、IT 企業等を中心に地方でのサテライトオフィス需要が増大している。サテライトオフィスは、継続的に周辺に多くの二地域居住・移住者が見込めるため、県がモデル事業として整備を進める必要がある。（人口問題対策室）

現在、18 市町村が空き家バンクを運営し、非常に移住希望者のニーズが高く 5 割近い成約率があるが、新規の空き家バンクの登録は少ない状況となっている。移住希望者を取り逃がさないため、空き家ストックを早急に増加させるとともに、マッチングを多頻度で行う必要がある。（人口問題対策室）

地域の商店街が買い物弱者対策として「買援隊」活動を行うことにより、地域コミュニティとしての役割を果たすことが、災害時の連携体制や要援護者の把握など、地域防災力の向上に繋がるため、市町村を通じて商店街の「買援隊」としての実施体制を整える必要がある。（商業振興金融課）

保健医療・福祉

【福祉避難所等の運営体制の充実等】

災害時において要援護者の円滑な避難を行うため、市町村に対し、避難行動要支援者名簿の作成支援を実施するとともに、災害時要援護者対策として、地震防災訓練などを通じて市町村による要援護者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促しており、市町村も作成に取り組んでいる。

引き続き、避難行動要支援者名簿等の作成支援、地震防災訓練等を通じて、市町村による要配慮者に配慮した避難所の設置・運営訓練の実施等を促す必要がある。（防災危機管理課）

災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、地震防災訓練において、福祉避難所を開設するとともに、避難所内でも授乳室などの設置訓練を実施し、女性や子育て家庭、要配慮者による避難所運営の認知度を高めてきているが、十分とは言えない。このため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者の避難所運営への参加について、啓発や周知を行う必要がある。（防災危機管理課）

災害時の要援護者支援対策推進のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまでに要援護者支援マニュアルを作成（平成 25 年度）し、市町村社会福祉協議会に配付するなど、一定の成果を上げている。

今後は、福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの適切な運用や適宜の見直しなどが必要である。（福祉保健総務課）

災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村及び各市町村社会福祉協議会を対象に福祉避難所設置・運営訓練を実施し、一定の成果を上げている。

今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）

市町村社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーター等の資質向上のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、研修会を開催し、ボランティアのマッチング技術の向上等について一定の成果を上げている。

今後も継続的な研修会の実施や、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高揚を図る必要がある。（福祉保健総務課）

災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村社会福祉協議会を対象に災害ボランティアセンター設置・運営の研修及び実動訓練を実施し、一定の成果を上げている。

今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）

被災動物の救護体制が不十分であることから、「災害時におけるペットの対応方針」を検討するとともに、市町村等の担当者の研修会を開催することとした。

引き続き、被災動物の救護体制の相互連携を図る必要がある。（衛生業務課）

平成 25 年度に「災害時の特定給食施設等のための標準マニュアル」を作成し、各特定給食施設に備蓄の必要性の理解を求め災害対応マニュアル作成について指導してきた。特定給食施設（学校は除く）582 施設のうち 90.2%の施設については備蓄を行っている。また、特定給食施設巡回指導時に、マニュアルの有無を確認し、マニュアルのない施設については、作成にむけた指導を実施したところであるが、備蓄やマニュアルの整備が行われていない施設があり、更なる啓発が必要である。

また、今後は、市町村の要援護者への食事の提供体制の構築について検討する必要がある。（健康増進課）

【災害時応急対策の推進】

災害時の医療救護協力体制の構築のため、山梨県医師会、山梨県歯科医師会、山梨県看護協会、山梨県薬剤師会及び山梨県整骨師会と災害時の避難所等への医療従事者等の派遣について協定を締結している。

引き続き、必要に応じた協定内容の見直しを行う必要がある。（医務課、衛生業務課）

【社会福祉施設の防災資機材等の整備】

高齢者施設の防災資機材等の整備のため、各施設の実地指導において施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導しているが、引き続き、防災資機材等の整備を促進する必要がある。（長寿社会課）

児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）の防災資機材等の整備のため、各施設の整備状況の確認と必要な整備を促す指導を実施してきている。

保育所、認定こども園の通所施設は、保護者による児童の引き取りまでの間、児童を保護する必要があるが、概ね 1 日程度の食料・飲料水と備蓄があれば、当面对応できると考えられる。

児童養護施設等の入所施設は、食料・飲料水の備蓄を通常の食材の確保と一体的に行っており、各施設の状況に応じた必要量を、非常食も含めて備蓄している。

引き続き、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材等の整備を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確認する必要がある。（子育て支援課）

これまで、指定障害者福祉施設に対する実地指導（毎年度、約 50 箇所を実施）の中で、防災資機材（ラジオ等）等の整備状況の確認及び整備促進の指導を行ってきており、一定の成果を得ている。

引き続き、障害者福祉施設に対する実地指導等の中で、防災資機材等の整備状況を確認するとともに、不足する資機材等については整備を促す指導を行う必要がある。（障害福祉課）

【災害時要援護者等の支援体制の充実】

高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するため、市町村と施設で協定を締結するよう助言してきており、各市町村で協定締結が進められている。

引き続き、在宅の要援護者が高齢者施設を利用する体制の構築を進める必要がある。（長寿社会課）

高齢者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入所者を受け入れるための体制整備について、日頃から施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、協力を依頼している。

引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要がある。（長寿社会課）

災害時に必要な介護支援者を確保するため、介護職員初任者研修の実施事業者の指定を進めてきており、介護職員養成の機会増を図っている。

災害の発生に備え、引き続き、介護支援者の確保を進める必要がある。（長寿社会課）

災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用するため、保育所、認定こども園、児童養護施設等の本来機能を著しく低下させない範囲で市町村に助言することとしているが、施設の規模や市町村防災計画における位置付け等、市町村における対応にばらつきがあるのが現状である。引き続き、相談があった場合は、個々の状況に応じた助言を行う必要がある。（子育て支援課）

被災障害者のための福祉避難所として、障害者福祉施設を活用するため、各市町村と施設側との協定締結数の拡大に努めてきたが（平成 23 年 12 月：14 施設→平成 27 年 1 月：182 施設）地域偏在が見られることから、今後は、地域的なバランスにも配慮しながら、拡大に向けて取り組む必要がある。

また、広域的な視点から、災害時に被災障害者 30 人程度を収容可能な防災拠点スペースを県内 4 福祉圏域に 1 箇所ずつ確保することを目標に、助成制度により民間事業者による整備を促してきており、平成 26 年度までに国中地域に 3 箇所確保した。平成 27 年度に富士・東部福祉圏域に 1 箇所整備を行い、県内 4 箇所となる予定である。（障害福祉課）

災害時の障害者福祉施設間における被災障害者の受入れ等の協力体制を構築するため、山梨県自立支援協議会において事務処理フロー等の検討を行ってきた。今後は、事務処理フロー（案）をもとに、情報伝達、被災障害者の移送、受入れ後の施設（避難所）における支援等が円滑に実施できるよう体制を構築する必要がある。（障害福祉課）

被災時における聴覚障害者への情報支援について、平成 25 年度に手話ボランティアの派遣マニュアル（素案）を策定したが、今後は、災害時における対応を各市町村と具体的に検討を行う必要がある。

また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討する必要がある。（障害福祉課）

【災害時医療救護体制の充実】

災害時の医療救護対応能力の強化を図るため、大規模災害時医療救護マニュアルに基づき、各保健所と管内医療機関等が連携して情報伝達訓練を実施しており、一定の成果は上がっているが、引き続き参加団体や訓練内容を拡大しながら継続する必要がある。（医務課）

災害から人命の保護を図るための救助・救急体制の不足に対処するため、DMAT（災害派遣医療チーム）の整備を進めてきており、すべての災害拠点病院に DMAT を整備するとともに、災害拠点病院等と協定を締結し、DMAT を迅速に派遣できるよう環境の整備を行っている。

今後は、必要な資機材の整備の充実や訓練等の実施を含めた DMAT 機能を強化する必要がある。（医務課）

救命率の向上を図るため、平成 15 年 4 月から本県の富士・東部地域を対象に神奈川県ドクターヘリ（基地病院：東海大学医学部付属病院（神奈川県伊勢原市））の共同運航を開始し、平成 24 年 4 月から山梨県立中央病院を基地病院として、本県全域を対象に山梨県ドクターヘリの運用を開始している。

また、平成 26 年 7 月に神奈川県と静岡県とドクターヘリの広域連携に係る協定を締結し、広域的な救急医療の充実を図ったところであり、引き続きドクターヘリを活用した専門医による治療と医療機関への患者搬送、自県ドクターヘリや隣接県ドクターヘリを活用した県域外医療機関への患者搬送等により救命率の向上を図るとともに、今後は給油燃料の安定確保を図る必要がある。（医務課）

ドクターヘリの運用開始に伴いドクターヘリの離着陸場の整備を図ってきている。ドクターヘリが離着陸できるランデブーポイント数は、平成 24 年 4 月の山梨県ドクターヘリ運用開始時の 335 箇所から平成 27 年 7 月末現在の 405 箇所と増加しているが、多くが土のグラウンド等であり、ヘリの離着陸にあたり埃がたないようにするため、患者搬送のための救急隊とは別に、散水のための支援隊の出動と散水のための時間が必要となることから、今後は、専用の場外離着陸場やアスファルト舗装や芝生化されたランデブ

ーポイントの整備拡充について検討する必要がある。（医務課）

広域的な重症患者搬送体制の確保のため、SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）におけるテント設営や保管資材確認を目的とした実地研修及び資機材の整備を行ってきており一定の成果を上げている。

今後は、資機材の整備等、SCUの機能強化を図るとともに、SCUを使用したトリアージ（患者の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決める）及び広域搬送訓練も併せて実施する必要がある。（医務課）

災害拠点病院におけるライフライン確保体制の整備のため、災害拠点病院に対して通常時の6割程度の発電容量を持つ（災害拠点病院の指定要件）自家発電装置の整備を進めてきている。

現在9災害拠点病院中7病院で要件を満たす発電装置を整備済である。残りの2病院は、発電機は整備済であるものの、発電容量が通常時の3割程度と低水準のため、引き続き災害拠点病院の指定要件の充足に向け、整備を推進する必要がある。（医務課）

【災害時保健医療体制の整備】

災害時の対応能力の強化を図るため、各病院に救護マニュアルの作成を指導したところであり、一定の成果があるが、今後は、平成26年2月の雪害を受けてのマニュアル改正や県が主体となって実施する訓練に、医療機関の参加を促す必要がある。（医務課）

災害時の健康相談や健康指導などの保健師活動の基本的内容を基準化するため、災害時における保健師活動マニュアルを平成16年3月に作成し、平成25年11月に改正を行った。

また、県内保健師を対象に研修会で改正したマニュアルの周知及び活用を図っており、マニュアルの周知については成果があるが、引き続きマニュアルを活用した取り組み等の活用実態を把握し、マニュアルの評価を行うとともに、平常時から災害時を想定した準備をしておく必要性の周知を図る必要がある。（医務課）

医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、山梨県医薬品卸協同組合と協定及び保管管理委託を締結し、医療救護活動に必要なと思われる医薬品等の備蓄を行っており、毎年度、備蓄品目の見直しを行ってきている。

また、備蓄の委託先の建物の耐震性能の確認を行うなど、医薬品等の安全な保管に努めている。

なお、平成26年度には、（一社）日本産業・医療ガス協会と、平成27年度には山梨県医療機器販売業協会と、それぞれ協定を締結し、災害時の医療ガス・医療機器等の円滑な供給体制の構築を図った。

引き続き、備蓄品目の見直しや検討を行っていくとともに、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策を検討する必要がある。（衛生薬務課）

衛生害虫駆除を迅速に実施できる体制の確保を目的として、平成25年4月に山梨県ペストコントロール協会と「大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定」を締結した。

協定により他の都道府県のペストコントロール協会の協力を得て県内の防疫業務を実施できる体制が担保されており、有事の際は、専門性を生かした効果的・効率的な消毒作業（害虫駆除作業）が期待できる。

今後は、協会との円滑な連絡体制の整備を行いながら、新たな協定先の選定の必要性について検討を行う必要がある。（健康増進課）

災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、平成23年度から県内人工透析医療機関の同意を得た透析実施患者情報を患者の居住地別に作成し、市町村等の関係機関と共有する体制を構築しているが、情報は県内透析医療機関かつ同意を得られた患者に限られており、県内の人工透析患者全数ではないため、全数を把握する必要がある。

また、災害発生時には、透析会を中心に透析医療体制の維持を図るよう仕組みづくりをしているところであるが、現状では被害状況によって患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みや避難所で透析を実施する仕組みはないため、庁内、市町村、医療機関等と連携して検討する必要がある。（健康増進課）

東日本大震災に伴い福島原子力発電所の事故が発生したことにより、健康相談に対応するため、これまでに、健康相談マニュアルを作成し、相談窓口を開設しており、必要に応じて、スクリーニング検査も実施するなど、体制の強化を図ってきたところであるが、引き続き実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する必要がある。（健康増進課）

【建築物等の耐震対策の推進】

これまで、高齢者施設等の耐震化の促進を図ってきており、耐震化率は現在91%に達している。耐震診断又は耐震改修の済んでいない施設数は市町村建築物が9棟、民間建築物が7棟であり、民間建築物について老人福祉施設等施設整備費補助金により改築等を進めている。

引き続き、民間高齢者施設等に対し補助を行うことにより、民間建築物の改築等を進め耐震化率の向上を図る必要がある。（長寿社会課）

これまで、災害拠点病院の耐震化を図ってきたが、平成26年度までにすべての災害拠点病院で耐震化が完了するなど、一定の成果を上げている。耐震化が未実施の病院もあることから、引き続き、耐震化を促進する必要があるが、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいため、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。（医務課）

【地域活性化との連携】

高齢社会における生きがいづくり、健康づくりに重要な役割を担う老人クラブの活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであることから、引き続き支援を行う必要がある。（長寿社会課）

産業（産業構造・金融・エネルギー）

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）
 主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、東京ガス山梨(株)等

【地域の自立・分散型エネルギー導入対策の推進等】

木質バイオマスの利用促進は、平成 25 年度に見直した「山梨県木質バイオマス推進計画」に基づいて、木質バイオマス利用施設等の整備への助成や設備導入に係る普及啓発活動等を実施してきた。
 森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する必要がある。（林業振興課）

外部にエネルギー源を大きく依存しているため、大規模災害等により交通遮断が生じると熱源の入手が著しく困難な状況に陥る危険性がある。このため、地域資源である木質バイオマスを容易に熱源利用できる体制の検討を行ってきた。今後、更なる普及啓発に努め、早期に体制を確立させる必要がある。（森林総合研究所）

太陽光発電の普及が急速に進んだことによる課題への対応や国土強靱化基本計画の策定、2030 年の国のエネルギーミックス（電源構成）・温室効果ガス削減目標の策定など、エネルギーを取り巻く環境が大きく変化しており、今後は、天然ガス、水素・燃料電池など、多様なクリーンエネルギー等をバランス良く取り入れながら、県内経済の活性化に資するエネルギー供給力の充実・強化を図るとともに、省エネルギー対策を更に推進し、環境負荷が少なく、災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築を目指す必要がある。

このため、これまで掲げてきた太陽光の大幅増を主体とする「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」の電源構成や推進方策を見直し、2030 年を目途に本県のエネルギー政策の方向性を示すため、新たなエネルギービジョンを策定する必要がある。（エネルギー局）

東日本震災後、過度に集中型電源に依存しない災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築や、エネルギー利用の効率化により温室効果ガスの排出抑制を図ることが求められている。

このことから、本県を通るパイプラインを活用した高効率で省エネ性能が高く、出力が安定している熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを推進していく必要がある。（エネルギー局、産業集積課）

国においては、エネルギー資源の保全や温室効果ガスの排出抑制などのため、高効率な発電システムの開発と早期の普及を推進している。

このことから、県土強靱化と省エネにも資する自立・分散型エネルギー社会の構築を推進するため、実証機の開発など技術開発が進む、燃料電池とガスタービンを組み合わせた複合発電システム（SOFC ハイブリッド機）と、更に蒸気タービンを組み合わせた、より高効率な発電システム（トリプルコンバインド機）等の誘致を推進する必要がある。（エネルギー局）

県では、山梨大学の燃料電池技術が活用された FCV（燃料電池自動車）等の普及を促進させることで、地球温暖化防止に寄与する社会づくりを推進するとともに、関連産業の集積・育成を図るため、平成 26 年 7 月に策定した燃料電池自動車普及促進計画に基づき、各種施策を展開しているところであるが、FCV は、災害時に電力供給ネットワークが停止した際の代替電源として活用が可能であることから、その普及を着実に促進する必要がある。（成長産業創造課）

グリーンイノベーションの推進に加え、東日本大震災以降の電力不足解消やエネルギー地産地消を図るため、今後 10 年間で新たに 10 地点程度の小水力発電施設を迅速に開発する「やまなし小水力ファスト 10」を平成 25 年度からスタートさせており、今後、平成 34 年度までに合計 10 地点の完成を目標に事業を推進し、電力供給量を増加する必要がある。（電気課）

グリーンイノベーションの推進に加え、東日本大震災以降の電力不足解消やエネルギー地産地消を図るため、再生可能エネルギーの拡大に必要な蓄電技術として短周期の蓄電技術である「次世代フライホイール蓄電システム」の開発を進めており、実証試験のための太陽光発電所を建設したほか、蓄電システムの仕様の検討・研究を実施している。再生可能エネルギーの安定利用推進に向け、引き続き蓄電システムの研究・開発を進める必要がある。（電気課）

電力の安定供給のため、県営水力発電所による水力発電を推進し、供給電力の増加を図るとともに、発電施設の健全性を確保するため、発電所において緊急を要する補修等については直ちに対応することとし、その他の補修等は長期改修計画により行っている。引き続き、発電施設の健全性を確保し、電力の安定供給を図るため、適時適切な補修等を実施する必要がある。（電気課）

【中小企業に対する災害時支援制度の充実等】

県内の商工団体にBCP普及員を配置し、中小企業のBCPの実情等について情報収集を行いBCPの策定を促進してきたため、BCP認知率は88.1%となり全国平均（83.6%）を上回る認知率となった。

しかし、BCP策定率は27.0%と低く、認知率との乖離が大きいため、認知率100%とともに策定率の向上を目指し、商工団体を通じて中小・小規模企業へのアプローチを行う必要がある。（産業政策課）

大規模地震発生に備え、工場や店舗等の耐震化を促す必要があり、そのための融資について、ホームページ等での普及啓発に努めている。しかし、融資実績は伸び悩んでいることから、普及啓発の改善を行う必要がある。（商業振興金融課）

災害発生時の中小企業の資金繰りや復旧に向けた融資に関する相談に対応する特別相談窓口における金融機関との連携のあり方について検討を行っているが、相談が集中することが想定されることから、対応する人数を含めた体制の拡充のため、引き続き検討する必要がある。また、災害発生時には情報伝達手段に障害が生じる恐れがあることから、多様な伝達手段を準備する必要がある。（商業振興金融課）

災害復旧融資については、現行の制度では、国の災害認定を待たなければならないことから、災害発生後直ちに利用できる融資制度の創設が求められている。（商業振興金融課）

中小企業向け融資や金融相談窓口については、ホームページ等を活用して普及啓発に努めている。しかし、融資実績は伸び悩んでいることから、普及啓発の改善を行う必要がある。（商業振興金融課）

【滞留旅客対策等の推進】

現状の帰宅困難者対策は、特に対象を絞っておらず、一時的避難を想定したものであるため、特に観光客のみを想定した対策は取られていない。観光客は、通常の県内在住の帰宅困難者と同様に避難場所、水及び食料の提供は市町村が主体となって行うことを市町村担当課長会議等で確認している。このため、市町村の災害対策において、帰宅困難者に観光客も含まれることについて引き続き理解と協力を求める必要がある。

また、地理情報の少ない観光客に係る災害対応については、県ホームページや観光案内でも情報提供していく仕組みを検討する必要がある。

なお、団体客の場合は、旅館ホテル等での一時避難や旅行会社による帰宅用のバス借り上げ等の手配などが行われている例がある。（観光企画・ブランド推進課）

【通信機能の強化】

外国人旅行者等の本県への誘客の促進を目的として、無料で利用できるWi-Fiスポットの整備を促進するため、民間企業（NTT東日本山梨支店等）と協働した、「やまなしFree Wi-Fiプロジェクト」を推進している。Wi-Fiスポットは、災害時の通信インフラとしての活用など防災・災害対策としても有益であるため、このプロジェクトにより観光・防災対策などの充実を図る必要がある。（観光振興課）

【防災・災害情報提供体制の整備】

外国人旅行者の本県への誘客促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供するための、外国人旅行者個人のスマートフォンやタブレットで利用できる、観光・防災情報提供アプリケーションを作製している。完成後は、このアプリケーションの活用により、外国人観光客に対する防災対策の充実を図る必要がある。（観光振興課）

【富士山観光客等避難対策の推進】

富士山五合目以上の区域においては、過去の地震発生の際に、スバルラインの橋桁のずれによる一時的な通行不能状態が生じたが、速やかに復旧できたことから観光客への影響は生じなかった。

しかし、復旧に数日間を要する事態が発生した場合には、多数の滞留者が発生するため、滞留者への水・食料や一時避難場所の提供及び速やかに麓まで避難（下山）させる方法を検討する必要がある。

更に、御嶽山の災害に鑑み、富士山の噴火に備えるためのヘルメットや防塵マスク等の配備、来訪者への注意喚起や迅速な避難のための火山情報の提供方法も検討する必要がある。

（防災危機管理課、富士山保全推進課、観光資源課、治山林道課、道路管理課、警察本部）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがないように、県営石和温泉給湯施設の耐震性等を向上させるため、平成25年度から3カ年の継続費を設定し温泉施設を改修している。引き続き、温泉供給が長期にわたり停止することがないように、温泉施設の改修を行う必要がある。

（企業局総務課）

【建設産業を担う人材の確保等】

建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、このままていくと若年技能労働者の減少に歯止めがかからず、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼす恐れがある。このため、若年技能労働者の定着を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。（建設業対策室）

【地域活性化との連携】

県産材の更なる需要拡大に向けて、国が普及に取り組んでいるＣＬＴ工法等の新たな技術を導入することにより、これまで木材の使用が制限されていた中高層建築物への建材としての活用を図っていく必要がある。（林業振興課）

平成 23 年 3 月に県が策定した「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共施設の木造・木質化について、庁内に「県産材利用推進対策部局連絡会議」を設置し、県産材利用の働きかけとともに、木造公共施設等への支援を実施してきた。公共建築物の木造・木質化を進めることで県産材のＰＲに努めているが、県全体では一部の施設に限られていることから、更に公共建築物の木造・木質化を進めていく必要がある。（林業振興課）

東京など人口が集中している大都市から新たな人の流れを生み出し、本県での雇用の機会を創出するため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進する必要がある。（産業集積課）

情報通信

【防災・災害情報提供体制の整備】

災害時は、各報道機関との放送（報道）協定に基づく放送（報道）の要請を行い、テレビ・ラジオ・新聞紙面を活用した適時適切な情報提供を行う必要がある。また、多様な情報提供手段を確保するため、平成 23 年度に公式ツイッター、平成 24 年度にスマートフォン向けホームページ及び公式フェイスブックを開設したが、引き続きこれらを活用した情報提供を行う必要がある。

やまなし創造提案便（県民からの意見や要望に対して、1 週間以内に回答を行う制度）やホームページからのお問い合わせなどについては、即時性を求める内容の投稿もあるため、迅速な対応が求められる。近年の県政クイックアンサーの 1 件あたり平均回答日数は 3.5 日程度と制度開始当初より短縮化されているが、引き続き迅速な対応に努める必要がある。（広聴広報課）

県民への災害情報の迅速かつ確実な提供体制の確保のため、平成 25 年度に災害時広報活動マニュアルを改訂したところであるが、引き続きマニュアルを随時点検し、必要に応じ見直す必要がある。（広聴広報課）

外国人旅行者の本県への誘客促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供するための、外国人旅行者個人のスマートフォンやタブレットで利用できる、観光・防災情報提供アプリケーションを作製している。完成後は、このアプリケーションの活用により、外国人観光客に対する防災対策の充実を図る必要がある。（観光振興課）

外国人住民の防災意識を高めるため、外国人向けの災害ガイドブック（7カ国語）を平成 23 年度に作成し、各市町村、関係機関等に配布するとともに、ホームページで公開している。外国人住民は社会的な出入りがあることから、外国人住民の防災意識を高めるため、災害ガイドブックの配布や県ホームページでの公開を毎年継続して実施する必要がある。（国際交流課）

【県庁の災害対応力の強化】

情報政策課所管の情報システム等の緊急時運用体制については、平成 21 年度に策定した「震災時等における主要な情報システム等の業務継続計画」を適切に運用し、主要情報システムの早期復旧を行うこととしており、継続的に見直しを行っているが、併せて各事業課が所管する情報システム向けのガイドラインの作成を行う必要がある。（情報政策課）

各種情報システムのデータ保全については、主要データ等の東海地震対策強化地域外への外部保管事業を実施しているが、現状では月 1 回の外部保管のため、データの破壊・消失時には、最大で 1 カ月前の状態にしか復旧できない事態が発生するので対策が必要である。

また、各市町村でも、行政データ・プログラム等保全のためのバックアップをそれぞれで実施しているが、県としても県内市町村の情報担当課が集まる機会を捉え、バックアップについての注意喚起を図っている。（情報政策課）

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）

主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、NTT東日本(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店、日本放送協会甲府放送局、(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士等

【被害情報の収集体制の確立】

被害情報の収集については、電話、FAXを中心に実施しているところであるが、県が市町村から被害情報等の収集を行う際に、災害対策本部統括部と各部署が重複して同一の情報を収集するなど、非効率な状況を回避するため、県、市町村、防災関係機関等で収集情報を共有・提供するためのITを活用した「総合防災情報システム」を構築する必要がある。

現在、防災体制の見直しに伴い、Lアラート利用と併せて、「総合防災情報システム」の整備を進めている。（防災危機管理課）

災害発生時の、映像による被害状況等の情報収集体制の確立において、消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムは欠かすことのできない手段である。映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

災害発生時に、現地の被害状況を迅速に収集する体制の確立に、各合同庁舎に設置した高所カメラの映像や、テレビ会議システムは欠かすことのできない手段である。引き続き、災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、各合同庁舎に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

被災情報収集体制の整備及びヘリコプターテレビ伝送システムによる被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛星携帯電話及び災害時優先電話の配備拡大を図るとともに、県警

察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を実施してきているが、より効果的な情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について検討するとともに、「はやて」を活用した訓練等を継続して実施する必要がある。（警察本部）

【通信機能の強化】

観光部が民間企業と協働し実施している“やまなし Free Wi-Fi プロジェクト”により、主要観光地等の店舗等への公衆無線 LAN の整備が進んでいる一方、防災拠点等の県有施設では整備が進んでいない状況にある。災害時等を想定し、県内のどこからでも、誰もが無線 LAN（Wi-Fi）にアクセスできるようにするため、防災拠点等の県有施設へのアクセスポイントの整備を図る必要がある。（情報政策課）

災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、県、市町村、消防本部、防災関係機関に設置されている防災行政無線の維持管理や設備の更新を行うとともに、災害時における活動拠点となる都市公園等に防災行政無線を増設するなど通信機能の強化を図っている。引き続き、安定した通信確保を図るため、施設の維持管理と整備を行う必要がある。（防災危機管理課）

平成 28 年 5 月を期限とする市町村の消防救急無線のデジタル化を進めるとともに、併せて広域化・共同化を働きかけている。引き続き、広域的な機動性の確保とともに、災害に強い情報通信体制の整備を進めていくため、消防救急無線のデジタル化を進め、併せて広域化・共同化の働きかけを行う必要がある。（消防保安室）

災害時、回線の混雑や切断に左右されない通信手段を確保するため、医療機関に対し衛星携帯電話を整備してきており、災害拠点病院、透析医会会員各医療機関等の 67 施設に整備するなど、一定の成果を上げている。

今後は、引き続き、衛星携帯電話の整備及び E M I S（広域災害救急医療情報システム）への加入を促進し、災害時の情報収集、共有及び情報提供に必要な通信基盤を確保する必要がある。（医務課）

外国人旅行者等の本県への誘客の促進を目的として、無料で利用できる Wi-Fi スポットの整備を促進するため、民間企業（NTT 東日本山梨支店等）と協働した、“やまなし Free Wi-Fi プロジェクト”を推進している。Wi-Fi スポットは、災害時の通信インフラとしての活用など防災・災害対策としても有益であるため、このプロジェクトにより観光・防災対策などの充実を図る必要がある。（観光振興課）

これまでの警察署通信施設点検等の結果、無線通信空中線（アンテナ）を支持する組立鋼板柱の経年劣化が判明しており、災害時の倒壊等を防止するため、今後は、劣化状態を精査したうえで改修・更新等の計画を策定し、計画的に改修等の検討を行う必要がある。（警察本部）

停電時の電源の確保のため、各警察署等に自家用発動発電装置を設置しており、一定の間の電源確保の体制は整備されている。

しかしながら、燃料容量には限りがあり、長期にわたる停電が発生し、燃料の補給が困難となった場合には、発動発電機が停止して通信施設の電源供給が絶たれてしまうおそれがあることから、今後は、外部から発電装置を持ち込むような設備の整備の検討を行う必要がある。（警察本部）

交通・物流

【緊急物資・燃料の確保】

災害時の物資調達については、平成 9 年度に県内の消費生活協同組合（地域）と物資調達に係る基本協定を締結し、毎年、物資保有数量の報告を受ける中で、緊急時における一定量の物資の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き緊急時における物資調達に向けた取り組みを行う必要がある。（消費生活安全課）

災害に強い物流システムを構築するため、国、関係自治体、有識者、物流事業者等で構成する協議会を設置するとともに、広域物資拠点施設の選定、通信設備等の整備を行い、また、山梨県トラック協会及び山梨県倉庫協会等と協定を締結し、物資の荷役・配送作業に係る体制を整備してきている。今後は、関係機関と協議し、救援物資の受け入れ方法、手段等について検討する必要がある。（防災危機管理課）

平成 24 年 3 月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断られた場合、燃料が枯渇する恐れがある。

このため、救援・救助活動等を間断なく実施するため、平成 26 年 11 月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図っている。引き続き、燃料の備蓄を促進するとともに、今後は石油連盟との重要施設の情報共有について検討する必要がある。（防災危機管理課）

災害発生時に生活必需物資（食料品、飲料水及び日用品）を調達するために、小売業者 18 社（県内 10 社及び県外 8 社）と協定を締結し、年 1 回、連絡責任者及び物資保有数量の確認を行うとともに、協定を締結していない小売業者に対し、協定締結を働きかけている。

必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図るため、協定締結企業者と協定内容の見直しを行うとともに、県外からの救援物資の受け入れ等について、物流事業者のノウハウを活用した体制整備に向けて関係者と検討を行う必要がある。

また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、引き続き「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しを行う必要がある。（商業振興金融課）

【リニア中央新幹線の整備】

災害時の JR 中央線の補完・代替公共交通機関として利用できるリニア中央新幹線の早期実現のため、関係団体との調整・機運熟成を図っている。

現在予定されている 2027 年の営業運転開始に向けて、今後も関係団体・沿線住民等と調整のうえ、整備促進・機運熟成を図る必要がある。（リニア推進課）

【鉄道輸送の安全確保の促進】

鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に補助しているが、地域鉄道の維持はもとより、今後は大規模自然災害を踏まえ、必要に応じた設備の整備も想定されるため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（交通政策課）

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）

主要関係機関 東日本旅客鉄道（株）甲府地区センター、東海旅客鉄道（株）静岡支社、
中日本高速道路（株）八王子支社、日本通運（株）山梨支店、山梨交通（株）、
富士急行（株）（一社）山梨県トラック協会等

【災害時応急対策の推進】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県治山林道協会、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会と協定を締結し、協定に基づき台風時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（治山林道課、県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

地震災害行動マニュアルに基づき、災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するための防災訓練を実施してきており、一定の成果があるが、有事に備えた適切な運用ができるように、引き続き防災訓練を実施していく必要がある。（県土整備総務課、道路管理課）

【社会資本整備重点計画の策定】

限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「社会資本整備重点計画」を策定（第一次：H16～H19、第二次：H20～H26）し、同計画に基づき整備を推進してきている。第二次計画期間の満了に伴い、新たな課題等に対応した第三次計画を策定する必要がある。

（県土整備総務課）

【建設産業を担う人材の確保等】

建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、このままていくと若年技能労働者の減少に歯止めがかからず、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼす恐れがある。このため、若年技能労働者の定着を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。（建設業対策室）

【災害に強いまちづくりの推進】

魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、電線類の地中化を、市街地を中心に進めてきている。

県管理道路における平成 26 年度までの 4 年間の整備目標延長である 26.4km に対し、28.0km(約 106%) を整備済みであり、一定の成果があるが、未整備箇所も残っており、引き続き電線類の地中化を推進する必要がある。（道路整備課、道路管理課、都市計画課）

国管理道路においては、第 6 期無電柱化推進計画における整備合意延長 27.4km に対し、5.9km(約 22%) を整備済みであり、整備中の 21.5km については、引き続き電線類の地中化を推進する必要がある。

（甲府河川国道事務所（国））

【道の駅等への防災施設の整備】

これまで防災備蓄倉庫等の整備を通じて県管理道路等の防災力の強化について努めてきたところであるが、平成 26 年の異常降雪被害の経験から、豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の強化が必要である。（防災危機管理課、道路管理課）

【災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進】

林道のうち、国道・県道を連絡し、災害時の代替輸送路の対象となる路線の計画延長は 288.5km であり、このうち 266.5km が平成 26 年度までに完了した。また、災害時に孤立集落の解消に資する路線の計画延長は 130.0km であり、このうち 124.9km が平成 26 年度までに完了した。いずれも有事の際には一定の効果が見込まれるが、引き続き計画量全体の整備に向け、事業を実施する必要がある。

また、老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化として、平成 24 年度から改良事業を実施し、補修が必要な橋梁・トンネル 209 箇所のうち、48 箇所が平成 26 年度までに完了した。災害発生時の避難路としての利用が見込まれ、有事の際に万全を期すため、引き続き事業を実施する必要がある。（治山林道課）

農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上を図るため、広域営農団地農道整備事業等により基幹農道の整備を進めており、「集出荷施設や受益地内の集落等へのアクセス向上率」は平成 26 年度末までに 53%となっている。今後も、整備を継続して進めるとともに、供用している基幹農道のうち、重要性の高い橋梁 43 橋と隧道 3 箇所の一斉点検を行っており、その結果を踏まえ、長寿命化・耐震化対策を進める必要がある。（耕地課）

災害発生時の広域的な避難路や緊急輸送路の確保として、幹線道路等の整備を推進しているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築を推進していく必要がある。（道路整備課、高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進してきているが、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築などを推進していく必要がある。

（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

生活道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難路の確保に繋がることとなるが、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き生活道路の整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築などを推進していく必要がある。（道路整備課）

災害に強い道路網の構築を図るうえで、既存の高速道路へのスマート I C の整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなどから、引き続きスマート I C の整備を促進する必要がある。（高速道路推進課）

県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口現状を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、法面对策工等の防災対策を実施してきており、全要対策箇所の約 7%の対策が完了しているが、未対策箇所も多く、引き続き危険箇所の解消を図る必要が

ある。（道路管理課）

自然災害の危険防止に配慮し、要対策とされている箇所に対して、重点的に対策を行っている。また、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間が山梨県には6箇所あるが、そのうち4箇所と、1箇所の一部区間の防災対策が完了し、規制解除へ向けた手続きを進めている。（甲府河川国道事務所（国））

災害に強い街路網を構築するため、行政、医療、教育、文化施設等の都市機能が集積する拠点市街地内及び拠点間を結ぶ街路整備を実施してきた。整備完了箇所では、交通の円滑化、歩行者安全性の向上及び駅・病院等都市施設へのアクセス性が向上するなど、一定の成果は得られている。しかし、未だ整備すべき未整備箇所も多いことから、引き続き事業を実施する必要がある。（都市計画課）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、橋梁の耐震補強を進めてきており、計画対象橋梁554橋に対して、耐震化率は約79%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）

災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。

また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、定期点検や必要な補修を実施してきているが、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、維持管理計画の策定を進める必要がある。（道路管理課）

本年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【降灰対策の推進】

これまで県管理道路において火山噴火に伴う除灰作業を行った経験がなく、現状では、降灰に対応できる経験や技術を持ち得ていない。今後は、予想される富士山噴火時の降灰から、避難路や輸送路を確保するため、道路の除灰に関する計画の検討を進め、除灰できる体制づくりを行う必要がある。（道路管理課）

【道路除排雪計画の運用等】

これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成26年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）

他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【地域活性化との連携】

本県の新たな玄関口となるリニア駅周辺への「リニア環境未来都市」の整備に向けた取り組みを進めるに当たり、大規模自然災害時における、エネルギー供給や交通結節機能の確保について検討していく必要がある。（リニア推進課）

農林水産

【森林の公益的機能の維持・増進】

森林の公益的機能を高度に発揮させるため、県民参加の森林づくり推進事業を平成 24 年度から実施し、森林の機能について県民の理解を深める活動を行ってきた。各イベントの参加者も多く、一定の普及啓発が図られている。引き続き、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林環境総務課）

平成 19 年度に創設した、官民による組織「やまなし森づくりコミッション」により、活動する森林や指導事業体とのマッチング等を行い、企業・団体への森づくり活動のサポートを行ってきた。また、平成 24 年度から地域の民間団体が行う森林整備活動に対し助成を行ってきた。様々な主体により森林を育成する意識が徐々に広まっており、一定の成果が得られている。引き続き、企業の CSR 活動や地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（みどり自然課）

本県の県土面積の 78%を占める森林を健全な状態に管理し、公益的機能の高度発揮につなげるため、植栽、保育、間伐等の作業や森林病虫害の駆除、火災防止活動等を効果的に実施する必要がある。（森林整備課、県有林課）

水源地域緊急整備事業、保安林改良事業及び保安林保育事業の実施により、保安林の公益的機能が適切に発揮され、一定の成果を得ているが、災害に備え、引き続き機能を維持する必要がある。（治山林道課）

【地域の自立・分散型エネルギー導入対策の推進等】

木質バイオマスの利用促進は、平成 25 年度に見直しした「山梨県木質バイオマス推進計画」に基づいて、木質バイオマス利用施設等の整備への助成や設備導入に係る普及啓発活動等を実施してきた。

森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する必要がある。（林業振興課）

本県の豊富な森林資源を有効活用し、森林の公益的機能の向上を図るため、建築材や装飾材、木質バイオマスへの利用を推進するための研究を行っている。このうち、ペレットストーブやペレットボイラー等の木質バイオマス利用は徐々に増えており、研究成果の普及が図られている。今後は建築材への利用増加を図るため、研究を継続する必要がある。（森林総合研究所）

【災害時応急業務協力体制の推進】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、山梨県治山林道協会と協定を締結し、協定に基づき、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施するための体制づくりをしてきており、一定の成果を上げているが、災害に備え、引き続き協定を随時更新する必要がある。（治山林道課）

家畜排せつ物法施行（平成 11 年 11 月 1 日）後、毎年度、畜産農家巡回を通じて、家畜排せつ物の管理の適正化に努めるよう指導してきており、管理基準対象農家は 100%対応済みである。家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫が、万が一本県において発生した場合、迅速かつ円滑に防疫活動が実施できるよう平成 16 年度から、家畜保健衛生所ごとに両疾病に関する防疫演習を実施してきている。

引き続き、畜産農家巡回等を通じて「家畜排せつ物法」と「飼養衛生管理基準」遵守について指導するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫に関する防疫演習」を実施することによって、衛生環境の悪化防止に取り組んでいく必要がある。

なお、平成 24 年 3 月 23 日に（一社）山梨県建設業協会と処分家畜等の埋却作業を迅速かつ的確に実施することを目的とした「家畜伝染病における防疫対策業務に係る協定書」を締結した。（畜産課）

【土砂災害対策の推進】

治山事業を明治 44 年度から実施し、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数が 463（H25 年度末）と一定の成果を得ている。今後も引き続き、昭和町を除く 26 市町村において、周辺の森林の山地災害防止機能が確保される集落の増加と山地災害危険地区の見直し及び未着手解消を推進する。（治山林道課）

韮崎市湯沢地区と南アルプス市野呂川地区には大規模な荒廃地が存在し、緊急に対応を要することから、国直轄治山事業を取り入れて整備を行っている。今後も引き続き国との調整を行い、事業を継続する必要がある。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

【二ホンジカの食害等の調査研究】

森林の公益的機能の高度発揮、並びに災害に強い森林づくりを推進するため、二ホンジカによる食害対策、間伐実施箇所での植生・環境調査及び治山・林道事業箇所を中心とした緑化工法の検討などの調査研究を行い、研究成果の普及を図っている。今後も健全な森林の育成に寄与するために調査を継続する必要がある。（森林総合研究所）

【農地の保全等による災害対策の推進】

減災・防災に繋がる農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定に基づく農業生産活動を支援する中山間地域等直接支払制度（平成 12 年度から）に取り組みとともに、農地周りの農業用施設の維持管理を支援する農地維持・資源向上活動支援事業（平成 19 年度から）に取り組んできた。

両施策ともに、大規模災害時の応急措置に繋がる重要な地域ぐるみの共同活動として地域に定着が図られてきているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあるので、共同活動を継続するためには今後も支援が必要である。（農村振興課）

ため池等整備事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。

また、受益面積が 2ha 以上の農業用ため池 118 箇所について、一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果等を踏まえ、より詳細な調査及び対策工事を実施する必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、ハザードマップの作成等による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備等のソフト対策を検討する必要がある。（耕地課）

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで必要性や緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定化を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。（耕地課、関東農政局（国））

農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、たん水防除事業等により、排水機場等の排水施設の整備を進めてきた。今後は、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済み施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。（耕地課）

農業集落排水事業を昭和 59 年度から実施し、44 箇所の整備を行い、農業集落の集落環境の向上を図ってきた。平成 25 年度に整備目標 100%を達成し、一定の成果を得ているが、経年的な老朽化等により施設の機能低下が見られる施設については、耐震化も見据えた機能診断調査を行い、必要な対策を実施する必要がある。（耕地課）

【農産物の生産技術の普及等】

農業気象災害の対応は、これまで事前・事後対策の作成をはじめ、発生状況調査、被災後の技術対策の徹底等を実施しており、被害を最小限にとどめるなど、成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き事前対策の周知による予防策の徹底や事後対策の迅速かつ的確な実施に努める必要がある。

（農業技術課）

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建支援として、農業災害対策資金利子補給補助を行ってきており、一定の成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き制度を維持する必要がある。（農業技術課）

【放射性物質等の検査体制の整備】

放射性物質検査を平成 23 年度以降、毎年、検査を実施しており、本県農産物の安全・安心の担保を確保している。平成 25 年度から本県産農産物は国の検査指定を除外されたが、JA 等と連携し自発的に検査を実施しており、大規模自然災害に備え、これまでに構築した検査体制をより充実させる必要がある。

（農業技術課）

【農産物等供給体制の確立】

県外からの「飼料」の供給体制整備に向けた具体的な検討や取り組みを、これまで行ってきていない。このため、今後は、関係府省庁や近隣都県及び民間も含めて幅広く連携し、有事の際の県外からの「飼料」の供給体制整備に向けた検討を行う必要がある。（畜産課）

災害救助米は玄米で供給されるため、災害時に対応できるよう白米（精米）での供給を農林水産省に要望し、「精米備蓄実証事業」が実施されているが、災害救助米をより円滑に調達し供給するため、精米の供給体制整備に向けた検討を進める必要がある。（花き農水産課）

【災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進】

農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上を図るため、広域営農団地農道整備事業等により基幹農道の整備を進めており、「集出荷施設や受益地内の集落等へのアクセス向上率」は平成 26 年度末までに 53%となっている。今後も、整備を継続して進めるとともに、供用している基幹農道のうち、重要性の高い橋梁 43 橋と隧道 3 箇所の一斉点検を行っており、その結果を踏まえ、長寿命化・耐震化対策を進める必要がある。（耕地課）

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす耕作放棄地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで県内で耕作放棄地 1,411 ha

を解消するなど一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（農村振興課、耕地課）

本県農業の振興を図るために、畑地帯総合整備事業や中山間地域総合整備事業等によりほ場や農道、用排水路等の生産基盤を総合的に整備して、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上等を図ってきた。一方で、農業生産基盤が整備され生産活動が持続されることで、農業・農村が有する洪水防止や土砂崩壊防止等の多面的機能が発揮され県土の保全に大きな役割を果たしている。農地や農道、用排水路等が未整備な地域において、引き続き生産基盤の総合的な強化を図り、生産性の向上、農家経営の安定化を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（耕地課）

【地域活性化との連携】

県産材の更なる需要拡大に向けて、国が普及に取り組んでいるCLT工法等の新たな技術を導入することにより、これまで木材の使用が制限されていた中高層建築物への建材としての活用を図っていく必要がある。（林業振興課）

平成23年3月に県が策定した「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共施設の木造・木質化について、庁内に「県産材利用推進対策部局連絡会議」を設置し、県産材利用の働きかけとともに、木造公共施設等への支援を実施してきた。公共建築物の木造・木質化を進めることで県産材のPRに努めているが、県全体では一部の施設に限られていることから、更に公共建築物の木造・木質化を進めていく必要がある。（林業振興課）

野菜の大規模生産施設は、地域農業の生産性の向上を図るとともに、周年的に地域雇用を創出できる場として農村地域の活性化に繋がること期待されている。

また、施設栽培の野菜類は、労働環境面からも身体への負担が少なく、高齢者の就業の場としても活用が可能であるため、引き続き、施設野菜の栽培に取り組もうとする参入企業等を支援し、野菜の大規模生産施設整備を促進する必要がある。（果樹食品流通課）

農林漁業者の所得や地域雇用を増大し地域活力の向上を図るため、農産物等の地域資源を活用した6次産業化に取り組もうとする農業者等を支援し、6次産業化の取り組みを拡大する必要がある。（果樹食品流通課）

東京近郊の園芸店に設置した県産花きコーナーは、県産花きのPRと消費拡大に寄与し、県産花きのアンテナショップ的役割を果たした。また、花の需要期に、販売店等が一堂に集結する2大消費地での市場商談会の開催等を通して生産者の販路が拡大し、年々受注金額が増加している。

本県の花き産地の維持強化と花き文化の振興を推進するため、引き続き市場商談会への出展や現地商談会の開催により、産地と販売店等との繋がりの強化を図り、県産花きの販路拡大を推進する必要がある。（花き農水産課）

山梨県就農支援センターに2名の就農支援マネージャーを配置して就農相談を行い、新規就農者の確保・育成を図っている。このため、同センターが県内外からの就農希望者の総合窓口として機能し、近年の新規就農者数が着実に伸びている。より一層の農業の担い手を確保・育成するため、就農支援センターを活用した就農促進体制を強化する必要がある。（担い手対策室）

就農前後の一定期間の所得を確保する、国の青年就農給付金の活用とともに、県独自のアグリマスターによる就農定着支援制度等により、新規就農者が近年、着実に増加している。新規就農者の増加は地域の活性化に繋がるため、青年就農給付金の活用やアグリマスターによる技術習得等の就農者支援の拡充を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する必要がある。（担い手対策室）

毎年、10社程度の企業の農業参入の実績がある。近年の傾向としては、県外の資本力が大きい企業が大規模な経営を目指し参入する事例もあり、耕作放棄地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化に大きな成果が得られている。引き続き、企業訪問や参入セミナーなどにより、本県の優位性をPRし、企業の農業参入を促進する必要がある。（担い手対策室）

農業従事者の高齢化により農村機能が低下している一方で、社会貢献や社員研修、福利厚生活動の場として農業や農村の活用に関心を持つ企業が増加している。これまでに企業訪問や企業と農山村のマッチングを行い、47社の企業の農園が開設され、高齢者の活躍の場となっている。引き続き、高齢者に活躍の場を提供するため、企業の農園づくりを促進する必要がある。（担い手対策室）

国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））

【原子力災害対策の促進】

原子力災害対応力の強化のため、原子力防災研修会の開催、原子力防災訓練への職員派遣などにより防災関係機関（職員）の資質の向上を図るとともに、原子力防災パンフレットなどにより住民等へ原子力災害に関する知識の普及と啓発を行っている。引き続き、原子力災害対応力の強化のため、原子力防災訓練等へ職員派遣し防災関係機関（職員）の資質の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）

【森林の公益的機能の維持・増進】

森林の公益的機能を高度に発揮させるため、県民参加の森林づくり推進事業を平成 24 年度から実施し、森林の機能について県民の理解を深める活動を行ってきた。各イベントの参加者も多く、一定の普及啓発が図られている。引き続き、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林環境総務課）

平成 19 年度に創設した、官民による組織「やまなし森づくりコミッション」により、活動する森林や指導事業体とのマッチング等を行い、企業・団体への森づくり活動のサポートを行ってきた。また、平成 24 年度から地域の民間団体が行う森林整備活動に対し助成を行ってきた。様々な主体により森林を育成する意識が徐々に広まっており、一定の成果が得られている。引き続き、企業の CSR 活動や地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（みどり自然課）

本県の県土面積の 78% を占める森林を健全な状態に管理し、公益的機能の高度発揮につなげるため、植栽、保育、間伐等の作業や森林病虫害の駆除、火災防止活動等を効果的に実施する必要がある。（森林整備課、県有林課）

水源地域緊急整備事業、保安林改良事業及び保安林保育事業の実施により、保安林の公益的機能が適切に発揮され、一定の成果を得ているが、災害に備え、引き続き機能を維持する必要がある。（治山林道課）

【災害廃棄物処理体制の整備】

災害により発生した廃棄物の処理主体は市町村であるため、災害予防、災害応急対応、復旧・復興等に必要事項を平常時に計画としてとりまとめ、災害時に被害を可能な限り最小限にとどめ、できる限り早期に回復させるため、各市町村において、災害廃棄物処理計画を作成し、適正かつ迅速に処理が行えるよう備えておく必要があり、県では平成 17 年度に指針を策定し、市町村の計画策定を促し、達成率 100%（平成 H25 年度末）と一定の成果を得ている。

しかしながら、東日本大震災後の輪番停電（計画停電）時における絶対的な電力供給不足が生じた場合の一般廃棄物処理施設の対応については、計画に反映されていないため、追加する必要がある。（環境整備課）

地震等大規模災害が発生した場合の災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分の協力に関し、山梨県産業廃棄物協会と協定を締結。また、応急復旧活動の障害となる障害物の除去等の協力に関し、山梨県カーリサイクル協同組合と協定を締結するなど体制づくりを強化してきており、一定の成果を上げているが、必要に応じて協定を更新する必要がある。（環境整備課）

【災害時応急対策の推進】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県治山林道協会、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会及び山梨県建設コンサルタンツ協会と協定を締結し、協定に基づき台風時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（治山林道課、県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、河川・砂防管理者対応マニュアルを作成し、円滑な運用を図ってきているが、対応経験のない職員が増えていることから、引き続き円滑な運用とマニュアルの随時見直しを実施する必要がある。（治水課、砂防課）

災害拡大や 2 次災害の防止を図るため、道路、河川及び砂防施設における緊急対処法マニュアルを策定し、毎年、緊急対処訓練を実施しており、一定の成果を上げているが、より実践的な対処が求められることから、引き続き緊急対処法について検証を行う必要がある。（道路管理課、治水課、砂防課）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立のため、（公社）日本下水道管路管理業協会と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧対策等を実施してきている。幸いに大きな災害がなく応急復旧実績はないが、いつ起きてもおかしくない大規模地震後の下水道機能の早期復旧には、引き続き協定の随時更新を実施する必要がある。（下水道室）

【社会資本整備重点計画の策定】

限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推

進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「社会資本整備重点計画」を策定（第一次：H16～H19、第二次：H20～H26）し、同計画に基づき整備を推進してきている。第二次計画期間の満了に伴い、新たな課題等に対応した第三次計画を策定する必要がある。（県土整備総務課）

【土砂災害対策の推進】

治山事業を明治 44 年度から実施し、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落数が 463（H25 年度末）と一定の成果を得ている。今後も引き続き、昭和町を除く 26 市町村において、周辺の森林の山地災害防止機能が確保される集落の増加と山地災害危険地区の見直し及び未着手解消を推進するとともに、土砂災害防止機能を発揮している既存治山施設について、引き続き「山梨県治山施設保全計画」に基づき施設の長寿命化を図り、適正な維持・管理を行う必要がある。（治山林道課）

韮崎市湯沢地区と南アルプス市野呂川地区には大規模な荒廃地が存在し、緊急に対応を要することから、国直轄治山事業を取り入れて整備を行っている。今後も引き続き国との調整を行い、事業を継続する必要がある。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

富士山火山噴火で想定される土砂災害等の防災対策については、国土交通省（中部地方整備局）及び山梨・静岡の両県において、より具体的な取り組みについて現在検討が進められているが、膨大な費用と高度な技術的知見を必要とするため、国が主体的に実施する必要がある。（治山林道課）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施してきている。現在までに、土砂災害警戒区域 7,089 箇所のうち、砂防えん堤については 26%、急傾斜地崩壊対策事業については 9%、地すべり対策事業については 10%の箇所に着手しており、土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、着手率はいまだ低い状況であるため、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（砂防課）

南アルプスを水源とする釜無川流域、早川流域については、糸魚川静岡構造線が縦断するなど脆弱な地質が分布し、急峻な地形・急流河川であるため土砂流出が激しく根幹的な対策が必要なことから、昭和 35 年度より直轄砂防事業を実施している。土砂災害の未然防止に一定の成果を上げているが、引き続き危険度・優先度が高い箇所から事業を実施する必要がある。（富士川砂防事務所（国））

山梨県は古より土砂災害が多く、明治 14 年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保をする必要が生じており、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

国において平成 22 年度に公表された「深層崩壊推定頻度マップ」を基に、深層崩壊の発生のおそれがある溪流レベルの評価を実施しているが、深層崩壊は規模が大きく、現在は発生メカニズム等が未解明であるため、発災後の対応を迅速に行うことが必要である。（砂防課）

情報の共有と連携体制構築のための富士川流域砂防連絡会（国、山梨県、長野県、関係市町村）を設立（H24.12）し、訓練を実施するとともに、深層崩壊の調査を実施しているが、引き続き訓練、調査等を進める必要がある。（富士川砂防事務所（国））

【二ホンジカの食害等の調査研究】

森林の公益的機能の高度発揮、並びに災害に強い森林づくりを推進するため、二ホンジカによる食害対策、森林環境税モニタリング調査及び富士スバルライン沿線緑化試験等の調査研究を行い、研究成果の普及を図っている。今後も健全な森林の育成に寄与するために調査を継続する必要がある。（森林総合研究所）

【農地の保全等による災害対策の推進】

ため池等整備事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。

また、受益面積が 2ha 以上の農業用ため池 118 箇所について、一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果等を踏まえ、より詳細な調査及び対策工事を実施する必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、ハザードマップの作成等による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備等のソフト対策を検討する必要がある。（耕地課）

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで必要性や緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定化を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。（耕地課、関東農政局（国））

農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、たん水防除事業等により、排水機場等の排水施設の整備を進めてきた。今後は、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済み施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。（耕地課）

【洪水被害等を防止する治水対策の推進】

洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削、河道拡幅や築堤等の整備・機能強化等の対策等を進めると

もに、排水機場や伏越水門等の排水施設の長寿命化と整備を推進している。

県内 6 多目的ダムにおいても、ダム及びダム周辺施設等の改良・長寿命化、維持・管理等を実施しており、多目的ダムの洪水調節機能により概ね 80 年に一度の豪雨に対し、洪水調節が可能となっている。また、多目的ダムには供用開始後 100 年間の堆砂を想定した堆砂容量が確保されており、ダム上流部における大規模土砂災害に対しても抑止効果を持っている。

引き続き、これらの取り組みを推進する必要がある。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、鎌田川や濁川等において、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を実施しているが、未整備の箇所も多く、引き続き河川改修を実施する必要がある。

今後も、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入、既存施設の有効利用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。

（治水課、甲府河川国道事務所（国））

流域の市街化が進んだ地域では、水田や農地が減少し、地表がアスファルトやコンクリートなどに覆われ、流域の保水・遊水機能が低下し、雨の多くは地中にしみこまず、川や水路に短時間で流れ込むようになり、浸水被害の危険性が増大する傾向となっている。

このため、雨水を一時的に貯め込んだり、地中に浸透させたりする貯留浸透施設の整備により、一定の成果を上げているが、引き続き整備を推進し、洪水被害を軽減する対策が必要である。（治水課）

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす耕作放棄地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで県内で耕作放棄地 1,411 ha 余を解消するなど一定の成果を上げているが、引き続き地域の实情に応じて必要な対策を講じて耕作放棄地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（農村振興課、耕地課）

本県農業の振興を図るために、畑地帯総合整備事業や中山間地域総合整備事業等によりほ場や農道、用排水路等の生産基盤を総合的に整備して、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上等を図ってきた。一方で、農業生産基盤が整備され生産活動が持続されることで、農業・農村が有する洪水防止や土砂崩壊防止等の多面的機能が発揮され県土の保全に大きな役割を果たしている。農地や農道、用排水路等が未整備な地域において、引き続き生産基盤の総合的な強化を図り、生産性の向上、農家経営の安定化を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（耕地課）

【水防対策の推進】

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、市町村に対し洪水ハザードマップの作成を支援し、平成 25 年度までに対象となる 13 市町すべてでハザードマップの作成が完了しており成果を上げているが、「洪水ハザードマップ作成の手引き」及びその基となる「浸水想定区域図作成マニュアル」が改訂されたところ。

引き続き、洪水ハザードマップの周知により避難体制の支援を行うとともに、今後は、改訂マニュアルを踏まえた浸水想定区域の見直しについて検討を行う必要がある。

また、ハザードマップで想定している広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら検討を行う必要がある。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

水害から住民の生命と財産を守るため、毎年度、水防訓練を実施しており、洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚に一定の成果を上げているが、災害対応経験のない水防団員が多いことから、引き続き水防訓練を実施し水防技術の向上・継承等を図る必要がある。

（治水課、甲府河川国道事務所（国））

水害から住民の生命を守るため、水防用資材を備蓄し、災害が発生した場合に迅速な応急工事等への使用など、一定の成果を上げているが、災害の規模によっては充分とは言えないことから、引き続き資材の定期的な更新及び増強を実施する必要がある。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

【放射性物質等の検査体制の整備】

大気中の放射線測定体制については、現在、県内 5 箇所に設置してあるモニタリングポストによる空間線量率の 24 時間監視及び県内 4 地点でのサーベイメーターによる空間放射線量率監視（月 1 回）を実施している。また、空間放射線量率以外の試料（大気浮遊じん、降水物、降水）についての測定も実施しており、原発事故等が発生した場合、国からの指示によりモニタリングを強化することとされているため、迅速かつ継続的に測定できるよう備える必要がある。（大気水質保全課）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づく長寿命化計画を策定し、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要がある。（下水道室）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化を図るとともに、BCP訓練の実施や地震対策マニュアルの見直し等を実施してきた。

下水道施設の耐震化率は、4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）において処理場施設で70%、中継ポンプ場で90%、管渠については62%である（平成26年度末）が、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図る必要がある。（下水道室）

【富士山の噴火予測手法の確立等】

「富士山の火山活動に関連する地下水変動観測と火山噴出物の特性に関する研究」を平成22年度～平成25年度に実施し、この中で火山地質学的研究として、雪代被害について研究してきた。この研究過程において、火山活動観測（地震観測）から、雪代の発生箇所、時間を明らかにするように解析を行うとともに、雪代発生の気象メカニズムについて成果を得ることができた。また、火山防災教育や情報発信システムの改善にも取り組み、火山防災情報表示システムの設置や富士山火山防災対策協議会構成機関（平成24年6月）として火山防災対策への貢献等の成果を得ることができた。

平成26年度から「富士山火山防災のための火山学的研究」を実施しているが、この研究の内容は、富士山の過去の噴火の歴史に関する研究と火山観測結果に基づき、噴火シナリオを構築し、このシナリオに基づいて、溶岩流・火砕流及び降灰の噴火シミュレーションを行い、噴火予測手法の開発・確立を目指すものである。引き続き、富士山の噴火災害を軽減するため、この研究により噴火予測手法の開発・確立の取り組みを推進する必要がある。

更に、平成27年度からは富士山を始めとした山梨県下の山岳地帯における雪崩研究を行う。この研究は、雪崩の発生のメカニズムの解明とその観測を手助けするための計器の開発を目的としており、本研究における機器開発の成果については、降雨型火山泥流、融雪型火山泥流、斜面崩壊及び火山体崩壊等の火山における現象に対して応用することが可能であるため、実施する必要がある。

一方、これらの成果を基に、富士山学等をはじめとした火山防災教育、火山防災研修や火山災害の軽減のための国際ワークショップ等の開催に平成15年度以降取り組んでおり、一定の成果を上げているが、引き続き世界文化遺産登録を機会に更なる火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりに取り組むとともに、小中学校や高等学校の富士山学等や大学の講義を通じて火山防災教育を推進する必要がある。（富士山科学研究所）

「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成26年度から実施）等の富士山の過去の噴火の歴史に関する最新の研究から、富士山の噴火は多様であり事前に火口も特定できないことが分かってきた。富士山の噴火災害を軽減するため、噴火に際して即時に対応できる火山ハザードマップ（リアルタイムハザードマップ）を整備し、やハザードマップを使いこなすスキルを取得するための防災教育に取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

【富士山火山監視体制の整備】

富士山がひとたび噴火した場合には、山麓を中心に甚大な被害が発生するとともに、首都圏にも及ぶ広範囲なものになると想定されている。

このため、火山噴火の前兆現象を早期に特定し、噴火前避難体制の強化及び緊急減災対策へ迅速に移行し被害を出来る限り軽減するため、「富士山火山噴火減災対策砂防計画」に基づき、平成15年度より、国や富士山北麓市町村と情報共有を図るための光ファイバー網の整備と昼夜にわたり監視可能な高感度カメラ4基を河口湖、山中湖、西湖及び本栖湖にそれぞれ設置している。現在、富士砂防事務所及び関係市町村との映像配信による情報共有化が図られている。引き続き、富士山の監視システムにおける既設機器の改修及び火山監視機器の整備を計画し、また、山梨県が有する監視映像の情報提供を国や関係機関へ拡大させ、情報の共有化を行い、富士山監視体制の強化を図る必要がある。（砂防課）

【富士山火山防災の推進】

現在、富士山火山噴火に伴い発生する土砂災害からインフラ・ライフライン等の被害を軽減するとともに広域避難を支援するための砂防部局が担うべき対策を示す「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を富士砂防事務所、静岡県及び山梨県により進めている。

更に、規模が大きく県域を越えて広範囲にわたる富士山火山噴火対策には、技術力と機動力を備えた国が主体となり、富士山全域を一体的に整備すべきであり、静岡県側が直轄砂防事業により平常時から安全度を高める取り組みが進められているのと同様に、山梨県側の直轄化等による一層の国の体制強化が重要である。このため、平成27年1月に富士北麓地域7市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町）の首長及び議会議長により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会の設立を受け、今後は、計画の早期策定、山梨県側の国直轄化、計画に基づく事業実施、実践的な支援体制の構築等について、国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要がある。（砂防課、富士砂防事務所（国））

2. 横断的分野

リスクコミュニケーション

【災害時相談支援体制の充実】

県内で地震・風水害等の大規模災害が発生した場合、県民が専門家に法律や税務等の相談を行えるよう関係団体との協定を継続し、相談できる体制を確保する必要がある。（県民生活・男女参画課）

相談の多い公共交通機関、道路、ライフライン等の情報を定期的に収集し相談対応を行い、緊急時における適切な情報提供を図るなど、一定の成果を得ている。引き続き、総合相談体制の充実を図るとともに、毎年度検証を行ったうえで、生活相談マニュアルの内容を見直す必要がある。（県民生活・男女参画課）

災害時の消費生活相談については、市町村や消費生活相談員に対して、災害時の消費者被害への対応や物資調達に係る情報提供等を行い、消費者相談への相談体制の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き災害時の消費者相談に適切に対応できる体制を確保する必要がある。（消費生活安全課）

災害時の県税救済措置制度（猶予・減免）の円滑な運用を図るため、平時からホームページ等で周知を行っている。また、災害発生時には各種媒体により同制度の広報を行うこととしている。引き続き、円滑な制度運用を図るため、ホームページ等で周知を行う必要がある。（税務課）

被災者生活再建支援制度の円滑な運用を図るため、市町村に制度内容の周知を行うとともに、県民に対して制度の普及啓発を行っている。また、支援制度の充実について、全国知事会が平成 24 年 7 月に、「一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、すべての被災地域が支援の対象となるよう見直すこと」を国へ要望した。引き続き、円滑な制度運用を図るため、市町村への周知及び県民への普及啓発を行うとともに、知事会等を通じて支援制度の充実を国へ働きかける必要がある。また、国庫補助制度が適用とならない自然災害もあるため、今後は県独自の支援制度について検討を行う必要がある。（防災危機管理課）

災害時におけるDV被害者の相談体制の整備のため、女性相談所及びびゅあ総合に相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）を設置し、県ホームページで周知するとともに、避難所においても周知が図られるよう市町村に要請してきているが、被害女性の相談・一時保護は女性相談所等の最優先業務であるため、引き続き、相談窓口の周知と対応を市町村等関係機関と連携して行う必要がある。（子育て支援課）

これまで、災害時における在宅被災者等への相談支援体制の整備のため、避難所等での滞在が長期にわたり、さまざまなストレスによって心身に不調を来した被災者に対する心のケアの手法等について、医療関係者をはじめ様々な職種を対象に研修を実施してきており一定の成果があるが、未だ不十分であり、引き続き体制の整備に取り組む必要がある。（障害福祉課）

【人材育成等による地域防災力の強化】

防災対策に関する意識啓発及び人材の育成を図るため、地域防災リーダー養成講座等への女性の参加を促す取り組みや防災意識・女性の参画の重要性についての啓発講座等を開催し、平成 25 年度は地域防災リーダー養成講座への女性の参加割合が 6.5% を占めるなど一定の成果を得ている（平成 22 年度は 0.7%）。

引き続き、防災対策に関する意識啓発及び人材の育成するため、防災関係機関に対する啓発、地域防災リーダー養成講座への女性の参加の促進等を行う必要がある。（県民生活・男女参画課）

火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発のため、地元自治体や県民を対象とする火山防災研修会やセミナー、火山噴火災害の軽減のための国際ワークショップやシンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識などの普及・啓発に取り組む。また、小中学校や高等学校の富士山学等、大学における講義を通じて火山防災教育を推進する。（富士山科学研究所）

自主防災組織を育成するため、県及び防災安全センター等で自主防災組織に対する研修会や訓練を定期的実施するとともに、自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座を開催し、女性の参加について市町村に要請している。また、自助力の向上を図るため、毎年、一般県民を対象とした防災講座、講演会等を実施している。

これらの研修、訓練等は本県の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意識啓発に繋がっており、継続する必要がある。また、今後は地域防災リーダー等の活用方策について検討する必要がある。（防災危機管理課）

これまで、防災危機管理課、防災安全センター等において防災に関する研修会、訓練、啓発等、また学校において防災教育を実施してきており、一定の成果を上げている。また、平成 26 年 8 月に山梨大学（地域防災・マネジメント研究センター）、国（甲府河川事務所、富士川砂防事務所）及び県で山梨防災教育研究会を設置し、関係部署間の情報共有、相互連携等を図っている。引き続き、各種防災教育関連事業の一層の充実を図るため、情報共有、相互連携等を図る必要がある。

（県民生活・男女参画課、防災危機管理課、治水課、砂防課、教育庁総務課、義務教育課、高校教育課、スポーツ健康課、社会教育課）

県民の防災意識の一層の向上を図るため、防災安全センターにおいて、地震、煙などの体験事業や、起震車を活用しつつ防災知識の習得ができる出張講座等を実施するとともに、県のホームページ（やまなし防災ポータル）を活用した、各種防災情報や防災知識などの情報提供の充実・強化を図っている。引き続き、県民の防災意識の一層の向上を図るため、移動防災教育講座等を実施する必要がある。（防災危機管理課）

大規模災害発生時に、家庭や事業所等における必要な水や食料等の備蓄の充実を促進するため、防災リーフレット、講習会、やまなし防災ポータル等あらゆる機会を通じて、家庭や事業所等に対して普及啓発を行っている。引き続き、家庭や事業所等における更なる備蓄の充実を促進するため、防災リーフレット、講習会、やまなし防災ポータル等あらゆる機会を通じて、家庭や事業所等に対して普及啓発を行う必要がある。（防災危機管理課）

防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災力の向上を図るため、平成 24 年度から 3 年間の防災士養成事業費補助金を設け市町村への補助を行った。また、市町村からの受託により防災士養成講座を開催し、平成 26 年度には 66 人が受講しており、地域の防災力の充実に一定の効果があった。引き続き、地域における防災力の向上を図るため、防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する必要がある。（防災危機管理課）

外国人住民の防災意識を高めるため、外国人向けの災害ガイドブック（7カ国語）を平成 23 年度に作成し、各市町村、関係機関等に配布するとともに、ホームページで公開している。外国人住民は社会的な出入りがあることから、外国人住民の防災意識を高めるため、災害ガイドブックの配布や県ホームページでの公開を毎年継続して実施する必要がある。（国際交流課）

土砂災害に対する危険性、避難行動の重要性を周知するため、毎年 6 月の土砂災害防止月間に合わせて市町村が行う土砂災害防災訓練において啓発活動を実施しているが、重要性等が十分に浸透しているとは必ずしもいえないため、引き続き啓発活動を実施する必要がある。（砂防課）

警戒宣言発令時における県民の自動車の不使用・自粛を図るため、これまで、広報用チラシを防災訓練等の際に配布し、また、県警ホームページに掲載するなど、継続的に広報を実施してきているが、より広く周知を行うため、各種機会をとらえて引き続き広報を実施する必要がある。（警察本部）

住民の防災意識の醸成を図るため、警察署の交番や駐在所で発行するミニ広報紙に、災害への対応ほか災害に関連した内容の記事を掲載するとともに県警ホームページに災害関連の内容を掲載し、適宜、見直しを行ってきており、住民の防災意識の向上に一定の成果を上げているが、引き続き取り組みを行う必要がある。（警察本部）

【学校における防災教育等の推進】

土砂災害に対する危険性、水難事故防止、避難行動の重要性を教えるため、毎年 6 月の「土砂災害防止月間」や 7 月の「川に親しみ、水辺にふれあう運動」推進強調月間等に合わせ、小学生を対象に砂防移動教室や河川出前講座を実施しているが、重要性等が十分に浸透しているとは必ずしもいえないため、引き続き啓発活動を実施する必要がある。（治水課、砂防課、甲府河川国道事務所（国））

これまで、県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小・中学校に対し、管理職研修や防災リーダー研修等の各種研修会・会議を通して、児童生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、防災危機管理マニュアルの作成率も 100% に達している。

また、平成 24 年度から小・中学校において、主に災害図上訓練を学校で実践できるよう防災教室を各校 1 名参加で実施し、教職員が、危険箇所等を事前に把握することについての意識は高まってきている。

更に、平成 24 年度から県立学校及び小・中学校の指定校における実践的防災教育推進事業により、「緊急地震速報受信システムの設置」、「学校防災アドバイザーの活用」、「災害ボランティア活動の推進」を図ってきた。指定校は、様々な場面を想定した避難訓練を実施し、その研究成果を成果発表会において各学校に還元している。

県立学校では、防災担当者会議において、甲府地方気象台及び防災危機管理課による山梨県の防災や避難所開設・運営についての講義を実施し、防災教育に関する知識や技能の習得と各学校での周知を図っている。

これらの取り組みは、児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、引き続き取り組みを行う必要がある。（義務教育課、高校教育課）

これまで、小・中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）にスクールカウンセラーの配置又は派遣を実施してきており、併せて、養護教諭研修会等で児童生徒の心のケアについての研修を進めてきた。

平成 23 年度からは、阪神淡路、新潟中部、東北 3 県での児童生徒の心のケアの状況を各種研修会・大会で把握し、県立学校及び小・中学校の養護教諭・教頭・初任教職員に、児童生徒の心のケアについて研修や演習を実施しており、また、平成 26 年度は、学校保健課題解決支援事業のシンポジウムの中で啓発を行うなど災害時の児童生徒の心のケアの重要性の理解は進んできている。

しかしながら、各学校で実施している各種防災研修との連携が十分でなく、全教職員に対する研修は不足しているため、引き続きこれまでの取り組みを進めるとともに、全教職員に対する研修を行う必要がある。（スポーツ健康課）

【NPO等との連携・協働の促進】

大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施しており、連携・協働体制の充実に向け一定の役割を果たしている。引き続き、大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する必要がある。（防災危機管理課）

【ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知】

「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成26年度から実施）等の富士山の過去の噴火の歴史に関する最新の研究から、富士山の噴火は多様であり事前に火口も特定できないことが分かってきた。富士山の噴火災害を軽減するため、噴火に際して即時に対応できる火山ハザードマップ（リアルタイムハザードマップ）を整備し、やハザードマップを使いこなすスキルを取得するための防災教育に取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

液状化の危険度が分かる液状化危険度マップを作成し、県のホームページにおいて情報提供を行っており、県民の防災に係る防災意識の啓発に役立っている。引き続き、県民への液状化に対する意識を啓発するため、液状化危険度マップを周知する必要がある。（防災危機管理課）

ため池の防災・減災対策を講じるうえでは、ハード対策とともに、ため池ハザードマップの作成や情報連絡体制の整備等、ソフト対策を検討し、併せて施設を適切に保全管理する活動を継続的に実施できる体制を構築する必要がある。（耕地課）

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、市町村に対し洪水ハザードマップの作成を支援し、平成25年度までに対象となる13市町すべてでハザードマップの作成が完了しており成果を上げているが、「洪水ハザードマップ作成の手引き」及びその基となる「浸水想定区域図作成マニュアル」が改訂されたところ。

引き続き、洪水ハザードマップの周知により避難体制の支援を行うとともに、今後は、改訂マニュアルを踏まえた浸水想定区域の見直しについて検討を行う必要がある。

また、ハザードマップで想定している広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら検討を行う必要がある。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

防災のための情報提供手段の確立のため、総合河川情報システムを整備し、各河川の雨量・水位情報を収集し、リアルタイムにインターネット・携帯電話に情報提供を行ってきており、迅速な警戒避難行動に一定の成果を上げているが、ICTの進展に伴うサーバやネットワークの性能向上、ソフトウェア技術の革新などに適確に対応して、引き続き適切なシステムの運用を図る必要がある。

（治水課、甲府河川国道事務所（国））

これまで「富士山火山ガイドマップ」の日本語版・英語版・中国語版・韓国語版を作成し、観光スポット等を中心に約25箇所に設置し、平成26年度までに約10万部の配布を行っている。

世界遺産富士山を訪れる登山者や観光客に対して、火山噴火から身を守るための知識や減災対策に繋がる行動の規制や緊急時の円滑な避難のための方法を周知・啓発する必要があることから、引き続き、特に防災情報が事前に提供されていない海外からの登山者や観光客に対して、「富士山火山ガイドマップ」を配布することで情報提供の強化を図る必要がある。（砂防課）

土砂災害警戒避難体制の確立・強化を図るため、平成25年度までに、昭和町を除く全市町村で、各市町村の地域状況を踏まえて土砂災害ハザードマップを作成した。今後は、土砂災害ハザードマップを用いた避難（防災）訓練等を通じ、県民に土砂災害に係る知識を周知するため、市町村職員向けの講習会（勉強会）を催すなど、定期的に啓発活動を実施する必要がある。（砂防課）

土砂災害情報の収集及び警戒避難体制の確立を図るため、土砂災害情報相互通報システムを整備するとともに被災情報収集訓練を実施し、平常時は土砂災害危険箇所等の情報を、降雨時（災害時）には気象情報、危険箇所、災害箇所等の災害関連情報を住民と行政機関が相互に情報提供・収集している。

また、平成24年度以降、次世代携帯（スマートフォン）へ土砂災害警戒情報を表示するなどの機能強化やCATV富士五湖（株）日本ネットワークサービスと土砂災害情報の配信について協定を締結するなど、災害時等における情報提供・収集に一定の効果を上げている。

今後は、システムを適切に運用するとともに被災情報データの振り分けや各施設管理者への配信方法等について取り組む必要がある。（砂防課）

土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害防止法の施行に伴い基礎調査を実施し、これまでに約7,000箇所の土砂災害警戒区域の指定をしてきた。これらの区域指定に際しては、調査前の説明会、調査後の説明会などを行ってきており、その後の市町村における土砂災害ハザードマップの作成などからも地域住民には一定の理解が得られたと考える。

しかし、警戒避難体制の整備が十分に浸透しているとは必ずしも言えないため、今後は指定区域を管理・公開するために作成した土砂災害情報相互通報システムを通じ定期的に啓発活動を行う必要がある。

（砂防課）

老朽化対策

【公共施設等の総合的・計画的な管理の推進】

これまでに長年にわたり整備を進めてきた公共施設・インフラの老朽化が進み今後一斉に更新時期を迎える一方、人口減少等による財政状況の悪化や公共施設等の利用状況の変化等、公共施設等を巡る状況の変化から、従前の管理運営では自治体経営が立ち行かなくなる懸念が生じつつある。

今後は、公共施設等の維持・管理にかかる財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適な配置を実現するため、県が管理・所有する公共施設等の全体の状況を把握し、総合的かつ計画的な管理を行っていく必要がある。（知事政策局）

限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「社会資本整備重点計画」を策定（第一次：H16～H19、第二次：H20～H26）し、同計画に基づき整備を推進してきている。第二次計画期間の満了に伴い、新たな課題等に対応した第三次計画を策定する必要がある。

（県土整備総務課）

【鉄道設備の老朽化対策の促進】

鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に補助しているが、地域鉄道の維持はもとより、今後は大規模自然災害を踏まえ、必要に応じた設備の整備も想定されるため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（交通政策課）

【上下水道施設の老朽化対策の促進等】

各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、平成 25 年度の石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率は 65.7%、基幹管路の耐震適合率は 30.4%（平成 25 年度末）となっている。

また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。

引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。

（衛生薬務課）

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、今後も下水道機能の維持のため、綿密な点検・調査に基づく長寿命化計画を策定し、従前の維持修繕から改築更新まで含めた長寿命化対策を進める必要がある。（下水道室）

【道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進】

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化として、平成 24 年度から改良事業を実施し、補修が必要な橋梁・トンネル 209 箇所のうち、48 箇所が平成 26 年度までに完了した。災害発生時の避難路としての利用が見込まれ、有事の際に万全を期すため、引き続き事業を実施する必要がある。（治山林道課）

農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上を図るため、広域営農団地農道整備事業等により基幹農道の整備を進めており、「集出荷施設や受益地内の集落等へのアクセス向上率」は平成 26 年度末までに 53%となっている。今後も、整備を継続して進めるとともに、供用している基幹農道のうち、重要性の高い橋梁 43 橋と隧道 3 箇所の一斉点検を行っており、その結果を踏まえ、長寿命化・耐震化対策を進める必要がある。（耕地課）

幹線道路、生活道路等、既存道路の改築などによる老朽化対策も推進していく必要がある。

（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、橋梁の耐震補強を進めてきており、計画対象橋梁 554 橋に対して、耐震化率は約 79%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）

災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。

また、橋梁・トンネル以外の道路施設は、定期点検や必要な補修を実施してきているが、施設の適切な維持管理・長寿命化を図るため、維持管理計画の策定を進める必要がある。（道路管理課）

本年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【農業用施設等の老朽化対策の推進】

減災・防災に繋がる農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定に基づく農業生産活動等を支援する中山間地域等直接支払制度（平成 12 年度から）に取り組むとともに、農地周りの農業用施設の維持管理を支援する農地維持・資源向上活動支援事

業（平成 19 年度から）に取り組んできた。

両施策ともに、大規模災害時の応急措置に繋がる重要な地域ぐるみの共同活動として地域に定着が図られてきているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあるので、共同活動を継続するためには今後も支援が必要である。（農村振興課）

ため池等整備事業などの農地防災事業により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。

また、受益面積が 2ha 以上の農業用ため池 118 箇所について、一斉点検及び耐震調査を実施しており、今後は、調査結果等を踏まえ、より詳細な調査及び対策工事を実施する必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、ハザードマップの作成等による地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備等のソフト対策を検討する必要がある。（耕地課）

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで必要性や緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定化を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。（耕地課、関東農政局（国））

農業集落排水事業を昭和 59 年度から実施し、44 箇所の整備を行い、農業集落の集落環境の向上を図ってきた。平成 25 年度に整備目標 100%を達成し、一定の成果を得ているが、経年的な老朽化等により施設の機能低下が見られる施設については、耐震化も見据えた機能診断調査を行い、必要な対策を実施する必要がある。（耕地課）

本県農業の振興を図るために、畑地帯総合整備事業や中山間地域総合整備事業等によりほ場や農道、用排水路等の生産基盤を総合的に整備して、担い手への農地集積、集約化や生産性の向上等を図ってきた。

一方で、農業生産基盤が整備され生産活動が持続されることで、農業・農村が有する洪水防止や土砂崩壊防止等の多面的機能が発揮され県土の保全に大きな役割を果たしている。未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道や農業水利施設等を抱える地域において、引き続き生産基盤の総合的な強化を図り、生産性の向上、農家経営の安定化を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（耕地課）

農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、たん水防除事業等により、排水機場等の排水施設の整備を進めてきた。今後は、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済み施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。（耕地課）

【河川管理施設、ダム及び土砂災害対策施設の老朽化対策の推進】

土砂災害防止機能を発揮している既存治山施設については、引き続き「山梨県治山施設保全計画」に基づき施設の長寿命化を図り、適正な維持・管理を行う必要がある。（治山林道課）

洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削、河道拡幅や築堤等の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場や伏越水門等の排水施設の長寿命化と整備を推進している。

県内 6 多目的ダムにおいても、ダム及びダム周辺施設等の改良・長寿命化、維持・管理等を実施しており、多目的ダムの洪水調節機能により概ね 80 年に一度の豪雨に対し、洪水調節が可能となっている。また、多目的ダムには供用開始後 100 年間の堆砂を想定した堆砂容量が確保されており、ダム上流部における大規模土砂災害に対しても抑止効果を持っている。

引き続き、これらの取り組みを推進する必要がある。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

山梨県は古より土砂災害が多く、明治 14 年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保をする必要が生じており、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

【都市公園施設の老朽化対策の推進】

これまで、平成 22 年度から都市公園内の大規模集客施設及び橋梁のうち旧耐震基準のものの耐震化を行ってきており、耐震化率は 100%（平成 24 年度末）である。

また、都市公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、平成 26 年度中に県営 9 公園（小瀬スポーツ公園、曾根丘陵公園、御勅使南公園、緑が丘スポーツ公園、笛吹川フルーツ公園、舞鶴城公園、富士川クラフトパーク、富士北麓公園及び桂川ウェルネスパーク）について、「山梨県公園施設長寿命化計画」の策定を行なった。今後は、計画に基づいた施設の長寿命化を図る必要がある。（都市計画課）

「東海地震応急対策活動要項」に基づき、防災活動拠点に指定された都市公園の整備を図るため、平成 20 年度から、災害時の防災活動拠点となる都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曾根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑ヶ丘スポーツ公園）において施設整備、改修、バリアフリー化等、防災活動拠点としての整備を実施している。今回の整備計画における達成率は平成 26 年度に

100%となり、一定の成果を得ているが、今後は、建築年度が古い施設の老朽化にあわせ、引き続き防災活動拠点としての整備を実施する必要がある。また、市町村管理の公園についても整備を指導する必要がある。（都市計画課）

【県営住宅の老朽化対策の推進】

県営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」(H21～H32)に基づき、更新時期を経過した住宅の建替や、定期的な点検に基づく外壁劣化等に対する修繕を進めてきており、これまでに千塚北団地他 5 団地の建替や、計画的な外壁改修工事や屋上防水改修工事を行うなど、一定の成果があるが、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、引き続き計画に基づき建替及び改善事業を実施する必要がある。（建築住宅課）

研究開発**【富士山の噴火予測手法の確立等】**

「富士山の火山活動に関連する地下水変動観測と火山噴出物の特性に関する研究」を平成 22 年度～平成 25 年度に実施し、この中で火山地質学的研究として、雪代被害について研究してきた。この研究過程において、火山活動観測（地震観測）から、雪代の発生箇所、時間を明らかにするように解析を行うとともに、雪代発生の気象メカニズムについて成果を得ることができた。また、火山防災教育や情報発信システムの改善にも取り組み、火山防災情報表示システムの設置や富士山火山防災対策協議会構成機関（平成 24 年 6 月）として火山防災対策への貢献等の成果を得ることができた。

平成 26 年度から「富士山火山防災のための火山学的研究」を実施しているが、この研究の内容は、富士山の過去の噴火の歴史に関する研究と火山観測結果に基づき、噴火シナリオを構築し、このシナリオに基づいて、溶岩流・火砕流及び降灰の噴火シミュレーションを行い、噴火予測手法の開発・確立を目指すものである。引き続き、富士山の噴火災害を軽減するため、この研究により噴火予測手法の開発・確立の取り組みを推進する必要がある。

更に、平成 27 年度からは富士山を始めとした山梨県下の山岳地帯における雪崩研究を行う。この研究は、雪崩の発生のメカニズムの解明とその観測を手助けするための計器の開発を目的としており、本研究における機器開発の成果については、降雨型火山泥流、融雪型火山泥流、斜面崩壊及び火山体崩壊等の火山における現象に対して応用することが可能であるため、実施する必要がある。

一方、これらの成果を基に、富士山学等をはじめとした火山防災教育、火山防災研修や火山災害の軽減のための国際ワークショップ等の開催に平成 15 年度以降取り組んでおり、一定の成果を上げているが、引き続き世界文化遺産登録を機会に更なる火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりに取り組むとともに、小中学校や高等学校の富士山学等や大学の講義を通じて火山防災教育を推進する必要がある。（富士山科学研究所）

【ニホンジカの食害等の調査研究】

森林の公益的機能の高度発揮、並びに災害に強い森林づくりを推進するため、ニホンジカによる食害対策、間伐実施箇所の植生・環境調査及び治山・林道事業箇所を中心とした緑化工法の検討などの調査研究を行い、研究成果の普及を図っている。今後も健全な森林の育成に寄与するために調査を継続する必要がある。（森林総合研究所）

【木質バイオマス等の研究】

本県の豊富な森林資源を有効活用し、森林の公益的機能の向上を図るため、建築材や装飾材、木質バイオマスへの利用を推進するための研究を行っている。このうち、ペレットストーブやペレットボイラー等の木質バイオマス利用は徐々に増えており、研究成果の普及が図られている。今後は建築材への利用増加を図るため、研究を継続する必要がある。（森林総合研究所）

（別紙3）起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

- ・ 印・太文字は重点化施策であることを示す。
- ・ 太文字・ 印は、最も施策効果が発揮できる事態であることを示す。
- ・ 再掲であっても、重点化施策及び 印の施策については内容を記載する。

1．大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

（1 - 1）市街地での建物・交通施設等の大規模な損壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【行政機能 / 警察・消防】

災害時における燃料確保の推進

大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有について検討を行う。

（防災危機管理課）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。（防災危機管理課）

災害装備資機材の整備の推進

災害対応力強化のため、引き続き災害時の救出及び救助活動並びに同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を進める。（警察本部）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

引き続き、大規模災害発生時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の随時見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る。（警察本部）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施

広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、県が行う各種の防災訓練について、災害種別ごとに初動対応から秩序だてて時系列で適切に対応できるものにするるとともに、総合的な訓練の実施にあたっては、事前に職員がその役割ごとの研修をしっかりと行い、それを踏まえて訓練を実施し、各対応を検証して課題の把握を行い、マニュアルの見直し等に反映する。（防災危機管理課）

住民参加型の県地震防災訓練の実施

県民の防災意識の高揚を図るため、引き続き県・市町村・防災課県機関・住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施する。（防災危機管理課）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送が円滑に行えるようにするため、引き続き消防本部と連携を図りながら、適地調査を含めた技術支援を行い、市町村におけるヘリポートの確保・整備を図る。（防災危機管理課）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施

広域的な大災害の発生に対する対応力の強化を図るため、引き続き地震防災訓練（上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等）において、自衛隊ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機等による他県との合同訓練を実施する。（防災危機管理課）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）

富士山噴火災害は、市町村を越えた避難が想定されるので、計画の具体化のため、今後も検討を進め、富士山火山広域避難計画を改訂、記載内容を追加するとともに、訓練も継続して実施する。また、御嶽山の噴火を踏まえた突発的な噴火への対応についても検討を行う。

更に、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う。（防災危機管理課）

消防防災航空隊の機能強化

多数のヘリコプターの運用が想定される大規模災害においても消防防災航空隊の効果的な部隊運用等を行うため、引き続き消防防災ヘリコプター動態管理システムを運用管理するとともに、航空機による消防防災活動の対応力を向上させるため、航空隊経験者による支援体制を図り、実災害時での支援航空隊員の迅速な招集が図られるよう取り組むなど、消防防災航空隊の機能強化を行う。（防災危機管理課）

消防防災航空基地機能の強化

消防防災航空基地機能の強化に向けて関係機関と協議を継続する。（防災危機管理課）

救急救命士の養成・確保の推進

救急搬送に迅速・適切に対応するため、引き続き救急救命士の養成・確保を進める。（消防保安室）

消防団の救助資機材等の整備促進

災害等の発生時に、より効果的な活動ができるよう、国の示す消防団の装備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き各市町村の消防団の救助用資機材等の充実に関する働きかけを行う。

（消防保安室）

救急搬送体制の充実強化

救急搬送体制の充実強化を図るため、引き続き救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進する。（消防保安室）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進

災害への消防職員及び消防団員の対応能力の充実を図るため、訓練マニュアルに基づき、H27.4 に関校した消防学校の新たな訓練施設、教育機材を活用した教育訓練を実施し、消防職員が、多様化・複雑化する火災や水難事故、山岳事故等に的確に対応できるよう実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る。

（消防保安室、消防学校）

消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施

地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止等のため、引き続き消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図る。（消防保安室）

【住宅・都市】

公立小中学校及び県立高等学校における避難所運営体制の整備の推進・促進

県立高等学校及び公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、引き続き避難所運営マニュアルの作成、備蓄品の整備等、市町村と連携を図りながら進めていくように指導する。

（義務教育課、高校教育課）

木造住宅等の耐震化の促進

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き住宅・建築物耐震化支援事業により、耐震化の促進を図る。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、市町村や建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進する。（建築住宅課）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取り組みを促進していく。（建築住宅課）

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を開催し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図る。（都市計画課・建築住宅課）

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施

災害に強い市街地の形成を図るため、引き続き土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、事業中の箇所を早期に完成させるとともに、対象事業箇所への補助を積極的に実施する。

（都市計画課）

「市町村防災都市づくり計画」策定に対する指導・助言の推進

災害に強いまちづくりを推進するため、市町村に対しガイドラインの主旨や内容の周知を進め、市町村が「防災都市づくり計画」を策定するよう指導・助言を行う。また、地震等により市街地が被災した場合、被災状況の把握・分析から、復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点などを取りまとめた「都市復興ガイドライン」に基づき、復興の手順や復興後の都市のあるべき姿を事前に検討できるように市町村都市計画担当者と合同で模擬策定訓練を実施する。（都市計画課）

県営住宅の長寿命化の推進

建物の安全性の確保・向上を図るため、引き続き「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき県営住宅の建替事業、及び改善事業を実施する。（建築住宅課）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進

災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、今後は市町村と関係団体へ対応マニュアルの周知をするとともに、マニュアルに基づいた訓練を実施する。

また、今後は、借上げ型応急仮設住宅の提供体制の整備や県境を越えた広域連携体制について検討する必要がある。（建築住宅課）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成

災害時の要援護者支援対策推進のため、今後は山梨県社会福祉協議会の行う福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアル検証を促進する。（福祉保健総務課）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施

災害時の医療救護対応能力の強化を図るため、今後は、保健所単位だけでなく、全県的な情報伝達訓練とともに、広域医療搬送訓練を実施する。（医務課）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化）

災害時の救助・救急体制の不足に対処するため、引き続きDMAT（災害派遣医療チーム）数及び指定病院の拡大を図るとともに、今後は、DMAT機能の強化のため、実動訓練や県独自のDMAT養成研修の実施の検討、国の地域災害拠点病院設備整備事業を活用した必要な医療資機材の充実、災害医療コーディネーターの設置を行う。（医務課）

ドクターヘリの効果的運用

救命率の向上を図るため、引き続き県全域でのドクターヘリの運用を行う。

また、ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場等の整備や山梨県立中央病院に給油基地の整備を検討するとともに、他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を構築し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。（医務課）

ドクターヘリの離着陸場の整備

ドクターヘリの機動力を生かすため、今後は、散水不要なランデブーポイントの確保を図る。（医務課）

近隣県の病院への重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の機能強化）

広域的な重症患者搬送体制の確保のため、引き続きSCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）における研修会や医療従事者研修を実施するとともに、今後は、資機材の整備等SCUの機能強化、SCUを使用したトリアージ（患者の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決める）及び広域搬送訓練を毎年1回以上実施する。（医務課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

耐震化のための融資実績が伸び悩んでいることから、県政出張講座の活用など普及啓発の改善を行う。

（商業振興金融課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用

迅速かつ確かな初動対応を実現するため、県、市町村、防災関係機関等で収集情報を共有・提供するためのITを活用した「総合防災情報システム」を構築する。（防災危機管理課）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立

災害発生時の効果的情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について継続して検討するとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムの整備を図り、システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を継続して実施する。（警察本部）

公衆無線LAN環境の整備促進

災害時等を想定し、県内のどこからでも、誰もが無線LAN（Wi-Fi）にアクセスできるようにするため、防災拠点等の県有施設へのアクセスポイントの整備を図る。（情報政策課）

Free Wi-Fi スポット整備の促進

無料で利用できるWi-Fiスポットの整備を促進するため、民間企業（NTT東日本山梨支店等）と協働し、「やまなしFree Wi-Fi プロジェクト」を引き続き推進するとともに、本県観光のシンボルである富士山に外国人観光客が無料で利用できるWi-Fiスポットを提供し、情報利便性の向上や防災情報のインフラとして充実を図る。（観光振興課）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進

鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、国と連携して補助している。中小民間鉄道事業者は経営体力が弱く、自力での安全確保等が思うように進められないため、今後も中小民間鉄道事業者の長期整備計画を確認しながら、引き続き必要な支援を行う。（交通政策課）

電線類の地中化の推進

魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、引き続き市街地において電柱や電線を無くすための地中化の事業を推進する。

（道路整備課、道路管理課、都市計画課）

良好な景観を整備し、地震等による電柱の倒壊や電線類の切断による2次災害を防止するため、引き続き地中化の事業を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋長15m以上の橋梁を、平成31年度を目途に耐震化率100%達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）

引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の維持管理計画の策定を進める。（道路管理課）

道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

（1 - 2）公共施設、病院、学校、社会福祉施設、商業施設等、不特定多数が集まる施設の損壊・倒壊や火災

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：1 - 1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（再掲：1 - 1）

引き続き、大規模災害発生時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の随時見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る。（警察本部）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：1 - 1）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

県民の防災意識の高揚を図るため、引き続き県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施する。（防災危機管理課）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（再掲：1 - 1）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（再掲：1 - 1）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）

消防防災航空隊の機能強化（再掲：1 - 1）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

救急救命士の養成・確保の推進（再掲：1 - 1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（再掲：1 - 1）

県庁舎等の耐震化の推進

「山梨県耐震改修促進計画」に基づき、引き続き耐震性のない県有建物の耐震改修及び解体等を実施し、平成27年度に耐震化率100%を達成するよう取り組む。（管財課、営繕課）

【住宅・都市】

都市公園施設の長寿命化の推進

都市公園施設の安全性の確保を図るため、県営9公園（小瀬スポーツ公園、菅根丘陵公園、御勅使南公園、緑が丘スポーツ公園、笛吹川フルーツ公園、舞鶴城公園、富士川クラフトパーク、富士北麓公園及び桂川ウェルネスパーク）について、「山梨県公園施設長寿命化計画」により、危険度・優先度が高い箇所から事業を実施することとし、都市公園施設の日常点検や定期点検を実施するとともに施設の長寿命化を図る。（都市計画課）

県営住宅の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

建物の安全性の確保・向上を図るため、引き続き「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき県営住宅の建替事業、及び改善事業を実施する。（建築住宅課）

公立小中学校及び県立高等学校における避難所運営体制の整備の推進・促進（再掲：1 - 1）

県立文化施設等における防災対策の推進

県立文化施設等（美術館、博物館、考古博物館、文学館、図書館、科学館）の来館者を災害時に安全に避難させるため、引き続き年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。（学術文化財課、社会教育課）

私立学校の耐震化の促進

私立学校施設の安全確保を図るため、各種補助事業の活用を働きかけ、引き続き耐震化を促進する。（私学文書課）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、不特定多数の者等が利用する大規模建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取り組みを促進していく。（建築住宅課）

公立小中学校・県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進

学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校施設の耐震対策（吊り天井等の非構造部材を含む）の促進を図り、できる限

り早期に耐震化率を 100%とする。(学校施設課)

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策の推進のため、引き続き解体修理工事の際に耐震対策のための構造補強工事等に対して助成を行う。(学術文化財課)

都市公園の防災活動拠点機能の強化

今後は、災害時の防災活動拠点となる都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曾根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑ヶ丘スポーツ公園）において、建築年度が古い施設の老朽化にあわせ、引き続き防災活動拠点としての整備を実施する。また、市町村管理の公園についても整備を指導する。(都市計画課)

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（再掲：1 - 1）

災害に強い市街地の形成を図るため、引き続き土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、事業中の箇所を早期に完成させるとともに、対象事業箇所への補助を積極的に実施する。(都市計画課)

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（再掲：1 - 1）

【保健医療・福祉】

災害時要援護者等の避難場所としての社会福祉施設（高齢者施設）の利用の促進

高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討

引き続き、日頃から施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、高齢者施設の入所者の相互受け入れや在宅要援護者の避難受け入れ体制の整備とその運用を図る。(長寿社会課)

災害時の介護支援者の確保推進

災害時に必要な介護支援者を確保するため、引き続き介護職員初任者研修の実施事業者の指定を進める。(長寿社会課)

災害時要援護者等の避難場所としての社会福祉施設（児童福祉施設）の利用の促進

災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用するため、引き続き保育所、認定こども園、児童養護施設等の本来機能を著しく低下させない範囲で施設の状況に応じた助言を行う。(子育て支援課)

災害時要援護者等の避難場所としての社会福祉施設（障害者福祉施設）の利用の促進

被災障害者のための福祉避難所として、障害者福祉施設を活用するため、引き続き地域的なバランスにも配慮しながら、各市町村と障害者福祉施設との協定締結数の拡大を促進するとともに、防災拠点スペースの確保に努める。(障害福祉課)

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築

災害時の障害者福祉施設間において被災障害者の受入れを円滑に行うため、事務処理フローを作成するとともに、受入れ後の施設運営が適切に行えるよう職員等の協力体制の構築に取り組む。(障害福祉課)

障害者に対する情報支援体制の構築

災害時の聴覚障害者に対する情報支援のため、平成 25 年度に策定した手話ボランティアの派遣マニュアルを基に手話通訳ボランティアの派遣等、各市町村と具体的な検討を進める。

また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討する。(障害福祉課)

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化）(再掲：1 - 1)

ドクターヘリの効果的運用（再掲：1 - 1）

ドクターヘリの離着陸場の整備（再掲：1 - 1）

近隣県の病院への重症患者搬送体制の確保（SCU(広域医療搬送拠点臨時医療施設)の機能強化)(再掲：1 - 1)

病院救護マニュアルの作成・活用の推進

災害時の対応能力の強化を図るため、今後は、平成 26 年 2 月の雪害を受けての病院救護マニュアルの改正や県が主体となって実施する訓練に、医療機関の参加を促す。(医務課)

医薬品等の備蓄・供給体制の整備

医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、引き続き山梨県医薬品卸協同組合に保管管理委託

する備蓄品目の見直しを行い医薬品等の安全な保管に努める。

また、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策として、空路による物資輸送ルートの確実な確保のための検討を行う。（衛生薬務課）

社会福祉施設（高齢者施設）の耐震化の促進

引き続き、民間高齢者施設等に補助を行うことにより、民間建築物の改築等を進めていき、平成 30 年度までに 95%まで耐震化率の向上を図る。（長寿社会課）

病院の耐震化の促進

平成 26 年度にすべての災害拠点病院の耐震化が完了しているため、今後は未耐震の病院に対し、耐震化の啓発を図る。（医務課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（再掲：1 - 1）

【情報通信】

公衆無線 LAN 環境の整備促進（再掲：1 - 1）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：1 - 1）

警察署等の通信付帯施設の老朽化対策の検討

災害時の無線通信空中線（アンテナ）を支持する組立鋼板柱の倒壊等を防止するため、今後は、劣化状態を精査したうえで改修・更新等の計画の策定を警察本部関係所属と連携し、検討する。（警察本部）

（1 - 3）豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：1 - 1）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）
地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う。
（防災危機管理課）

市町村の避難勧告・指示判断マニュアルの策定支援

国のガイドラインに基づく「避難勧告等の判断・伝達基準」をより実効性のある基準とするため、引き続き市町村に対し、助言・技術的支援を行う。対象：水害 13 市町、土砂災害 26 市町村
（防災危機管理課）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

消防団の救助資機材等の整備促進（再掲：1 - 1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（再掲：1 - 1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（再掲：1 - 1）

公立小中学校及び県立高等学校における避難所運営体制の整備の推進・促進（再掲：1 - 1）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成（再掲：1 - 1）

災害時の要援護者支援対策推進のため、今後は山梨県社会福祉協議会の行う福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアル検証を促進する。（福祉保健総務課）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

ドクターヘリの効果的運用（再掲：1 - 1）

病院救護マニュアルの作成・活用の推進（再掲：1 - 2）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立

映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する。（防災危機管理課）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等を活用し被害状況を迅速に把握する体制の確立

災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、引き続き各合同庁舎に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する。（防災危機管理課）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：1 - 1）

公衆無線 LAN 環境の整備促進（再掲：1 - 1）

被害情報の収集・伝達体制の確立のための防災行政無線等の整備

災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、引き続き防災行政無線施設の維持管理や更新等により通信機能の強化を図る。（防災危機管理課）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：1 - 1）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）

社会資本整備重点計画の策定

社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、「社会資本整備重点計画」を策定し、同計画に基づき

整備を推進する。（県土整備総務課）

【農林水産】

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地の浸水が懸念される地域において、農業用水利施設等の整備を進めるとともに、整備済みの排水機場等の耐震化を見据えた点検・調査を推進し、施設管理者等との調整のうえ、計画的な整備を行う。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

社会資本整備重点計画の策定（再掲：交通・物流）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

洪水災害を未然に防止するため、引き続き河川管理施設の維持や流下断面の確保を継続しながら、河道の掘削や拡幅、築堤等の整備や機能強化等の対策等を推進するとともに、五明川排水機場等の河川施設の長寿命化を図る。

また、県内6多目的ダムにおいても、ダム機能を維持するため、引き続きダム周辺施設等を含めた適切な改良や長寿命化対策により、維持・修繕を実施する。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

洪水被害を防止する河川整備の推進

県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き、鎌田川や濁川等において、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を実施する。

今後も、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト縮減を図りながら、重点箇所を中心に整備を行い、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効利用を推進する。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

雨水貯留浸透施設の整備の推進

洪水災害を軽減するため、引き続き河川への流出を遅らせる雨水貯留浸透施設の整備による減災対策を推進し、流域全体での流出抑制対策の重要性を周知するため、パンフレットの配布や講習会の開催などによる啓発活動を実施する。（治水課）

洪水ハザードマップの周知

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、引き続き、洪水ハザードマップの周知により避難体制の支援を行うとともに、今後は、国や近県の状況を見ながら改訂マニュアルを踏まえた浸水想定区域の見直しについて検討を行う。

また、ハザードマップで想定している広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら検討を行う。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

水防訓練の実施

洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚を図るため、引き続き水防訓練を実施する。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

水防用資材の備蓄の推進

水害から住民の生命を守るため、引き続き水防用資材の定期的な更新と備蓄を行う。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

（1 - 4）富士山火山噴火による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、居住地の消失、交通ネットワークの機能停止、観光業の衰退、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

災害時における燃料確保の推進（再掲：1 - 1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：1 - 1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（再掲：1 - 1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施

広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、県が行う各種の防災訓練について、災害種別毎に初動対応から秩序だてて時系列で適切に対応できるものにするるとともに、総合的な訓練の実施にあたっては、事前に職員がその役割毎の研修をしっかりと行い、それを踏まえて訓練を実施し、各対応を検証して課題を把握し、マニュアルの見直し等に反映する。（防災危機管理課）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（再掲：1 - 1）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（再掲：1 - 1）

広域応援協定の具体的運用体制の整備

緊急消防援助隊の応援・受援計画における運用の実効性を高めるため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を1都9県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県）により実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。（消防保安室）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）

富士山噴火災害は、市町村を越えた避難が想定されるので、計画の具体化のため、今後も検討を進め、富士山火山広域避難計画を改訂、記載内容を追加するとともに、訓練も継続して実施する。また、御嶽山の噴火を踏まえた突発的な噴火への対応についても検討を行う。

更に、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う。（防災危機管理課）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進

富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた広域避難が想定されるため、民間団体との避難・輸送の支援協定を検討する。（防災危機管理課）

消防防災航空隊の機能強化（再掲：1 - 1）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

救急救命士の養成・確保の推進（再掲：1 - 1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、引き続き関係団体に対する広報や（一財）山梨県消防協会が実施する消防団員確保対策事業に対し支援を行うとともに市町村に対し消防団活性化総合計画の見直し等の働きかけを行う。（消防保安室）

消防団の救助資機材等の整備促進（再掲：1 - 1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（再掲：1 - 1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 3）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（再掲：1 - 1）

公立小中学校及び県立高等学校における避難所運営体制の整備の推進・促進（再掲：1 - 1）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成（再掲：1 - 1）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化）（再掲：１－１）

ドクターヘリの効果的運用（再掲：１－１）

ドクターヘリの離着陸場の整備（再掲：１－１）

近隣県の病院への重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の機能強化）（再掲：１－１）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：１－１）

無料で利用できる Wi-Fi スポットの整備を促進するため、民間企業（NTT東日本山梨支店等）と協働し、「やまなし Free Wi-Fi プロジェクト」を引き続き推進するとともに、本県観光のシンボルである富士山に外国人観光客が無料で利用できる Wi-Fi スポットを提供し、情報利便性の向上や防災情報のインフラとして充実に図る。（観光振興課）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

外国人旅行者の本県への誘客の促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供できる体制を構築するため、「観光・防災情報提供アプリケーション」作製し、外国人観光客に対する防災対策の充実に図る。（観光振興課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：１－１）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：１－３）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等を活用し被害状況を迅速に把握する体制の確立（再掲：１－３）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：１－１）

災害発生時の効果的情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について継続して検討するとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムの整備を図り、システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を継続して実施する。（警察本部）

公衆無線 LAN 環境の整備促進（再掲 1 - 1）

被害情報の収集、伝達体制の確立のための防災行政無線等の整備（再掲：１－３）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：産業）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能 / 警察・消防）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：農林水産）（再掲：住宅・都市）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

富士山火山噴火で想定される土砂災害等の際にも林道の機能を維持できるよう、引き続き機能強化に努める。（治山林道課）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備

災害に強い道路を整備し、地域住民や富士山を訪れる観光客などの円滑な避難誘導を図るため、引き続き富士北麓地域から甲府方面、大月方面、相模原方面への避難路となる３方向の放射道路、それらを富士山の裾野で連絡する内環状、富士五湖の北岸沿いの中環状、更に大月・都留・道志とを結ぶ外環状（３放射環状道路）の整備を推進する。その際、非常時において中央自動車道を補完する国道 20 号の機能強化（初狩バイパス、新笹子トンネル等）を国に働きかける。また、その他、避難路となる国道 300 号等の整備を推進する。なお、交通の円滑化を図るために、ラウンドアバウト交差点の導入についても検討する。（道路整備課）

非常時において、富士北麓地域から他地域への避難路となる国道 138 号の新屋拡幅や国道 139 号の都留バイパス及び中央自動車道を補完する道路である国道 20 号の大月バイパスや新笹子トンネルの整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

スマート IC の整備促進

災害に強い道路網の構築を図るため、引き続き被災後の代替路や物流拠点の形成などが図られる事業中のスマート IC 整備の促進や新たなスマート IC の設置を要望する。（高速道路推進課）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

高規格道路ネットワークを強化や災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、引き続き事業協力や期成同盟会を通じて関係機関への働きかけを行い、高速道路等の整備促進を図る。（高速道路推進課）
中部横断自動車道・増穂以南の平成29年度までの完成に向け、国及び中日本高速道路(株)が整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり

富士山噴火時の降灰から避難路や輸送路を確保するため、道路の降灰に関する検討を進め、速やかに除灰できる体制の構築を検討する。（道路管理課）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新する。（治山林道課）

森林の公益的機能の維持・増進

保安林の公益的機能が、持続的に発揮されるよう引き続き水源地域緊急整備事業、保安林改良事業、保安林保育事業による整備を進める。（治山林道課）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

富士山火山噴火で想定される土砂災害等の防災対策については、今後は国による「直轄事業」の実施に向けて関係機関と調整を図る必要があるが、引き続き富士山周辺7市町村において、周辺の森林の山地災害防止機能が確保される集落の増加と山地災害危険地区の未着手解消の推進を併せて対応する。（治山林道課）

農村資源の保全管理活動

中山間地域等直接支払制度、農地維持・資源向上活動支援事業の両施策については、大規模災害時の応急復旧に欠かせない地域ぐるみの共同活動として非常に重要なことから、引き続き推進する。（農村振興課）

老朽化した農業用ため池の整備

ため池等整備事業や農村地域防災減災事業等により、今後は、詳細な点検・調査を推進するとともに、老朽化の進行や耐震性の不足などに対応する施設の改修や補強について、施設管理者等との調整のうえ、計画的な整備を行う。

また、ため池が決壊した場合の被害想定地域等を示したハザードマップの作成や情報連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を検討し、計画的な整備を行う。

また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課、関東農政局（国））

県産農産物の生産技術対策の普及徹底

農作物に係る生産技術対策の普及の徹底については、災害が想定される場合は、迅速に事前対策を作成し現場への周知を行い、災害発生後は、直ちに被害状況を把握するとともに、復旧対策を構築し、県内農産物の生産量を確保する。（農業技術課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市）（再掲：農林水産）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施する。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

土砂災害特別警戒区域内に要配慮者利用施設等がある箇所や近年の災害発生状況などを考慮し、土砂災害の危険性が高い箇所を優先的に整備していく。（砂防課）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、過年度整備済みの箇所については、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理を行っていく。

（砂防課、富士川砂防事務所（国））

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備（再掲：農林水産）

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進

富士山の噴火災害を軽減するため、「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成26年度から実施）を東京大学地震研究所等と共同で実施する。その中で、富士山の噴火履歴を明らかにし、一方で、地下水観測等の火山観測を行う。この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、溶岩流・火砕流の噴火シミュレーション及び降灰シミュレーションによる予測手法の確立に取り組む。更に、火山防災情報の発信や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりを行う。（富士山科学研究所）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等

火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発のため、地元自治体や県民を対象とする火山防災研修会やセミナー、火山噴火災害の軽減のための国際ワークショップやシンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識などの普及・啓発に取り組む。また、小中学校や高等学校の富士山学等、大学における講義を通じて火山防災教育を推進する。（富士山科学研究所）

富士山の火山ハザードマップの整備等

富士山の噴火は多様であり事前に火口も特定できないため、噴火に際して即時に対応できるハザードマップ（リアルタイムハザードマップ）の整備やハザードマップを行政担当者並びに地域住民が使いこなすスキルを取得するための防災教育に取り組む。（富士山科学研究所）

富士山監視体制の整備の推進

富士山火山噴火の前兆現象を早期に特定し、噴火前避難体制の強化及び緊急減災対策へ迅速に移行し被害をできる限り軽減するため、今後は、富士山監視映像装置の改築とともに県が有する監視映像を気象庁や富士山科学研究所などの火山専門機関へ情報提供を行い、監視体制の強化を図る。（砂防課）

富士山火山噴火緊急減災対策の推進

富士山火山噴火対策砂防事業の促進を図るため、平成27年1月に富士北麓地域7市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町）の首長及び議会議長により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会が設立された状況を受け、今後は、富士砂防事務所、静岡県及び山梨県で検討中の「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、計画に基づく富士山火山対策の国直轄化について、国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する。

（砂防課、富士砂防事務所（国））

（１－５）大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生のみならず、建物の損壊、居住地の消失、天然ダムの発生、農地及び森林の消失・荒廃などにより、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能／警察・消防】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：１－１）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（再掲：１－１）

引き続き、大規模災害発生時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の随時見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る。（警察本部）

市町村の避難勧告・指示判断マニュアルの策定支援（再掲：１－３）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（再掲：１－１）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（再掲：１－１）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（再掲：１－４）

消防防災航空隊の機能強化（再掲：１－１）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：１－１）

救急救命士の養成・確保の推進（再掲：１－１）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（再掲：１－４）

消防団の救助資機材等の整備促進（再掲：１－１）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（再掲：１－１）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）

災害時における応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進（再掲：１－１）

公立小中学校及び県立高等学校における避難所運営体制の整備の推進・促進（再掲：１－１）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成（再掲：１－１）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：１－１）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化）（再掲：１－１）

ドクターヘリの効果的運用（再掲：１－１）

ドクターヘリの離着陸場の整備（再掲：１－１）

近隣県の病院への重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の機能強化）（再掲：１－１）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：１－１）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：１－３）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等を活用し被害状況を迅速に把握する体制の確立（再掲：１－３）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：１－１）

公衆無線LAN環境の整備促進（再掲：１－１）

被害情報の収集、伝達体制の確立のための防災行政無線等の整備（再掲：１－３）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：１－１）

【交通・物流】

社会資本整備重点計画の策定（再掲：１－３）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進

森林の公益的機能についての普及啓発を行うとともに、引き続き県民参加の森林づくりを進めるための支援を行う。（森林環境総務課・みどり自然課）

森林の公益的機能が高度に発揮される健全な森林づくりを推進するため、引き続き造林事業や森林環境保全推進事業を進める。

また、森林を健全な状態に維持するために、森林病虫害の駆除や林野火災防止パトロールを行うとともに、植栽・保育・間伐等の作業を効果的に進める。（森林整備課・県有林課）

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：1 - 4）

保安林の公益的機能が、持続的に発揮されるよう引き続き水源地域緊急整備事業、保安林改良事業、保安林保育事業による整備を進める。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：国土保全）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

昭和町を除く26市町村において、引き続き山間部の集落周辺の森林の山地災害防止機能を確保するための整備を適切に実施する。更に、山地災害危険地区における治山事業未着手地区の解消を目指す。

（治山林道課）

葦崎市湯沢地区と南アルプス市野呂川地区においては、国との調整を行い、国直轄治山事業を継続し、荒廃地の整備を推進する。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

二ホンジカの捕獲技術改良及び針葉樹人工林の針広混交林への転換技術開発

新たに開発した二ホンジカ捕獲手法や食害を受けにくい施業方法を適用するとともに、随時改良を加える。成果は、各種会議等を通じて広く普及を図る。（森林総合研究所）

治山林道事業における生物多様性に配慮した緑化工指針の作成

従来の施工地における緑化不成功要因の抽出、周辺植生からの在来種の定着を促進する緑化工法の検討、外来植物の移りリスクの評価等の試験研究を行う。これらの結果に基づき、新たな緑化工指針の作成を行う。（森林総合研究所）

森林環境税モニタリング調査

森林環境税を財源の一部とした森林整備事業の効果を検証するため、引き続き施業林におけるモニタリングを実施し、調査結果や事業効果の公表を行う。（森林総合研究所）

農村資源の保全管理活動（再掲：1 - 4）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：1 - 4）

ため池等整備事業や農村地域防災減災事業等により、今後は、詳細な点検・調査を推進するとともに、老朽化の進行や耐震性の不足などに対応する施設の改修や補強について、施設管理者等との調整のうえ、計画的な整備を行う。

また、ため池が決壊した場合の被害想定地域等を示したハザードマップの作成や情報連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 4）、用排水施設の整備（再掲：1 - 4）

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を検討し、計画的な整備を行う。

また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課、関東農政局（国））

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 3）

県産農産物の生産技術対策の普及徹底（再掲：1 - 4）

耕作放棄地解消対策

地域の実情に応じた耕作放棄地の再生を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化や企業を含む担い手のニーズに合った集積を図るなど、引き続き耕作放棄地の発生防止、解消対策を推進して農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する。（農村振興課）（耕地課）

農地の整備（生産基盤の整備）

未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道や農業水利施設等を抱える地域において、生産基盤を整備して生産性の向上、農家経営の安定化を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能を十分に発揮するため、引き続き畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業等を推進する。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 4）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新する。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 3）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

社会資本整備重点計画の策定（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化

昭和町を除く26市町村において、山間部の集落周辺の森林の山地災害防止機能を確保するため、土砂災害防止機能を発揮している既存治山施設について、施設の長寿命化を図るため、「山梨県治山施設保全計画」に基づき、適正な維持・管理を実施する。（治山林道課）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施する。（砂防課、富士川砂防事務所（国））
土砂災害特別警戒区域内に要配慮者利用施設等がある箇所や近年の災害発生状況などを考慮し、土砂災害の危険性が高い箇所を優先的に整備していく。（砂防課）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、過年度整備済みの箇所については、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理を行っていく。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

深層崩壊対策の検討

深層崩壊発災後の対応を迅速に行うため、国や市町村との連絡体制の整備や情報伝達訓練などを実施し、連携を強める。（砂防課）

引き続き、富士川流域砂防連絡会（国、山梨県、長野県、関係市町村）を通じた取り組みを推進するとともに、今後とも深層崩壊の調査及び必要な対策を進める。（富士川砂防事務所（国））

ニホンジカの捕獲技術改良及び針葉樹人工林の針広混交林への転換技術開発（再掲：農林水産）

富士スバルライン沿線緑化試験

長期間調査による蓄積データを富士山の景観保全や森林保護のために活用するとともに、今後も調査を継続することによってデータの一層の蓄積と活用を図る。（森林総合研究所）

森林環境税モニタリング調査（再掲：農林水産）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 3）

河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

耕作放棄地解消対策（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進

平成27年度から富士山を始めとした山梨県下の山岳地帯における雪崩研究を行う。

この研究は、雪崩の発生のメカニズムの解明とその観測を手助けするための計器の開発を目的としているが、その成果については、降雨型火山泥流、融雪型火山泥流、斜面崩壊、火山体崩壊などの火山における現象に対して応用することが可能であるため、実施する。（富士山科学研究所）

（1 - 6）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

公用車両の災害対応機能の強化

公用車を被災地等で使用する場合に備え、引き続き応急対応用資機材等の整備を進める。（管財課）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：1 - 1）

広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、県が行う各種の防災訓練について、災害種別ごとに初動対応から秩序だてて時系列で適切に対応できるものにするるとともに、総合的な訓練の実施にあたっては、事前に職員がその役割ごとの研修をしっかりと行い、それを踏まえて訓練を実施し、各対応を検証して課題の把握を行い、マニュアルの見直し等に反映する。（防災危機管理課）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

市町村の避難勧告・指示判断マニュアルの策定支援（再掲：1 - 3）

国のガイドラインに基づく「避難勧告等の判断・伝達基準」をより実効性のある基準とするため、引き続き市町村に対し、助言・技術的支援を行う。対象：水害 13 市町、土砂災害 26 市町村（防災危機管理課）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）

消防防災航空隊の機能強化（再掲：1 - 1）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

災害対策用交通安全施設等の整備の推進

発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れや交通事故の発生を回避するため、停電時に信号機が滅灯しないよう、引き続き交通信号機電源附加装置の整備を行い、災害時の交通の安全と円滑化を図る。（警察本部）

【住宅・都市】

家庭における省エネルギーの推進

エネルギーの地産地消を図るため、太陽光発電及び蓄電池（又は家庭用燃料電池）といった発電設備等を備えるとともに、高断熱建材の使用等による省エネ性能にも優れたスマートハウスの導入や地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。（エネルギー局）

【保健医療・福祉】

社会福祉施設（高齢者施設）における防災資機材等の整備促進

高齢者施設の防災資機材等の整備のため、引き続き、施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備があった場合には改善を指導するなどして防災資機材等の整備を促進させる。（長寿社会課）

社会福祉施設（児童福祉施設）における防災資機材等の整備促進

児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）に対する非常用物資の備蓄リスト作成・定期点検等を、引き続き実施し、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材の整備等を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確認する。（子育て支援課）

社会福祉施設（障害者福祉施設）における防災資機材等の整備促進

引き続き、障害者福祉施設に対する実地指導等の中で、防災資機材等の整備状況を確認するとともに、必要な整備を促す指導を行う。（障害福祉課）

障害者に対する情報支援体制の構築（再掲：1 - 2）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

Free Wi-Fi スポット整備の推進（再掲：1 - 1）

無料で利用できる Wi-Fi スポットの整備を促進するため、民間企業（NTT 東日本山梨支店等）と協働し、「やまなし Free Wi-Fi プロジェクト」を引き続き推進するとともに、本県観光のシンボルである富士山に外国人観光客が無料で利用できる Wi-Fi スポットを提供し、情報利便性の向上や防災情報のインフラとして充実を図る。（観光振興課）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：1 - 4）

外国人旅行者の本県への誘客の促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供できる体制を構築するため、「観光・防災情報提供アプリケーション」作製し、外国人観光客に対する防災対策の充実を図る。（観光振興課）

【情報通信】

被災者支援情報提供体制の整備

県民が正確な情報を確実に入手できるよう、各報道機関との放送（報道）協定に基づくテレビ・ラジオ・新聞紙面による放送（報道）の要請を行う。また、ホームページ、SNS等を活用した情報提供を行うなど、多様な提供手段を確保する。

なお、提供する情報については、災害対策本部において検討する体制を確保する。

やまなし創造提案便（県民からの意見や要望に対して、1週間以内に回答を行う制度）やホームページからのお問い合わせなどについては、引き続き迅速な対応に努める。

特に災害時においては、即時性を求める投稿も多いため、迅速な対応が必要な投稿については、災害対策本部において対応を行う体制を確保する。（広聴広報課）

災害時広報（活動）マニュアルの運用

県民への情報の迅速かつ確実な提供のため、災害時広報活動マニュアルを随時点検し、必要に応じ見直しを行う。（広聴広報課）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

来日間もなく県内に居住を始めた外国人の場合、既存の行政情報の伝達等に不利な条件下にあり、こうした外国人は、必要な防災・避難情報にアクセスできないことが想定されるため、災害ガイドブック（7カ国語）の配布や県ホームページでの公開を毎年継続して実施する。（国際交流課）

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

迅速かつ確実な初動対応を実現するため、県、市町村、防災関係機関等で収集情報を共有・提供するためのITを活用した「総合防災情報システム」を構築する。（防災危機管理課）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：1 - 3）

映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する。（防災危機管理課）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等を活用し被害状況を迅速に把握する体制の確立（再掲：1 - 3）

災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、引き続き各合同庁舎に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する。（防災危機管理課）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：1 - 1）

災害発生時の効果的情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について継続して検討するとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムの整備を図り、システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を継続して実施する。（警察本部）

公衆無線LAN環境の整備促進

災害時等を想定し、県内のどこからでも、誰もが無線LAN（Wi-Fi）にアクセスできるようにするため、防災拠点等の県有施設へのアクセスポイントの整備を図る。（情報政策課）

被害情報の収集、伝達体制の確立のための防災行政無線等の整備（再掲：1 - 3）

災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、引き続き防災行政無線施設の維持管理や更新等により通信機能の強化を図る。（防災危機管理課）

消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進

消防救急無線のデジタル化を進め、あわせて広域化・共同化の働きかけを行うことにより、広域的な機動性の確保とともに、災害に強い情報通信体制の整備を進める。（消防保安室）

Free Wi-Fi スポット整備の推進（再掲：産業）

【農林水産】

農村資源の保管理活動（再掲：1 - 4）

2．大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

（2 - 1）交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資が行き渡らない事態

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

災害時における燃料確保の推進（再掲：1 - 1）

大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有について検討を行う。

（防災危機管理課）

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立

防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村の対応が困難となった場合は、当該市町村に土地勘を有する県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する。（防災危機管理課）

自主防災組織の防災資機材の整備促進

地域の防災力を強化するため、引き続きコミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っていくが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する。（防災危機管理課）

県の備蓄資機材の確保

様々な災害に対応した備蓄体制の充実を図るため、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、引き続き備蓄資機材の確保を図る。（防災危機管理課）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（再掲：1 - 4）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施

災害時の緊急輸送道路の確保のため、引き続き各種防災訓練の際に、緊急輸送道路確保等の訓練を実施する。（警察本部）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（再掲：1 - 4）

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進

市町村が整備した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火水槽等の有効活用について、助言等を行う。

（防災危機管理課）

災害時における下水道応急復旧体制の強化

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務を実施するため、（公社）日本下水道管路管理業協会との連絡体制等を常に最新のものになるよう、随時協定を更新する。（下水道室）

水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進

平成31年度までに石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率を79%とし、引き続き水道施設の耐震化を着実に実施するよう要請するとともに、応急給水資機材の整備についても各水道事業者に促す。

また、大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る。

（衛生業務課）

下水道施設の長寿命化の推進

下水道施設の長寿命化を図るため、引き続き下水道施設の点検実施の強化に努めるとともに、4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の処理場や20年以上経過した幹線管渠などの下水道施設の長寿命化対策を進める。（下水道室）

下水道施設の耐震化の推進

災害時における下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、引き続き4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の下水道施設の耐震化を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図るため、BCP訓練や地震対策マニュアルの見直し等を実施する。

特に、4流域下水道の幹線管渠について耐震化率の向上を図るため、重要な公共施設の周辺等を最優先に、更には緊急輸送道路周辺等も優先し耐震対策を実施する。（下水道室）

都市公園の防災活動拠点機能の強化（再掲：1 - 1）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、市町村が指定する避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取り組みを促進していく。（建築住宅課）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成（再掲：1 - 1）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、市町村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を促進する。（福祉保健総務課）

避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）

避難所の食料の確保のため、引き続き特定給食施設巡回時及び研修会等で備蓄の必要性、災害対応マニュアルの作成について説明し、平成28年度までにすべての特定給食施設に備蓄が行われるよう指導していき、マニュアルについても整備されていない施設については支援を行う。

また、今後は、災害対応についての先進事例等を収集し、周知を図るとともに、市町村の要援護者への食事の提供体制の構築について検討を行う。（健康増進課）

災害時における医療救護の協力体制の構築の推進

山梨県医師会、山梨県歯科医師会、山梨県看護協会、山梨県薬剤師会及び山梨県整骨師会との災害時の医療救護等に関する協定内容を、必要に応じ見直しを行い、医療関係団体との協力関係の構築を図る。（医務課、衛生薬務課）

社会福祉施設（高齢者施設）における防災資機材等の整備促進（再掲：1 - 6）

高齢者施設の防災資機材等の整備のため、引き続き、施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導するなどして防災資機材等の整備を促進させる。（長寿社会課）

社会福祉施設（児童福祉施設）における防災資機材等の整備促進（再掲：1 - 6）

児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）に対する非常用物資の備蓄リスト作成・定期点検等を、引き続き実施し、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材の整備等を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確認する。（子育て支援課）

社会福祉施設（障害者福祉施設）における防災資機材等の整備促進（再掲：1 - 6）

引き続き、障害者福祉施設に対する実地指導等の中で、防災資機材等の整備状況を確認するとともに、必要な整備を促す指導を行う。（障害福祉課）

医薬品等の備蓄・供給体制の整備（再掲：1 - 2）

医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、引き続き山梨県医薬品卸協同組合に保管管理委託する備蓄品目の見直しを行い医薬品等の安全な保管に努める。

また、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策として、空路による物資輸送ルートの確実な確保のための検討を行う。（衛生薬務課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：1 - 1）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の強化

災害時の情報収集、共有、情報提供に必要な通信基盤を確保するため、引き続き医療機関等に対し、衛星携帯電話の整備及びE M I S（広域災害救急医療情報システム）への加入を促進する。（医務課）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）

災害時の物資調達の協定については、緊急時における一定量の物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。（消費生活安全課）

災害に強い物流システムの構築

災害に強い物流システムを構築するため、関係機関と協議し、救援物資の受け入れ方法、手段等について検討を行う。（防災危機管理課）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）

災害発生時に生活必需物資を速やかに調達するため、協定締結企業者と協定内容の見直しを行うとともに、特に、県外からの救援物資の受け入れ、保管・管理、払い出し、輸送に関する部分については、運送業者、倉庫業者、自衛隊との連携も含め、検討を行う。

また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しを加速化し早期の完成を目指す。（商業振興金融課）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：１ - １）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：１ - ４）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新する。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：１ - ３）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施

災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため、各協会とも連携し、防災訓練を実施しながら、新たな課題に対し必要に応じ地震災害行動マニュアルの見直しを行う。（県土整備総務課、道路管理課）

電線類の地中化の推進（再掲：１ - １）

道の駅等の防災機能の拡充

豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、地域防災機能を強化するため、「道の駅」の防災機能を拡充することを目的に、配置計画や拡充すべき防災機能の検討を行い、防災拠点施設としての施設整備を推進する。（防災危機管理課、道路管理課）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

災害発生時の避難路や隣県への連絡道路として林道を活用できるよう、引き続き林道施設の長寿命化・機能強化事業を進める。（治山林道課）

基幹農道の整備

基幹農道の整備を進めることで農村地域のアクセスの向上を図るとともに、重要性の高い橋梁及び隧道について、長寿命化・耐震化対策を推進する。（耕地課）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路の確保を図るため、引き続き新山梨環状道路や国道１４０号など幹線道路の整備を実施する。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

新山梨環状道路・北部区間（広瀬～桜井間）については、リニア開業までの完成を目指し、早期事業化を国に働きかける。（高速道路推進課）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（再掲：１ - ４）

災害に強い道路を整備し、地域住民や富士山を訪れる観光客などの円滑な避難誘導を図るため、引き続き富士北麓地域から甲府方面、大月方面、相模原方面への避難路となる３方向の放射道路、それらを富士山の裾野で連絡する内環状、富士五湖の北岸沿いの中環状、更に大月・都留・道志とを結ぶ外環状（３放射環状道路）の整備を推進する。その際、非常時において中央自動車道を補完する国道２０号の機能強化（初狩バイパス、新笹子トンネル等）を国に働きかける。また、その他、避難路となる国道３００号等の整備を推進する。なお、交通の円滑化を図るために、ラウンドアバウト交差点の導入についても検討する。（道路整備課）

非常時において、富士北麓地域から他地域への避難路となる国道１３８号の新屋拡幅や国道１３９号の都留バイパス及び中央自動車道を補完する道路である国道２０号の大月バイパスや新笹子トンネルの整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備

沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き県道富士吉田西桂線等の生活幹線道路の整備を推進する。また、交通の円滑化を図るために、ラウンドアバウト交差点の導入についても検討する。

（道路整備課）

スマートＩＣの整備促進（再掲：１ - ４）

災害に強い道路網の構築を図るため、引き続き被災後の代替路や物流拠点の形成などが図られる事業中のスマートＩＣ整備の促進や新たなスマートＩＣの設置を要望する。（高速道路推進課）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（再掲：1 - 4）

高規格道路ネットワークを強化や災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、引き続き事業協力や期成同盟会を通じて関係機関への働きかけを行い、高速道路等の整備促進を図る。（高速道路推進課）
中部横断自動車道・増穂以南の平成29年度までの完成に向け、国及び中日本高速道路(株)が整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

道路防災危険箇所等の解消

道路法面崩壊や路肩決壊等の危険箇所の解消のため、引き続き法面对策工等の防災対策を実施する。（道路管理課）

要対策箇所の解消に努めるほか、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間の解除へ向け防災対策を実施する。

（甲府河川国道事務所（国））

都市計画道路（街路）の整備

狭隘道路等を解消し災害に強い街路網を構築するため、D I D（人口集中地区）区間を重点的に都市計画道路の整備を確実に進めるとともに、今後も必要な路線について事業を実施する。（都市計画課）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋長15m以上の橋梁を、平成31年度を目途に耐震化率100%達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）

引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の維持管理計画の策定を進める。（道路管理課）

道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進

想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、道路除排雪計画に基づき、他の道路管理者との相互除雪を行うための協定の締結や除雪車の配備等を進める。（道路管理課）

非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。（甲府河川国道事務所（国））

【農林水産】

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：1 - 4）

ため池等整備事業や農村地域防災減災事業等により、今後は、詳細な点検・調査を推進するとともに、老朽化の進行や耐震性の不足などに対応する施設の改修や補強について、施設管理者等との調整のうえ、計画的な整備を行う。

また、ため池が決壊した場合の被害想定地域等を示したハザードマップの作成や情報連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 4）

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を検討し、計画的な整備を行う。

また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課）

精米の供給体制整備に向けての検討

精米の供給体制の整備について、引き続き農林水産省の事業内容を注視するとともに、市町村からの災害救助米の要請に対応するため、農林水産省への連絡方法や米の引き渡し方法を確認するとともに、より円滑な調達・供給を検討する。（花き農水産課）

基幹農道の整備（再掲：農林水産）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施する。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

土砂災害特別警戒区域内に要配慮者利用施設等がある箇所や近年の災害発生状況などを考慮し、土砂災害の危険性が高い箇所を優先的に整備していく。（砂防課）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲： 1 - 4 ）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、過年度整備済みの箇所については、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理を行っていく。
（砂防課、富士川砂防事務所（国））

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）

災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：住宅・都市）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲： 1 - 3 ）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲： 1 - 3 ）

（2 - 2）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

非常参集体制の確立

大規模地震が発生した際の初動体制を確保するため、非常参集訓練を実施し、非常参集できなかった場合は、理由を検証し、研修、訓練等、非常参集体制の見直しを行う。

また、確実な初動体制を確保するため、引き続き宿日直制や知事・本部員が在京している場合のヘリコプターによる帰庁体制を維持するとともに、課題を整理する。（防災危機管理課）

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（再掲：2 - 1）

自主防災組織の防災資機材の整備促進（再掲：2 - 1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（再掲：1 - 1）

県の備蓄資機材の確保（再掲：2 - 1）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（再掲：1 - 4）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

【住宅・都市】

帰宅困難者等の搬送体制の構築

災害時に帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制を構築するため、引き続き定期的に山梨交通(株)、富士急行(株)、(一社)山梨県タクシー協会等の関係者と協議を行い、より適切な意識共有と連絡体制の確立を図る。（交通政策課）

耐震性貯水槽の整備の促進（再掲：2 - 1）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成（再掲：1 - 1）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（再掲：2 - 1）

避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）（再掲：2 - 1）

災害時における医療救護の協力体制の構築の推進（再掲：2 - 1）

社会福祉施設（高齢者施設）における防災資機材等の整備促進（再掲：1 - 6）

社会福祉施設（児童福祉施設）における防災資機材等の整備促進（再掲：1 - 6）

社会福祉施設（障害者福祉施設）における防災資機材等の整備促進（再掲：1 - 6）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の強化（再掲：2 - 1）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）（再掲：2 - 1）

災害時の物資調達の協定については、緊急時における一定量の物資の確保を図るため、引き続き必要に応じて協定内容を見直す。（消費生活安全課）

災害に強い物流システムの構築（再掲：2 - 1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）（再掲：2 - 1）

災害発生時に生活必需物資を速やかに調達するため、協定締結企業者と協定内容の見直しを行うとともに、特に、県外からの救援物資の受け入れ、保管・管理、払い出し、輸送に関する部分については、運送業者、倉庫業者、自衛隊との連携も含め、検討を行う。

また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しを加速化し早期の完成を目指す。（商業振興金融課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 4 治山林道課）（再掲：1 - 3 県土整備総務課）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

道の駅等の防災機能の拡充（再掲：2 - 1）

豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、地域防災機能を強化するため、「道の駅」の防災機能を拡充することを目的に、配置計画や拡充すべき防災機能の検討を行い、防災拠点施設としての施設整備を推進する。（防災危機管理課、道路管理課）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：2 - 1）

災害発生時の避難路や隣県への連絡道路として林道を活用できるよう、引き続き森林整備事業や林道施設の長寿命化・機能強化事業を進める。（治山林道課）

基幹農道の整備（再掲：2 - 1）

基幹農道の整備を進めることで農村地域のアクセスの向上を図るとともに、重要性の高い橋梁及び隧道について、長寿命化・耐震化対策を推進する。（耕地課）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：2 - 1）

災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路の確保を図るため、引き続き新山梨環状道路や国道140号など幹線道路の整備を実施する。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

新山梨環状道路・北部区間（広瀬～桜井間）については、リニア開業までの完成を目指し、早期事業化を国に働きかける。（高速道路推進課）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（再掲：1 - 4）

災害に強い道路を整備し、地域住民や富士山を訪れる観光客などの円滑な避難誘導を図るため、引き続き富士北麓地域から甲府方面、大月方面、相模原方面への避難路となる3方向の放射道路、それらを富士山の裾野で連絡する内環状、富士五湖の北岸沿いの中環状、更に大月・都留・道志とを結ぶ外環状（3放射3環状道路）の整備を推進する。その際、非常時において中央自動車道を補完する国道20号の機能強化（初狩バイパス、新笹子トンネル等）を国に働きかける。また、その他、避難路となる国道300号等の整備を推進する。なお、交通の円滑化を図るために、ラウンドアバウト交差点の導入についても検討する。（道路整備課）

非常時において、富士北麓地域から他地域への避難路となる国道138号の新屋拡幅や国道139号の都留バイパス及び中央自動車道を補完する道路である国道20号の大月バイパスや新笹子トンネルの整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備（再掲：2 - 1）

沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き県道富士吉田西桂線等の生活幹線道路の整備を推進する。また、交通の円滑化を図るために、ラウンドアバウト交差点の導入についても検討する。（道路整備課）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（再掲：1 - 4）

高規格道路ネットワークを強化や災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、引き続き事業協力や期成同盟会を通じて関係機関への働きかけを行い、高速道路等の整備促進を図る。（高速道路推進課）
中部横断自動車道・増穂以南の平成29年度までの完成に向け、国及び中日本高速道路(株)が整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

道路防災危険箇所等の解消（再掲：2 - 1）

道路法面崩壊や路肩決壊等の危険箇所の解消のため、引き続き法面対策工等の防災対策を実施する。（道路管理課）

要対策箇所の解消に努めるほか、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間の解除へ向け防災対策を実施する。

（甲府河川国道事務所（国））

都市計画道路（街路）の整備（再掲：2 - 1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋長15m以上の橋梁を、平成31年度を目途に耐震化率100%達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）

引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の維持管理計画の策定を進める。（道路管理課）

道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、道路除排雪計画に基づき、他の道路管理者との相互除雪を行うための協定の締結や除雪車の配備等を進める。（道路管理課）

非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。（甲府河川国道事務所（国））

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：1 - 4）

保安林の公益的機能が、持続的に発揮されるよう引き続き水源地域緊急整備事業、保安林改良事業、保安林保育事業による整備を進める。（治山林道課）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：1 - 4）

ため池等整備事業や農村地域防災減災事業等により、今後は、詳細な点検・調査を推進するとともに、老朽化の進行や耐震性の不足などに対応する施設の改修や補強について、施設管理者等との調整のうえ、計画的な整備を行う。

また、ため池が決壊した場合の被害想定地域等を示したハザードマップの作成や情報連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 4）

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を検討し、計画的な整備を行う。

また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課）

精米の供給体制整備に向けての検討（再掲：2 - 1）

基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：1 - 5）

昭和町を除く26市町村において、引き続き山間部の集落周辺の森林の山地災害防止機能を確保するための整備を適切に実施する。更に、山地災害危険地区における治山事業未着手地区の解消を目指す。

（治山林道課）

韮崎市湯沢地区と南アルプス市野呂川地区においては、国との調整を行い、国直轄治山事業を継続し、荒廃地の整備を推進する。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（再掲1 - 5）

昭和町を除く26市町村において、山間部の集落周辺の森林の山地災害防止機能を確保するため、土砂災害防止機能を発揮している既存治山施設について、施設の長寿命化を図るため、「山梨県治山施設保全計画」に基づき、適正な維持・管理を実施する。（治山林道課）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施する。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

土砂災害特別警戒区域内に要配慮者利用施設等がある箇所や近年の災害発生状況などを考慮し、土砂災害の危険性が高い箇所を優先的に整備していく。（砂防課）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、過年度整備済みの箇所については、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理を行って行く。

（砂防課、富士川砂防事務所（国））

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

（2 - 3）警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能／警察・消防】

他自治体との連携推進

関東地方知事会、全国知事会及び中央日本四県（新潟、長野、静岡、山梨）における相互応援協定をはじめ、他自治体との連携強化を推進することにより、東海地震（南海トラフ地震）や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本県に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進する。（防災危機管理課）

災害装備資機材の整備の推進（再掲：1 - 1）

災害対応力強化のため、引き続き災害時の救出及び救助活動並びに同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を進める。（警察本部）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（再掲：1 - 1）

自主防災組織の防災資機材の整備促進（再掲：2 - 1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（再掲：1 - 1）

大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送が円滑に行えるようにするため、引き続き消防本部と連携を図りながら、適地調査を含めた技術支援を行い、市町村におけるヘリポートの確保・整備を図る。（防災危機管理課）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（再掲：1 - 1）

広域的な大災害の発生に対する対応力の強化を図るため、引き続き地震防災訓練（上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等）において、自衛隊ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機等による他県との合同訓練を実施する。（防災危機管理課）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（再掲：1 - 4）

消防防災航空隊の機能強化（再掲：1 - 1）

多数のヘリコプターの運用が想定される大規模災害においても消防防災航空隊の効果的な部隊運用等を行うため、引き続き消防防災ヘリコプター動態管理システムを運用管理するとともに、航空機による消防防災活動の対応力を向上させるため、航空隊経験者による支援体制を図り、実災害時での支援航空隊員の迅速な招集が図られるよう取り組むなど、消防防災航空隊の機能強化を行う。（防災危機管理課）

消防防災航空基地機能の強化（再掲：1 - 1）

消防防災航空基地機能の強化に向けて関係機関と協議を継続する。（防災危機管理課）

救急救命士の養成・確保の推進（再掲：1 - 1）

救急搬送に迅速・適切に対応するため、引き続き救急救命士の養成・確保を進める。（消防保安室）

消防団の救助資機材等の整備促進（再掲：1 - 1）

救急搬送体制の充実強化（再掲：1 - 1）

救急搬送体制の充実強化を図るため、引き続き救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進する。（消防保安室）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（再掲：1 - 1）

災害への消防職員及び消防団員の対応能力の充実を図るため、訓練マニュアルに基づき、H27.4 に関校した消防学校の新たな訓練施設、教育機材を活用した教育訓練を実施し、消防職員が、多様化・複雑化する火災や水難事故、山岳事故等に的確に対応できるよう実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る。

（消防保安室、消防学校）

消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施（再掲：1 - 1）

地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止等のため、引き続き消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図る。（消防保安室）

災害対策用交通安全施設等の整備の推進（再掲：1 - 6）

【住宅・都市】

都市公園の防災活動拠点機能の強化（再掲：1 - 2）

今後は、災害時の防災活動拠点となる都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曽根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑ヶ丘スポーツ公園）において、建築年度が古い施設の老朽化にあわせ、引き続き防災活動拠点としての整備を実施する。また、市町村管理の公園についても整備を指導する。（都市計画課）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

【保健医療・福祉】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震防災訓練などを通じて市町村による要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の実施等を促す。（防災危機管理課）

災害時における医療救護の協力体制の構築の推進（再掲：2 - 1）

山梨県医師会、山梨県歯科医師会、山梨県看護協会、山梨県薬剤師会及び山梨県整骨師会との災害時の医療救護等に関する協定内容を、必要に応じ見直しを行い、医療関係団体との協力関係の構築を図る。（医務課、衛生薬務課）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

災害時の医療救護対応能力の強化を図るため、今後は、保健所単位だけでなく、全県的な情報伝達訓練とともに、広域医療搬送訓練を実施する。（医務課）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT（災害派遣医療チーム）の機能強化）（再掲：1 - 1）

災害時の救助・救急体制の不足に対処するため、引き続きDMAT（災害派遣医療チーム）数及び指定病院の拡大を図るとともに、今後は、DMAT機能の強化のため、実動訓練や県独自のDMAT養成研修の実施の検討、国の地域災害拠点病院設備整備事業を活用した必要な医療資機材の充実、災害医療コーディネーターの設置を行う。（医務課）

ドクターヘリの効果的運用（再掲：1 - 1）

救命率の向上を図るため、引き続き県全域でのドクターヘリの運用を行う。
また、ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場の整備や山梨県立中央病院に給油基地の整備を検討するとともに、他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を構築し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。（医務課）

ドクターヘリの離着陸場の整備（再掲：1 - 1）

ドクターヘリの機動力を生かすため、今後は、散水不要なランデブーポイントの確保を図る。（医務課）

近隣県の病院への重症患者搬送体制の確保(SCU(広域医療搬送拠点臨時医療施設)の機能強化)(再掲:1-1)

広域的な重症患者搬送体制の確保のため、引き続きSCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）における研修会や医療従事者研修を実施するとともに、今後は、資機材の整備等SCUの機能強化、SCUを使用したトリアージ（患者の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決める）及び広域搬送訓練を毎年1回以上実施する。（医務課）

災害拠点病院におけるライフライン確保体制整備の促進

災害拠点病院におけるライフライン確保体制の整備のため、国の地域災害拠点病院設備整備事業を活用し、引き続きすべての災害拠点病院の指定要件充足に向けた発電機、燃料備蓄に関する整備を推進する。（医務課）

病院救護マニュアルの作成・活用の推進（再掲：1 - 2）

災害時の対応能力の強化を図るため、今後は、平成26年2月の雪害を受けての病院救護マニュアルの改正や県が主体となって実施する訓練に、医療機関の参加を促す。（医務課）

透析患者の支援体制の整備

災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き県内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、市町村における要援護者台帳の整備、支援計画作成への支援を行う。
また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みや避難所で透析を実施する仕組みの構築について庁内、市町村、医療機関等と連携して検討する。（健康増進課）

放射線の影響に関する相談体制の整備

原子力発電所事故による放射線の影響に関する健康相談体制の整備のため、福島的事例等を研究する中で、健康相談マニュアルの運用や健康相談窓口の開設等を実施し、引き続き実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する。（健康増進課）

病院の耐震化の促進（再掲：1 - 2）

平成 26 年度にすべての災害拠点病院の耐震化が完了しているため、今後は未耐震の病院に対し、耐震化の啓発を図る。（医務課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：1 - 1）

消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進（再掲：1 - 6）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の強化（再掲：2 - 1）

災害時の情報収集、共有、情報提供に必要な通信基盤を確保するため、引き続き医療機関等に対し、衛星携帯電話の整備及び E M I S（広域災害救急医療情報システム）への加入を促進する。（医務課）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：1 - 1）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

道の駅等の防災機能の拡充（再掲：2 - 1）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：2 - 1）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（再掲：1 - 4）

大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備（再掲：2 - 1）

道路防災危険箇所等の解消（再掲：2 - 1）

都市計画道路（街路）の整備（再掲：2 - 1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

（2 - 4）救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能／警察・消防】

自主防災組織の防災資機材の整備促進（再掲：2 - 1）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（再掲：2 - 1）

【住宅・都市】

防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進

防災拠点等の非常用電源の確保等のため、平成27年度については本基金事業により、引き続き市町村施設等への再生可能エネルギー等の導入を図る。

今後も、地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給できるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討していく。（エネルギー局）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

【保健医療・福祉】

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

災害拠点病院におけるライフライン確保体制整備の促進（再掲：2 - 3）

透析患者の支援体制の整備（再掲：2 - 3）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

自立型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進

企業誘致等による県内経済の活性化と自立・分散型エネルギー社会の構築のため、本県を通るパイプラインを活用した熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを目指していく。（エネルギー局、産業集積課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（再掲：2 - 1）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

（2 - 5）想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足（2-6の滞留者を除く）

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（再掲：2 - 1）

県の備蓄資機材の確保（再掲：2 - 1）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（再掲：2 - 1）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（再掲：1 - 4）

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進（再掲：2 - 1）

帰宅困難者等の搬送体制の構築（再掲：2 - 2）

災害時に帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制を構築するため、引き続き定期的に山梨交通(株)、富士急行(株)、(一社)山梨県タクシー協会等の関係者と協議を行い、より適切な意識共有と連絡体制の確立を図る。(交通政策課)

県庁本庁舎内の避難者の対応検討

災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、県庁本庁舎等の開放の方針を適切に運用する。(管財課)

帰宅困難者対策の推進

帰宅困難者の一時避難のため、引き続きコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等との協定の締結を実施する。協定等による業務について、具体的な方策について整理するとともに、市町村へも帰宅困難者対策にかかる周知、普及を継続し、更に公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等について、検討を進めるとともに協定締結も推進する。(防災危機管理課)

公営住宅や職員宿舍の空室の情報提供

災害時に被災者に対して公営住宅や職員宿舍の空室の提供を行うため、引き続き入居マニュアルの整備、運用を実施する。(管財課、建築住宅課、企業局総務課、福利給与課)

【保健医療・福祉】

要援護者支援マニュアル等の作成（再掲：1 - 1）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（再掲：2 - 1）

被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

被災動物の救護体制を構築するため、「災害時におけるペットの対応方針」を作成するとともに、動物愛護団体等の関係機関と協定を締結する。

また、円滑な救護活動のための市町村等の担当者の研修会を開催し、被災動物の救護体制の相互連携を図る。(衛生薬務課)

避難所への公的備蓄の保管促進（食料の確保）(再掲：2 - 1)

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

観光協会等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進

現状の帰宅困難者対策は、特に対象を絞っておらず、一時的避難を想定したものであるため、特に観光客のみを想定した対策は取られていない。

このため、被災時に帰宅困難となった観光客及び滞留旅客対策として、市町村の災害対策において、帰宅困難者に観光客も含まれることについて引き続き理解と協力を求めるとともに、地理情報の少ない観光客に係る災害対応として、県ホームページや観光案内でも情報提供していく仕組みを検討する。

(観光企画・ブランド推進課)

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：1 - 1）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：1 - 4）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：産業）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）（再掲：2 - 1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）
（再掲：2 - 1）

【農林水産】

精米の供給体制整備に向けての検討（再掲：2 - 1）

（2 - 6）富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山が不可能となり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

登山者等の安全確保のための登山者数の実態把握の推進

災害時等の迅速な捜索救助活動、避難誘導等のため、今後は、ホームページや登山口・最寄駅等における街頭指導等による「コンパス（登山届等システム）」等を使用した登山届の提出の周知・広報活動等を関係機関と連携しながら推進し、情報共有を図ることにより安全確保対策に活用する。

（観光資源課・警察本部）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（再掲：1 - 4）

富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた広域避難が想定されるため、民間団体との避難・輸送の支援協定を検討する。（防災危機管理課）

【住宅・都市】

帰宅困難者等の搬送体制の構築（再掲：2 - 2）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：1 - 1）

無料で利用できるWi-Fiスポットの整備を促進するため、民間企業（NTT東日本山梨支店等）と協働し、「やまなしFree Wi-Fi プロジェクト」を引き続き推進するとともに、本県観光のシンボルである富士山に外国人観光客が無料で利用できるWi-Fiスポットを提供し、情報利便性の向上や防災情報のインフラとして充実を図る。（観光振興課）

外国人旅行に対する防災情報提供体制の整備（再掲：1 - 4）

外国人旅行者の本県への誘客の促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供できる体制を構築するため、「観光・防災情報提供アプリケーション」作製し、外国人観光客に対する防災対策の充実を図る。（観光振興課）

富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進

富士山五合目以上の区域においては、復旧に数日間を要する事態の発生した場合には、多数の滞留者が発生することが想定されるため、滞留者への水・食料や一時避難場所の提供及び速やかに麓まで避難（下山）させる方法を検討する。

更に、御嶽山の災害に鑑み、富士山の噴火に備えるためのヘルメットや防塵マスク等の配備、来訪者への注意喚起や迅速な避難のための火山情報の提供方法も検討する。

主な検討項目については、以下のとおりである。

山小屋、五合目売店等との水・食料及び一時避難場所の提供に係る協力関係の構築

より多くの水・食料の備蓄方法の検討

滞留者を安全に避難（下山）させる方法の検討

安全な避難（下山）ルートの確保及び観光客等の避難（下山）誘導

富士山五合目や山小屋等へのヘルメット、防塵マスク等の配備

火山情報の提供方法

（防災危機管理課、富士山保全推進課、治山林道課、観光資源課、道路管理課、警察本部）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：1 - 1）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：産業）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）（再掲：2 - 1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）（再掲：2 - 1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 4 治山林道課）（再掲：1 - 3 県土整備総務課）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（再掲：1 - 4）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進（再掲：1 - 4）

富士山の噴火災害を軽減するため、「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成26年度から実施）を東京大学地震研究所等と共同で実施する。その中で、富士山の噴火履歴を明らかにし、一方で、地下水観測等の火山観測を行う。この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、溶岩流・火砕流の噴火シミュレーション及び降灰シミュレーションによる予測手法の確立に取り組む。

更に、火山防災情報の発信や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりを行う。（富士山科学研究所）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（再掲：1 - 4）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：1 - 4）

富士山監視体制の整備の推進（再掲：1 - 4）

富士山火山噴火の前兆現象を早期に特定し、噴火前避難体制の強化及び緊急減災対策へ迅速に移行し被害をできる限り軽減するため、今後は、富士山監視映像装置の改築とともに県が有する監視映像を気象庁や富士山科学研究所などの火山専門機関へ情報提供を行い、監視体制の強化を図る。（砂防課）

富士山火山噴火緊急減災対策の推進（再掲：1 - 4）

富士山火山噴火対策砂防事業の促進を図るため、平成27年1月に富士北麓地域7市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町）の首長及び議会議長により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会が設立された状況を受け、今後は、富士砂防事務所、静岡県及び山梨県で検討中の「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、計画に基づく富士山火山対策の国直轄化について、国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する。

（砂防課、富士砂防事務所（国））

（2 - 7）被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（太文字・印はも施策効果が発揮できる事態）

【住宅・都市】

流域下水道地震災害対策マニュアルの検証と見直し

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、引き続きBCP訓練や地震対策マニュアルの見直し等を実施する。（下水道室）

災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：2 - 1）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：2 - 1）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：2 - 1）

【保健医療・福祉】

災害時における医療救護の協力体制の構築の推進（再掲：2 - 1）

広域医療搬送訓練等の実践的な防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

病院救護マニュアルの作成・活用の推進（再掲：1 - 2）

災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の作成

災害時に円滑な保健師活動を実施するため、引き続き平常時から県本庁、保健所及び市町村に勤務する保健師がそれぞれ災害時における保健指導マニュアルを活用し、準備をしておく必要性を周知するとともに、実践的な訓練を重ねることによりマニュアルの評価を行う。（医務課）

防疫用消毒剤等の確保体制の構築

災害発生後の感染症のまん延の防止のため、「大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定」を締結した山梨県ベストコントロール協会との円滑な連絡体制の整備を行いながら、新たな協定先の選定の必要性についても検討を行い、衛生害虫駆除をより迅速に実施できる体制の確保を図る。（健康増進課）

放射線の影響に関する相談体制の整備（再掲：2 - 3）

原子力発電所事故による放射線の影響に関する健康相談体制の整備のため、福島の実例等を研究する中で、健康相談マニュアルの運用や健康相談窓口の開設等を実施し、引き続き実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する。（健康増進課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の強化（再掲：2 - 1）

【農林水産】

環境悪化を防ぐための応急対策の推進

大規模自然災害時等の家畜伝染病発生に備え、引き続き家畜保健衛生所による畜産農家巡回指導等並びに高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫に関する防疫演習の取り組みを実施する。（畜産課）

農業集落排水施設の老朽化対策

農業集落排水事業により整備した施設について、今後は、適正な処理機能を維持させるため、耐震化も見据えた機能診断調査の推進と必要な対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

3．大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

（3 - 1）広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、引き続き各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携を図る。（警察本部）

災害対策用交通安全施設等の整備の推進（再掲：1 - 6）

発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れや交通事故の発生を回避するため、停電時に信号機が滅灯しないよう、引き続き交通信号機電源附加装置の整備を行い、災害時の交通の安全と円滑化を図る。（警察本部）

（3 - 2）交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による県内行政機関の長期にわたる機能不全

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

非常用発電機用燃料タンクの満量化

災害による電力供給の停止の長期化に備え、引き続き非常用発電機用の燃料タンクの満量化を実施する。
（各地域県民センター）

県庁構内地下タンクの満量化

災害時における燃料を確保するため、引き続き各庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量の確保を継続する。（管財課）

地震発生時等の業務継続体制の確立・検証

災害時における業務継続のため、業務継続計画に基づく地震災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証を行う。（防災危機管理課）

東八合庁 地下タンクの満量化

災害による電力供給の停止の長期化に備え、引き続き非常用発電機用の燃料タンクの満量化を実施する。
（総合県税事務所）

森林総合研究所 非常用タンクの満量化

災害による電力供給の停止の長期化に備え、引き続き非常用発電機用の燃料タンクの満量化を実施する。
（森林総合研究所）

災害時における燃料確保の推進（再掲：1 - 1）

災害時等の会計事務処理の継続及び物品調達等手続きの明確化

システム障害時の会計事務処理や調達事務処理の実効性を確保するため、財務事務担当職員への「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」の周知を行うとともに、模擬訓練の実施に向けた関係機関との調整や資料収集等を行う。（管理課）

災害時における知事への連絡体制の強化

大画面の携帯情報端末や防災無線電話の活用、情報伝達訓練の実施により、引き続き災害時において、知事が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制の整備を図る。（秘書課）

勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化

大規模災害に備え、引き続き職員が発災時に勤務所属に登庁できない場合を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員を登録し、業務を明確化する。（各地域県民センター）

非常参集体制の確立（再掲：2 - 2）

大規模地震が発生した際の初動体制を確保するため、非常参集訓練を実施し、非常参集できなかった場合は、理由を検証し、研修、訓練等、非常参集体制の見直しを行う。

また、確実な初動体制を確保するため、引き続き宿日直制や知事・本部員が在京している場合のヘリコプターによる帰庁体制を維持するとともに、課題を整理する。（防災危機管理課）

災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

平成26年2月の豪雪災害への対応等を踏まえ、雪害対策の強化とともに災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前に災害警戒本部を設置するなどの県の防災組織体制の強化等を図ったが、災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等、防災体制等の検証・見直しを行う。（防災危機管理課）

災害対応に関する職員研修の充実・強化

防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施するとともに、災害対策本部統括部活動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実施する。（防災危機管理課）

地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し

地方連絡本部（地域県民センター）の役割を再検討し、関係機関の情報共有等において、効率化を図る。（防災危機管理課）

県議会における非常参集体制の強化（連絡手段、連絡体制の整備）

職員の被災による議会の長期にわたる機能不全を防ぐため、毎年度、年度当初に災害時応急対策の説明会を行い、組織体制、配備基準、業務概要及び休日等における緊急連絡網の確認を行う。（議会事務局）

山梨県警察災害警備本部の整備推進

平成23年の東日本大震災以降の「災害時における危機管理体制の再点検及び再構築」のため、今後は災

害警備本部のシステムの整備と県下警察署の代替施設の整備を推進し、災害警備本部の最良の体制の確立を図る。（警察本部）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：1 - 1）

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（再掲：2 - 1）

防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村の対応が困難となった場合は、当該市町村に土地勘を有する県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する。（防災危機管理課）

市町村の災害対応力の強化支援

市町村の災害対応力の強化を図るため、引き続き助言や技術的支援を行う。（防災危機管理課）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）

県庁舎等の耐震化の推進（再掲：1 - 2）

「山梨県耐震改修促進計画」に基づき、引き続き耐震性のない県有建物の耐震改修及び解体等を実施し、平成27年度に耐震化率100%を達成するよう取り組む。（管財課、営繕課）

【住宅・都市】

防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進（再掲：2 - 4）

防災拠点等の非常用電源の確保等のため、平成27年度については本基金事業により、引き続き市町村施設等への再生可能エネルギー等の導入を図る。

今後も、地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給できるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討していく。（エネルギー局）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

【情報通信】

各種システムの緊急時運用体制の確立

ICT-BCPについては、継続的な見直しを行うとともに、各事業課が所管する情報システム向けのガイドラインの作成を行う。（情報政策課）

主要データ、プログラムの東海地震対策強化地域外への保管

各種情報システムのデータの保管については、保管周期の短縮を図るなど非常時にできるだけデータを最新に近い状態に復旧できるような対策を講じるとともに、最終的には、オンラインによる日々保管を目指す。（情報政策課）

行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化への支援

行政データ・プログラム等の保全のため、県内市町村に対して、引き続きバックアップについての注意喚起を図る。（情報政策課）

被害情報の収集、伝達体制の確立のための防災行政無線等の整備（再掲：1 - 3）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能 / 警察・消防）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：1 - 1）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

電線類の地中化の推進（再掲：1 - 1）

道の駅等の防災機能の拡充（再掲：2 - 1）

豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、地域防災機能を強化するため、「道の駅」の防災機能を拡充することを目的に、配置計画や拡充すべき防災機能の検討を行い、防災拠点施設としての施設整備を推進する。（防災危機管理課、道路管理課）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：2 - 1）

道路防災危険箇所等の解消（再掲：2 - 1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、道路除排雪計画に基づき、他の道路管理者との相互除雪を行うための協定の締結や除雪車の配備等を進める。（道路管理課）

非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。（甲府河川国道事務所（国））

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

富士山監視体制の整備の推進（再掲：1 - 4）

４．大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

（４ - １）電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（太文字・印は、最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能／警察・消防】

非常用発電機用燃料タンクの満量化（再掲：３ - ２）

県庁構内地下タンクの満量化（再掲：３ - ２）

東八合庁 地下タンクの満量化（再掲：３ - ２）

森林総合研究所 非常用タンクの満量化（再掲：３ - ２）

【情報通信】

各種システムの緊急時運用体制の確立

回線の切断等に伴う情報通信の麻痺・長期停止に備え、情報通信基盤の充実を図るため、回線の冗長化の促進等を行う。（情報政策課）

発災後のインフラ復旧対策の推進

大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）
主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、NTT東日本(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店等

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：１ - １）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：１ - １）

警察署等の災害時電源確保対策の検討

今後は、長期停電時においても各警察署等の電源を確保できる体制を整備するため、車両での運搬が可能な可搬型発電機、発電機装置を搭載した電源車の整備を検討する。また、各警察署等への外部電源受電口の設置及び配線、通信電源用配電設備内への非常電源と常時電源の切替器の設置等を警察本部関係所属と連携し、検討する。（警察本部）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：１ - ４）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：１ - ４）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲：１ - ３）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：１ - ３）

（４ - ２）テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（太文字・ 印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：１ - １）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：１ - １）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：１ - ４）

【情報通信】

被災者支援情報提供体制の整備（再掲：１ - ６）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（再掲：産業）

発災後のインフラ復旧対策の推進

大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）
 主要関係機関 日本放送協会甲府放送局、（株）山梨放送、（株）テレビ山梨、（株）エフエム富士等

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：１ - １）

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（再掲：１ - １）

公衆無線LAN環境の整備促進（再掲 １ - １）

Free Wi-Fi スポット整備の促進（再掲：産業）

５．大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

（５ - １）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：１ - １）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

中小企業の災害時事業継続計画作成の支援

県内中小企業のBCP策定率は27.0%と低く、認知率との乖離が大きいため、認知率100%とともに策定率の向上を目指し、商工団体を通じて中小・小規模企業へのアプローチを行う。（産業政策課）

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（再掲：１ - １）

耐震化のための融資実績が伸び悩んでいることから、県政出張講座の活用など普及啓発の改善を行う。（商業振興金融課）

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

災害発生時の中小企業の資金繰りや復旧に向けた融資に関する相談に対応する特別相談窓口について、相談が集中することが想定されることから、職員の専門性の向上と金融機関との連携体制の確立を図る。また、融資制度の周知について、山梨県防災 Twitter の活用など山梨県ホームページ以外の方法も検討する。（商業振興金融課）

中小企業者に対する災害時融資制度の充実

災害復旧融資について、現行の制度では、国の災害認定を待たなければならないことから、災害発生後直ちに利用できるよう、引き続き金融機関との意見交換を行いながら、その拡充を検討する。（商業振興金融課）

中小企業者向け融資及び金融相談窓口の啓発

中小企業者向け融資や金融相談窓口については、ホームページ等を活用して普及啓発に努めているが、耐震化のための融資実績が伸び悩んでいることから、県政出張講座の活用など普及啓発の改善を行う。（商業振興金融課）

本社機能移転等の推進

東京圏に隣接し、豊かな自然環境を有するなどの本県の優位性を踏まえ、企業の誘致活動と併せて本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進する。（産業集積課）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（再掲：２ - １）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：２ - １）

基幹農道の整備（再掲：２ - １）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：１ - １）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：１ - ４）

【農林水産】

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：１ - ４）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：１ - ４）

飼料供給体制の確立に向けての検討

「飼料」の供給体制整備について、関係府省庁や近隣都県及び民間も含めて幅広く連携し、有事の際の県外からの「飼料」の供給体制整備に向けた検討を行う。（畜産課）

基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：１ - ４）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：１ - ４）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（再掲：１ - ３）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：１ - ３）

（5 - 2）社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

災害時における燃料確保の推進（再掲：1 - 1）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（再掲：1 - 4）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

発災後のインフラ復旧対策の推進

大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）
 主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、東京ガス山梨(株)、(一社)山梨県トラック協会等

やまなしエネルギービジョン（仮称）の策定

エネルギー供給力の充実による県内経済の活性化と、環境負荷が少なく災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築等を目指すため、新たなエネルギー政策の基本構想となるビジョンを策定する。
 （エネルギー局）

自立型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進（再掲：2 - 4）

企業誘致等による県内経済の活性化と自立・分散型エネルギー社会の構築のため、本県を通るパイプラインを活用した熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを目指していく。（エネルギー局、産業集積課）

最先端の高効率発電システムの誘致

自立・分散型エネルギーシステムの導入を促進するため、技術開発の動向を注視し、燃料電池とガスタービンを組み合わせた複合発電システム（SOFC ハイブリッド機）と、更に蒸気タービンを組み合わせた、より高効率な発電システム（トリプルコンバインド機）等の誘致を推進する。（エネルギー局）

小水力発電の推進

グリーンイノベーションの推進に加え、東日本大震災以降の電力不足解消やエネルギー地産地消を図るため、小水力発電施設の開発について、平成34年度までに合計10地点の完成を目標とする「やまなしファスト10」を推進し、電力供給量を増加する。（電気課）

水力発電の推進

電力の安定供給のため、引き続き県営水力発電所による水力発電を推進し、供給電力の増加を図るとともに、発電施設の健全性を確保するため、発電所において緊急を要する補修等については直ちに対応することとし、その他の補修等は長期改修計画により行う。（電気課）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（再掲：2 - 1）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能 / 警察・消防）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲： 1 - 4 ）

河川管理施設及びダム^①の長寿命化の推進（再掲： 1 - 3 ）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲： 1 - 3 ）

（５－３）基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道）の機能停止又は県外との交通の遮断

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能／警察・消防】

災害時における燃料確保の推進（再掲：１－１）

大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有について検討を行う。
（防災危機管理課）

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立（再掲：３－１）

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、引き続き各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携を図る。（警察本部）

緊急通行車両と一般通行車両との選別、確認手続きによる交通規制の実施

東海地震等に備えた交通規制計画の策定と適宜見直しの実施

大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、必要に応じ交通規制計画を見直しながら適切な運用を図る。

また、引き続き各種防災訓練時に緊急輸送道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練を行うとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を実施することで、適切な交通規制の実施を図る。（警察本部）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（再掲：２－１）

避難・輸送の支援協定の締結（富士山火山防災）の推進（再掲：１－４）

【住宅・都市】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：１－１）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（再掲：２－１）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防）

リニア中央新幹線の早期実現

災害時にＪＲ中央線を補完・代替する公共交通機関として、利用可能なリニア中央新幹線の早期実現を目指し、引き続き関係団体等との調整・機運熟成を図る。（リニア推進課）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：１－１）

鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、国と連携して補助している。中小民間鉄道事業者は経営体力が弱く、自力での安全確保等が思うように進められないため、今後も中小民間鉄道事業者の長期整備計画を確認しながら、引き続き必要な支援を行う。（交通政策課）

発災後のインフラ復旧対策の推進

大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）

主要関係機関 東日本旅客鉄道（株）甲府地区センター、東海旅客鉄道（株）静岡支社、
中日本高速道路（株）八王子支社、日本通運（株）山梨支店、山梨交通（株）、
富士急行（株）（一社）山梨県トラック協会等

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：２－１）

電線類の地中化の推進（再掲：１－１）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：２－１）

災害発生時の避難路や隣県への連絡道路として林道を活用できるよう、引き続き林道施設の長寿命化・機能強化事業を進める。（治山林道課）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：２－１）

災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路の確保を図るため、引き続き新山梨環状道路や国道１４０号など幹線道路の整備を実施する。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

新山梨環状道路・北部区間（広瀬～桜井間）については、リニア開業までの完成を目指し、早期事業化を国に働きかける。（高速道路推進課）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（再掲：1 - 4）

災害に強い道路を整備し、地域住民や富士山を訪れる観光客などの円滑な避難誘導を図るため、引き続き富士北麓地域から甲府方面、大月方面、相模原方面への避難路となる3方向の放射道路、それらを富士山の裾野で連絡する内環状、富士五湖の北岸沿いの中環状、更に大月・都留・道志とを結ぶ外環状（3放射3環状道路）の整備を推進する。その際、非常時において中央自動車道を補完する国道20号の機能強化（初狩バイパス、新笹子トンネル等）を国に働きかける。また、その他、避難路となる国道300号等の整備を推進する。なお、交通の円滑化を図るために、ラウンドアバウト交差点の導入についても検討する。（道路整備課）

非常時において、富士北麓地域から他地域への避難路となる国道138号の新屋拡幅や国道139号の都留バイパス及び中央自動車道を補完する道路である国道20号の大月バイパスや新笹子トンネルの整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備（再掲：2 - 1）

沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き県道富士吉田西桂線等の生活幹線道路の整備を推進する。また、交通の円滑化を図るために、ラウンドアバウト交差点の導入についても検討する。（道路整備課）

スマートICの整備促進（再掲：1 - 4）

災害に強い道路網の構築を図るため、引き続き被災後の代替路や物流拠点の形成などが図られる事業中のスマートIC整備の促進や新たなスマートICの設置を要望する。（高速道路推進課）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（再掲：1 - 4）

高規格道路ネットワークを強化や災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、引き続き事業協力や期成同盟会を通じて関係機関への働きかけを行い、高速道路等の整備促進を図る。（高速道路推進課）
中部横断自動車道・増穂以南の平成29年度までの完成に向け、国及び中日本高速道路(株)が整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

都市計画道路（街路）の整備（再掲：2 - 1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋長15m以上の橋梁を、平成31年度を目途に耐震化率100%達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）

引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の維持管理計画の策定を進める。（道路管理課）

道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、道路除排雪計画に基づき、他の道路管理者との相互除雪を行うための協定の締結や除雪車の配備等を進める。（道路管理課）

非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。（甲府河川国道事務所（国））

「リニア環境未来都市」の整備

災害時においても防災機能を有するよう、自立・分散型エネルギーシステムを備え、災害に強い交通結節拠点づくりを目指し、「リニア環境未来都市」の整備に向けた取り組みを進めていく。（リニア推進課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施する。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

土砂災害特別警戒区域内に要配慮者利用施設等がある箇所や近年の災害発生状況などを考慮し、土砂災害の危険性が高い箇所を優先的に整備していく。（砂防課）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：１ - ４）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、過年度整備済みの箇所については、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理を行っていく。
（砂防課、富士川砂防事務所（国））

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲：１ - ３）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：１ - ３）

（5 - 4）食料等の安定供給の停滞

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（再掲：2 - 1）

基幹農道の整備（再掲：2 - 1）

【農林水産】

農村資源の保全管理活動（再掲：1 - 4）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：1 - 4）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 4）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 3）

用排水施設の整備（再掲：1 - 4）

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を検討し、計画的な整備を行う。

また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課、関東農政局（国））

県産農産物の生産技術対策の普及徹底（再掲：1 - 4）

基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

耕作放棄地解消対策（再掲：1 - 5）

地域の実情に応じた耕作放棄地の再生を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化や企業を含む担い手のニーズに合った集積を図るなど、引き続き耕作放棄地の発生防止、解消対策を推進して農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する。（農村振興課、耕地課）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：1 - 5）

未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道や農業水利施設等を抱える地域において、生産基盤を整備して生産性の向上、農家経営の安定化を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能を十分に発揮するため、引き続き畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業等を推進する。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

用排水施設の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

耕作放棄地解消対策（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

6．大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

（6 - 1）電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス等サプライチェーンの機能の停止

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能／警察・消防】

災害時における燃料確保の推進（再掲：1 - 1）

【住宅・都市】

家庭における省エネルギーの推進（再掲：1 - 6）

エネルギーの地産地消を図るため、太陽光発電及び蓄電池（又は家庭用燃料電池）といった発電設備等を備えるとともに、高断熱建材の使用等による省エネ性能にも優れたスマートハウスの導入や地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。（エネルギー局）

省エネ県民運動の推進

エネルギー使用量の削減やエネルギー使用時間の平準化を図るため、引き続き家庭エコ診断の普及を図るとともに、事業者の省エネルギー対策として、省エネルギー診断を活用し、熱電併給システムの導入や高効率機器への更新など、国の補助制度等も活用した実効性のある対策を推進していく。（エネルギー局）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

発災後のインフラ復旧対策の推進

大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）
主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、東京ガス山梨(株)等

木質バイオマスの利活用の促進

災害時のエネルギー復旧の遅れや不足に対応できるよう、自立運転可能な木質バイオマス発電装置を備えた熱・電気供給施設の導入事例や、冷暖房、給湯、炊事、入浴等のエネルギーを供給するための木質燃料ボイラー、薪ストーブ、ペレットストーブの利用事例について、引き続き市町村等へ情報提供を行うなど避難所となる公共施設等における設備導入を支援するとともに、未利用間伐材等の収集・運搬システムの構築と低コスト作業システムの検証、普及を行い、供給体制の強化を図る。

また、引き続き国の補助事業等を活用し、公共施設及び民間施設への木質燃料ボイラーの導入や、木質バイオマスを利用した熱電併給施設及び木質バイオマスと太陽熱・地中熱その他のクリーンエネルギーを併用する施設などエネルギー利用の効率化に資する施設の整備促進を図る。（林業振興課）

木質燃料の品質等に関する課題の解決

木質バイオマスによる熱源が供給できる体制と、それらを逐次稼働できるような設備を各地に充実させるため、これらの活用に関するデータの集積を図るとともに、薪炭材等の搬出システムについても検討する。（森林総合研究所）

やまなしエネルギービジョン（仮称）の策定（再掲：5 - 2）

エネルギー供給力の充実による県内経済の活性化と、環境負荷が少なく災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築等を目指すため、新たなエネルギー政策の基本構想となるビジョンを策定する。（エネルギー局）

自立型エネルギーシステムを備えたスマート工業団地の整備の推進（再掲：2 - 4）

企業誘致等による県内経済の活性化と自立・分散型エネルギー社会の構築のため、本県を通るパイプラインを活用した熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを目指していく。（エネルギー局、産業集積課）

最先端の高効率発電システムの誘致（再掲：5 - 2）

自立・分散型エネルギーシステムの導入を促進するため、技術開発の動向を注視し、燃料電池とガスタービンを組み合わせた複合発電システム（SOFC ハイブリッド機）と、更に蒸気タービンを組み合わせた、より高効率な発電システム（トリプルコンバインド機）等の誘致を推進する。（エネルギー局）

燃料電池自動車の普及促進

FCV（燃料電池自動車）は、災害時に電力供給ネットワークが停止した際の代替電源として活用が可能であることから、FCV導入に係る国の支援策と連携し、計画的な普及を図るとともに、FCV運行の基盤となる水素ステーションの整備の促進、FCVの導入を促進する。（成長産業創造課）

小水力発電の推進（再掲：5 - 2）

グリーンイノベーションの推進に加え、東日本大震災以降の電力不足解消やエネルギー地産地消を図る

ため、小水力発電施設の開発について、平成 34 年度までに合計 10 地点の完成を目標とする「やまなしファスト 10」を推進し、電力供給量を増加する。（電気課）

再生可能エネルギーの安定利用の推進

グリーンイノベーションの推進に加え、東日本大震災以降の電力不足解消やエネルギー地産地消を図るため、再生可能エネルギーの拡大に必要な蓄電技術として短周期の蓄電技術である「次世代フライホイール蓄電システム」の開発を進めており、実証試験のために建設した太陽光発電所を用いて、蓄電システムの仕様の検討・研究を実施する。また、今後は、最先端の蓄電池や水素を活用した中・長周期の蓄電システムの研究を推進する。（電気課）

水力発電の推進（再掲：5 - 2）

【情報通信】

警察署等の災害時電源確保対策の検討（再掲：4 - 1）

今後は、長期停電時においても各警察署等の電源を確保できる体制を整備するため、車両での運搬が可能な可搬型発動発電機、発動発電装置を搭載した電源車の整備を検討する。また、各警察署等への外部電源受電口の設置及び配線、通信電源用配電設備内への非常電源と常時電源の切替器の設置等を警察本部関係所属と連携し、検討する。（警察本部）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（再掲：2 - 1）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能 / 警察・消防）

【農林水産】

木質バイオマスの利活用の促進（再掲：産業）

木質燃料の品質等に関する課題の解決（再掲：産業）

（6 - 2）長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【住宅・都市】

流域下水道地震対策マニュアルの検証と見直し（再掲：2 - 7）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、引き続きBCP訓練や地震対策マニュアルの見直し等を実施する。（下水道室）

災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：2 - 1）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務を実施するため、（公社）日本下水道管路管理業協会との連絡体制等を常に最新のものになるよう、随時協定を更新する。（下水道室）

水道の石綿セメント管の布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の促進（再掲：2 - 1）

平成31年度までに石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率を79%とし、引き続き水道施設の耐震化を着実に実施するよう要請するとともに、応急給水資機材の整備についても各水道事業者に促す。

また、大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る。

（衛生業務課）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：2 - 1）

下水道施設の長寿命化を図るため、引き続き下水道施設の点検実施の強化に努めるとともに、4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の処理場や20年以上経過した幹線管渠などの下水道施設の長寿命化対策を進める。（下水道室）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：2 - 1）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、引き続き4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の下水道施設の耐震化を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図るため、BCP訓練や地震対策マニュアルの見直し等を実施する。

特に、4流域下水道の幹線管渠について耐震化率の向上を図るため、重要な公共施設の周辺等を最優先に、更には緊急輸送道路周辺等も優先し耐震対策を実施する。（下水道室）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

県営石和温泉給湯施設の耐震化の推進

大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがないように、温泉施設の耐震性等を向上させるため、引き続き県営石和温泉給湯施設の改修を行う。（企業局総務課）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（再掲：2 - 1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）（再掲：2 - 1）

【農林水産】

農業集落排水施設の老朽化対策（再掲：2 - 7）

農業集落排水事業により整備した施設について、今後は、適正な処理機能を維持させるため、耐震化も見据えた機能診断調査の推進と必要な対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。（耕地課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における下水道応急復旧体制の強化（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

（6 - 3）地域交通ネットワークの分断

（印・太文字は重点化施策、太文字・印は、最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能／警察・消防】

緊急通行車両と一般通行車両との選別、確認手続きによる交通規制の実施（再掲：5 - 3）

東海地震等に備えた交通規制計画の策定と適宜見直しの実施（再掲：5 - 3）

大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、必要に応じ交通規制計画を見直しながら適切な運用を図る。

また、引き続き各種防災訓練時に緊急輸送道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練を行うとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を実施することで、適切な交通規制の実施を図る。（警察本部）

緊急輸送路の通行に関する広域訓練の実施（再掲：2 - 1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 3）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（再掲：1 - 1）

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用（再掲：1 - 1）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：1 - 1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 4）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新する。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：住宅・都市）

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため、各協会とも連携し、防災訓練を実施しながら、新たな課題に対し必要に応じ地震災害行動マニュアルの見直しを行う。（県土整備総務課、道路管理課）

社会資本整備重点計画の策定

社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、「社会資本整備重点計画」を策定し、同計画に基づき整備を推進する。（県土整備総務課）

電線類の地中化の推進（再掲：1 - 1）

道の駅等の防災機能の拡充（再掲：2 - 1）

豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、地域防災機能を強化するため、「道の駅」の防災機能を拡充することを目的に、配置計画や拡充すべき防災機能の検討を行い、防災拠点施設としての施設整備を推進する。（防災危機管理課、道路管理課）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）並びに老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：2 - 1）

災害発生時の避難路や隣県への連絡道路として林道を活用できるよう、引き続き林道施設の長寿命化・機能強化事業を進める。（治山林道課）

基幹農道の整備（再掲：2 - 1）

基幹農道の整備を進めることで農村地域のアクセスの向上を図るとともに、重要性の高い橋梁及び隧道について、長寿命化・耐震化対策を推進する。（耕地課）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：2 - 1）

災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路の確保を図るため、引き続き新山梨環状道路や国道140号など幹線道路の整備を実施する。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

新山梨環状道路・北部区間（広瀬～桜井間）については、リニア開業までの完成を目指し、早期事業化を国に働きかける。（高速道路推進課）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（再掲：1 - 4）

災害に強い道路を整備し、地域住民や富士山を訪れる観光客などの円滑な避難誘導を図るため、引き続き富士北麓地域から甲府方面、大月方面、相模原方面への避難路となる3方向の放射道路、それらを富士山の裾野で連絡する内環状、富士五湖の北岸沿いの中環状、更に大月・都留・道志とを結ぶ外環状（3放射3環状道路）の整備を推進する。その際、非常時において中央自動車道を補完する国道20号の機能強化（初狩バイパス、新笹子トンネル等）を国に働きかける。また、その他、避難路となる国道300号等の整備を推進する。なお、交通の円滑化を図るために、ラウンドアバウト交差点の導入についても検討する。（道路整備課）

非常時において、富士北麓地域から他地域への避難路となる国道138号の新屋拡幅や国道139号の都留バイパス及び中央自動車道を補完する道路である国道20号の大月バイパスや新笹子トンネルの整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

大規模地震などの発生時に避難路となる生活道路の整備（再掲：2 - 1）

沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き県道富士吉田西柱線等の生活幹線道路の整備を推進する。また、交通の円滑化を図るために、ラウンドアバウト交差点の導入についても検討する。（道路整備課）

スマートICの整備促進（再掲：1 - 4）

災害に強い道路網の構築を図るため、引き続き被災後の代替路や物流拠点の形成などが図られる事業中のスマートIC整備の促進や新たなスマートICの設置を要望する。（高速道路推進課）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（再掲：1 - 4）

高規格道路ネットワークを強化や災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、引き続き事業協力や期成同盟会を通じて関係機関への働きかけを行い、高速道路等の整備促進を図る。（高速道路推進課）
中部横断自動車道・増穂以南の平成29年度までの完成に向け、国及び中日本高速道路(株)が整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

道路防災危険箇所等の解消（再掲：2 - 1）

道路法面崩壊や路肩決壊等の危険箇所の解消のため、引き続き法面対策工等の防災対策を実施する。（道路管理課）

要対策箇所の解消に努めるほか、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間の解除へ向け防災対策を実施する。

（甲府河川国道事務所（国））

都市計画道路（街路）の整備（再掲：2 - 1）

狭隘道路等を解消し災害に強い街路網を構築するため、DID（人口集中地区）区間を重点的に都市計画道路の整備を確実に進めるとともに、今後も必要な路線について事業を実施する。（都市計画課）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋長15m以上の橋梁を、平成31年度を目標に耐震化率100%達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）

引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

橋梁・トンネル等の長寿命化の推進（再掲：1 - 1）

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の維持管理計画の策定を進める。（道路管理課）

道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（再掲：1 - 4）

山梨県道路除排雪計画の推進（再掲：2 - 1）

想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、道路除排雪計画に基づき、他の道路管理者との相互除雪を行うための協定の締結や除雪車の配備等を進める。（道路管理課）

非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。（甲府河川国道事務所（国））

【農林水産】

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：1 - 4）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 4）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 3）

基幹農道の整備（再掲：交通・物流）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】
土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（再掲：1 - 4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：1 - 4）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）（再掲：住宅・都市）

社会資本整備重点計画の策定（再掲：交通・物流）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（再掲：1 - 3）

7. 制御不能な二次災害を発生させない

(7 - 1) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態)

【行政機能 / 警察・消防】

災害時における燃料確保の推進 (再掲: 1 - 1)

災害装備資機材の整備の推進 (再掲: 1 - 1)

様々な事態を想定した図上訓練等の実施 (再掲: 1 - 1)

住民参加型の県地震防災訓練の実施 (再掲: 1 - 1)

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施 (広域的な避難への対応の検討) (再掲: 1 - 1)

災害対策用交通安全施設等の整備の推進 (再掲: 1 - 6)

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進 (再掲: 1 - 3)

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施 (再掲: 1 - 1)

「市町村防災都市づくり計画」策定に対する指導・助言の推進 (再掲: 1 - 1)

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進 (再掲: 1 - 1)

地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、市町村が指定する避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取り組みを促進していく。(建築住宅課)

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 (再掲: 1 - 1)

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を開催し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図る。(都市計画課、建築住宅課)

【産業 (産業構造・金融・エネルギー)】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討 (再掲: 1 - 1)

【情報通信】

総合的な防災情報システムの構築・運用 (再掲: 1 - 1)

被災状況等の効果的情報収集体制の確立 (再掲: 1 - 1)

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進 (再掲: 行政機能 / 警察・消防)

災害時における応急対策業務の協力体制の推進 (再掲: 住宅・都市)

（7 - 2）ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：1 - 1）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：1 - 1）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（再掲：1 - 4）

【農林水産】

農村資源の保全管理活動（再掲：1 - 4）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：1 - 4）

ため池等整備事業や農村地域防災減災事業等により、今後は、詳細な点検・調査を推進するとともに、老朽化の進行や耐震性の不足などに対応する施設の改修や補強について、施設管理者等との調整のうえ、計画的な整備を行う。

また、ため池が決壊した場合の被害想定地域等を示したハザードマップの作成や情報連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 4）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：1 - 3）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用

地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、引き続き河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用とマニュアルの随時見直しを実施する。（治水課、砂防課）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新

災害拡大や2次災害の防止を図るため、引き続き道路、河川及び砂防施設における緊急対処法マニュアルに基づき、緊急対処訓練を実施するとともに、訓練結果を検証し必要に応じてマニュアルの見直しを行う。（道路管理課、治水課、砂防課）

老朽化した農業用ため池の整備（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲：1 - 3）

水防訓練の実施（再掲：1 - 3）

（ 7 - 3 ）有害物質の大規模拡散・流出

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【農林水産】

農畜産物の放射性物質等検査体制の整備

農畜産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した効果的な検査体制の整備を検討する。（農業技術課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

原子力災害対策の促進

原子力災害対応力の強化のため、引き続き原子力防災訓練等へ職員派遣するなど、防災関係機関（職員）の資質の向上等を図る。（防災危機管理課）

大気中の放射線測定体制の整備

大気中の放射線測定体制については、緊急時の対応に備え、引き続き日常のモニタリングポストやサーベイメーターによる調査を実施する。（大気水質保全課）

（7 - 4）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

木質バイオマスの利活用の促進

森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する。（林業振興課）

木質燃料の品質等に関する課題の解決（再掲：6 - 1）

CLT工法等新技術の導入

県産材の更なる需要拡大を図るため、CLT工法による中・大規模木造建築物の設計に取り組む建築士等の育成を行うとともに、ラミナの安定供給体制の整備など、CLT生産に向けた取り組みやその利用を促進する。（林業振興課）

県産材需要拡大の推進

引き続き、多くの住民が利用する公共施設の木造・木質化による県産材のPRに努めるとともに、国が普及に取り組んでいるCLT工法等の新たな技術の導入により、これまで木材の使用が制限されていた中高層建築物への建材としての活用を図る。（林業振興課）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：1 - 4）

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：1 - 5）

森林の公益的機能についての普及啓発を行うとともに、引き続き県民参加の森林づくりを進めるための支援を行う。（森林環境総務課・みどり自然課）

森林の公益的機能が高度に発揮される健全な森林づくりを推進するため、引き続き造林事業や森林環境保全推進事業を進める。

また、森林を健全な状態に維持するために、森林病虫害の駆除や林野火災防止パトロールを行うとともに、植栽・保育・間伐等の作業を効果的に進める。（森林整備課・県有林課）

森林の公益的機能の維持・増進（再掲1 - 4）

保安林の公益的機能が、持続的に発揮されるよう引き続き水源地域緊急整備事業、保安林改良事業、保安林保育事業による整備を進める。（治山林道課）

木質バイオマスの利活用の促進（再掲：産業）

県産スギ材から製造したCLTラミナの材質特性の解明及び県産スギ厚板を利用した実用性に優れた矧ぎ合せ材料の製造

（県産スギ材から製造したCLTラミナの材質特性の解明）

中目丸太の利用方法として、本県の森林組合でもCLTラミナを生産供給することを検討している。そこで、これまでの調査事例がない本県産スギ材のCLTラミナの材質に関するデータを蓄積し、製造現場での活用を図る。

（県産スギ厚板を利用した実用性に優れた矧ぎ合せ材料の製造）

厚板を用いて、従来のモルダー加工に、ルーター加工を併用して新たな矧ぎ合せ材料を製造するための技術開発を行い、本県独自の木材製品を開発するとともに、強度、断熱性、デザイン等の製品性能の評価を行う。（林総合研究所）

木質燃料の品質等に関する課題の解決（再掲：産業（産業構造・金融・エネルギー））

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：1 - 5）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）

二ホンジカの捕獲技術改良及び針葉樹人工林の針広混交林への転換技術開発（再掲：1 - 5）

新たに開発した二ホンジカ捕獲手法や食害を受けにくい施業方法を適用するとともに、随時改良を加える。成果は、各種会議等を通じて広く普及を図る。（森林総合研究所）

治山林道事業における生物多様性に配慮した緑化工指針の作成（再掲：1 - 5）

森林環境税モニタリング調査（再掲：1 - 5）

森林環境税を財源の一部とした森林整備事業の効果を検証するため、引き続き施業林におけるモニタリングを実施し、調査結果や事業効果の公表を行う。（森林総合研究所）

農村資源の保全管理活動（再掲：1 - 4）

中山間地域等直接支払制度、農地維持・資源向上活動支援事業の両施策については、大規模災害時の応急復旧に欠かせない地域ぐるみの共同活動として非常に重要なことから、引き続き推進する。（農村振興課）

県産農産物の生産技術対策の普及徹底（再掲：1 - 4）

農作物に係る生産技術対策の普及の徹底については、災害が想定される場合は、迅速に事前対策を作成し現場への周知を行い、災害発生後は、直ちに被害状況を把握するとともに、復旧対策を構築し、県内農産物の生産量を確保する。（農業技術課）

農業者に対する経営再建資金制度の周知

農業災害対策資金利子補給制度については、農家経営の維持のため、農家負担がより少なく迅速かつ効果的に経営再建が図られるよう、引き続き活用する。（農業技術課）

C L T工法等新技術の導入（再掲：産業）

県産材需要拡大の推進（再掲：産業）

植物工場などの農村高齢者就業機会の確保

野菜産地の競争力の強化と高齢者等の雇用創出を図るため、引き続き、大規模な施設野菜の栽培に取り組もうとする参入企業等を支援し、野菜の大規模生産施設整備を促進する。（果樹食品流通課）

6次産業化支援体制の充実

農林漁業者の所得や地域雇用を増大し地域活力の向上を図るため、6次産業化に取り組もうとする農業者等に対してそのニーズに応じたソフト面、ハード面の支援し、6次産業化の取り組みを拡大する。（果樹食品流通課）

オリジナル花きの開発・産地化と販路拡大の推進

本県の花き産地の維持強化と花き文化の振興を推進するため、引き続き市場商談会への出展や現地商談会の開催により、産地と販売店等との繋がりの強化と県産花きの販路拡大や新たな販路開拓を推進する。（花き農水産課）

就農促進体制の強化

農業の担い手を確保・育成するため、県内外からの就農希望者の総合窓口として重要な機能を果たしている就農支援センターを活用した就農促進体制を強化する。（担い手対策室）

就農定着支援の充実

就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、青年就農給付金の活用やアグリマスターによる就農定着支援の拡充を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する。（担い手対策室）

企業の農業参入の促進

耕作放棄地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化等を図るため、企業訪問や参入セミナーなどにより、本県の優位性をPRし、企業の農業参入を促進する。（担い手対策室）

農山村と連携した企業の農園づくりの促進

農山村と連携した企業の農園づくりにより高齢者に活躍の場を提供するため、農業農村を社会貢献や社員教育、福利厚生の場として活用しようとする企業の広域的な受け皿づくりを促進する。（担い手対策室）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（再掲：1 - 5）

二ホンジカの捕獲技術改良及び針葉樹人工林の針広混交林への転換技術開発（再掲：農林水産）

富士スバルライン沿線緑化試験（再掲：1 - 5）

森林環境税モニタリング調査（再掲：農林水産）

8 . 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

（ 8 - 1 ）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（太文字・印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲：1 - 1）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害廃棄物の処理体制の整備

絶対的な電力供給不足が生じた場合の一般廃棄物処理施設の対応について、市町村の災害廃棄物処理計画に反映されていないため、引き続き追記するなどの対応を促す。（環境整備課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）

災害時の迅速な廃棄物処理や円滑な応急復旧活動の実施のため、廃棄物関係団体との協力体制等を必要に応じて協定を更新する。（環境整備課）

（ 8 - 2 ）復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（太文字・ 印は最も施策効果が発揮できる事態）

【行政機能 / 警察・消防】

地域防災力の強化を支える人材の育成

自主防災組織を育成するため、引き続き、地域防災リーダー養成講座、知事表彰等を実施し、県、防災安全センター等でも自主防災組織や一般県民に対する研修会、訓練、講演会等を実施するとともに、市町村を通じて地域防災出前講座（県政出張講座）の要請があった地域（自主防災組織）に県職員等（防災危機管理課、地域県民センター及び県立防災安全センターの職員）を講師として派遣し、コミュニティレベルでの地域防災力強化の取り組みを促進するとともに、防災関係機関に対する啓発及び地域防災リーダー養成講座への女性の参加の促進を図る。また、自主防災組織での防災訓練等で養成した地域防災リーダーを活用し、地域ごとの災害特性に対する必要な防災対策、防災意識の啓発を促進する。（防災危機管理課）

自主防災組織の防災資機材の整備促進（再掲： 2 - 1 ）

地域の防災力を強化するため、引き続きコミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っていくが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する。（防災危機管理課）

災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進

大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連 NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、引き続き研修会などを実施するとともに、NPO等との連携のあり方について検討する。（防災危機管理課）

避難対策指針や避難生活計画書の作成促進

市町村における適切な避難対策の実施を図るため、引き続き避難対策に係る国の運用指針などを周知し、適切な取り組みが行われていくよう支援する。（防災危機管理課）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

地域の災害対応力の充実のため、引き続き県地震防災訓練の場において、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する。（防災危機管理課）

市町村の災害対応力の強化支援（再掲： 3 - 2 ）

防災士の養成

地域における防災力の向上を図るため、引き続き防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する。（防災危機管理課）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（再掲： 1 - 4 ）

富士山火山広域避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応の検討）（再掲： 1 - 1 ）

消防防災航空基地機能の強化（再掲： 1 - 1 ）

救急救命士の養成・確保の推進（再掲： 1 - 1 ）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（再掲： 1 - 4 ）

消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、引き続き関係団体に対する広報や（一財）山梨県消防協会が実施する消防団員確保対策事業に対し支援を行うとともに市町村に対し消防団活性化総合計画の見直し等の働きかけを行う。（消防保安室）

消防団の救助資機材等の整備促進（再掲： 1 - 1 ）

災害等の発生時に、より効果的な活動ができるよう、国の示す消防団の装備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き各市町村の消防団の救助用資機材等の充実に関する働きかけを行う。（消防保安室）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（再掲： 1 - 1 ）

政府関係機関の地方移転の推進

「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」に基づき、県内に一定の関連産業や研究施設等の集積があり、県内産業の発展に寄与すると考えられる施設を対象として、誘致候補施設を選定し、平成 27 年 8 月に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部へ提出した。国に対して提案施設の本県への移転について要望するとともに、移転が決定した場合には施設の移転に向けた具体的な取り組みを進める。（知事政策局）

【住宅・都市】

サテライトオフィスの整備促進

サテライトオフィスは、継続的に周辺に多くの二地域居住・移住者が見込めるため、県外に事務所を有するIT企業等を誘致し、空き家を活用したサテライトオフィスの整備を推進する。（人口問題対策室）

県内への移住の促進

移住者の増加を図るため、空き家バンクへの物件登録件数を増やすとともに、移住者と空き家とのマッチングを推進する。（人口問題対策室）

「買援隊」の支援

地域の商店や商店街が、市町村や商工会等と連携しながら行う買い物弱者対策としての取り組み（「買援隊」）を支援することにより、地域コミュニティとしての役割を担う商店街等の活性化を図る。（商業振興金融課）

【保健医療・福祉】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（再掲：1 - 3）

災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震防災訓練などを通じて市町村による要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の実施等を促す。（防災危機管理課）

女性や子育て家庭、災害時要援護者に配慮した避難所運営の推進

災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や災害時要援護者などに配慮した避難所の運営への参加について、啓発や周知を行う。（防災危機管理課）

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施

災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、各市町村及び市町村社会福祉協議会の福祉避難所設置・運営訓練の実施を促進する。（福祉保健総務課）

ボランティアコーディネーター養成等の促進

ボランティアコーディネーター等の資質向上のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、研修会の実施、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、防災意識の高揚を図る。（福祉保健総務課）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、市町村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を促進する。（福祉保健総務課）

老人クラブの活動への支援

老人クラブの活動は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであるため、引き続き支援を行う。（長寿社会課）

【産業（産業構造・金融・エネルギー）】

建設産業を担う人材の確保・育成の推進

県内建設業者の資質の向上を図ること等を目的とする団体である（一社）山梨県建設業協会に教育訓練及びイメージアップのための事業を委託し、建設産業を担う人材の確保・育成を図る。（建設業対策室）

【交通・物流】

道路の点検・啓開方法マニュアルの運用及び訓練の実施（再掲：2 - 1）

建設産業を担う人材の確保・育成の推進（再掲：産業）

【農林水産】

農村資源の保全管理活動（再掲：1 - 4）（農村振興課）

【国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）（再掲8 - 1）

1. 個別施策分野ごとの推進方針

行政機能 / 警察・消防

【県庁の災害対応力の強化】

災害による電力供給の停止の長期化に備え、災害対策本部、同地方連絡本部（各地域県民センターが事務局）等の機能を維持するため、引き続き地下タンクや非常用発電機用燃料タンクの満量化を実施する。（各地域県民センター、管財課、総合県税事務所、森林総合研究所）

公用車を被災地等で使用する場合に備え、引き続き応急対応用資機材等の整備を進める。（管財課）

災害時における業務継続のため、業務継続計画に基づく地震災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証を行う。（防災危機管理課）

大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有について検討を行う。（防災危機管理課）

システム障害時の会計事務処理や調達事務の実効性を確保するため、財務事務担当職員への「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」の周知を行うとともに、模擬訓練の実施に向けた関係機関との調整や資料収集等を行う。（管理課）

【県防災体制の充実・強化】

大画面の携帯情報端末や防災無線電話の活用、情報伝達訓練の実施により、引き続き、災害時において、知事が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制の整備を図る。（秘書課）

大規模災害に備え、引き続き職員が発災時に勤務所属に登庁できない場合を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員を登録し、業務を明確化する。（各地域県民センター）

大規模地震が発生した際の初動体制を確保するため、非常参集訓練を実施し、非常参集できなかった場合は、理由を検証し、研修、訓練等、非常参集体制の見直しを行う。

また、確実な初動体制を確保するため、引き続き宿日直制や知事・本部員が在京している場合のヘリコプターによる帰庁体制を維持するとともに、課題を整理する。（防災危機管理課）

平成26年2月の豪雪災害への対応等を踏まえ、雪害対策の強化とともに災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前に災害警戒本部を設置するなどの県の防災組織体制の強化等を図ったが、災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等、防災体制等の検証・見直しを行う。（防災危機管理課）

防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施するとともに、災害対策本部統括部活動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実施する。（防災危機管理課）

地方連絡本部（地域県民センター）の役割を再検討し、関係機関の情報共有等において、効率化を図る。（防災危機管理課）

関東地方知事会、全国知事会及び中央日本四県（新潟、長野、静岡、山梨）における相互応援協定をはじめ、他自治体との連携強化を推進することにより、東海地震（南海トラフ地震）や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本県に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、引き続き必要な協定の締結を推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進する。（防災危機管理課）

災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。（防災危機管理課）

職員の被災による議会の長期にわたる機能不全を防ぐため、毎年度、年度当初に災害時応急対策の説明会を行い、組織体制、配備基準、業務概要及び休日等における緊急連絡網の確認を行う。（議会事務局）

平成23年の東日本大震災以降の「災害時における危機管理体制の再点検及び再構築」のため、今後は災害警備本部のシステムの整備と県下警察署の代替施設の整備を推進し、災害警備本部の最良の体制の確立を図る。（警察本部）

災害対応力強化のため、引き続き災害時の救出及び救助活動並びに同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し整備を進める。（警察本部）

引き続き、大規模災害発生時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の随時見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る。（警察本部）

【地域防災力の強化】

広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、県が行う各種の防災訓練について、災害種別ごとに初動対応から秩序だてて時系列で適切に対応できるものにするとともに、総合的な訓練の実施にあたっては、事前に職員がその役割ごとの研修をしっかりと行い、それを踏まえて訓練を実施し、各対応を検証して課題の把握を行い、マニュアルの見直し等に反映する。（防災危機管理課）

県民の防災意識の高揚を図るため、引き続き県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施する。（防災危機管理課）

防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村の対応が困難となった場合は、当該市町村に土地勘を有する県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する。（防災危機管理課）

国のガイドラインに基づく「避難勧告等の判断・伝達基準」をより実効性のある基準とするため、引き続き市町村に対し、助言・技術的支援を行う。対象：水害 13 市町、土砂災害 26 市町村（防災危機管理課）

自主防災組織を育成するため、引き続き、地域防災リーダー養成講座、知事表彰等を実施し、県、防災安全センター等でも自主防災組織や一般県民に対する研修会、訓練、講演会等を実施するとともに、市町村を通じて地域防災出前講座（県政出張講座）の要請があった地域（自主防災組織）に県職員等（防災危機管理課、地域県民センター及び県立防災安全センターの職員）を講師として派遣し、コミュニティレベルでの地域防災力強化の取り組みを促進するとともに、防災関係機関に対する啓発及び地域防災リーダー養成講座への女性の参加の促進を図る。また、自主防災組織での防災訓練等で養成した地域防災リーダーを活用し、地域ごとの災害特性に対する必要な防災対策、防災意識の啓発を促進する。（防災危機管理課）

地域の防災力を強化するため、引き続きコミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っていくが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する。（防災危機管理課）

大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、引き続き研修会などを実施するとともに、NPO等との連携のあり方について検討する。（防災危機管理課）

大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送が円滑に行えるようにするため、引き続き消防本部と連携を図りながら、適地調査を含めた技術支援を行い、市町村におけるヘリポートの確保・整備を図る。（防災危機管理課）

市町村における適切な避難対策の実施を図るため、引き続き避難対策に係る国の運用指針などを周知し、適切な取り組みが行われていくよう支援する。（防災危機管理課）

地域の災害対応力の充実のため、引き続き県地震防災訓練の場において、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する。（防災危機管理課）

様々な災害に対応した備蓄体制の充実を図るため、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、引き続き備蓄資機材の確保を図る。（防災危機管理課）

市町村の災害対応力の強化を図るため、引き続き助言や技術的支援を行う。（防災危機管理課）

地域における防災力の向上を図るため、引き続き防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する。（防災危機管理課）

広域的な大災害の発生に対する対応力の強化を図るため、引き続き地震防災訓練（上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等）において、自衛隊ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機等による他県との合同訓練を実施する。（防災危機管理課）

緊急消防援助隊の応援・受援計画における運用の実効性を高めるため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を 1 都 9 県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県）により実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。（消防保安室）

災害時等の迅速な搜索救助活動、避難誘導等のため、今後は、ホームページや登山口・最寄駅等における街頭指導等による「コンパス（登山届等システム）」等を使用した登山届の提出の周知・広報活動等を関係機関と連携しながら推進し、情報共有を図ることにより安全確保対策に活用する。（観光資源課・警察本部）

【富士山火山防災の推進】

富士山噴火災害は、市町村を越えた避難が想定されるので、計画の具体化のため、今後も検討を進め、富士山火山広域避難計画を改訂、記載内容を追加するとともに、訓練も継続して実施する。また、御嶽山の噴火を踏まえた突発的な噴火への対応についても検討を行う。

さらに、富士山火山防災にとどまらず、地震、水害に伴う市町村域を越えた広域避難に係る調整のあり方について、引き続き検討を行う。（防災危機管理課）

富士山火山噴火災害については、市町村域を越えた広域避難が想定されるため、民間団体との避難・輸送の支援協定を検討する。（防災危機管理課）

【消防防災航空隊の機能強化】

多数のヘリコプターの運用が想定される大規模災害においても消防防災航空隊の効果的な部隊運用等を行うため、引き続き消防防災ヘリコプター動態管理システムを運用管理するとともに、航空機による消防防災活動の対応力を向上させるため、航空隊経験者による支援体制を図り、実災害時での支援航空隊員の迅速な招集が図られるよう取り組むなど、消防防災航空隊の機能強化を行う。（防災危機管理課）

消防防災航空基地機能の強化に向けて関係機関と協議を継続する。（防災危機管理課）

【消防・救急・救助体制の強化】

救急搬送に迅速・適切に対応するため、引き続き救急救命士の養成・確保を進める。（消防保安室）

消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、引き続き関係団体に対する広報や（一財）山梨県消防協会が実施する消防団員確保対策事業に対し支援を行うとともに市町村に対し消防団活性化総合計画の見直し等の働きかけを行う。（消防保安室）

災害等の発生時に、より効果的な活動ができるよう、国の示す消防団の装備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き各市町村の消防団の救助用資機材等の充実に関する働きかけを行う。（消防保安室）

救急搬送体制の充実強化を図るため、引き続き救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進する。（消防保安室）

災害への消防職員及び消防団員の対応能力の充実を図るため、訓練マニュアルに基づき、H27.4 に関校した消防学校の新たな訓練施設、教育機材を活用した教育訓練を実施し、消防職員が、多様化・複雑化する火災や水難事故、山岳事故等に的確に対応できるよう実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る。（消防保安室、消防学校）

地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止等のため、引き続き消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図る。（消防保安室）

【交通規制及び交通安全対策の実施等】

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、引き続き各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者等との連携を図る。（警察本部）

大規模災害時に適切な交通規制を実施するため、必要に応じ交通規制計画を見直ししながら適切な運用を図る。

また、引き続き各種防災訓練時に緊急輸送道路の確保、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練を行うとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を実施することで、適切な交通規制の実施を図る。（警察本部）

発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れ、交通事故の発生及び交通麻痺を回避するため、停電時に信号機が滅灯しないよう、引き続き交通信号機電源附加装置の整備を行い、災害時の交通安全と円滑化を図る。（警察本部）

災害時の緊急輸送道路の確保のため、引き続き各種防災訓練の際に、緊急輸送道路確保等の訓練を実施する。（警察本部）

【県庁舎等の耐震化】

「山梨県耐震改修促進計画」に基づき、引き続き耐震性のない県有建物の耐震改修及び解体等を実施し、平成 27 年度に耐震化率 100%を達成するよう取り組む。（管財課、営繕課）

【地域活性化との連携】

「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」に基づき、県内に一定の関連産業や研究施設等の集積があり、県内産業の発展に寄与すると考えられる施設を対象として、誘致候補施設を選定し、平成 27 年 8 月に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部へ提出した。国に対して提案施設の本県への移転について要望するとともに、移転が決定した場合には施設の移転に向けた具体的な取り組みを進める。
（知事政策局）

住宅・都市

【地域防災力の強化】

市町村が整備した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、防火水槽等の有効活用について、助言等を行う。
（防災危機管理課）

県立高等学校及び公立小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、引き続き避難所運営マニュアルの作成、備蓄品の整備等、市町村と連携を図りながら進めていくように指導する。
（義務教育課、高校教育課）

県立文化施設等（美術館、博物館、考古博物館、文学館、図書館、科学館）の来館者を災害時に安全に避難させるため、引き続き年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。（学術文化財課、社会教育課）

【帰宅困難者対策等の推進】

災害時に帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制を構築するため、引き続き定期的に山梨交通(株)、富士急行(株)、(一社)山梨県タクシー協会等の関係者と協議を行い、より適切な意識共有と連絡体制の確立を図る。（交通政策課）

災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、県庁本庁舎等の開放の方針を適切に運用する。（管財課）

帰宅困難者の一時避難のため、引き続きコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等との協定の締結を実施する。協定等による業務について、具体的な方策について整理するとともに、市町村へも帰宅困難者対策にかかる周知、普及を継続し、更に公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等について、検討を進めるとともに協定締結も推進する。（防災危機管理課）

災害時に被災者に対して公営住宅や職員宿舎の空室の提供を行うため、引き続き入居マニュアルの整備、運用を実施する。（管財課、建築住宅課、企業局総務課、福利給与課）

【地域の自立・分散型エネルギー導入対策の推進等】

エネルギーの地産地消を図るため、太陽光発電及び蓄電池（又は家庭用燃料電池）といった発電設備等を備えるとともに、高断熱建材の使用等による省エネ性能にも優れたスマートハウスの導入や地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。（エネルギー局）

防災拠点等の非常用電源の確保等のため、平成27年度については本基金事業により、引き続き市町村施設等への再生可能エネルギー等の導入を図る。

今後も、地域における自立・分散型エネルギーの導入を図るため、防災拠点の非常用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給できるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討していく。（エネルギー局）

エネルギー使用量の削減やエネルギー使用時間の平準化を図るため、引き続き家庭エコ診断の普及を図るとともに、事業者の省エネルギー対策として、省エネルギー診断を活用し、熱電併給システムの導入や高効率機器への更新など、国の補助制度等も活用した実効性のある対策を推進していく。（エネルギー局）

【災害時応急対策の推進】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路(株)八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、引き続きBCP訓練や地震対策マニュアルの見直し等を実施する。（下水道室）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務を実施するため、(公社)日本下水道管路管理業協会との連絡体制等を常に最新のものになるよう、随時協定を更新する。（下水道室）

災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、今後は市町村と関係団体へ対応マニュアルの周知をするとともに、マニュアルに基づいた訓練を実施する。

また、今後は、借上げ型応急仮設住宅の提供体制の整備や県境を越えた広域連携体制について検討する必要がある。（建築住宅課）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

平成31年度までに石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率を79%とし、引き続き水道施設の耐震化を着実に実施するよう要請するとともに、応急給水資機材の整備についても各水道事業者に促す。

また、大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る。

（衛生業務課）

都市公園施設の安全性の確保を図るため、県営 9 公園（小瀬スポーツ公園、曾根丘陵公園、御勅使南公園、緑が丘スポーツ公園、笛吹川フルーツ公園、舞鶴城公園、富士川クラフトパーク、富士北麓公園及び桂川ウェルネスパーク）について、「山梨県公園施設長寿命化計画」により、危険度・優先度が高い箇所から事業を実施することとし、都市公園施設の日常点検や定期点検を実施するとともに施設の長寿命化を図る。（都市計画課）

下水道施設の長寿命化を図るため、引き続き下水道施設の点検実施の強化に努めるとともに、4 流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の処理場や 20 年以上経過した幹線管渠などの下水道施設の長寿命化対策を進める。（下水道室）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、引き続き 4 流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の下水道施設の耐震化を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図るため、BCP 訓練や地震対策マニュアルの見直し等を実施する。

特に、4 流域下水道の幹線管渠について耐震化率の向上を図るため、重要な公共施設の周辺等を最優先に、更には緊急輸送道路周辺等も優先し耐震対策を実施する。（下水道室）

建物の安全性の確保・向上を図るため、引き続き「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき県営住宅の建替事業、及び改善事業を実施する。（建築住宅課）

【災害に強いまちづくりの推進】

今後は、災害時の防災活動拠点となる都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曾根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑ヶ丘スポーツ公園）において、建築年度が古い施設の老朽化にあわせ、引き続き防災活動拠点としての整備を実施する。また、市町村管理の公園についても整備を指導する。（都市計画課）

災害に強いまちづくりを推進するため、市町村に対しガイドラインの主旨や内容の周知を進め、市町村が「防災都市づくり計画」を策定するよう指導・助言を行う。また、地震等により市街地が被災した場合、被災状況の把握・分析から、復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点などを取りまとめた「都市復興ガイドライン」に基づき、復興の手順や復興後の都市のあるべき姿を事前に検討できるように市町村都市計画担当者と合同で模擬策定訓練を実施する。（都市計画課）

災害に強い市街地の形成を図るため、引き続き土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、事業中の箇所を早期に完成させるとともに、対象事業箇所への補助を積極的に実施する。（都市計画課）

【建築物等の耐震対策の推進】

私立学校施設の安全確保を図るため、各種補助事業の活用を働きかけ、引き続き耐震化を促進する。（私学文書課）

住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、引き続き住宅・建築物耐震化支援事業により、耐震化の促進を図る。また、出張講座や戸別訪問を行うとともに、市町村や建築関係団体と連携して、耐震化促進のためのきめ細かな対策を推進する。（建築住宅課）

地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取り組みを促進していく。（建築住宅課）

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を開催し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図る。（都市計画課、建築住宅課）

学校施設の安全確保及び避難所としての防災機能強化を図るため、引き続き県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校施設の耐震対策（吊り天井等の非構造部材を含む）の促進を図り、できる限り早期に耐震化率を 100%とする。（学校施設課）

国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策の推進のため、引き続き解体修理工事の際に耐震対策のための構造補強工事等に対して助成を行う。（学術文化財課）

【地域活性化との連携】

サテライトオフィスは、継続的に周辺に多くの二地域居住・移住者が見込めるため、県外に事務所を有する IT 企業等を誘致し、空き家を活用したサテライトオフィスの整備を推進する。（人口問題対策室）

移住者の増加を図るため、空き家バンクへの物件登録件数を増やすとともに、移住者と空き家とのマッチングを推進する。（人口問題対策室）

地域の商店や商店街が、市町村や商工会等と連携しながら行う買い物弱者対策としての取り組み（「買援隊」）を支援することにより、地域コミュニティとしての役割を担う商店街等の活性化を図る。
（商業振興金融課）

保健医療・福祉

【福祉避難所等の運営体制の充実等】

災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、引き続き地震防災訓練などを通じて市町村による要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の実施等を促す。（防災危機管理課）

災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や災害時要援護者などに配慮した避難所の運営への参加について、啓発や周知を行う。（防災危機管理課）

災害時の要援護者支援対策推進のため、今後は山梨県社会福祉協議会の行う福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアル検証を促進する。（福祉保健総務課）

災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、各市町村及び市町村社会福祉協議会の福祉避難所設置・運営訓練の実施を促進する。（福祉保健総務課）

ボランティアコーディネーター等の資質向上のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、研修会の実施、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、防災意識の高揚を図る。（福祉保健総務課）

災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、市町村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を促進する。（福祉保健総務課）

被災動物の救護体制を構築するため、「災害時におけるペットの対応方針」を作成するとともに、動物愛護団体等の関係機関と協定を締結する。

また、円滑な救護活動のための市町村等の担当者の研修会を開催し、被災動物の救護体制の相互連携を図る。（衛生業務課）

避難所の食料の確保のため、引き続き特定給食施設巡回時及び研修会等で備蓄の必要性、災害対応マニュアルの作成について説明し、平成28年度までにすべての特定給食施設に備蓄が行われるよう指導している。マニュアルについても整備されていない施設については支援を行う。

また、今後は、災害対応についての先進事例等を収集し、周知を図るとともに、市町村の要援護者への食事の提供体制の構築について検討を行う。（健康増進課）

【災害時応急対策の推進】

山梨県医師会、山梨県歯科医師会、山梨県看護協会、山梨県薬剤師会及び山梨県整骨師会との災害時の医療救護等に関する協定内容を、必要に応じ見直しを行い、医療関係団体との協力関係の構築を図る。（医務課、衛生業務課）

【社会福祉施設の防災資機材等の整備】

高齢者施設の防災資機材等の整備のため、引き続き、施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導するなどして防災資機材等の整備を促進させる。（長寿社会課）

児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）に対する非常用物資の備蓄リスト作成・定期点検等を、引き続き実施し、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材の整備等を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確認する。（子育て支援課）

引き続き、障害者福祉施設に対する実地指導等の中で、防災資機材等の整備状況を確認するとともに、必要な整備を促す指導を行う。（障害福祉課）

【災害時要援護者等の支援体制の充実】

引き続き、日頃から施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、高齢者施設の入所者の相互受け入れや在宅要援護者の避難受け入れ体制の整備とその運用を図る。（長寿社会課）

災害時に必要な介護支援者を確保するため、引き続き介護職員初任者研修の実施事業者の指定を進める。（長寿社会課）

災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用するため、引き続き保育所、認定こども園、児童養護施設等の本来機能を著しく低下させない範囲で施設の状況に応じた助言を行う。（子育て支援課）

被災障害者のための福祉避難所として、障害者福祉施設を活用するため、引き続き地域的なバランスに

も配慮しながら、各市町村と障害者福祉施設との協定締結数の拡大を促進するとともに、防災拠点スペースの確保に努める。（障害福祉課）

災害時の障害者福祉施設間において被災障害者の受入れを円滑に行うため、事務処理フローを作成するとともに、受入れ後の施設運営が適切に行えるよう職員等の協力体制の構築に取り組む。（障害福祉課）

災害時の聴覚障害者に対する情報支援のため、平成 25 年度に策定した手話ボランティアの派遣マニュアルを基に手話通訳ボランティアの派遣等、各市町村と具体的な検討を進める。

また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討する。（障害福祉課）

【災害時医療救護体制の充実】

災害時の医療救護対応能力の強化を図るため、今後は、保健所単位だけでなく、全県的な情報伝達訓練とともに、広域医療搬送訓練を実施する。（医務課）

災害時の救助・救急体制の不足に対処するため、引き続き D M A T（災害派遣医療チーム）数及び指定病院の拡大を図るとともに、今後は、D M A T機能の強化のため、実動訓練や県独自の D M A T養成研修の実施の検討、国の地域災害拠点病院設備整備事業を活用した必要な医療資機材の充実、災害医療コーディネーターの設置を行う。（医務課）

救命率の向上を図るため、引き続き県全域でのドクターヘリの運用を行う。

また、ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場等の整備や山梨県立中央病院に給油基地の整備を検討するとともに、他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を構築し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。（医務課）

ドクターヘリの機動力を生かすため、今後は、散水不要なランデブーポイントの確保を図る。（医務課）

広域的な重症患者搬送体制の確保のため、引き続き S C U（広域医療搬送拠点臨時医療施設）における研修会や医療従事者研修を実施するとともに、今後は、資機材の整備等 S C Uの機能強化、S C Uを使用したトリアージ（患者の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決める）及び広域搬送訓練を毎年 1 回以上実施する。（医務課）

災害拠点病院におけるライフライン確保体制の整備のため、国の地域災害拠点病院設備整備事業を活用し、引き続きすべての災害拠点病院の指定要件充足に向けた発電機、燃料備蓄に関する整備を推進する。（医務課）

【災害時保健医療体制の整備】

災害時の対応能力の強化を図るため、今後は、平成 26 年 2 月の雪害を受けての病院救護マニュアルの改正や県が主体となって実施する訓練に、医療機関の参加を促す。（医務課）

災害時に円滑な保健師活動を実施するため、引き続き平常時から県本庁、保健所及び市町村に勤務する保健師がそれぞれ災害時における保健指導マニュアルを活用し、準備をしておく必要性を周知するとともに、実践的な訓練を重ねることによりマニュアルの評価を行う。（医務課）

医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、引き続き山梨県医薬品卸協同組合に保管管理委託する備蓄品目の見直しを行い医薬品等の安全な保管に努める。

また、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策として、空路による物資輸送ルートの実現な確保のための検討を行う。（衛生薬務課）

災害発生後の感染症のまん延の防止のため、「大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定」を締結した山梨県ベストコントロール協会との円滑な連絡体制の整備を行いながら、新たな協定先の選定の必要性についても検討を行い、衛生害虫駆除をより迅速に実施できる体制の確保を図る。（健康増進課）

災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き県内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、市町村における要援護者台帳の整備、支援計画作成への支援を行う。

また、今後は、被害状況によって人工透析患者数の増加が起こる場合を補完する仕組みや避難所で透析を実施する仕組みの構築について庁内、市町村、医療機関等と連携して検討する。（健康増進課）

原子力発電所事故による放射線の影響に関する健康相談体制の整備のため、福島的事例等を研究する中で、健康相談マニュアルの運用や健康相談窓口の開設等を実施し、引き続き実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する。（健康増進課）

【建築物等の耐震対策の推進】

引き続き、民間高齢者施設等に補助を行うことにより、民間建築物の改築等を進めていき、平成 30 年度までに 95%まで耐震化率の向上を図る。（長寿社会課）

平成 26 年度にすべての災害拠点病院の耐震化が完了しているため、今後は未耐震の病院に対し、耐震化の啓発を図る。（医務課）

【地域活性化との連携】

老人クラブの活動は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであるため、引き続き支援を行う。（長寿社会課）

産業（産業構造・金融・エネルギー）

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）
主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、東京ガス山梨(株)等

【地域の自立・分散型エネルギー導入対策の推進等】

森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する。（林業振興課）

木質バイオマスによる熱源が供給できる体制と、それらを逐次稼働できるような設備を各地に充実させるため、これらの活用に関するデータの集積を図るとともに、薪炭材等の搬出システムについても検討する。（森林総合研究所）

エネルギー供給力の充実による県内経済の活性化と、環境負荷が少なく災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築等を目指すため、新たなエネルギー政策の基本構想となるビジョンを策定する。（エネルギー局）

企業誘致等による県内経済の活性化と自立・分散型エネルギー社会の構築のため、本県を通るパイプラインを活用した熱電を併給できるコージェネレーションシステム等の導入や、自立型エネルギーシステムを備え、災害に強く、エネルギーを安定的かつ最適に利用できるスマート工業団地の整備などを目指していく。（エネルギー局、産業集積課）

自立・分散型エネルギーシステムの導入を促進するため、技術開発の動向を注視し、燃料電池とガスタービンを組み合わせた複合発電システム（SOFC ハイブリッド機）と、更に蒸気タービンを組み合わせた、より高効率な発電システム（トリプルコンバインド機）等の誘致を推進する。（エネルギー局）

FCV（燃料電池自動車）は、災害時に電力供給ネットワークが停止した際の代替電源として活用が可能であることから、FCV 導入に係る国の支援策と連携し、計画的な普及を図るとともに、FCV 運行の基盤となる水素ステーションの整備の促進、FCV の導入を促進する。（成長産業創造課）

グリーンイノベーションの推進に加え、東日本大震災以降の電力不足解消やエネルギー地産地消を図るため、小水力発電施設の開発について、平成 34 年度までに合計 10 地点の完成を目標とする「やまなしファスト 10」を推進し、電力供給量を増加する。（電気課）

グリーンイノベーションの推進に加え、東日本大震災以降の電力不足解消やエネルギー地産地消を図るため、再生可能エネルギーの拡大に必要な蓄電技術として短周期の蓄電技術である「次世代フライホイール蓄電システム」の開発を進めており、実証試験のために建設した太陽光発電所を用いて、蓄電システムの仕様の検討・研究を実施する。また、今後は、最先端の蓄電池や水素を活用した中・長周期の蓄電システムの研究を推進する。（電気課）

電力の安定供給のため、引き続き県営水力発電所による水力発電を推進し、供給電力の増加を図るとともに、発電施設の健全性を確保するため、発電所において緊急を要する補修等については直ちに対応することとし、その他の補修等は長期改修計画により行う。（電気課）

【中小企業に対する災害時支援制度の充実等】

県内中小企業のBCP策定率は27.0%と低く、認知率との乖離が大きいため、認知率100%とともに策定率の向上を目指し、商工団体を通じて中小・小規模企業へのアプローチを行う。（産業政策課）

耐震化のための融資実績が伸び悩んでいることから、県政出張講座の活用など普及啓発の改善を行う。（商業振興金融課）

災害発生時の中小企業の資金繰りや復旧に向けた融資に関する相談に対応する特別相談窓口について、相談が集中することが想定されることから、職員の専門性の向上と金融機関との連携体制の確立を図る。また、融資制度の周知について、山梨県防災 Twitter の活用など山梨県ホームページ以外の方法も検討する。（商業振興金融課）

災害復旧融資について、現行の制度では、国の災害認定を待たなければならないことから、災害発生後直ちに利用できるよう、引き続き金融機関との意見交換を行いながら、その拡充を検討する。（商業振興金融課）

中小企業者向け融資や金融相談窓口については、ホームページ等を活用して普及啓発に努めているが、耐震化のための融資実績が伸び悩んでいることから、県政出張講座の活用など普及啓発の改善を行う。

（商業振興金融課）

【滞留旅客対策等の推進】

現状の帰宅困難者対策は、特に対象を絞っておらず、一時的避難を想定したものであるため、特に観光客のみを想定した対策は取られていない。

このため、被災時に帰宅困難となった観光客及び滞留旅客対策として、市町村の災害対策において、帰宅困難者に観光客も含まれることについて引き続き理解と協力を求めるとともに、地理情報の少ない観光客に係る災害対応として、県ホームページや観光案内でも情報提供していく仕組みを検討する。

（観光企画・ブランド推進課）

【通信機能の強化】

無料で利用できる Wi-Fi スポットの整備を促進するため、民間企業（NTT東日本山梨支店等）と協働し、“やまなし Free Wi-Fi プロジェクト”を引き続き推進するとともに、本県観光のシンボルである富士山に外国人観光客が無料で利用できる Wi-Fi スポットを提供し、情報利便性の向上や防災情報のインフラとして充実を図る。（観光振興課）

【防災・災害情報提供体制の整備】

外国人旅行者の本県への誘客の促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供できる体制を構築するため、「観光・防災情報提供アプリケーション」作製し、外国人観光客に対する防災対策の充実を図る。（観光振興課）

【富士山観光客等避難対策の推進】

富士山五合目以上の区域においては、復旧に数日間を要する事態の発生した場合には、多数の滞留者が発生することが想定されるため、滞留者への水・食料や一時避難場所の提供及び速やかに麓まで避難（下山）させる方法を検討する。

更に、御嶽山の災害に鑑み、富士山の噴火に備えるためのヘルメットや防塵マスク等の配備、来訪者への注意喚起や迅速な避難のための火山情報の提供方法も検討する。

主な検討項目については、以下のとおりである。

山小屋、五合目売店等との水・食料及び一時避難場所の提供に係る協力関係の構築

より多くの水・食料の備蓄方法の検討

滞留者を安全に避難（下山）させる方法の検討

安全な避難（下山）ルートの確保及び観光客等の避難（下山）誘導

富士山五合目や山小屋等へのヘルメット、防塵マスク等の配備

火山情報の提供方法

（防災危機管理課、富士山保全推進課、観光資源課、治山林道課、道路管理課、警察本部）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがないように、温泉施設の耐震性を向上させるため、引き続き県営石和温泉給湯施設の改修を行う。（企業局総務課）

【建設産業を担う人材の確保等】

県内建設業者の資質の向上を図ること等を目的とする団体である（一社）山梨県建設業協会に教育訓練及びイメージアップのための事業を委託し、建設産業を担う人材の確保・育成を図る。（建設業対策室）

【地域活性化との連携】

県産材の更なる需要拡大を図るため、CLT工法による中・大規模木造建築物の設計に取り組む建築士等の育成を行うとともに、ラミナの安定供給体制の整備など、CLT生産に向けた取り組みやその利用を促進する。（林業振興課）

引き続き、多くの住民が利用する公共施設の木造・木質化による県産材のPRに努めるとともに、国が普及に取り組んでいるCLT工法等の新たな技術の導入により、これまで木材の使用が制限されていた中高層建築物への建材としての活用を図る。（林業振興課）

東京圏に隣接し、豊かな自然環境を有するなどの本県の優位性を踏まえ、企業の誘致活動と併せて本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進する。（産業集積課）

情報通信

【防災・災害情報提供体制の整備】

県民が正確な情報を確実に入手できるよう、各報道機関との放送（報道）協定に基づくテレビ・ラジオ・新聞紙面による放送（報道）の要請を行う。また、ホームページ、SNS等を活用した情報提供を行うなど、多様な提供手段を確保する。なお、提供する情報の内容については、災害対策本部において検討する体制を確保する。

やまなし創造提案便（県民からの意見や要望に対して、1週間以内に回答を行う制度）やホームページからのお問い合わせなどについては、引き続き迅速な対応に努める。

特に災害時においては、即時性を求める投稿も多いため、迅速な対応が必要な投稿については、災害対策本部において対応を行う体制を確保する。（広聴広報課）

県民への情報の迅速かつ確実な提供のため、災害時広報活動マニュアルを随時点検し、必要に応じ見直しを行う。（広聴広報課）

外国人旅行者の本県への誘客の促進を目的として、観光や防災に関する情報を提供できる体制を構築するため、「観光・防災情報提供アプリケーション」作製し、外国人観光客に対する防災対策の充実を図る。（観光振興課）

来日間もなく県内に居住を始めた外国人の場合、既存の行政情報の伝達等に不利な条件下にあり、こうした外国人は、必要な防災・避難情報にアクセスできないことが想定されるため、災害ガイドブック（7カ国語）の配布や県ホームページでの公開を毎年継続して実施する。（国際交流課）

【県庁の災害対応力の強化】

災害時に、県民の生命の安全確保、県民生活や地域経済活動にとって重要となる県業務の継続・早期復旧を支えるため、主要システムの稼働継続を図る。また万一継続が困難となった場合、早期復旧が可能となるよう、ガイドラインの作成等によりICT-BCPを整備し、適切な運用を行う。（情報政策課）

通信回線の冗長化を促進し、情報通信基盤の充実を図るとともに確実なデータ保管、バックアップ等に努める。データの保管については、保管周期の短縮を図るなど非常時にできるだけデータを最新に近い状態に復旧できるような対策を講じるとともに、最終的には、オンラインによる日々保管を目指す。

また、県庁内の関係課及び市町村に情報を提供し、災害時における山梨県全体の情報通信分野の強靱化を図る。（情報政策課）

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）

主要関係機関 東京電力(株)山梨支店、NTT東日本(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店、日本放送協会甲府放送局、(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士等

【被害情報の収集体制の確立】

迅速かつ的確な初動対応を実現するため、県、市町村、防災関係機関等で収集情報を共有・提供するためのITを活用した「総合防災情報システム」を構築する。（防災危機管理課）

映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する。（防災危機管理課）

災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、引き続き各合同庁舎に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する。（防災危機管理課）

災害発生時の効果的情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について継続して検討するとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムの整備を図り、システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を継続して実施する。（警察本部）

【通信機能の強化】

災害時等を想定し、県内のどこからでも、誰もが無線LAN(Wi-Fi)にアクセスできるようにするため、防災拠点等の県有施設へのアクセスポイントの整備を図る。（情報政策課）

災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、引き続き防災行政無線施設の維持管理や更新等により通信機能の強化を図る。（防災危機管理課）

消防救急無線のデジタル化を進め、あわせて広域化・共同化の働きかけを行うことにより、広域的な機

動性の確保とともに、災害に強い情報通信体制の整備を進める。（消防保安室）

災害時の情報収集、共有、情報提供に必要な通信基盤を確保するため、引き続き医療機関等に対し、衛星携帯電話の整備及びE M I S（広域災害救急医療情報システム）への加入を促進する。（医務課）

無料で利用できるWi-Fiスポットの整備を促進するため、民間企業（NTT東日本山梨支店等）と協働し、“やまなしFree Wi-Fiプロジェクト”を引き続き推進するとともに、本県観光のシンボルである富士山に外国人観光客が無料で利用できるWi-Fiスポットを提供し、情報利便性の向上や防災情報のインフラとして充実を図る。（観光振興課）

災害時の無線通信空中線（アンテナ）を支持する組立鋼板柱の倒壊等を防止するため、今後は、劣化状態を精査したうえで改修・更新等の計画の策定を警察本部関係所属と連携し、検討する。（警察本部）

今後は、長期停電時においても各警察署等の電源を確保できる体制を整備するため、車両での運搬が可能な可搬型発動発電機、発動発電装置を搭載した電源車の整備を検討する。また、各警察署等への外部電源受電口の設置及び配線、通信電源用配電設備内への非常電源と常時電源の切替器の設置等を警察本部関係所属と連携し、検討する。（警察本部）

交通・物流

【緊急物資・燃料の確保】

災害時の物資調達については、平成9年度に県内の消費生活協同組合（地域）と物資調達に係る基本協定を締結し、毎年、物資保有数量について報告を受けている。引き続き、基本協定を維持し緊急時における一定量の物資の確保を図る。（消費生活安全課）

災害に強い物流システムを構築するため、関係機関と協議し、救援物資の受け入れ方法、手段等について検討を行う。（防災危機管理課）

大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図るとともに、石油連盟との重要施設の情報共有について検討を行う。（防災危機管理課）

災害発生時に生活必需物資を速やかに調達するため、協定締結企業者と協定内容の見直しを行うとともに、特に、県外からの救援物資の受け入れ、保管・管理、払い出し、輸送に関する部分については、運送業者、倉庫業者、自衛隊との連携も含め、検討を行う。また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、「災害対策本部統括部事務局活動マニュアル」の見直しを加速化し早期の完成を目指す。（商業振興金融課）

【リニア中央新幹線の整備】

災害時にJR中央線を補完・代替する公共交通機関として、利用可能なリニア中央新幹線の早期実現を目指し、引き続き関係団体等との調整・機運熟成を図る。（リニア推進課）

【鉄道輸送の安全確保の促進】

鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、国と連携して補助している。中小民間鉄道事業者は経営体力が弱く、自力での安全確保等が思うように進められないため、今後も中小民間鉄道事業者の長期整備計画を確認しながら、引き続き必要な支援を行う。（交通政策課）

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）
 主要関係機関 東日本旅客鉄道（株）甲府地区センター、東海旅客鉄道（株）静岡支社、
 中日本高速道路（株）八王子支社、日本通運（株）山梨支店、山梨交通（株）
 富士急行（株）（一社）山梨県トラック協会等

【災害時応急対策の推進】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県治山林道協会、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（治山林道課、県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため、各協会とも連携し、防災訓練を実施しながら、新たな課題に対し必要に応じ地震災害行動マニュアルの見直しを行う。（県土整備総務課、道路管理課）

【社会資本整備重点計画の策定】

社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、「社会資本整備重点計画」を策定し、同計画に基づき整備を推進する。（県土整備総務課）

【建設産業を担う人材の確保等】

県内建設業者の資質の向上を図ること等を目的とする団体である（一社）山梨県建設業協会に教育訓練及びイメージアップのための事業を委託し、建設産業を担う人材の確保・育成を図る。（建設業対策室）

【災害に強いまちづくりの推進】

魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、引き続き市街地において電柱や電線を無くすための地中化の事業を推進する。

（道路整備課、道路管理課、都市計画課）

良好な景観を整備し、地震等による電柱の倒壊や電線類の切断による2次災害を防止するため、引き続き地中化の事業を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

【道の駅等への防災施設の整備】

豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、地域防災機能を強化するため、「道の駅」の防災機能を拡充することを目的に、配置計画や拡充すべき防災機能の検

討を行い、防災拠点施設としての施設整備を推進する。（防災危機管理課、道路管理課）

【災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進】

国道、県道等と連絡する林道を災害時の代替輸送路として活用するために、また、山間部の避難路、代替輸送路となる林道を災害時の孤立集落を解消するために整備を推進する。

一方、林業や山村地域の生活基盤である林道について、有事の際に機能不全とならないように、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進する。（治山林道課）

基幹農道の整備を進めることで農村地域のアクセスの向上を図るとともに、重要性の高い橋梁及び隧道について、長寿命化・耐震化対策を推進する。（耕地課）

災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路の確保を図るため、引き続き新山梨環状道路や国道140号など幹線道路の整備を実施する。（道路整備課、甲府河川国道事務所）

新山梨環状道路・北部区間（広瀬～桜井間）については、リニア開業までの完成を目指し、早期事業化を国に働きかける。（高速道路推進課）

災害に強い道路を整備し、地域住民や富士山を訪れる観光客などの円滑な避難誘導を図るため、引き続き富士北麓地域から甲府方面、大月方面、相模原方面への避難路となる3方向の放射道路、それらを富士山の裾野で連絡する内環状、富士五湖の北岸沿いの中環状、更に大月・都留・道志とを結ぶ外環状（3放射3環状道路）の整備を推進する。その際、非常時において中央自動車道を補完する国道20号の機能強化（初狩バイパス、新笹子トンネル等）を国に働きかける。また、その他、避難路となる国道300号等の整備を推進する。なお、交通の円滑化を図るために、ラウンドアバウト交差点の導入についても検討する。（道路整備課）

非常時において、富士北麓地域から他地域への避難路となる国道138号の新屋拡幅や国道139号の都留バイパス及び中央自動車道を補完する道路である国道20号の大月バイパスや新笹子トンネルの整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

沿線地域住民の避難路の確保を図るため、引き続き県道富士吉田西柱線等の生活幹線道路の整備を推進する。また、交通の円滑化を図るために、ラウンドアバウト交差点の導入についても検討する。（道路整備課）

災害に強い道路網の構築を図るため、引き続き被災後の代替路や物流拠点の形成などが図られる事業中のスマートIC整備の促進や新たなスマートICの設置を要望する。（高速道路推進課）

高規格道路ネットワークを強化や災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、引き続き事業協力や期成同盟会を通じて関係機関への働きかけを行い、高速道路等の整備促進を図る。（高速道路推進課）
中部横断自動車道・増穂以南の平成29年度までの完成に向け、国及び中日本高速道路(株)が整備を推進する。（甲府河川国道事務所（国））

道路法面崩壊や路肩決壊等の危険箇所の解消のため、引き続き法面対策工等の防災対策を実施する。（道路管理課）

要対策箇所の解消に努めるほか、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間の解除へ向け防災対策を実施する。（甲府河川国道事務所（国））

狭隘道路等を解消し災害に強い街路網を構築するため、DID（人口集中地区）区間を重点的に都市計画道路の整備を確実に進めるとともに、今後も必要な路線について事業を実施する。（都市計画課）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋長15m以上の橋梁を、平成31年度を目途に耐震化率100%達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）

引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の維持管理計画の策定を進める。（道路管理課）

道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

【降灰対策の推進】

富士山噴火時の降灰から避難路や輸送路を確保するため、道路の降灰に関する検討を進め、速やかに除灰できる体制の構築を検討する。（道路管理課）

【道路除排雪計画の運用等】

想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、道路除排雪計画に基づき、他の道路管理者との相互除雪を行うための協定の締結や除雪車の配備等を進める。（道路管理課）

非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。（甲府河川国道事務所（国））

【地域活性化との連携】

災害時においても防災機能を有するよう、自立・分散型エネルギーシステムを備え、災害に強い交通結節拠点づくりを目指し、「リニア環境未来都市」の整備に向けた取り組みを進めていく。（リニア推進課）

農林水産

【森林の公益的機能の維持・増進】

森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう、引き続き水源地域緊急整備事業、保安林改良事業、保安林保育事業による保安林整備や、造林事業、森林環境保全推進事業による植栽・保育・間伐等の作業を効果的に進める。

また、森林を健全な状態に維持するため、森林病虫害の駆除や林野火災防止パトロールを行うとともに、森林の公益的機能についての普及啓発や県民参加の森林づくりを進めるための支援を引き続き行う。
（森林環境総務課、みどり自然課、森林整備課、県有林課、治山林道課）

【地域の自立・分散型エネルギー導入対策の推進等】

森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する。（林業振興課）

間伐の推進並びに間伐材の有効利用を図るため、建築材や装飾材、木質バイオマスへの利用を推進するための研究を行い、安定的な木材の需要供給体制の検討を進める。（森林総合研究所）

【災害時応急業務協力体制の推進】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新する。（治山林道課）

大規模自然災害時等の家畜伝染病発生に備え、引き続き家畜保健衛生所による畜産農家巡回指導等並びに高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫に関する防疫演習の取り組みを引き続き実施し、農家指導を行う。
（畜産課）

【土砂災害対策の推進】

台風等による集中豪雨や地震等の大規模災害の発生を踏まえ、土砂災害を未然防止するための治山事業を効果的に実施するとともに、人命、財産等を被害から守るため、関係機関の連携のうえ、事前防災・減災に向けた総合的な災害対応力の強化を図る。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

【ニホンジカの食害等の調査研究】

ニホンジカによる食害対策、間伐実施箇所での植生・環境調査及び治山・林道事業箇所を中心とした緑化工法の検討等の調査研究を行い、それらの調査結果を現場に反映させ、必要に応じて改良を加え、事業の効率化に寄与させる。（森林総合研究所）

【農地の保全等による災害対策の推進】

中山間地域等直接支払制度、農地維持・資源向上活動支援事業の両施策については、大規模災害時の応急復旧に欠かせない地域ぐるみの共同活動として非常に重要なことから、引き続き推進する。（農村振興課）

ため池等整備事業や農村地域防災減災事業等により、今後は、詳細な点検・調査を推進するとともに、老朽化の進行や耐震性の不足などに対応する施設の改修や補強について、施設管理者等との調整のうえ、計画的な整備を行う。

また、ため池が決壊した場合の被害想定地域等を示したハザードマップの作成や情報連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を検討し、計画的な整備を行う。

また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課、関東農政局（国））

農地の浸水が懸念される地域において、農業用水利施設等の整備を進めるとともに、整備済みの排水機場等の耐震化を見据えた点検・調査を推進し、施設管理者等との調整のうえ、計画的な整備を行う。
（耕地課）

農業集落排水事業により整備した施設について、今後は、適正な処理機能を維持させるため、耐震化も見据えた機能診断調査の推進と必要な対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。（耕地課）

【農産物の生産技術の普及等】

農作物に係る生産技術対策の普及の徹底については、災害が想定される場合は、迅速に事前対策を作成し現場への周知を行い、災害発生後は、直ちに被害状況を把握するとともに、復旧対策を構築し、県内農産物の生産量を確保する。（農業技術課）

農業災害対策資金利子補給制度については、農家経営の維持のため、農家負担がより少なく迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、引き続き活用する。（農業技術課）

【放射性物質等の検査体制の整備】

農畜産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効果的に実施できるよう、大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した効果的な検査体制の整備を検討する。（農業技術課）

【農産物等供給体制の確立】

「飼料」の供給体制整備において、いままで県外からの供給について具体的な検討や取り組みを行ってきていない。このため、今後は、関係府省庁や近隣都県及び民間も含めて幅広く連携し、有事の際の県外からの「飼料」の供給体制整備に向けた検討を行う。（畜産課）

精米の供給体制の整備について、引き続き農林水産省の事業内容を注視するとともに、市町村からの災害救助米の要請に対応するため、農林水産省への連絡方法や米の引き渡し方法を確認するとともに、より円滑な調達・供給を検討する。（花き農水産課）

【災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進】

基幹農道の整備を進めることで農村地域のアクセスの向上を図るとともに、重要性の高い橋梁及び隧道について、長寿命化・耐震化対策を推進する。（耕地課）

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

地域の実情に応じた耕作放棄地の再生を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化や企業を含む担い手のニーズに合った集積を図るなど、引き続き耕作放棄地の発生防止、解消対策を推進して農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する。（農村振興課、耕地課）

未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道や農業水利施設等を抱える地域において、生産基盤を整備して生産性の向上、農家経営の安定化を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能を十分に発揮するため、引き続き畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業等を推進する。（耕地課）

【地域活性化との連携】

県産材の更なる需要拡大を図るため、C L T工法による中・大規模木造建築物の設計に取り組む建築士等の育成を行うとともに、ラミナの安定供給体制の整備など、C L T生産に向けた取り組みやその利用を促進する。（林業振興課）

引き続き、多くの住民が利用する公共施設の木造・木質化による県産材のPRに努めるとともに、国が普及に取り組んでいるC L T工法等の新たな技術の導入により、これまで木材の使用が制限されていた中高層建築物への建材としての活用を図る。（林業振興課）

野菜産地の競争力の強化と高齢者等の雇用創出を図るため、引き続き、大規模な施設野菜の栽培に取り組もうとする参入企業等を支援し、野菜の大規模生産施設整備を促進する。（果樹食品流通課）

農林漁業者の所得や地域雇用を増大し地域活力の向上を図るため、6次産業化に取り組もうとする農業者等に対してそのニーズに応じたソフト面、ハード面の支援し、6次産業化の取り組みを拡大する。（果樹食品流通課）

本県の花き産地の維持強化と花き文化の振興を推進するため、引き続き市場商談会への出展や現地商談会の開催により、産地と販売店等との繋がりの強化と県産花きの販路拡大や新たな販路開拓を推進する。（花き農水産課）

農業の担い手を確保・育成するため、県内外からの就農希望者の総合窓口として重要な機能を果たしている就農支援センターを活用した就農促進体制を強化する。（担い手対策室）

就農意欲の喚起と就農定着を図り新規就農者を増加させるため、青年就農給付金の活用やアグリマスターによる就農定着支援の拡充を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する。（担い手対策室）

耕作放棄地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化等を図るため、企業訪問や参入セミナーなどにより、本県の優位性をPRし、企業の農業参入を促進する。（担い手対策室）

農山村と連携した企業の農園づくりにより高齢者に活躍の場を提供するため、農業農村を社会貢献や社員教育、福利厚生の場として活用しようとする企業の広域的な受け皿づくりを促進する。（担い手対策室）

国土保全（国土保全・環境・土地利用（国土利用））

【原子力災害対策の促進】

原子力災害対応力の強化のため、引き続き原子力防災訓練等へ職員派遣するなど、防災関係機関（職員）の資質の向上を図る。（防災危機管理課）

【森林の公益的機能の維持・増進】

森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう、引き続き水源地域緊急整備事業、保安林改良性事業、保安林保育事業による保安林整備や、造林事業、森林環境保全推進事業による植栽・保育・間伐等の作業を効果的に進める。

また、森林を健全な状態に維持するため、森林病虫害の駆除や林野火災防止パトロールを行うとともに、森林の公益的機能についての普及啓発や県民参加の森林づくりを進めるための支援を引き続き行う。（森林環境総務課、みどり自然課、森林整備課、県有林課、治山林道課）

【災害廃棄物処理体制の整備】

市町村の災害廃棄物処理計画等に電力供給不足時における対応について追記するなどの対応を促す。（環境整備課）

災害時の迅速な廃棄物処理や円滑な応急復旧活動の実施のため、廃棄物関係団体との協力体制等を必要に応じて協定を更新する。（環境整備課）

【災害時応急対策の推進】

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県治山林道協会、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（治山林道課、県土整備総務課、技術管理課、道路管理課）

地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、引き続き河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用とマニュアルの随時見直しを実施する。（治水課、砂防課）

災害拡大や2次災害の防止を図るため、引き続き道路、河川及び砂防施設における緊急対処法マニュアルに基づき、緊急対処訓練を実施するとともに、訓練結果を検証し必要に応じてマニュアルの見直しを行う。（道路管理課、治水課、砂防課）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務を実施するため、（公社）日本下水道管路管理業協会との連絡体制等を常に最新のものになるよう、随時協定を更新する。（下水道室）

【社会資本整備重点計画の策定】

社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、「社会資本整備重点計画」を策定し、同計画に基づき整備を推進する。（県土整備総務課）

【土砂災害対策の推進】

台風等による集中豪雨や地震等の大規模災害の発生を踏まえ、土砂災害を未然防止するための治山事業を効果的に実施とともに、土砂災害防止機能を発揮している既存治山施設については、引き続き「山梨県治山施設保全計画」に基づき施設の長寿命化を図り、適正な維持・管理を実施する。

また、人命、財産等を被害から守るため、関係機関の連携のうえ、事前防災・減災に向けた総合的な災害対応力の強化を図る。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備を実施する。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

土砂災害特別警戒区域内に要配慮者利用施設等がある箇所や近年の災害発生状況などを考慮し、土砂災害の危険性が高い箇所を優先的に整備していく。（砂防課）

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、過年度整備済みの箇所については、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理を行って行く。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

深層崩壊発災後の対応を迅速に行うため、国や市町村との連絡体制の整備や情報伝達訓練などを実施し、連携を強める。（砂防課）

引き続き、富士川流域砂防連絡会（国、山梨県、長野県、関係市町村）を通じた取り組みを推進するとともに、今後とも深層崩壊の調査及び必要な対策を進める。（富士川砂防事務所（国））

【ニホンジカの食害等の調査研究】

ニホンジカによる食害対策、森林環境税モニタリング調査及び富士スバルライン沿線緑化試験等の調査研究を行い、それらの調査結果を現場に反映させ、必要に応じて改良を加え、事業の効率化に寄与させる。（森林総合研究所）

【農地の保全等による災害対策の推進】

ため池等整備事業や農村地域防災減災事業等により、今後は、詳細な点検・調査を推進するとともに、老朽化の進行や耐震性の不足などに対応する施設の改修や補強について、施設管理者等との調整のうえ、計画的な整備を行う。

また、ため池が決壊した場合の被害想定地域等を示したハザードマップの作成や情報連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を検討し、計画的な整備を行う。

また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課、関東農政局（国））

農地の浸水が懸念される地域において、農業用水利施設等の整備を進めるとともに、整備済みの排水機場等の耐震化を見据えた点検・調査を推進し、施設管理者等との調整のうえ、計画的な整備を行う。

（耕地課）

【洪水被害等を防止する治水対策の推進】

洪水災害を未然に防止するため、引き続き河川管理施設の維持や流下断面の確保を継続しながら、河道の掘削や拡幅、築堤等の整備や機能強化等の対策等を推進するとともに、五明川排水機場等の河川施設の長寿命化を図る。

また、県内6多目的ダムにおいても、ダム機能を維持するため、引き続きダム周辺施設等を含めた適切な改良や長寿命化対策により、維持・修繕を実施する。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き、鎌田川や濁川等において、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を実施する。

今後も、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト縮減を図りながら、重点箇所を中心に整備を行い、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効利用を推進する。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

洪水災害を軽減するため、引き続き河川への流出を遅らせる雨水貯留浸透施設の整備による減災対策を推進し、流域全体での流出抑制対策の重要性を周知するため、パンフレットの配布や講習会の開催などによる啓発活動を実施する。（治水課）

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

地域の実情に応じた耕作放棄地の再整備を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化や企業を含む担い手のニーズに合った集積を図るなど、引き続き耕作放棄地の発生防止、解消対策を推進して農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する。（農村振興課、耕地課）

未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道や農業水利施設等を抱える地域において、生産基盤を整備して生産性の向上、農家経営の安定化を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能を十分に発揮するため、引き続き畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業等を推進する。（耕地課）

【水防対策の推進】

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、引き続き、洪水ハザードマップの周知により避難体制の支援を行うとともに、今後は、国や近県の状況を見ながら改訂マニュアルを踏まえた浸水想定区域の見直しについて検討を行う。

また、ハザードマップで想定している広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら検討を行う。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚を図るため、引き続き水防訓練を実施する。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

水害から住民の生命を守るため、引き続き水防用資材の定期的な更新と備蓄を行う。

（治水課、甲府河川国道事務所（国））

【放射性物質等の検査体制の整備】

大気中の放射線測定体制については、緊急時の対応に備え、引き続き日常のモニタリングポストやサーベイメーターによる調査を実施する。（大気水質保全課）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

下水道施設の長寿命化を図るため、引き続き下水道施設の点検実施の強化に努めるとともに、4 流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の処理場や 20 年以上経過した幹線管渠などの下水道施設の長寿命化対策を進める。（下水道室）

災害時における下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、引き続き 4 流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の下水道施設の耐震化を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図るため、BCP 訓練や地震対策マニュアルの見直し等を実施する。

特に、4 流域下水道の幹線管渠について耐震化率の向上を図るため、重要な公共施設の周辺等を最優先に、更には緊急輸送道路周辺等も優先し耐震対策を実施する。（下水道室）

【富士山の噴火予測手法の確立等】

富士山の噴火災害を軽減するため、「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成 26 年度から実施）を東京大学地震研究所等と共同で実施する。その中で、富士山の噴火履歴を明らかにし、一方で、地下水観測等の火山観測を行う。この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、溶岩流・火砕流の噴火シミュレーション及び降灰シミュレーションによる予測手法の確立に取り組む。更に、火山防災情報の発信や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりを行う。

また、その仕組みづくりの中で、地元自治体や県民を対象とする火山防災研修会やセミナー、火山噴火災害の軽減のための国際ワークショップやシンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識などの普及・啓発に取り組むとともに、小中学校や高等学校の富士山学等や大学の講義において火山防災教育を推進する。

更に、富士山を始めとした山梨県下の山岳地帯における雪崩研究を行う。この研究は、雪崩の発生メカニズムの解明とその観測を手助けするための計器の開発を目的としているが、その成果については、降雨型火山泥流、融雪型火山泥流、斜面崩壊、火山体崩壊などの火山における現象に対して応用することが可能であるため、実施する。（富士山科学研究所）

富士山の噴火は多様であり事前に火口も特定できないため、噴火に際して即時に対応できるハザードマップ（リアルタイムハザードマップ）の整備やハザードマップを行政担当者並びに地域住民が使いこなすスキルを取得するための防災教育に取り組む。（富士山科学研究所）

【富士山火山監視体制の整備】

富士山火山噴火の前兆現象を早期に特定し、噴火前避難体制の強化及び緊急減災対策へ迅速に移行し被害をできる限り軽減するため、今後は、富士山監視映像装置の改築とともに県が有する監視映像を気象庁や富士山科学研究所などの火山専門機関へ情報提供を行い、監視体制の強化を図る。（砂防課）

【富士山火山防災の推進】

富士山火山噴火対策砂防事業の促進を図るため、平成 27 年 1 月に富士北麓地域 7 市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町）の首長及び議会議長により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会が設立された状況を受け、今後は、富士砂防事務所、静岡県及び山梨県で検討中の「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、計画に基づく富士山火山対策の国直轄化について、国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する。

（砂防課、富士砂防事務所（国））

2. 横断的分野ごとの推進方針

リスクコミュニケーション

【災害時相談支援体制の充実】

県内で地震・風水害等の大規模災害が発生した場合に備え、引き続き県民が専門家に法律や税務等の相談を行えるよう関係団体との協定を継続し、相談体制を確保する。（県民生活・男女参画課）

被災者の生活相談や情報提供を実施するための総合相談体制の充実を図るとともに、毎年度検証を行ったうえで、生活相談マニュアルの内容を見直す。（県民生活・男女参画課）

消費者相談へ適切に対応するため、引き続き市町村や消費生活相談員に対して防災や災害時における物資調達等に関する情報提供を行うなど、市町村等との連携を図る。（消費生活安全課）

災害時の県税救済措置制度（猶予・減免）の円滑な運用を図るため、引き続き平時からホームページ等で周知を行う。（税務課）

被災者生活再建支援制度の円滑な運用を図るため、引き続き市町村への制度内容の周知、県民への制度の普及啓発及び知事会等を通じた支援制度の充実を国へ働きかけるとともに、県独自の支援制度について検討を行い新たな制度を構築する。（防災危機管理課）

災害時におけるDV被害者の相談体制の整備のため、引き続き女性相談所及びびゅあ総合に設置する相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）の周知と対応を市町村等関係機関と連携して行う。（子育て支援課）

災害時における在宅被災者等への相談支援体制の整備のため、引き続き被災者に対する心のケアの手法等について研修を実施するなど、心のケアに関する活動を行う体制の整備を進める。（障害福祉課）

【人材育成等による地域防災力の強化】

防災対策への女性の参画を更に促進するため、引き続き地域防災リーダー養成講座等への女性の参加を促進するとともに、女性の参画の重要性を啓発する。（県民生活・男女参画課）

火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりの中で、火山防災研修会、火山噴火災害の軽減のための国際ワークショップやシンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識などの普及・啓発に取り組むとともに、小中学校や高等学校の富士山学等や大学の講義の中で火山防災教育を推進する。（富士山科学研究所）

自主防災組織を育成するため、引き続き、地域防災リーダー養成講座、知事表彰等を実施し、県、防災安全センター等でも自主防災組織や一般県民に対する研修会、訓練、講演会等を実施するとともに、市町村を通じて地域防災出張講座（県政出張講座）の要請があった地域（自主防災組織）に県職員等（防災危機管理課、地域県民センター及び県立防災安全センターの職員）を講師として派遣し、コミュニティレベルでの地域防災力強化の取り組みを促進するとともに、防災関係機関に対する啓発及び地域防災リーダー養成講座への女性の参加の促進を図る。また、自主防災組織での防災訓練等で養成した地域防災リーダーを活用し、地域ごとの災害特性に対する必要な防災対策、防災意識の啓発を促進する。（防災危機管理課）

防災危機管理課、防災安全センター、学校等における各種の防災教育関連事業の一層の充実を図るため、引き続き、主に平成26年8月に設置した山梨防災教育研究会（山梨大学（地域防災・マネジメント研究センター）国（甲府河川事務所、富士川砂防事務所）及び県関係課）の場を通じた防災・教育関係部署間の情報共有、相互連携等の促進を図る。

（県民生活・男女参画課、防災危機管理課、治水課、砂防課、教育庁総務課、義務教育課、高校教育課、スポーツ健康課、社会教育課）

県民の防災意識の一層の向上を図るため、引き続き防災安全センターにおける出張講座、やまなし防災ポータルを活用した防災情報提供等を実施する。（防災危機管理課）

大規模災害発生時の家庭や事業所等における備蓄（1週間程度の水・食料、日用品等）の充実を促進するため、引き続き防災リーフレット、講習会、やまなし防災ポータル等あらゆる機会を通じて、家庭や事業所等に対して普及啓発を行う。（防災危機管理課）

地域における防災力の向上を図るため、引き続き防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する。（防災危機管理課）

来日間もなく県内に居住を始めた外国人の場合、既存の行政情報の伝達等に不利な条件下にあり、こうした外国人は、必要な防災・避難情報にアクセスできないことが想定されるため、災害ガイドブック（7カ国語）の配布や県ホームページでの公開を毎年継続して実施する。（国際交流課）

土砂災害に対する危険性、避難行動の重要性を周知するため、引き続き毎年6月の土砂災害防止月間に合わせて市町村が行う土砂災害防災訓練において啓発活動を実施する。（砂防課）

警戒宣言発令時における県民の自動車の不使用・自粛を図るため、これまで、広報用チラシを防災訓練等の際に配布し、また、県警ホームページに掲載するなど、継続的に広報を実施してきているが、より広く周知を行うため、各種機会をとらえて引き続き広報を実施する。（警察本部）

住民の防災意識の醸成を図るため、引き続き警察署の交番や駐在所で発行するミニ広報紙に、災害への対応ほか災害に関連した内容の記事を掲載するとともに県警ホームページに災害関連の内容を掲載し、適宜、見直しを行うなど、住民の防災意識の向上の取り組みを行う。（警察本部）

【学校における防災教育等の推進】

土砂災害に対する危険性、水難事故防止、避難行動の重要性を周知するため、引き続き毎年6月の「土砂災害防止月間」や7月の「川に親しみ、水辺にふれあう運動」推進強調月間等に合わせ、小学生等を対象に啓発活動を実施する。（治水課、砂防課、甲府河川国道事務所（国））

県立学校（高等学校・特別支援学校）及び小・中学校における防災対策の充実強化を図るため、引き続き各種研修会の機会を通して、防災危機管理マニュアル及び対応マニュアルを定期的に見直すとともに、様々な事態を想定した防災教育、避難訓練を実施し、質を高めていくよう指導する。

また、実践的防災教育推進事業を継続し、緊急地震速報受信システムの設置校を増やし、学校防災アドバイザーの派遣、災害ボランティア講師の派遣、推進校の研究成果発表会を通して、防災への意識と実践力の向上を図る。（義務教育課、高校教育課）

県立学校（高等学校・特別支援学校）及び小・中学校において、災害時の児童生徒の心のケアについての教職員の対応力をより一層高めるため、引き続き養護教諭・教頭・初任教職員を対象とした児童生徒の心のケアについて研修や演習等を実施する。

また、各学校で行う各種防災関係研修の中で、災害時の児童生徒の心のケアのテーマ化を促進し、全教職員の対応力向上を図る。（スポーツ健康課）

【NPO等との連携・協働の促進】

大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、引き続き研修会などを実施するとともに、NPO等との連携のあり方について検討する。（防災危機管理課）

【ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知】

富士山の噴火は多様であり事前に火口も特定できないため、噴火に際して即時に対応できるハザードマップ（リアルタイムハザードマップ）の整備やハザードマップを行政担当者並びに地域住民が使いこなすスキルを取得するための防災教育に取り組む。（富士山科学研究所）

県民への液状化に対する意識を啓発するため、引き続き液状化の危険度が分かる液状化危険度マップをホームページにより周知する。（防災危機管理課）

ため池が決壊した場合の被害想定地域等を示したハザードマップの作成や情報連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、引き続き、洪水ハザードマップの周知により避難体制の支援を行うとともに、今後は、国や近県の状況を見ながら改訂マニュアルを踏まえた浸水想定区域の見直しについて検討を行う。

また、ハザードマップで想定している広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら検討を行う。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

防災のための情報提供手段の確立のため、引き続き総合河川情報システムの適切な運用を図る。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

世界遺産富士山を訪れる登山者や観光客に火山噴火から身を守るための知識や減災対策に繋がる行動の規制や緊急時の円滑な避難のための方法を周知・啓発するため、引き続き、特に防災情報が事前に提供されていない海外からの登山者や観光客に対して、「富士山火山ガイドマップ」を配布することで情報提供の強化を図る。（砂防課）

土砂災害警戒避難体制の確立・強化を図るため、今後は、ハザードマップを用いた、地域で行われる避難（防災）訓練等を通じ、県民に土砂災害に係る知識を周知するため、市町村職員向けの講習会（勉強会）を催すなど、定期的に啓発活動を実施する。（砂防課）

土砂災害情報の収集及び警戒避難体制の確立を図るため、今後は、土砂災害情報相互通報システムを適切な運用及び管理を行うとともに、被災情報データの確実な収集のため、関係先との役割分担について整理しておくとともに、必要に応じて施設管理者との協定の締結などに取り組む。（砂防課）

土砂災害から県民の生命を守るため、今後は、約 7,000 箇所土砂災害警戒区域を管理・公開するために作成した土砂災害情報相互通報システムを通し、定期的に啓発活動を実施する。

また、中山間地域の土砂災害防止法に基づき定められた警戒区域や過去の災害履歴と、地域に既にある公共基盤との位置関係を正確に把握し、合理的で比較的安全な防災拠点となり得る場所を抽出するとともに結果を公表し、市町村に対して地域防災拠点箇所変更を促す。（砂防課）

老朽化対策

【公共施設等の総合的・計画的な管理の推進】

財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等の老朽化や人口減少等による公共施設等の利用状況の変化を踏まえ、平成 27 年度中に「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する。（知事政策局）

社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、「社会資本整備重点計画」を策定し、同計画に基づき整備を推進する。（県土整備総務課）

【鉄道設備の老朽化対策の促進】

鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、国と連携して補助している。中小民間鉄道事業者は経営体力が弱く、自力での安全確保等が思うように進められないため、今後も中小民間鉄道事業者の長期整備計画を確認しながら、引き続き必要な支援を行う。（交通政策課）

【上下水道施設の老朽化対策の促進等】

平成 31 年度までに石綿セメント管の耐震性のある管路への整備率を 79%とし、引き続き水道施設の耐震化を着実に実施するよう要請するとともに、応急給水資機材の整備についても各水道事業者に促す。（衛生業務課）

下水道施設の長寿命化を図るため、引き続き下水道施設の点検実施の強化に努めるとともに、4 流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）の処理場や 20 年以上経過した幹線管渠などの下水道施設の長寿命化対策を進める。（下水道室）

【道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策の推進】

国道・県道等と連絡する林道を災害時の代替輸送路として活用するために、また、山間部の避難路、代替輸送路となる林道を災害時の孤立集落を解消するために整備を推進する。

一方、林業や山村地域の生活基盤である林道について、有事の際に機能不全とならないように、橋梁・トンネル等の老朽化対策を推進する。（治山林道課）

基幹農道の整備を進めることで農村地域のアクセスの向上を図るとともに、重要性の高い橋梁及び隧道について、長寿命化・耐震化対策を推進する。（耕地課）

幹線道路、生活道路等、既存道路の改築などによる老朽化対策も推進していく。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋長 15m 以上の橋梁を、平成 31 年度を目途に耐震化率 100% 達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）

引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」や「山梨県トンネル維持管理計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施していくとともに、橋梁・トンネル以外の道路施設の維持管理計画の策定を進める。（道路管理課）

道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

【農業用施設等の老朽化対策の推進】

中山間地域等直接支払制度、農地維持・資源向上活動支援事業の両施策については、大規模災害時の応急復旧に欠かせない地域ぐるみの共同活動として非常に重要なことから、引き続き推進する。（農村振興課）

ため池等整備事業や農村地域防災減災事業等により、今後は、詳細な点検・調査を推進するとともに、老朽化の進行や耐震性の不足などに対応する施設の改修や補強について、施設管理者等との調整のうえ、計画的な整備を行う。

また、ため池が決壊した場合の被害想定地域等を示したハザードマップの作成や情報連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。（耕地課）

農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を検討し、計画的な整備を行う。

また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課、関東農政局（国））

農業集落排水事業により整備した施設について、今後は、適正な処理機能を維持させるため、耐震化も見据えた機能診断調査の推進と必要な対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。（耕地課）

未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道や農業水利施設等を抱える地域において、生産基盤を整備して生産性の向上、農家経営の安定化を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能を十分に発揮するため、引き続き畑地帯総合整備事業、中山間地域総合整備事業等を推進する。（耕地課）

農地の浸水が懸念される地域において、農業水利施設等の整備を進めるとともに、整備済みの排水機場等の耐震化を見据えた点検・調査を推進し、施設管理者等との調整のうえ、計画的な整備を行う。（耕地課）

【河川管理施設、ダム及び土砂災害対策施設の老朽化対策の推進】

昭和町を除く 26 市町村において、山間部の集落周辺の森林の山地災害防止機能を確保するため、土砂災害防止機能を発揮している既存治山施設については、引き続き「山梨県治山施設保全計画」に基づき施設の長寿命化を図り、適正な維持・管理を実施する。（治山林道課）

洪水災害を未然に防止するため、引き続き河川管理施設の維持や流下断面の確保を継続しながら、河道の掘削や拡幅、築堤等の整備や機能強化等の対策等を推進するとともに、五明川排水機場等の河川施設の長寿命化を図る。

また、県内 6 多目的ダムにおいても、ダム機能を維持するため、引き続きダム周辺施設等を含めた適切な改良や長寿命化対策により、維持・修繕を実施する。（治水課、甲府河川国道事務所（国））

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、過年度整備済みの箇所については、早期に長寿命化計画を策定し、適切に維持・管理を行っていく。

（砂防課、富士川砂防事務所（国））

【都市公園施設の老朽化対策の推進】

都市公園施設の安全性の確保を図るため、県営 9 公園（小瀬スポーツ公園、曾根丘陵公園、御勅使南公園、緑が丘スポーツ公園、笛吹川フルーツ公園、舞鶴城公園、富士川クラフトパーク、富士北麓公園及び桂川ウェルネスパーク）について、「山梨県公園施設長寿命化計画」により、危険度・優先度が高い箇所から事業を実施することとし、都市公園施設の日常点検や定期点検を実施するとともに施設の長寿命化を図る。（都市計画課）

今後は、災害時の防災活動拠点となる都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曾根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑ヶ丘スポーツ公園）において、建築年度が古い施設の老朽化にあわせ、引き続き防災活動拠点としての整備を実施する。また、市町村管理の公園についても整備を指導する。（都市計画課）

【県営住宅の老朽化対策の推進】

建物の安全性の確保・向上を図るため、引き続き「山梨県公営住宅長寿命化計画」に基づき県営住宅の建替事業、及び改善事業を実施する。（建築住宅課）

研究開発

【富士山の噴火予測手法の確立等】

富士山の噴火災害を軽減するため、「富士山火山防災のための火山学的研究」(平成26年度から実施)を東京大学地震研究所等と共同で実施する。その中で、富士山の噴火履歴を明らかにし、一方で、地下水観測等の火山観測を行う。この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、溶岩流・火砕流の噴火シミュレーション及び降灰シミュレーションによる予測手法の確立に取り組む。更に、火山防災情報の発信や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりを行う。

また、その仕組みづくりの中で、地元自治体や県民を対象とする火山防災研修会やセミナー、火山噴火災害の軽減のための国際ワークショップやシンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識などの普及・啓発に取り組むとともに、小中学校や高等学校の富士山学等や大学の講義において火山防災教育を推進する。

更に、富士山を始めとした山梨県下の山岳地帯における雪崩研究を行う。この研究は、雪崩の発生のメカニズムの解明とその観測を手助けするための計器の開発を目的としているが、その成果については、降雨型火山泥流、融雪型火山泥流、斜面崩壊、火山体崩壊などの火山における現象に対して応用することが可能であるため、実施する。(富士山科学研究所)

【ニホンジカの食害等の調査研究】

ニホンジカによる食害対策、間伐実施箇所の植生・環境調査及び治山・林道事業箇所を中心とした緑化工法の検討等の調査研究を行い、それらの調査結果を現場に反映させ、必要に応じて改良を加え、事業の効率化に寄与させる。(森林総合研究所)

【木質バイオマス等の研究】

間伐の推進並びに間伐材の有効利用を図るため、建築材や装飾材、木質バイオマスへの利用を推進するための研究を行い、安定的な木材の需要供給体制の検討を進める。(森林総合研究所)